

平成 29 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 29 年 3 月 7 日

閉 会 平成 29 年 3 月 17 日

大 津 町 議 会

平成 29 年第 2 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 7 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明	
3 月 8 日	水	午前 10 時	本会議	先議議案第 1 号から 議案第 9 号まで 質疑、討論、表決 議案第 10 号から議 案第 23 号まで 質疑、委員会付託	一般質問締切日 正午まで
3 月 9 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	午前 9 時 議運 一般質問順番等
3 月 10 日	金	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 11 日	土		休 会	議案等検討	各中学校卒業式
3 月 12 日	日		休 会	議案等検討	
3 月 13 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 14 日	火		休 会	議案等整理	
3 月 15 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 16 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 17 日	金	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				11 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成28年度定期監査報告書
- 平成28年度大津町一般会計・特別会計・事業会計補正予算の概要
- 平成29年度大津町一般会計・特別会計・事業会計補正予算の概要
- 平成28年12月例月出納検査の結果について
- 平成29年1月例月出納検査の結果について
- 平成29年2月例月出納検査の結果について

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算（第 9 号）について
議案第 3 号	平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 4 号	平成 2 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 5 号	平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 6 号	平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 7 号	平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 8 号	平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 号	平成 2 8 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 1 0 号	大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託に関する基本協定の締結について
議案第 1 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号	町道の路線廃止について
議案第 1 5 号	町道の路線認定について
議案第 1 6 号	平成 2 9 年度大津町一般会計予算について
議案第 1 7 号	平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第 1 8 号	平成 2 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第 1 9 号	平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第 2 0 号	平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第 2 1 号	平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第 2 2 号	平成 2 9 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 2 3 号	平成 2 9 年度大津町工業用水道事業会計予算について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 9 年 3 月 7 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 9 号) について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 2 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 8 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託

特別会計予算について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度大津町工業用水道事業会計予算について

一括上程、提案理由の説明

午前 9 時 5 9 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） ただいまから、平成 2 9 年第 2 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、去る 2 月 1 7 日熊本市で開催された熊本県町村議会議長会定期総会において、熊本県町村議会議長会より、地方自治振興の功労者として表彰されました津田桂伸君に対しまして、ただいまから表彰状の伝達を行います。演壇の前にお進みください。

表彰状、菊池郡大津町議会、議員、津田桂伸殿。

貴殿は 2 3 年以上の長きにわたり、町村議会議員としてよくその職責を遂行され、もって地方自治の振興発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成 2 9 年 2 月 1 7 日、熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。

おめでとうございます。

引き続き、会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、3 番山本富二夫君、4 番金田英樹君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長（桐原則雄君） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3 月 2 日午前 1 0 時から町民交流施設集会所において、議会運営委員全員出席のもと、また桐原議長に出席を願い、平成 2 9 年第 2 回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案について執行部からの説明を求め、取り扱いについて協議しました。また、議事日程、会期の日程、その他、議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案について、議案第1号から議案第9号までの9議案については、先に先決すべき案件でありますので、8日の本会議において質疑、討論の後、表決することに決しました。

一般質問については本日の町長の施政方針を聞いた後、8日の12時までの提出といたします。したがって、9日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決することになりました。

会期日程については議席に配付のとおりです。本日から3月17日までの11日間といたしました。

なお、最終日に契約、人事案件が追加提案される予定です。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第1号から日程第26 議案第23号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議案第1号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第26 議案第23号 平成29年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの23件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について所信の一端を申し述べさせていただきます。

先の選挙におきまして、町長として、引き続き、町の舵取りの重責を担うことになり、重く受け止め、非常に身の引き締まる思いでございます。これからもさらに町民の幸せな暮らしのために、しっかりと取り組んでまいります。

大津町のこれまでの60年間の歩みの中、偉大なる諸先輩方のご努力によって、大津町は、福祉の町、農工商併進・企業誘致の町、そして社会体育をはじめとする教育の町となり、今日の大津町へ発

展してまいりました。私が、これまで町の舵取りとして3期で残された事業を引き継ぎ、職員の意識改革をはじめ、「まちづくり基本条例」の基本理念のもと、町民の皆さんとともに開かれた町政に取り組んでまいりました。町民や議員の皆様方、そして職員のご協力によりまして、一定の成果をあげることができたことを感謝しております。就任当初から、駅周辺と中心市街地の開発に取り組みながら、少子高齢化社会であることを踏まえ、子育て支援とコンパクトな町づくりを進めてまいりました。しかし、昨年の熊本震災によりまして住民の方々の生活、公共施設や農業、商業、工業の施設等に未曾有の災害を被り、それらの復興・復旧にしっかりと、一日も早く取り組んでいかなければならないと考えております。

国・県関連の復旧事業につきましては、1、2年の間に目途が立つものと考えておりますが、町単独で取り組まねばならない生活再建支援事業はかなりの数であり、莫大な予算を伴うものとなります。このような状況であります。単なる復旧・復興ではなく、職員等の人材育成に取り組むことで、住民と共に意見を出し合い、町が夢を持てるような創造的復興に取り組んでいけるものと考えております。また、これまで民間や地域の力の活用に取り組んでまいりましたが、今後、民間や地域の取り組みを後押しできるような行政であることが重要であり、本年度、策定予定の復興計画におきましても、2年間の復旧期間のその後の3年間の復興計画期間にすべき事業を明確にし、今すべきことが5年10年後に、夢ある町、住んで楽しい町となるよう復興計画に取り組まなければなりません。そのために、人材育成に取り組むことこそ人材を得ることにつながり、各分野での町の宝を掘り起こし、夢を叶えていくことができいくものと考えます。

振興総合計画につきましては、平成29年度が最終年度となっております。計画において、今後も成果指標の目標値や達成度等を明らかにし、積極的な情報公開に努め、開かれた町政を目指していきたくと思っております。

それでは、私の公約であります「くらしの再建」、「命を守り、災害に強いまちづくり」、「社会基盤の復旧と経済再生」に関する基本的な考え方を申し上げます。

これらの公約は、熊本地震における復旧・創造的復興に向かって、一日も早い取り組みのために、まず、第一番目は、「くらしの再建」についてでございます。

住民の生活再建の基礎となる住宅再建の早期実現に、町では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、国・県の生活支援制度を最大限に活用しながら、町単独の生活再建や地域の復興に向けて支援を検討しております。

生活の場である地域の復興のためには、地域の住民同士が支え、助け合う共助と地域力を育むためにも、コミュニティ再建にも県と協働して取り組んでまいります。

2番目は、「命を守り、災害に強いまちづくり」についてでございます。

災害は、いつ、どこで、何が起こるかわかりません。そこで、熊本地震や豪雨など、これまで経験した災害を教訓として、防災体制の検証を行い、体制のさらなる強化と避難所や防災倉庫の整備、及び地域との連携体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

日頃から、住民の皆さんを守るため、防災本部の拠点として庁舎機能は大変重要なものであります。

庁舎建設につきましては、4カ年計画を考えております。防災施設や避難所機能を兼ね備え、防災センターで多目的な利活用として庁舎機能を併せた庁舎の建設に、議員皆様方や町民の皆さんと十分な意見を伺い、地域構想と計画し、しっかりと取り組んでまいります。また、住民の生命、財産を守るためには、日々の訓練が重要であり、熊本地震の検証結果や台風、豪雨等の被害を踏まえ、初動体制のあり方、職員安否確認と迅速に出動できる連絡網の整備、情報収集が可能である緊急時に対しては、タイムラインの周知徹底を図り、予防的避難など防災機能をさらに強化していきます。

熊本地震では、小中学校の体育館や総合体育館など多くの指定避難所が被災し、避難所として機能を果たさなかったところがあり、被災した施設につきましては、現在、早期復旧に向けた取り組みを進めているところでございます。今後、指定避難所となる公共施設については、防災機能の強化を図るとともに、地域の中核となる指定避難所についても、財政計画との整合性が必要となりますが、新たな施設も含めた施設整備についても検討しながら、地域防災力の向上を推進します。

被害を最小限に止めるためにも人材が必要です。地域の防災指導員や防災士連絡協議会等の連携強化を図り、各地域における自主防災組織や地域防災リーダーの人材育成に引き続き力を入れてまいります。また、災害時の消防団活動は、防災をはじめとして地域の重要な役割を担っております。避難所警備など多岐にわたり活動しておられますので、さらに温かい支援をするとともに、消防精神と郷土愛護の心の育成を図ってまいります。また、さらに区長さんや民生委員さんの活動を支援することで、地域防災力向上に努めてまいります。

今後も町消防団、区長、民生委員、福祉支援委員やPTAの皆さん、各種団体とともに、関係団体との連携強化、防災に強い安心・安全なまちづくりに努めます。また、駅南交番の設置により町中の治安維持にも努めてまいります。

3番目は、「社会基盤の復旧と経済再生」でございます。

庁舎や公共施設の被災によって町の機能が分散しており、町民の方々には、ご不便をかけておりますことを申し訳なく思っております。町道等につきましては、いくつかの路線を除き、平成29年度には復旧が完成する予定であります。また、上井手等の河川被害によりまして、昨年、穀物などの作付けができませんでしたが、復旧に取り組まれており、今年の植え付けはできるようです。農業用施設等の被害につきましても、復旧・復興についても早急に取り組んでおります。公共施設、農業用施設等の復旧は町の経済再生には欠かせないものであり、また、本町の農業が日本の農業の生きる道となるように努力してまいります。

これらの公約を果たすためには、健全財政運営を図る必要がございます。それには、国の経済に左右されますので、世界経済を見据えて、町の立地企業との連携を密にしてまいります。

そのような状況の中、日本の人口減少と少子高齢化社会への政策、社会保障費関連経費の増大に対し、改めて地方分権に立ち返り、元気な地方自治体として、再度意識改革を進め、より一層の経費節減、民間でできることは民間の力を活用することによって、引き続き行財政体質の健全化に取り組んでまいります。

これまで、住みたい、住んでよかったまちづくりのため、子育て支援にしっかり取り組んでまいり

ました。おかげで若者のまちとして、引き続き、子育て支援にさらに力を注いでまいります。また、保育士等の処遇改善のため、生活環境づくりにも取り組んでまいります。

待機児童対策につきましては、本年4月に新たな私立保育園が開園します。しかし、今後も入所希望者の増加が予想されますので、引き続き、待機児童の解消に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、老朽化が進んでいる教育施設を計画的に整備改修を進めながら改善を図るとともに、新学習指導要領に対応した教育環境を充実させ、児童生徒の基礎学力のさらなる定着と主体的に学ぶ力を養い、次世代の天津町を担う子どもたちを育ててまいります。

また、高齢者福祉対策につきましては、「第6期天津町高齢者福祉計画及び介護保険事業等計画」を基本に、介護保険事業や介護サービスの事業の充実はもとより、老人福祉センター及び地域包括支援センターを中心に、デイ・サービス事業、在宅老人給食サービス事業、地域でのふれあいサロン事業を活用し、新年度で整備を行います運動公園の人工芝を活用して、健康とスポーツの振興に努め、若者と高齢者の健康推進を図り、企業誘致につきましては、都市マスの見直しを行い、長期的視野に立った町の将来像を明確にし、さらなる企業誘致に取り組み、地場産業の育成と地域経済の活性化を図り、新たな雇用の場の創出と雇用の確保に向け、企業誘致に取り組んでまいります。

観光産業につきましても、JR肥後天津駅が阿蘇くまもと空港駅と愛称化が行われ、新たな天津町の玄関口として阿蘇くまもと空港駅を中心として、宿泊や飲食による観光事業を展開できればと考えております。駅南の商業地の活性化につながる食文化の推進に、町商工会、肥後天津観光協会やJAとも連携し、郷土食天津のまちの活性に取り組んでまいります。また、スポーツを活かした観光のまちづくりとして、運動公園等を活用したイベントの誘致で地域経済や地域活動の活性化を促進します。

以上、町政全般の運営、復興・復旧に関する基本的な考え方と、今後のまちづくりにおける私の考え方の一端を申し上げましたが、引き続き、議会または町民の皆さんのご協力をいただき、「誰でもが未来に夢を持ち、育むことのできるまち」の実現を目指し、町民の皆さんと心をつなげて、しっかりとまちづくりに取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

新年度予算の説明に入らせていただきます。

平成29年度の当初予算編成につきまして、述べさせていただきます。

平成29年度の当初予算につきましては、「骨格予算」としてあります。

予算編成にあたっては、基本的に新規施策等を見送り、政策的な経費は計上せず、義務的経費、既存施設の維持管理、その他、債務負担行為等を設定している事業や経営的な経費、及び年度当初に必要な経費を計上しておりますが、昨年、発生しました熊本地震からの早期復旧の観点も踏まえて、災害廃棄物処理や応急処理等、災害復旧に係る必要な経費につきましても、骨格予算に計上しているところでございます。よって、骨格予算であります。前年の当初予算と比べ、大幅な増額の予算編成となっております。

基金につきましては、平成28年度末、残高見込みは総額44億2千500万円となり、うち財政調整基金は22億1千500万円となる見込みであります。なお、平成29年度の当初予算編成時に

において、8億8千万円の財政調整基金繰り入れを予定していますので、繰り入れ後の財政調整基金は13億3千500万円となる見込みです。

また、平成28年度末の起債残高は、熊本地震に係る地方債発行が大きく影響し、143億6千746万円となる見込みで、前年度比14億7千72万円の増加となります。

今後も災害復旧を最優先としながら、次に来る災害にも備えなければなりませんので、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き効率的な行政運営をしていかなければならないと考えております。続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号「平成28年度大津町一般会計補正予算（第9号）」についてから、議案第9号「平成28年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」についての8議案の各会計の補正予算につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとしては、熊本地震関連事業の事業費確定に伴う補正で、災害廃棄物処理、公費解体などの減額補正や被災農業者向け経営体育成支援事業の増額補正などがあります。そのほか、歳入、歳出では、各事業の確定に伴う補正でございます。

平成28年度の一般会計補正予算案、及び各特別会計合わせて、補正予算案として、歳入歳出予算総額に20億6千576万5千円を減額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号「平成29年度大津町一般会計予算について」から、議案第23号「平成29年度大津町工業用水道事業会計予算について」までの、8議案につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は、241億9千971万6千円、前年度比17.4%の増となっております。そのうち、一般会計は168億6千779万4千円で、31.1%の増となっております。

一般会計の主な財源の構成は、町税が24.8%、地方交付税が10.1%、国・県支出金が33.1%、町債が17.6%となっております。

歳出で主なものは、経常的な費用に加え、熊本地震関連で、災害救助法に係る住宅の応急修理4億320万円や、一部損壊世帯住宅補修見舞金8千960万円、また、災害廃棄物処理事業42億1千908万1千円、宅地被害関連事業が6億4千657万2千円などが主なものです。

このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配布いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成29年度の一般会計予算案168億6千779万4千円、各特別会計予算案、及び事業会計予算案73億3千192万2千円を地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

その他の議案の案件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第1号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、災害対策基本法及び災害対策基本法施行令に基づき、災害派遣手当の支給に関し必要な事項を規定する

ために条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第10号「大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託に関する基本協定の締結について」でございますが、予定価格5千万円以上の基本協定を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第11号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、及び、議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等の育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号「大津町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号「町道の路線廃止について」、及び、議案第15号「町道の路線認定について」につきましては、道路として使用しなくなった区間の一部を路線廃止し、起点終点の変更に伴い新たに路線認定を行うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、年のため申し上げます。

各部長の説明は、議案第1号から議案第9号まで、議案第10号から議案第15号まで、議案第16号から議案第23号まで、分けて説明を求めます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。

議案第1号、大津町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は1ページから3ページ、説明資料集は1ページから6ページになります。

昨年、発生しました熊本地震の復旧復興のために、職員一丸となって取り組んでいるところでございますが、それでも職員が足りない状況が続いているところであり、現在多良木町より1名の方に災害派遣をお願いしている状況です。

今回、条例改正するのは災害派遣で来られている方に対し、災害派遣手当を支給するための所要の改正を行うものです。

武力攻撃災害等派遣手当などを含めたところの災害派遣手当は、災害対策基本法第32条第1項の規定により、職員の派遣の要請をした都道府県、または市町村が災害応急対策または災害復旧のために派遣された職員に対し支給する手当です。この手当は総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県または市町村の条例で定める額を支給するとされており、基準に従い、改正を行うものでございます。

資料集の3ページをお願いいたします。改正の内容としまして、第19条の次に、第19条の2を加え、災害派遣で来られた職員が大津町に滞在することを要した場合に支給するとしています。手当の額は第2項で規定し、別表3で定める額としております。

5ページをお願いいたします。別表3で、本町に滞在した期間及び利用施設の区分により、1日につき、3千970円から6千620円を支給するものでございます。今回の派遣に伴う手当の額は、多良木町がアパートを借り上げていますので、公用の施設として1日につき3千970円を支給することとなります。

議案集の3ページをお願いいたします。多良木町の職員の方は、10月から来ていただいておりますので、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとし、平成28年10月1日から適用し、10月にさかのぼって手当を支給したいと考えており、今回提出しております補正予算を合わせてお願いしているところでございます。なお、その他の改正につきましては、先ほどの条の追加による条ずれや字句の整備を行うものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第2号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、熊本地震関連に伴う本年度の事業見込みによる補正が主なもので、その他は各事業の確定や執行見込みに伴う不用額の減額補正が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて、別紙、補正予算の概要のほうをご参照いただきます。

第1条で、規定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ18億9千434万円を減額し、予算の総額を221億3千777万6千円とするものです。第2条で、翌年度に繰り越しして使用できることができる経費を第2表繰越明許費のとおりとしております。第3条で、地方債の追加及び変更を第3表地方債補正のとおりとしております。

8ページ、及び9ページをお願いいたします。繰越明許費の追加及び変更ですが、熊本地震関係事業を中心に、20本の事業で合計33億4千182万4千円の追加と、4本の事業を変更し1億5千452万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、追加で熊本地震で国の査定に伴い、災害復旧事業費がほぼ固まったことなどから、7本の事業で合計9千210万円の起債を新たにお願いしております。

11ページをお願いいたします。変更では、熊本地震の関係で事業を見直したことや、災害復旧関係で実績に基づき、事業費が減少したものなど14本の事業中12本の事業で減額しております。また、7自然災害防止事業は、熊本県により大林地区が急傾斜地崩壊対策事業で復興されることに伴い、510万円増額し、13の消防施設災害復旧事業は、熊本地震で壊れた防火水槽の設置を行うことにしていますが、工法変更に伴い360万円を増額しております。合計では、8億2千810万円を減額するものです。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。歳出については、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額の減額補正が主なものですが、熊本地震に伴い、事業を見直したものなどがあり、例年に比べ、減額した金額が大きくなっているものが多くなっております。説明は増額したものを中心にさせていただきます。

40ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費、節19負担金で、4の熊本地震復旧・復興支援職員派遣負担金は、現在、多良木町から職員を災害対応のため派遣していただいておりますが、この職員の住宅借上料及び時間外勤務時間について、多良木町が支払ったものを多良木町との調停で大津町が負担するものです。この費用については、あとでご説明申し上げますが、災害派遣手当などを含み、特別交付税で8割を国で見いただくことになっております。

41ページをお願いいたします。目5財産管理費、節22賠償金は、公用車の事故に伴う賠償金です。目6企画費、節11印刷製本費は、広報おおづの印刷費ですが、災害対応に伴うお知らせなどにより、ページ数が増加したことに伴い、印刷費が不足しておりますので、増額をお願いするものです。

44ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費、節19、1の地域づくり活動支援事業補助金は、地震の影響と思われませんが、地域で取り組む行政区が増加したことに伴い、増額をお願いするものです。目12諸費、節19生活路線維持費補助金は、路線バスの維持に対する補助金ですが、事業費が確定したことに伴い、増額するものです。

46ページをお願いいたします。目18熊本地震関係費、節3災害派遣手当は、議案第1号でもご説明しましたが、現在、多良木町から派遣していただいている職員への災害派遣手当でございます。

54ページをお願いいたします。款3、項1、目2障害者福祉費、節20扶助費、自立支援医療給付事業は、申請により予算額が不足したため、増額補正をお願いするものです。

55ページをお願いいたします。節23償還金、利子及び割引料の4千956万円は、それぞれ平成27年度の事業実績に伴う国、県への返還金でございます。

60ページをお願いいたします。款3、項1、目10臨時福祉給付金費、節23償還金、利子及び割引料は、平成27年度の給付事業実績に伴う国への返還金でございます。

63ページをお願いいたします。款3、項2、目8熊本地震関係費、節19放課後児童クラブ利用者支援事業補助金は、熊本地震で半壊以上の被害を受けた児童に対し、利用料の補助を行うもので、復興金の助成対象となっているものです。なお、復興金費につきましては、正式に交付決定がされていないことから、歳入では計上しておりません。

64ページをお願いいたします。款3、項3、目2熊本地震関係費、節10交際費、一部損壊世帯に対する見舞金です。12月に専決させていただきましたが、不足する見込みでございますので、増額補正をお願いするものでございます。

70ページをお願いいたします。款4、項2、目1清掃総務費、節1弁護士報酬は、行政文書開示請求に係る裁判の終結に伴う報酬でございます。節12証紙売捌手数料は、ごみ袋売捌実績見込みの増加に伴う補正でございます。目2熊本地震関係費、節13仮置場警備業務委託及び仮置場人材派遣業務委託は、実績見込みに伴う増額補正をお願いしております。節14重機等借上料は、仮置場を新

設することに伴い、増額をお願いするものです。

71ページをお願いいたします。節19損壊家屋等解体撤去費用等負担金は、自費解体に対する負担金ですが、実績見込みに基づき減額するものです。

73ページをお願いいたします。款6、項1、目3、節19補助金で、11被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、熊本地震により被災した農業施設等の修繕復旧費に要する経費を補助するものですが、実績見込みにより増額をお願いするものです。

75ページをお願いいたします。目6農地費、節19補助金で、土地改良事業補助金は、大きく土地改良区が実施する上井手の土砂浚渫等に係る補助金で、事業費の7割を補助するものです。

77ページをお願いいたします。款6、項2、目1、節19熊本県治山林道協会負担金は、熊本地震により、治山事業費が増加したことに伴い、負担金が増加したものでございます。

78ページをお願いいたします。款7、項1、目2、節19、2の店舗改装等利子補給は、新規の申請が増えたため、増額補正をお願いするものです。

82ページ、83ページをお願いいたします。款8、項2、目2道路維持費、及び目3道路新設改良費は、熊本地震により事業内容を見直したことにより、大幅な減額補正となっております。

84ページをお願いいたします。節19県道負担金は、災害対応に伴う県道改良事業が増加したことにより、増額補正となっております。

86ページをお願いいたします。款8、項3、目3下水道費、節28公共下水道特別会計繰出金は、熊本地震により、下水道使用料が減少したことに伴い、財源不足を補てんするため繰り出すものです。款8、項3、目5社会資本整備総合交付金事業費、節15門出2号線道路整備工事ほかは、事業費が増えたことに伴い、増額補正をお願いするものです。

89ページをお願いいたします。款9、項1、目8熊本地震関係費、節15消防防災施設災害復旧工事は、防火水槽の工事で狭い場所に設置できないため、工法を変更し、コンクリート既製品からFRP工法へと変更することに伴う増額補正でございます。

94ページをお願いいたします。款10、項2、目2教育振興費、節20要保護及び準要保護児童援助費は、従前の援助費については84万9千円を減額するものですが、熊本地震で被災し、新たに援助費の対象となった保護者に対し補助を行うものが260万5千円あり、合計で175万6千円増額補正をお願いしております。款10、項3、目2教育振興費、節20要保護及び準要保護生徒援助費は、小学校費と同様、従前の援助費については12万3千円を減額するものですが、熊本地震で被災し、新たに援助費の対象となった保護者に対し、補助を行うものが486万4千円ございまして、合計で474万1千円増額補正をお願いしております。

99ページをお願いいたします。款10、項4、目1、節19、4の私立幼稚園被災幼児就園奨励費補助金は、熊本地震で被災し、新たに奨励費の対象となった保護者に対し、補助を行うため、増額補正をお願いしております。

款10、項5、目1社会教育総務費、節8全国大会等出場激励金は、スポーツ関係で全国大会に出場する人が増えたことに伴い、増額補正をお願いしております。

111ページをお願いいたします。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、熊本地震に伴う災害査定額の確定に伴うものや、単独分の執行見込額で、それぞれの費目で補正をお願いしております。節の19、県営災害復旧事業町負担金は、県営事業費の事業費確定に伴う負担金です。目2林業用施設災害復旧費、節15災害復旧工事は、外牧地区の山腹崩壊に伴う応急工事費でございます。

113ページをお願いいたします。款11、項4、目2児童福祉施設等災害復旧費、節15大津保育園児童福祉施設等災害復旧工事は、熊本地震で床が被災しましたが、やっと1月に国の災害査定が確定しましたので、補正をお願いするものでございます。

114ページをお願いいたします。款の13予備費で財源の調整をしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。15ページの款1、項1町民税、目2法人、項2、目1固定資産税は、いずれも税収見込みによる補正でございます。款9、項1、目1地方交付税は、交付金の額の確定に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。款10、項1、目1地方交付税は、12月交付分の特別交付税が、熊本地震に伴う経費を含めて、5億5千46万4千円交付されましたので、補正をお願いしております。なお、3月交付分については、3月下旬に交付予定となっておりますが、額については未定でございますので、交付決定後、専決予算等で補正をさせていただく予定でございます。款12分担金及び負担金については、それぞれの確定に伴うものですが、目4農林水産業費負担金の瀬田裏林道市町村負担金は、林道災害復旧測量設計にあてるための持ち分共有の合志市、菊陽町、南阿蘇村からの分担金でございます。

17ページから18ページにかけての款13、項1使用料は、熊本地震に伴い、施設が被災したことや利用者が減少したことなどから、使用料が減額しております。

19ページをお願いいたします。款13、項2手数料は、それぞれの実績に伴う見込額を補正しております。項3、目1、節1証紙収入のごみ収集運搬手数料は、熊本地震に伴い、ごみ袋の需要が増えたものでございます。

20ページをお願いいたします。款14国庫支出金から款15県支出金については、それぞれの事業の確定見込みに伴うものでございますけれども、増額補正をしたものを中心にご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。款14、項2、目1、節1児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備交付金1千700万円は、室小学校の学童保育施設に対する補助金でございますけれども、補助率が3分の1から3分の2へとかさ上げされたことに伴う増額補正でございます。節3社会福祉補助金の地域における生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業補助金300万円は、社会福祉協議会への委託にあてているものでございますけれども、補助基本額のかさ上げによる増額補正をするものです。

26ページをお願いいたします。款15、項2、目4、節2農業振興費補助金の一番下になりますが、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、被災農家への補助金の支出見込みに伴う補正でございます。節4林業費補助金、民有林主伐・植栽一貫作業システム推進事業補助金は、町有林保育事

業費の確定に伴う補正でございます。

27ページをお願いいたします。目6、節1 準要保護児童生徒就学援助費補助金は、熊本地震で新たに援助を対象となった児童生徒に対する援助費の3分の2を県が補助するものです。節8 幼稚園奨励費補助金は、準要保護援助費補助金と同様に、熊本地震で新たに奨励対象となった幼児に対する奨励費の3分の2を県が補助するものです。

29ページをお願いいたします。款16、項1、目1、節1 土地建物貸付料の生涯学習施設駐車場等貸付料は、携帯電話基地局に対する貸付料でございます。

30ページをお願いいたします。款16、項2、目1、節1 土地建物売払収入の法定外公共物売払収入は、利用されていない井戸や水道については希望があれば売り払っておりますが、その実績でございます。

31ページをお願いいたします。款18、項の2、目4 財政調整基金繰入金は、特別交付税などにより財源が少し出てきましたので、当初予定していた15億円の繰り入れから7億1千万円を減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。款21、項1 町債は、事業費に伴う補正でございます。

115ページをお願いいたします。給与費の補正については、給与費の明細のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） おはようございます。

議案第3号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は42ページからになります。

第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千982万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5千481万3千円とするものでございます。今回の補正では、熊本地震に伴う保険料の減免による国保税の減額等々、それを補填する財政調整交付金の増額が主なものでございます。

歳出から説明いたします。

14ページをお願いします。款1、項1、目1 一般管理費等、目3 熊本地震関係費は、額の確定と執行見込みによる補正です。款2、項1 療養諸費については、熊本地震に伴う国保税の減免による減額と調整交付金等の増額による財源組替でございます。

15ページ下段の款2、項2 高額療養費につきましても、項1の療養諸費と同じく、財源組替でございます。

16ページをお願いします。款3、項1 後期高齢者支援金等は、財源の国費の額の確定に伴う財源組替を行っております。款6、項1、目1 介護納付金も同様に、国費の額の確定に伴う財源組替でございます。

17ページをお願いします。款7、項1、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金と目3 保険財政共

同安定化事業拠出金は、事業費の確定に伴い、補正を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。款8、項1、目1特定健康診査等事業費は、財源が国費と県費の額の確定に伴う財源組替を行っております。款11、項1、目3償還金は、前期高齢者交付金過年度分修正に伴う、国と県への返還金を見込んでおります。款12予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について説明をいたします。予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税と目2退職被保険者等国民健康保険税は、熊本地震に伴う国保税減免などにより、収入見込みが減額したことによるものでございます。

10ページをお願いします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、見込みによる減額補正、目2の共同事業負担金と目3特定健康診査等負担金は、額の確定に伴う補正でございます。款3、項2、目1財政調整交付金の節2特別調整交付金は、熊本地震による国保税の減免、一部負担金の免除に伴う財政負担を補填するものでの増額補正となっております。目3災害臨時特例補助金も、熊本地震に伴う国保税の減免、一部負担金の免除に伴う財政負担を補填するものでの増額となっております。

11ページをお願いいたします。款4、項1、目1共同事業負担金及び目2特定健康診査等負担金は、県負担金の確定に伴う補正でございます。款4、項2、目1財政調整交付金、節2特別調整交付金は、保険財政共同安定化事業による財政負担に対する交付による増額補正でございます。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職者医療交付金の額の変更に伴う増額です。

12ページをお願いします。款6、項1、目1前期高齢者交付金は、額の変更に伴うものでございます。款7、項1、目1共同事業交付金は、月額80万円以上の医療費に対して対象に交付されるもので、額の確定による補正です。目2保険財政共同安定化事業交付金は、月額80万円未満を対象に交付されるもので、額の確定による補正でございます。款9、項1、目1一般会計繰入金金の節1保険基盤安定繰入金、それから13ページの節2職員給与費等繰入金、節4財政安定化支援事業繰入金は、額の確定と事務費の見込みより補正を行うものでございます。なお、節5その他繰入金については、補正を計上しておりませんが、年度末までに医療給付費の状況を把握次第、不用額を算出し、専決予算等で補正をお願いしたいと考えているところでございます。款12、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、額の見込みによる補正でございます。以上でございます。

続きまして、議案第6号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ329万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3千38万1千円とするものです。

今回の補正は、熊本地震に伴う保険料の減免やそれを補填する国の交付金の補正並びに保険給付費、地域支援事業費等の見込額の確定により、補正を行うものでございます。

歳出から説明をいたします。補正予算書の12ページをお願いします。補正予算の概要は47ページをお願いします。

款1、項1、目2熊本地震関係費と項3、目2認定調査等費は、一般会計繰入金による精算に伴う

財源の組み替えでございます。款1、項4、目1計画策定等委員会費は、包括支援センターと地域密着型サービスに関する運営委員会及び介護保険事業計画策定委員会の会議開催減による減額です。

13ページをお願いします。款2、項1、目1介護サービス等諸費の節19負担金、補助及び交付金の負担金は、居宅サービス給付費、住宅改修費等、サービス計画給付費の減額は、当初予算ではある程度伸びを予測しておりましたが、伸び率が低かったため、実績と見込みにより減額するものです。地域密着型サービス給付費、施設サービス給付費は、施設及び利用者の増により増額を行うものでございます。款2、項3、目1高額介護サービス等費は、財源の組み替えでございます。

14ページをお願いします。款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費、節19負担金は、実績と合わせて、見込みをいたしまして、増額をするものでございます。款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費、節1報酬は包括支援センターの非常勤、看護師報酬の実績による減額補正でございます。節13委託料は、訪問型サービス事業と通所型サービス事業の実績による減額でございます。

15ページをお願いします。補正予算の概要は48ページをお願いします。

款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費の節7賃金は、介護支援専門委員賃金の見込みで減額をするものでございます。節13委託料の減額は、総合事業対象者のケアプランの作成委託分の実績によるものでございます。款3、項2、目1一般介護予防事業費の節11印刷製本費と、節12役務費の通信運搬費は、介護予防事業のニーズ調査分の実績による減額です。節13委託料の介護予防事業の減額は、熊本地震により事業が実施できなかったためでございます。

16ページをお願いいたします。款3、項3、目1包括的支援事業費の節1報酬及び節7賃金は、計画相談支援員、在宅医療連携推進員、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、介護支援専門員のそれぞれの実績による減額でございます。節13委託料の地域包括支援センターシステム改修委託は、平成29年度制度改正に対応するための増額補正でございます。

17ページをお願いします。目2任意事業の節13委託料は、事業の実績による減額です。節20扶助費の家族介護用品支給事業は、事業の実績による減額です。

補正予算の概要は49ページをお願いします。款6、項1、目1予備費で、財源調整を行っております。

続きまして、歳入について説明をいたします。予算書の8ページをお願いいたします。補正予算の概要は、46ページをお願いします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、熊本地震による保険料減免に伴う減額補正をしております。款3、項1、目1介護給付費の国庫負担金は、国交付決定額により増額をいたしております。

9ページをお願いします。款3、項2、目1現年度分調整交付金と目3介護保険災害臨時特例補助金は、熊本地震による保険料、利用料減免に対する財政支援分でございます。節2総合事業調整交付金、目2地域支援事業交付金については、国交付決定額により補正を行うものでございます。款4、項1、目1介護給付費交付金と目2地域支援事業支援交付金は、支払基金交付決定額により減額をするものでございます。

10ページをお願いいたします。款5、項1、目1介護給付費の県負担金は、県交付決定額による補正です。款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の負担分でございますけれども、給付費見込額により増額をいたしております。目2地域支援事業支援交付金は、見込額による減額でございます。

補正予算の概要は47ページをお願いいたします。目3低所得者保険料軽減負担繰入金は、見込額による減額でございます。目4その他一般会計繰入金の減額は、包括支援センター職員の給与等の執行見込みにより減額をするものでございます。

11ページをお願いいたします。款9、項2、目1雑入は、介護認定資料コピー代、生活保護者の審査判定委託料の実績見込みによる増額の補正でございます。以上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第8号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

今回の補正は、平成28年度の熊本地震に伴う保険料の減免等に伴う収納見込み、及び歳出の後期高齢者医療広域連合会への納付金の額の確定が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は50ページになります。

第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2千377万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千761万9千円とするものでございます。

歳出から説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。款1、項1、目2熊本地震関係費の役務費は、実績見込みにより減額するものです。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19の現年分保険料負担金は熊本地震に伴い、保険料を減免したことによる減少に伴い、額の確定通知に基づき、減額補正をするものです。また、保険基盤安定負担金も額の確定により減額補正をするものです。款3、項1、目1健康診査費の節13委託料は、健康診査の実績見込みによる減額と人間ドックの受診者の実績見込みにより4人分を減額するものです。

10ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1後期高齢者医療保険料の補正につきましては、熊本地震に伴い、保険料の減免を行ったことによる、それぞれの収入見込額による補正です。款4、項1、目1事務費繰入金の増額は、歳出見込みの補正に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。目2保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額するものでございます。目3保険事業等繰入金は、人間ドック受診数の実績見込みにより減額補正をするものでございます。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査の受託分でございますが、実績見込みにより減額をするものでございます。

9ページをお願いいたします。款6、項5、目3雑入は、人間ドック受診見込数により、広域連合からの補助金を減額するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。再開は11時20分から再開したいと思います。

午前11時09分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） おはようございます。議案第4号、平成28年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算書（第1号）についてご説明申し上げます。

議案集の6ページをお願いいたします。補正予算の概要は44ページになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千342万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千633万9千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。款2、項1、目1、節1財産収入で、県営真木団地の分収林収益分収金1千487万6千円と、熊本震災によりますミルクロードの拡幅や瀬田裏砂防工事等の用地費及び立木の売払等収入で854万9千円の補正額をお願いしております。

次に、説明書の8ページをお願いいたします。歳出で、款1、項1、目1、節2繰出金で、一般会計繰出金360万1千円を減額し、款2、項1、目1予備費で財源調整を行っております。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、おはようございます。

議案第5号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては、44ページになります。

今回の補正の主なものにつきましては、事業の確定に伴うものと熊本震災における中核工業団地内の企業の被災による使用料の減額が主なものでございます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千597万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千769万4千円とするものでございます。第2条で繰越明許費を追加し、第3条で地方債補正の変更を行うものです。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費で、款1事業費、項1公共下水道費、事業名社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）でございまして、3億円で、熊本震災の災害対策等々により、事業進捗の遅れで発注年度が年度途中になり、下森管渠築造工事、国道57号線横断長寿命化工事等を繰り越すものでございます。

5ページをお開きください。第2表地方債補正で、1で公共水道事業債（特別措置分）をそれぞれ表のとおり変更するものでございます。

続きまして、歳出よりご説明いたします。

予算書の11ページをお開きください。款1事業費、項1公共下水道費、目1総務管理費で、節の

2から節の4までは人件費の確定によるものでございます。節13委託料につきましては、事業の確定及び入札残でございます。目2事業費で、節13から節20に補償補填及び賠償金につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、使用料の減額による財源を入れ替えたものでございます。目2利子の減額によるものは確定によるものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

9ページをお開きください。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1受益者負担金の増額につきましては、大型造成地の面積増により増額をするものでございます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料、節1下水道使用料の減額につきましては、熊本震災により中核工業団地内の企業が被災し、事業を中断されたものでございます。そのための減額でございます。なお、現在は約9割ほど回復されているところでございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道費国庫補助金、節1公共下水道費事業補助金の減額につきましては、確定によるものでございます。

続いて、10ページをお開きください。款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の増額は、使用料の減額に伴い、一般会計から繰り入れたものでございます。款7町債、項1町債、目1公共下水道事業債の減額は、事業の確定によるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算の概要につきましては、49ページでございます。今回の補正につきましては、熊本地震関係による家屋の解体に伴う使用料の減額と事業費の確定によるものが主なものでございます。

続きまして、予算書の1ページをお開きください。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ138万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千689万8千円とするものでございます。

続きまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。款1事業費、項1農業集落排水事業費、目3維持管理費では、節11の需用費、節13の委託料とも事業費の確定による減額でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

7ページをお開きください。款2使用料及び手数料、項1使用料及び手数料、目1使用料、節1農業集落排水事業費使用料の減額につきましては、熊本震災による家屋等の解体による減額が主なものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第9号をご説明申し上げます。議案第9号、平成28年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては、51ページになります。

今回の補正は、熊本の震災における企業の被災による使用料の減額と事業の確定に伴うものが主なものでございます。

予算書の1ページをお開きください。第2条の収益的収入につきまして、熊本地震により企業が被災したことに伴い、使用料の減額を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。第3条の資本的支出につきましては、本年度工業用水道のボーリング工事を予定いたしておりましたが、熊本地震により中止いたしましたので、建設改良費4千49万4千円を減額したところでございます。

続きまして、第4条、次のページでございますけれども、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正として、職員給与費の確定として11万5千円を減額したところでございます。説明書により詳細を説明いたします。

説明書の1ページをお開きください。収益的収入につきましては、款1工業用水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益1千560万円の減額は、熊本震災における企業が被災したことによる減額でございます。

2ページをお開きください。収益的支出につきましては、款1工業用水道事業費、項1営業費用、目3総係費11万5千円の減額は、職員給与費の額の確定に伴う減額でございます。

3ページをお願いします。資本的支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1工業用水道建設改良費4千49万4千円の減額は、工業用水道用のボーリング工事を予定しておりましたが、熊本震災により中止したところの減額でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第10号から議案第15号までの説明を求めます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。議案第10号、大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託に関する基本協定の締結について、説明いたします。

議案集は12ページから13ページになります。今回、議案集13ページの内容で、基本協定を締結しようとするもので、議会の議決を付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の13ページをお願いいたします。1基本協定の目的は、大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託、3協定金額は、4億4千128万8千円、4協定期間は、平成28年度から平成29年度まで、5協定の相手方は、福岡市の独立行政法人都市再生機構九州支社支社長、6協定の方法は、随意協定により基本協定を締結しようとするものでございます。今回の協定は4月の熊本地震により被災しました大津町運動公園内の総合体育館、球技場、競技場、その他園内の施設などの災害復興に伴う工事及び工事完了業務等について、独立行政法人都市再生機構九州支社と協定を締結するものでございます。災害復旧事業の設計業務につきましては、迅速に災害復旧を進めるために、総合体育館の建設をお願いしました独立法人都市再生機構へ設計業務を委託し、事業を進めてきているところでございます。

その後、国土交通省の災害査定を受けて、12月議会に今回の委託料を予算計上し、承認をいただ

いたところでございます。今後、進める復旧工事や工事監理業務につきましても、大規模な復旧工事を進める上で、当機構が過去の実績から当時の設計や施工業者を把握していることや、建築・機械・電気等の各分野において、専門的で高度な技術や知識を有している職員が担当することで、円滑に復旧工事が進めることが可能であること。また、国の方針や施工方法等にも精通しており、これまでの豊富な経験と情報から工事の発注や各工種における行政的な手続き、関係法令等との適合等について、適宜適切なアドバイスが受けられ、地方公共団体の立場で遂行することが可能であることなどが当機構と基本協定を締結する理由でございます。今後は今回の議会で本議案を承認していただき、翌年度への事業予算の繰り越しを行い、現在、閉鎖しております総合体育館のメインアリーナとサブアリーナの早期再開のために、復旧に向けた協議及び工事を進めさせていただき、本年12月の復旧完了を目指したいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は14ページから16ページ、説明資料集は7ページから11ページになります。議案集の14ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

資料集の7ページをお願いいたします。法律の主な改正内容ですが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行うものです。地方公務員の育児休業等に関する法律では、育児休業の対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えてあります。育児休業、介護休業と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律では、介護休業の取得可能期間を3つの期間に分割して取得できるなどの改正が行われております。

8ページをお願いいたします。資料集の8ページのほうをお願いいたします。第8条の2は、育児休業の対象となる子の範囲について定めたもので、先ほどご説明したものでございますが、特別な養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えたものでございます。

10ページをお願いいたします。第15条の改正は、介護休業の取得可能期間を3つの期間に分割して取得できるようにしたものでございます。

11ページをお願いいたします。第15条の2の改正は、新たに介護時間の項目を設けて、職員が介護をするため1日につき2時間を超えない範囲内で休暇を認めるというもので、第3項で、介護期間については、給与額を減額するという規定です。なお、その他の改正につきましては、改正に伴う字句の整備を行うものでございます。

議案集の16ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するとしております。以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は17ページから20ページ、説明資料集は12ページから17ページになります。

議案集の17ページをお願いいたします。今回の改正は先ほどと同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業と育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

資料数の12ページをお願いいたします。下段の(4)をお願いいたします。資料集です。説明資料集の(4)をお願いいたします。

法律の改正では、介護休業の申し出ができる非常勤の職員の要件が緩和されており、法律の改正に伴い、第2条において、非常勤職員の方の育児休業の取得についても要件を緩和したものでございます。

資料集の13ページをお願いいたします。第2条の2の改正内容ですが、育児休業の対象となる子の範囲について、法律で規定したものに準ずるものとして、条例で定めることとされていることについて規定したもので、養育里親である職員に委託されている児童としております。

15ページをお願いいたします。第3条の改正内容でございますけれども、育児休業の承認について、該当する子について、既に育児休業をしたことがある職員については、条例で定める特別の事情がある場合を除き承認できないことになっており、その特別の事情について規定したものでございます。その特別の事情について、第1号は育児休業をしている職員が産前の休業を始めたことにより、育児休業の承認の効力がなくなったあと、産前の休業に係る子どもがなくなった場合など、また第2号では、第5条で規定しております最初に育児休業の対象となっている子ども以外の子どもに対して、育児休業の承認を求めた場合、最初の育児休業に係る子どもについては取り消すこととなっておりますが、新たに承認した子どもが第1項の規定により亡くなった場合や、養子縁組が成立しなかった場合は、最初の育児休業に係る子どもについて育児休業として承認ができるというものでございます。

16ページをお願いいたします。第8条の改正は、部分休業の根拠法令等の整理を行ったものです。なお、その他の改正につきましては、改正に伴います条ズレや字句の整備を行うものです。

議案集の20ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 失礼します。議案第13号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

議案集の21ページから24ページ、説明資料集は18ページから20ページになります。

今回の改正は、介護保険の第1号被保険者が負担する保険料の算定の基礎となる所得指標について、平成29年度における特例を定めるため条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料集の18ページをお願いします。附則の第7条の次に、第8条として、平成29年度における保険料率の特例を追加しております。保険料率に関する規定は、本則の第2条に、平成27年度

から平成29年度の3年分を規定しておりますので、今回の改正に関わる平成29年度分の特例につきましては、附則において規定することになります。大津町の介護保険料は、第1号被保険者の所得段階を11段階に区分し、基準額である5千600円に、それぞれの所得段階ごとの保険料率を乗じて算出しております。その保険料率については3年ごとに見直しを行っており、通常は3年間を通して同一の保険料率を用いることが原則ではありますが、介護保険法施行令が改正され、市町村が条例で定めれば、平成29年度に限り特例的に保険料率を変えることが可能となっております。

まず、本条例の改正の理由となりました介護保険法施行令の改正につきまして説明いたします。介護保険法施行令におきましても、附則に平成29年度の保険料率の算定の特例を追加する改正が行われております。これまでは土地収用等で土地等を譲渡した場合、合計所得金額を計算するにあたっては、売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されなかったため、翌年の介護保険料が高額になる場合がございます。しかし、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような年の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、国において検討が実施されました。その結果、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に関わる特別控除額を差し引いて算出した額を合計所得金額とし、翌年の介護保険料の高額化を避ける改正が行われました。具体的には、収用交換等のための土地等を譲渡した場合は最大5千万円の特別控除、農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合は最大800万円、居住用財産を譲渡した場合には最大3千万円などの7種類の特別控除が対象になっております。

また、この改正には、平成30年4月から全国的に実施されますが、東日本大震災の被災地等で防災集団移転事業などが進んでいることを踏まえ、市町村が条例で定めることによって特例的に平成29年度から前倒しで実施することができるものになっております。大津町におきましても、熊本地震の影響により、土地等を売却する事例が発生することを想定いたしまして、平成29年度から実施するために改正を行うものであります。

説明資料の18ページにありますとおり、条例附則第8条第1項第1号から第5号までは、改正後の介護保険施行令附則第20条を引用するよう改正をしております。第6号から説明資料20ページの第10号までは、合計所得金額の定義について、租税特別措置法に規定されている対象の先ほどの7種類の特別控除の適用を受ける場合は、改正後の介護保険法施行令附則第19条第2項に規定されている特別控除額を控除して得た額とするように改正をしております。条例附則第8条第2項につきましては、現行の取り扱いと同様に、平成29年度においても所得段階第1段階の保険料については、低所得者の保険料負担軽減の観点から3万3千600円を3万240円に減額する規定となっております。最後に施行日につきましては、附則で平成29年4月1日から施行するとしております。以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 議案第14号及び第15号について、併せてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方交付税法の基礎となります道路台帳を、現在まで紙ベースでございましたけれども、電子データベースに切り替えたことによるものでございまして、各道路路線を精査し、現実の路線との調整を行い、さらに現実的に機能していない路線を廃止し、新たに路線を認定したものでございます。

議案集の25ページをお開きください。議案集の26、27ページにつきましては、今回精査した結果、今回道路台帳整備に基づき廃止をするものでございます。路線番号、路線名、起点及び終点は、廃止調所に記載してのとおりでございます。26、27ページでございます。なお、路線の場所、延長につきましては、説明資料21ページから44ページに示しておるところでございます。以上、議案第14号につきましては、町道の路線廃止についての議案でございますので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案集の29ページをお願いします。30ページ、31ページにつきましては、道路路線認定調書として認定するものでございます。今回、同じく道路台帳を精査し、再度町道として認定するものでございます。30ページの大松山後迫線から31ページ、18番、西嶽団地中通線までを再度認定するものでございます。また、新たに一番下の水谷下無田線につきましては、新規として町道として認定するものでございます。路線番号名、路線名、起点及び終点については路線認定調書の記載のとおりでございます。なお、路線の場所及び延長につきましては、説明資料が45ページから63ページに示しておるところでございます。

以上、議案第15号につきましては、町道の路線認定についての議案でございますので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後は1時から再開したいと思います。

午前11時50分 休憩

△

午後 0時56分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第16号から議案第23号までの説明を求めます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第16号、平成29年度大津町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成29年度当初予算は、2月に町長選挙が予定されていたことから、骨格予算として編成しております。ただし、熊本地震に関するものは当初予算から計上しているところです。

予算書の1ページをお願いいたします。併せて、別冊の当初予算の概要をご参照ください。

第1条で、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ168億6千779万4千円と定めております。対前年度で40億375万1千円、率にして31.1%の増加となっておりますが、熊本地震関連の予算として約55億5千700万円を計上しており、実質的には12%の減少となっております。第2条の債務負担行為から第5条歳出予算の流用までは記載のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。平成29年度AED借上料は、耐用年数がきたAED9台分の入れ替えを行うものです。平成29年度事務用パソコン借上料は、導入後5年を経過した事務用パソコン22台の入れ替えを行うものです。公共工事積算システム賃貸借料は、リース期間満了に伴い、入れ替えを行うものです。大津町都市計画マスタープラン策定支援業務委託は、29年度から2カ年間かけて、都市計画マスタープランを策定するための委託費です。小学校教育用タブレット借上料は、導入後、5年を経過したタブレット52台分の入れ替えを行うものです。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債です。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補填するもので、国の地方財政計画を参考に計上しております。2の仮庁舎整備事業は、仮庁舎の賃借料にかかるものです。3の新庁舎建設事業は、新庁舎の整備にかかる仮設倉庫等の借上料にかかるものです。4及び5の町道整備事業は、杉水水迫線など町道整備にかかるものです。6の公共土木施設災害復旧事業は、熊本地震で被害を受けた岩戸橋の復旧にあてるものです。7の公共土木施設単独災害復旧事業は、補助の対象にならない道路の舗装にあてるものです。8の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、崩落の危険性のある5メートル以上の盛土で造成した宅地被害に対する崩落防止事業にあたるものです。9の一般公共事業は、県営灌漑排水事業負担金にあてるものです。10の災害廃棄物処理事業は、災害廃棄物処理費用にあてるものです。11の地域生涯学習施設等復旧事業は、熊本地震で被害を受けた地域の集会所などの改修補助金にあてるものです。12の公立社会教育施設災害復旧事業は、錦野地区公民館分館などの災害復旧費にあてるものでございます。

歳出からご説明いたします。最初にご説明しましたが、29年度は骨格予算として編成しましたので基本的には経常経費を中心に予算を計上しておりますので、説明も特に前年度と相違するようなどころを中心にご説明させていただきたいと思っております。

47ページをお願いいたします。款1、項1、目1議会費です。対前年度比54万3千円の減額で、議員共済組合負担金の減額などが主なものでございます。

49ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費は、前年度より1千477万6千円増額していますが、職員の人件費は今まで退職した各費目のところへ新規採用職員を配置していましたが、今年度は総務管理費に新規採用職員の人件費をまとめて計上しているため増額となったものでございます。

55ページをお願いいたします。款2、項1、目5財産管理費、節11需用費の光熱水費が仮設庁舎に移ったことにより、200万円ほど減額となっております。款2、項1、目6企画費、節1報酬は、振興総合計画を本年度策定することにしておりますので、その策定に伴う審議会の委員30人分の報酬をお願いしております。なお、策定委託費につきましては、28年度の予算に計上しているところでございます。

66ページをお願いいたします。款2、項1、目12諸費、節13大津町乗合バス運行委託料は、バス路線の廃止に伴い、子どもたちの通学のため吹田団地と大津中学校間の乗合バスの運行を委託するものです。

69ページをお願いいたします。目18熊本地震関係費は、他町から大津町に派遣された職員に対する人件費などを計上しておりますが、節3災害派遣手当は、その職員に対する災害派遣手当でございます。節14大津町仮庁舎賃借料は、仮設庁舎のリース料です。全額災害復旧債で財源の手当てをしております。目19庁舎建設事業費は、新庁舎建設のための検討委員会などの経費をお願いしております。

83ページをお願いいたします。款3、項1、目1、節28国民健康保険特別会計の繰出金を、2億2千515万8千円、介護保険特別会計繰出金を3億7千89万5千円お願いしておりますけれども、国民健康保険特別会計への繰出金については、今年度法定外繰出を行っておりません。

86ページをお願いいたします。目2障害者福祉費、節20の一番上の障害福祉サービス事業は、前年度と同額です。すぐ下の障害児支援事業については、前年度より8千220万円の増額となっております。施設が増え、利用できる環境が整ってきていることが主な要因でございます。

87ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療は、前年度より130万5千円の減額となっております。

89ページをお願いいたします。目5老人福祉センター運営費、節15老人福祉センター補修工事は、空調機の交換工事でございます。

95ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付金費は、消費税引き上げによる影響を緩和するため、低所得者の方に対し、引き続き臨時福祉給付金を支給するものです。

96ページをお願いいたします。目11熊本地震関係費、節13地域支え合い事業委託は、仮設住宅における入居者の方に対し、生活相談員などを配置しサポートするための委託費です。

102ページをお願いいたします。款3、項2、目4保育給付費、節19施設型給付費・地域型保育給付費は、私立保育園や家庭的保育などの費用です。4月から第2よろこび保育園が開園することになっており、前年度より8千950万2千円の増加となっております。

104ページをお願いいたします。款3、項3、目1熊本地震関係費は、災害救助費の対象となる経費を中心に計上しておりますが、節10一部損壊世帯住宅補修見舞金は、大津町単独での支援となっております。

105ページをお願いいたします。節13住宅応急修理業務委託料は、半壊以上の被害を受けた家屋の応急修理費として、1件57万円を限度に支援する制度ですが、700件分をお願いしております。節14応急仮設住宅ユニットハウス借上は、継続分1件、新規見込み分2件、合計3件分をお願いしております。

114ページをお願いいたします。款4、項1、目8合併処理費は、690万4千円の増額となっておりますが、熊本地震関係で合併処理浄化槽設置補助金を20件分多くお願いしているところです。

116ページをお願いいたします。款4、項2、目1清掃総務費、節19菊池環境保全組合負担金は、本年度より新環境工場の用地費の償還が始まり、前年度より3千689万1千円の増額となっております。

117ページをお願いいたします。目2熊本地震関係費は、家屋解体や災害廃棄物処理に要する費

用で42億1千908万1千円をお願いしております。

119ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費は、農業委員が7月で新農業委員に切り替わるため、報酬と必要経費をお願いしております。

126ページをお願いいたします。款6、項1、目7圃場整備費は、9千321万1千円減額となっていますが、迫井手地区補助整備事業終了に伴う減額が主なものです。

142ページ及び143ページをお願いいたします。款8、項2、目2道路維持費及び目3道路新設改良費は、本年度は骨格予算としてることや繰越事業を多く抱えていることから、道路維持管理費と必要最小限で予算をお願いしているところです。

144ページをお願いいたします。目5熊本地震関係費、節15公共土木施設単独災害復旧費は、道路の復旧工事で国の補助対象外の道路舗装等についてお願いしております。

146ページをお願いいたします。款8、項3、目1都市計画総務費、節13都市計画マスタープラン策定業務委託料は、将来のまちづくりの指針となる土地利用計画などについて、基本的な計画を策定するもので、29、30年度の2カ年で策定する予定です。

148ページをお願いいたします。目5社会資本整備総合交付金事業費、節13復興まちづくり計画等策定支援業務は、社会資本整備総合交付金を利用して、防災センター等拠点施設整備をするための計画です。目6熊本地震関係費は、宅地被害等の復旧事業に対する予算を計上しております。

149ページ、節13委託料の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業設計業務委託は、国の事業を実施するための設計業務の委託でございます。19負担金、補助の補助金2の宅地耐震化推進事業（拡充事業）につきましては、国の補助の対象とはならなかったものを新たに拡充されまして、補助事業としたものでございまして、2メートル以上の崖地の崩落事業の耐震化をするための事業ということで2億3千601万5千円を計上しております。また、それ以外の補助対象外につきましては、3の熊本地震復興基金事業ということで、それ以外のものにつきましては、基金を利用しまして2億2千666万6千円の事業で、宅地被害について取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

152ページをお願いいたします。款8、項4、目3住宅建設費は、あけぼの団地改修工事費につきましては、熊本地震の影響で計画を見直し、28年度の繰越事業で対応することとしておりますので、今年度は大幅な減額となっております。

153ページをお願いいたします。目4熊本地震関係費は、応急仮設住宅の管理費をお願いしております。

159ページをお願いいたします。款9、項1、目8熊本地震関係費は、被災者支援システム関係の経費をお願いしているところです。

162ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費は、本年度は台湾高雄市大同小学校から、7月に大津町へ来られるため、ホストファミリーへの謝礼や歓迎レセプションなどの経費をお願いしております。

164ページをお願いいたします。節19補助金の4全中サッカー大会サポート実行委員会補助金

は、運動公園をメイン会場として、中体連サッカー全国大会が8月に開催されることから、実行委員会を組織し、会場案内看板やボランティア経費などを補助し、スポーツコンベンションとして取り組むものでございます。

167ページをお願いいたします。款10、項2、目1、節14美咲野小学校プレハブ校舎賃借料は、児童数の増加に伴うプレハブ校舎が完成しましたので、そのリース料でございます。

176ページをお願いいたします。款10、項1、目1社会教育総務費は、前年度より309万7千の増額となっておりますけれども、職員の人件費の差額でございます。

184ページをお願いいたします。款10、項5、目4、節19補助金の4文化財保存管理整備補助金（国補助事業分）は、江藤家住宅の復旧修理工事への町の補助ですが、全体事業費の3.75%を補助するもので、前年度より376万6千円の増額となっております。

190ページをお願いいたします。款10、項5、目9熊本地震関係費、節19地域生涯学習施設等復旧事業費補助金は、熊本地震で被災した地域の集会所等の修理費に対し補助するものです。

197ページをお願いいたします。款10、項6、目3学校給食費、節13、一番下の代替用給食提供業務委託は、給食センターの改修工事のため、調理ができない20日間に対し、弁当を提供するための委託費でございます。節15学校給食センター改修他工事ですが、給食センター改修は2カ年にかけて工事を行う予定ですが、本年度は天井壁の除菌工事などを行う予定でございます。

200ページをお願いいたします。款11、項2、目1公共土木施設災害復旧費、節15災害復旧工事（熊本地震）ですが、地震により被災した岩戸橋の復旧工事費が主なものです。

201ページをお願いいたします。款11、項3、目1その他公共施設災害復旧費、節15錦野地区公民館分館災害復旧工事及び擁壁工事は、熊本地震により被災した公民館の修繕工事費です。瀬田地区公民館分館解体撤去工事は、分館が大きく被災し利用できなくなっていることから、解体撤去するための費用でございます。

202ページをお願いいたします。款12公債費です。元金は増額しておりますが、利子については、利率が低くなってきておりますので減額となり、総額では366万7千円の減額となっております。熊本地震への対応により起債借入額が増えていますが、平成29年度末の起債残高は170億2千995万1千円となる見込みです。このうち災害関係が45億3千471万4千円、臨時財政対策債が65億7千180万5千円となる見込みです。款の13予備費で財源調整をしております。

次に、歳入をご説明いたします。

13ページをお願いいたします。款1、項1町民税、目1個人ですが、熊本地震に伴う雑損控除などによる減収を見込み、対前年度2億600万円の減額で計上しております。目2法人は、熊本地震で事業休止などの影響で減収を見込み、対前年度9千20万円の減額で計上しております。項2、目1固定資産税は、新築家屋等の増額を見込み、1千万円の増額で計上しております。

14ページをお願いいたします。項3軽自動車税から項5入湯税までは、前年度の実績により計上しております。

15ページから17ページをお願いいたします。款2地方譲与税から款8の自動車取得税交付金は、

28年度の実績見込みを参考に、国が示します地方財政計画に基づき計上しております。

18ページをお願いいたします。款10地方交付税は、17億円としております。前年度と同額でございます。

19ページから24ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金から款13使用料及び手数料までは、実績と見込みにより計上しております。なお、使用料及び手数料は、熊本地震の影響により、施設の使用料は減額を見込んでいるところです。

24ページをお願いいたします。款13、項3、目1ごみ収集運搬手数料である町指定ごみ袋販売収入は、地震以降増加をしており、見込みとして768万8千円を増額で計上しております。

款14国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金等ですが、27ページをお願いいたします。項2、目6、節1衛生費災害復旧費補助金は、熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業に係る国の補助金でございます。

29ページをお願いいたします。款15、項1、目2、節6災害救助費繰替支弁交付金は、熊本地震に伴う住宅の応急修理費及び応急仮設住宅のユニットハウスに係るものです。

30ページをお願いいたします。款15、項2、目1、節2熊本地震復興基金交付金2億2千908万2千円は、地域の集会所の修繕費に係るものが241万6千円。宅地被害復旧費に係るものが、2億2千666万6千円と見積もって計上しているところです。

39ページをお願いいたします。款18繰入金です。予算の財源不足のため、財政調整基金から8億8千万円繰り入れております。繰り入れ後の平成29年度の財政調整基金残高見込みとしまして、13億8千万円と見込んでおります。

41ページをお願いいたします。款20、項3、目2、節1災害援護資金返還金現年度分は、熊本地震により災害援護資金を借りられた方からの返還金です。

42ページをお願いいたします。款20、項4、目2、節1雑入の上から6番目の立野ダム工事関係地目差補償金2千928万9千円は、立野ダム関連事業として、町道石坂線、猪郷谷線の整備にあてるものです。

43ページをお願いいたします。真ん中から少し下の給食代替用保護者負担金は、給食センター改修に伴うもので、給食代替弁当購入費に充てるものです。

款21町債は、第3表地方債で最初に説明したとおりでございます。

最後に、給与費の明細についてご説明申し上げます。203ページをお願いいたします。1の特別職でございますけれども、その他の特別職の人数の減少は、昨年実施されました選挙関係の投票立会人などが本年度は選挙が予定されておらず、その減少が主なものでございます。

204ページをお願いいたします。2の一般職は、常勤と非常勤に分けて計上しております。職員数は常勤が8名の増、非常勤は2名の減となっております。常勤の職員数は、28年度退職予定者が8人、新規採用が12名、再任用が3人、任期付き任用が1人の予定でございますので、合計で8人の増員となります。時間外勤務手当につきましては、選挙関係の時間外勤務手当の減が主なものでございます。また、災害派遣手当も新たに計上しております。

205ページから211ページにかけましては、給料及び職員手当の増減明細などについて記載しております。

212ページから213ページにかけましては、地方債の現在高の状況等について記載しております。

214ページから224ページにかけましては、債務負担行為の支出見込額等について記載しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 失礼します。平成29年度国民健康保険特別会計について、ご説明申し上げます。

議案第17号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計予算でございます。

予算書の中程の一般会計が終わりまして、224ページの次のピンクの表紙の部分でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条で予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4千820万7千円と定めております。前年度と比較しますと、1億6千423万5千円の減額となっております。第2条で一時借入金の限度額を1億円としております。

国保の状況等について、少し説明をさせていただきたいと思っております。国民皆保険制度を担う国民健康保険特別会計でございますけれども、年齢構成が高く、医療水準が高い、又、所得水準が低いなど構造的な問題を抱え、厳しい運営状況でございます。国保税につきましては、目的税ですので、国民健康保険の特別会計運営に必要な額を国保税により収入を確保すべきところではございますが、昨年まで一般会計からの法定外繰入をお願いしてきた経緯がございます。幸いにしまして、平成29年度につきましては、医療給付費が落ち着くものと予想しておりまして、現在のところ法定外繰入は計上いたしておりません。また、国では、持続可能な医療保険制度の構築に向け、平成30年度には、国保財政運営を都道府県に移行する準備が進められております。今年は新制度により、平成30年度からの保険税の算定を行い、必要であれば保険料率等の改定等を行う年になります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

予算書の19ページをお願いいたします。予算の概要は48ページからとなります。

款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費が主なものです。節13委託料で、国保連合会に支払う共同電算委託料、レセプト点検委託料及び法改正システム改修委託料を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。目2連合会負担金は、平等割被保険者数割等で算定される国保連合会の負担金でございます。

21ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、医療費の7割を医療給付費として保険者が負担するものですが、平成28年度の実績見込みにより8千400万円減額しております。

目2退職被保険者等療養給付費は、退職者医療制度の経過措置が平成26年度末をもって終了した

ことによりまして、平成28年度決算見込みより減少し、当初予算費では1千800万円の減額となっております。

22ページをお願いいたします。款2、項2、高額療養費は被保険者が同一月内に同一医療機関等に支払った医療費が、一定の金額を超えた分を給付するものですが、療養給付費と同様、減額で計上いたしております。

ここまでの給付費は平成28年度は震災の影響等もありましたが、被保険者の減少等、保険事業等の進捗により落ち着きを見せていると考えておりまして、29年度の予算は前年度と比べ、減額して計上いたしております。

24ページをお願いいたします。款2、項4、目1出産育児一時金は、1件42万円で45件分を見込んでおります。

25ページをお願いいたします。款3、項1、目1後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で医療費の5割を国や市町村が負担し、後期高齢者の保険料で1割、残りの4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担するもので、社会保険診療報酬支払基金の算定により、前年比77万3千円の減額で計上をいたしております。

27ページをお願いします。款6、項1、目1介護納付金は、介護保険の40歳以上65歳未満の2号被保険者に伴う納付金でございます。介護保険2号被保険者の人数等をもとに計算を行っております。款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額医療費に対応するために国保連合会に拠出をするものですが、これは毎年増加をいたしております。

28ページをお願いいたします。目3保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るためのものがございます。これは1件80万円未満の医療費を対象としております。款8、項1、目1特定健康診査等事業費は、非常勤、臨時職員賃金、特定健診、特定保健指導、及び人間ドック等の事業に要する費用を計上いたしております。

29ページをお願いします。款8、項2保健事業費では、共同電算委託や鍼灸施術費の経費を計上いたしております。

31ページをお願いします。款11、項1、目3償還金は、平成28年度で借入金の返済が終了いたしております。

32ページをお願いいたします。款12予備費で、財源調整を行っております。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

9ページをお願いします。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、被保険数の減少により、前年度と比較して1千332万7千円の減額。目2退職者被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度は終了しましたが、現在加入されている方は65歳までは継続となっております、被保険者数は減少しておりますので、886万9千円の減額を見込んでおります。

11ページをお願いします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、国の負担金でございますが、一般被保険者の療養の給付費等の費用、後期高齢者支援金、介護納付金等に要する費用をもとに算出しております。32%でございます。目2の共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての国の

負担金で、拠出金の4分の1を負担しています。目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分で、費用の3分の1を負担します。

12ページをお願いします。款3、項2、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金は、療養の給付費等の費用の約9%を見込んでおります。節2特別調整交付金は、普通調整交付金で算定できない結核や精神に関わる医療費等が高くなった場合等に交付されるもので、見込みで計上をいたしております。前年の同額でございます。款4、項1、目1共同事業県負担金は、高額医療費共同事業に対する県の負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上いたしております。目2特定健康診査等負担金は、検診費用などの3分の1を国と同様に県が負担するものでございます。

13ページをお願いします。款4、項2、目1財政調整交付金は、県の補助分で、節1普通調整交付金は、療養給付等の費用の約8%を計上し、節2特別調整交付金は、収納率向上や保険事業医療費削減の施策等に要した費用に対して交付されるもので、見込みで計上いたしております。これも前年同額でございます。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。款6、項1、目1前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療給付費や国保加入数に占める前期高齢者加入数や加入率等により算定されるもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

14ページをお願いします。款7、項1、目1共同事業交付金は、医療費のレセプト1件につき1カ月が80万円を超えた分に対して交付されるものでございます。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費がレセプト1件あたり1円から80万円までの医療に対して交付されるものでございます。この事業は、国保連合会を自主主体として、県下全市町村が拠出金を納め、医療費に対し配分されるものでございます。款9、項1、目1一般会計繰入金ですが、節1の保険基盤安定繰入金は、国保税の低所得者に対する低減分にあてるための繰入金で、4分の3は県負担、4分の1を町が負担を行っております。

15ページをお願いします。節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるものでございます。節3助産費繰入金は、出産一時金に充当するもので、45件分を計上いたしております。出産一時金の3分の2の額になります。節4の財政共同安定化支援事業繰入金は、国保財政下の健全化に向けた一般会計からの繰り出しについて、基準財政需要額により算定されるもので、地方財政措置が講じられます。なお、平成29年度につきましては、その他の繰入金は予定しておりません。平成28年度の給付費が落ち着いてきたこと、それから前期高齢者のうち一定の障害のある方の国民健康保険から後期高齢者医療への移行の勧奨等行ったことによりまして、平成29年度は一般会計からのいわゆる法定外繰入金については、負担0で予算を提案することができております。

16ページをお願いします。款10、項1、目2その他繰越金は、前年度からの繰越見込額となります。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第20号、平成29年度大津町介護保険特別会計予算について説明いたします。

後ろから4つ目の付箋がついているところの表紙でございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1千25万6千円と定めております。前年度と比較して、1億5千72万5千円の増となっております。増加の主な原因は、第1号被保険者の増加による給付費や、介護予防事業等の増加によるものでございます。第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

最初に、歳出について説明申し上げます。

予算書15ページをお願いします。予算の概要は55ページからになります。

款1、項1、目1一般管理費につきましては、介護保険事業運営のための一般的な事務経費を計上いたしております。主なものは、節13の委託料で160万円を計上いたしておりますが、介護保険指導事業者等管理システム業務委託は、地域密着型サービス事業所の申請届出に関わる国保連連携システム改修及び保守の費用でございます。制度改正におけるシステム改修委託は平成29年度から介護保険料算定において、介護保険法施行令の改正に伴い、譲渡所得に関わる特別控除額を適用して保険料を算定するシステムに改修するためのものでございます。

16ページをお願いします。款1、項2、目1賦課徴収費につきましては、第1号被保険者の保険料の賦課徴収に要する経費でございます。主なものは節12役務費の通信運搬費で、保険料の賦課決定通知書及び納付書等の郵便代でございます。款1、項3、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会に関する費用です。主なものは、節14使用料及び賃借料の介護認定支援システム機器借上料でございます。

17ページをお願いします。節19の広域連合介護保険事業負担金は、現在、介護保険の認定事務を菊池広域連合で行っておりますが、その介護保険認定審査会関係事務費や人件費等の負担金でございます。目2認定調査等費、節1報酬は、介護認定調査の非常勤職員5名分を計上いたしております。節12役務費は、介護認定に伴う主治医の意見書作成に関わる手数料が主なものでございます。

18ページをお願いします。款1、項4、目1計画策定等委員会費は、介護保険事業計画策定委員報酬と第7期介護保険事業計画策定に伴う費用でございます。介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直しておりますが、現在の第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度までですので、平成29年度において、第7期介護保険事業計画の策定を行うものでございます。主なものは節13委託料で、第7期介護保険事業計画策定のための委託料でございます。款2、項1、目1介護サービス等諸費につきましては、介護保険サービスから自己負担分を差し引いた各種サービス等の保険者負担分の給付費を計上いたしております。主なものは、訪問介護リハ、通所介護リハ、それから居宅サービス給付費、認知症対応グループホームやデイサービスの地域密着型サービス給付費、特別養護老人ホームや老健施設である施設サービス給付費、ケアプラン作成費用であるサービス計画給付費などでございます。

19ページをお願いします。予算の概要は56ページをお願いします。款2、項2、目1その他諸費につきましては、熊本県国民健康保険団体連合会への介護給付費の審査支払手数料が主なものでございます。

20ページをお願いします。款2、項3、目1高額介護サービス等費につきましては、自己負担額が一般の世帯の場合で、合計1カ月の上限額3万7千200円を超えた場合に、高額介護サービス費として、その超えた分を給付するものです。所得が低い場合は、先ほどの3万7千200円の上限額は下がります。款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が8月から翌年7月に支払った医療と介護の一部負担金の合計額が、年齢や所得に応じて年間で一定額を超えた場合に、その超えた分を支給するものでございます。一般の場合で、70歳未満で67万円を超えた場合が対象となります。

21ページをお願いします。款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費は、高齢者が要介護状態にならないように要支援1、2及びチェックリストにおいて、該当項目が一定数値を超えた高齢者等を対象に、訪問型サービスや通所型サービス、その他生活支援サービス事業を行うものでございます。節1報酬は、介護予防教室等の開催に伴う非常勤看護師2名分の報酬です。地域包括支援センターが主催する介護予防教室等で、介護予防プログラムを実施するほか、対象者のためプラン作成評価を実施をしております。節13委託料で、訪問型サービス事業は、介護認定を受けていない高齢者や要支援1の高齢者で、身体介護は必要ないが心身の状態等で生活援助が必要な人を対象に、ホームサポーターいわゆるヘルパーさんを派遣する事業でございます。次の短期集中型通所介護予防事業は、要支援1、2と生活機能の低下が認められ、医療による専門的な指導支援が必要と判定した高齢者を対象に、要介護状態にならないよう運動機能向上や栄養改善、並びに口腔機能の向上のため通所による教室を行う事業でございます。通所型サービス事業は、要支援1、2や介護認定を受けてなく、心身機能の低下がみられる高齢者に対して通所の方法により日常動作訓練や入浴、昼食サービスの予防事業で実施していただくものでございます。これまで同様に、社協、つつじ山荘、おおつかの郷への委託を予定しているところでございます。節19負担金の介護予防生活支援サービス事業費は、これまで要支援1の方が利用していた予防給付で、総合事業に移行した訪問介護、通所介護サービスの給付費分でございます。款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費の節7賃金は、介護支援専門員の2名分でございます。節13委託料は、総合事業のケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託を行うものでございます。

22ページをお願いします。款3、項2、目1一般介護予防事業費の節8報償費は、3B体操、太極拳、健康運動指導の講師謝礼でございます。節13委託料で、介護予防買い物リハビリ事業委託は、イオン大津店において、買い物を通じた介護予防健康教室を実施するものでございます。介護予防健診事業委託は、介護保険被保険者証を交付する65歳、高齢者医療受給者を交付する前期高齢者の70歳、後期高齢者受給者証を交付する75歳の各説明会時に、筋量測定や身体機能の評価を行い、節目の年の介護予防健診を実施するものでございます。次の介護予防型ミニデイ事業は、現在、社会福祉協議会に委託して町内23カ所で実施を行っております。まごころ生活支援事業委託は、シルバー人材センターに委託を行いまして、ワンコインで500円とかで簡単な家事支援を実施するものでございます。フットケア教室は60歳以上の高齢者を対象に、巻き爪予防や歩き方指導や足のマッサージ等を実施しております。

23ページをお願いします。地域介護予防活動支援事業委託は、元気アップサポーターズの会に介護予防事業実施時における運営補助を委託するものでございます。款3、項3、目1包括的支援事業は、包括支援センターの運営に関する経費で、節1報酬は、在宅医療連携推進員1名、地域相談支援員1名、生活支援コーディネーター1名、認知症地域推進員1名分の人件費と認知症サポート医師の報酬分でございます。節2から4は、職員4名の人件費でございます。節7は、ケアマネージャー1名分の賃金でございます。

24ページをお願いします。節13介護予防プラン作成委託は、要支援1、2のケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託するものです。在宅医療介護連携事業委託は、医療と介護の連携を図るため医師会に委託を行うものでございます。

25ページをお願いします。節19負担金、補助及び交付金の派遣職員負担金は、包括支援センターに配置が義務付けられている社会福祉士1名の派遣負担金です。また、主任ケアマネージャー1名と生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーター1名の派遣負担分でございます。款3、項3、目2任意事業費の節8報償費は、認知症サポーター養成講座講師謝礼と介護相談員10名分の謝礼でございます。節13委託料は、食の自立支援事業委託では、調理が困難な一人暮らし等の高齢者に対しまして、週に1回から3回の昼食を配達することで見守りを行う事業でございます。ほっとライン体制整備事業は、一人暮らし世帯及び高齢者のみの世帯の高齢者を対象に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で利用者の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための委託事業でございます。介護給付費等費用適正化事業は、介護給付費の適正化を図るため各事業所が作成したケアプランの点検や医療費と介護給付費の請求状況の突合、サービスの利用状況の点検等を行い、適正なケアプランが作成されているか、正しい請求がされているかなどのチェックをする業務委託の費用でございます。

26ページをお願いします。節20扶助費の家族介護用品支給事業は、排尿・排便に全介助が必要な要介護3以上の高齢者を、在宅で月に20日以上介護している家庭を対象にした、主に紙おむつなどの介護用品の購入費用の助成事業でございます。毎月45件分を計上いたしております。

27ページをお願いします。款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金は、過年度分払戻保険料を計上しております。

28ページをお願いします。款6、項1、目1の予備費で財源調整を行っております。

次に、歳入を説明申し上げます。

予算書は8ページ、予算の概要は54ページをお願いします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、4億6千966万7千円を計上しております。被保険者数等の増加により、前年比2千157万3千円を増やしております

9ページをお願いします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、4億1千356万8千円計上しております。介護給付費の施設介護サービス等については15%、それ以外の介護サービス等については20%の国庫負担分を計上しております。款3、項2、目1調整交付金の節1現年度分調整交付金は、介護給付費歳出見込総額の6.06%、節2総合事業調整交付金は、総合事業費一般介護予防

事業費の6.06%を計上いたしております。目2地域支援事業交付金は、歳出で総合事業の20%、包括的支援任意事業の39%の所要の負担率を計上いたしております。

10ページをお願いします。款3、項2、目4介護保険事業費補助金は、介護保険事業制度改正システム改修事業の補助金です。款4、項1、目1介護給付費交付金の節1現年分は、40歳から64歳の2号被保険者の介護納付金に関わる交付金で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費の28%の交付率で市町村に交付されるものでございます。目2地域支援事業支援交付金については、総合事業一般介護予防事業について、同様に28%の割合で交付されるものでございます。

11ページをお願いします。款5、項1、目1介護給付費負担金の節1現年度分は、介護給付費の施設介護サービス等については17.5%、それ以外の介護サービス等については12.5%の県負担分を計上いたしております。款5、項2、目1地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する県の交付金で、総合事業が12.5%、包括的支援任意事業が19.5%の割合で交付されるものでございます。款6、項1、目1介護給付費繰入金の節1現年度分は、介護保険給付費に要する費用の12.5%の町負担分でございます。

12ページをお願いします。予算の概要は55ページになります。

目2地域支援事業支援交付金は、総合事業で12.5%、包括的支援事業、任意事業19.5%の町負担分でございます。目3低所得者保険料軽減負担金繰入金は、低所得者の介護保険料低減措置に対する負担金分です。国が2分の1、県が4分の1、町の4分の1の分でございます。目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、包括支援センターの職員給与費の繰り入れが主なものでございます。節2の事業費繰入金は、一般管理費事務費、それから賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査費、それから包括支援センターが行う総合事業費や包括的支援事業費で、地域支援事業交付金の上限額を超えて実施する事業分と交付金の対象外分を繰り入れるものでございます。節6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、基金から繰り入れるものでございます。

13ページをお願いします。款8、項1、目1繰越金2千万円は、平成28年度からの繰越金の見込額でございます。

14ページをお願いします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、要支援認定1、2に対するケアプラン作成収入でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時から再開いたします。

午後1時51分 休憩

△

午後1時59分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 議案第22号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書は後ろから2番目のピンクの表紙になります。予算書の1ページをお願いいたします。予算の概要は58ページでございます。

第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9千658万4千円としております。熊本県の後期高齢者の保険料は2年ごとに見直すこととなっておりまして、今年は見直しの年ではないので昨年と同じでございます。均等割額が4万7千900円、所得割率が9.26%課税限度額は57万円となっております。

歳出について説明申し上げます。

12ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務を行うための予算で、主なものは節12役務費で、被保険者証を送付する簡易書留の郵便代と共同電算回線使用料でございます。款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費となります。

13ページをお願いします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料を広域連合へ納付するものです。対象者の増加による保険料の増額を見込んでいます。保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分4分の3、町負担分4分の1で繰り入れた分でございます。款3、項1、目1健康診査費の主なものは、14ページの節13委託料で、健診受診見込者及び人間ドック60名分の委託料を計上いたしております。目2鍼灸施術費は、一人当たり年間30枚を限度に鍼灸券を発行しております。款4、項1、目1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金でございます。

15ページをお願いします。款5、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

続いて、歳入を説明申し上げます。予算書の7ページをお願いします。款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2の普通徴収保険料は、特別徴収対象者を前々年度の実績等をもとに、全体の47.73%、また目2普通徴収保険料を全体の52.27%で計上しております。被保険者の増加も見込んでいるところでございます。

8ページをお願いします。款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか、徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置に対して、一般会計より県負担分4分の3、町負担分4分の1を繰り入れるものでございます。目3保険事業等繰入金、節1鍼灸施術補助繰入金は、町の単独事業で新旧施術補助を行うため、一般会計から繰り入れるものです。節2人間ドック補助繰入金は、人間ドックの補助をするために一般会計より繰り入れるものでございます。

9ページをお願いします。款5、項1、目1繰越金は、平成28年度の決算見込みによるものでございます。款6、項2、目1保険料還付金は、保険料の還付金の受け入れでございます。

10ページをお願いします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料でございます。項5、目3雑入は、後期高齢者医療広域連合が実施する人間ドック費用の助成として受け入れるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○**経済部長（松岡秀雄君）** 議案第18号、平成29年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について、ご説明申し上げます。

議案集は34ページをお願いいたします。予算の概要は54ページになります。予算書のほうはピンク色で共有財産って書いてあるのをお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千374万9千円と定めております。

説明書の7ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。款1、項1、目1負担金は、大規模林道事業賦課金を菊池市、合志市、菊陽町、南阿蘇村の関係市町村から負担按分で按分率に応じていただきますので、その負担金でございませう。款2、項1、目1財産収入は、分収林収益分収金など、それぞれの収入分の座取りをお願いしております。款3、項1、目1一般会計繰入金は、大規模林道事業賦課金の津町負担分を一般会計から繰り入れて対応するものでございませう。

8ページをお願いいたします。款4、項1、目1繰越金です。前年度からの繰越金を計上しております。

次に、歳出でございませう。

9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費の節7賃金から節16原材料費まで、それぞれの事務費や維持管理費関係を計上しております。節19負担金、補助及び交付金の負担金は、大規模林道事業賦課金でございませう。大規模林道菊池人吉線、菊池大津区間に係る事業の受益者負担金でございませう。節28繰出金は、長期施業契約の牧団地の植栽下刈りの契約分から、県補助金見込額を差し引いた分を一般会計に繰り出すものでございませう。

10ページをお願いいたします。款2、項1、目1予備費で計上をしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**議 長（桐原則雄君）** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○**土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君）** 議案第19号、平成29年度大津町公共下水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4千16万円と定めております。第2条の債務負担行為、第3条の地方債は後ほどご説明申し上げます。第4条、一時借入金の借入最高額は5億円と定めております。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為。事項1、下水道計画区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改造資金を融資斡旋するにあたり、金融機関が融資した資金の損失補てんをするものでございませう。事業2の融資枠は水洗化資金、改造資金1件50万円であります。期間限度につきましては、記載のとおりでございませう。

続きまして、5ページをお願いいたします。第3表、地方債でございませう。起債の目的1、公共下水道事業債の限度額を2千350万円、2、公共下水道事業債（特別措置分）を3千130万円、3、資本費平準化債5千500万円に定めております。4、地方公営企業災害復旧事業債を5千万円と定

めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債の目的につきましては、1、公共下水道事業債は、関係処理場の建設事業債で、2の特別措置分は国の財政制度の変更による起債でございます。3の資本費平準化債は、後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分の債務を繰り延べるための起債でございます。4、地方公営企業災害復旧事業債につきましては、熊本地震による下水道施設のマンホール周辺の陥没等の道路を復旧するための事業にあてる起債でございます。

続きまして、歳出のほうからご説明申し上げます。

予算書の13ページ、予算の概要につきましては52ページをお開きください。

款1、項1、目1総務管理費8千438万円の主なものは、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員5名分の人件費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。節13委託料、使用料徴収委託につきましては、徴収委託を大津町企業水道企業団への委託料でございます。その次の量水器取替業務委託は、地下井戸水利用者で水道法に準じて8年ごとに量水器の取り替えを委託するものでございます。その下、企業会計移行業務委託につきましては、平成31年4月から大津町の下水道事業を地方公営企業法の一部適用に向け、会計方式を官公庁方式特別会計から企業公営会計方式、公営企業会計移行するにあたり、下水道事業に関する資産調査評価及び法適用に伴う移行事務支援を委託するものでございます。業務委託期間は平成28年度から30年度までの3カ年としておるところでございます。続きまして、節19負担金、補助及び交付金の補助金、1、漁業振興助成金は、白川漁業協同組合に交付するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。節15の工事請負費は、住宅建設等で急を要する補助対象外の比較的小規模な取付管工事を行うものになります。節22補償、補填及び賠償金は、下水道工事に伴う下水道管等の移設でございます。

次は目の3でございます。16ページお願いします。維持管理費でございます。1億9千460万6千円の主なものは、17ページの節13委託料の浄化センター等包括的民間委託及びマンホールポンプ管理包括的民間委託でございます。契約期間は平成29年度から31年度までの3カ年でございます。29年度は対前年度比2千729万6千円の増額となっておりますが、包括的民間委託の中で浄化センターの消化槽の浚渫修繕費の増加によるものでございます。

続きまして、目5熊本地震関係費、17ページでございますけれども5千万円につきましては、昨年の熊本地震による下水道管理設及びマンホール周辺付近の陥没等の道路を復旧するための測量設計委託及び工事請負費で、全額災害復旧事業債で賄うものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金4億1千712万円は、定時償還分でございます。対前年度比減で3千360万9千円の減額です。主な理由は、一部の借換債の償還完了によるものでございます。目2利子の6千772万円は、長期債利子及び一時借入金利子で、対前年度比減1千420万9千円で起債の償還方法において大部分が元金となり年々減額になっているところでございます。続きまして、款3、項1、目1予備費は500万円を不足の経費に対応する

ため計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。款1、項1、目1負担金の1千万円は、平成28年度に下水道整備しました公共下水道区域のときに1平米につき300万円を賦課し、支払いは年に4回、6月、9月、12月、2月の5カ年で20回払いになります。前納することもできます。その費用につきましては、財源に充当させているところがございます。続きまして、款の2、項の1、目の1使用料4億3千472万円は、公共下水道施設利用者から排出される生活排水や工場排水に対する一般住宅、学校、企業等の公共下水道使用料でございます。前年度比減額の理由は、中核工業団地から排出される工業排水の減を見込んでいるところがございます。続きまして、款の2、項2、目1手数料12万4千円は、排水整備地の指定工事店の登記手数料及び催促手数料でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。款3、項1、目1公共下水道費国庫補助金265万円は、下水道事業に対する事業補助であります。設計委託分の補助金で、補助率は50%でございます。続きまして、款の4、項の1、目の1一般会計繰入金2億2千485万1千円は、下水道事業の事業費及び公債費償還のための繰り入れるものでございます。続きまして、款の5、項の1、目の1繰越金は、800万を計上しております。

11ページをお願いいたします。款6、項1、目1延滞金、款6、項2、目1預金利子及び款6、項3、目1雑入は、記載のとおりでございます。

12ページをお願いいたします。款7、項1、目1公共下水道事業債5千480万円は、節1の公共下水道事業債につきましては、補助対象事業の関係及び処理設計委託の場合の事業費でございます。目2資本費平準化債の5千500万につきましては、同じく元金償還に充当するものです。その下の目3地方公営企業災害復旧事業債の5千万円は、歳出の熊本地震関係に100%充当するものでございます。最後に、款の8、項の1、目の1利子及び配当金1万1千円は、下水道事業基金で見込んでおるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第21号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千404万3千円と定めております。地方債については、のちほどご説明します。第3条、一時借入金の最高額は6千万円と定めております。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債、起債の目的、地方公営企業災害復旧事業の災害復旧事業債の限度額を1千万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。目的につきましては、先も言いましたように熊本地震による下水道埋設マンホール周辺の陥没等の道路の復旧にするための事業に充当するものでございます。

続きまして、歳出のほうから説明申し上げます。

予算書の12ページ、予算の概要は57ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1総務管理費213万4千円の主なものは、節の27公課費の消費税でございます。前年度比200万円程度でございます。続きまして、目の2農業集落排水事業234万円の主なものは、節の11修繕料、節の15工事請負費の補修工事です。

次は、13ページをお願いします。目の3維持管理費2千901万5千円の主なものは、節の11需用費の光熱水費、節の13委託料で矢護川、錦野、杉水の3カ所の浄化センター等の維持管理費が主であります。目の4農業集落排水事業基金費1万8千円につきましては、基金利子を積み立てて見込んでおるところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。款の1、項の1、目の5熊本地震関係費、節の15工事請負費は、熊本地震による農業集落排水施設の下水道管埋設及びマンホール周辺付近の陥没等の道路を復旧するための工事費で、財源は全額災害復旧事業債であるものでございます。款2、項1、目2の元金利子の計9千553万6千円は、地方債の定時償還、長期債利子及び一時借入金利子でございます。款3、項1、目1予備費で500万円を計上しているところでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金16万円は、農業集落排水事業区域、錦野、杉水、平川地区の土地、家屋所有者等からの分担金であり、建設費の事業の一部に充当するものであります。款2、項1、目1使用料2千901万5千円は、下水道施設を使用しています矢護川、錦野及び杉水、平川地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおるところでございます。続きまして、款2、項2、目1手数料4千円は、催促手数料でございます。

9ページをお願いいたします。款3、項1、目1一般会計繰入金9千984万5千円は、農業集落排水事業に伴う事業費の事業費、公債費のための借り入れるものでございます。

続きまして、款の4、項の1、目1繰越金500万円を見込んでおります。続きまして、款5、項1、目1延滞金、10ページの款5、項2、目1預金利子は起債のとおりでございます。款5、項3、目1雑入の1千円は、消費税還付金を見込んでおるところでございます。続きまして、款の6、項の1、目1利子及び配当金1万6千円は、農業集落排水事業運営の利子見込額でございます。

11ページをお願いいたします。款の9、項の1、目の2地方公営企業災害復旧事業債1千万円は、歳出の熊本地震関係の事業に100%充当するものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第23号をご説明申し上げます。

議案書の一番最後のページになります。予算書の一番最後でございます。予算の概要は59ページからお願いいたします。

それでは、予算の1ページから説明申し上げます。予算の1ページ、併せて2ページをお願いします。工業用水道事業は、地方公営企業法第2条、第2項の規定に基づく事業として、平成2年から中核工業団地の企業に日量4千トンの給水能力のうち現在3千390トンの契約水量で、1トンあたり45円の使用料で給水をしておるところでございます。第2条で、業務の予定量ですが、給水先事業所は9事業所、日量3千200トンの給水量を予定しております。第3条で、収益的収入及び支

出・・事業収入が5千928万4千円、事業費が5千729万2千円を予定しております。

2ページ目をお願いいたします。第4条でございます。資本的支出ですが、企業債償還金の163万1千円は、減債積立金として支出するところでございます。第5条、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員1人分の給与費を嘱託職員1人の報酬なので、1千28万4千円を予定しております。6条で、利益剰余金の処分として減債基金積立を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いします。予算書の予算の実施計画ですが、営業収入を5千775万6千円としています。支出の営業費用5千156万2千円のうち、原水費はポンプ電気代、管理保守等委託費、修繕等で総係費、職員人件費、負担金使用料等でございます。営業外費用の373万円は、地方債の利子及び消費税で、予備費は200万円です。不測の事態の対応を予定しております。企業債償還金の163万1千円は、企業債の元金の償還額であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書ですが、受入額が1千520万6千740円を支出額を163万709円を、計の1千357万6千300円としています。なお、平成29年度末での企業債残高は484万769円となっております。

4ページから7ページまでは職員1人と嘱託職員1人の企業明細でございます。

8ページから9ページをお願いします。平成29年度の予定貸借対照表ですが、有形固定資産合計を1億6千790万262円、流動資産合計を2億5千784万8千172円、固定負債合計を930万2千523円、流動負債を698万4千915円、繰延収益合計を3千662万1千86円とし、負債資本合計で4億2千574万8千430円と予定しております。

10ページ、11ページをお願いします。重要な会計事項を注記しております。固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理、引当金の取り崩しの記載をしております。

12ページをお願いします。28年度の予定損益ですが、営業収益4千517万4千円、営業外収益153万6千円、営業費用4千405万8千68円、営業外費用34万7千円で平成28年度の純利益は230万4千930円を見込んでおります。

以上で、説明を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時27分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成29年第2回大津町議会定例会会議録

平成29年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成29年3月8日(水曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香	2 番 山 部 良 二	3 番 山 本 富 二 夫
	4 番 金 田 英 樹	5 番 豊 瀬 和 久	6 番 佐 藤 真 二
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 源 川 貞 夫
	10 番 大 塚 龍 一 郎	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 杉 水 辰 則 住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之 経 済 部 長 松 岡 秀 雄 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二 総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継 兼 会 計 課 長 総 務 課 行 政 係 部 長 宮 崎 俊 也 総 財 政 課 財 政 係 部 長 本 司 貴 大 兼 行 政 推 進 係 教 育 長 齊 藤 公 拓 教 育 部 長 市 原 紀 幸 農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 上 克 也		

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 9 年 3 月 8 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1	議案質疑	
	議案第 1 号	質 疑
	議案第 2 号	質 疑
	議案第 3 号	質 疑
	議案第 4 号	質 疑
	議案第 5 号	質 疑
	議案第 6 号	質 疑
	議案第 7 号から議案第 9 号まで	一括質疑
	討論、表決	
	議案第 1 0 号	質 疑
	議案第 1 1 号	質 疑
	議案第 1 2 号	質 疑
	議案第 1 3 号	質 疑
	議案第 1 4 号から議案第 1 5 号まで	一括質疑
	議案第 1 6 号	質 疑
	議案第 1 7 号	質 疑
	議案第 1 8 号	質 疑
	議案第 1 9 号	質 疑
	議案第 2 0 号	質 疑
	議案第 2 1 号	質 疑
	議案第 2 2 号	質 疑
	議案第 2 3 号	質 疑

日程第 2 委員会付託
議案第 1 0 号から議案第 2 3 号まで

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 議案質疑

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 議案質疑を行います。

お諮りします。議案第 1 号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

てから議案第9号、平成28年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第9号までの9件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。

永田議員。

○13番（永田和彦君） 議案第1号について質疑いたします。

まず最初に、説明は十分受けましたので、どういういきさつでこの条例改正に至ったかというの理解できましたが、しかしながら、今までに、過去に我が町もいろんな災害があったわけです。そのときにどういった処理をしてきたのかなど。そういった加勢の職員は来られなかったのか。過去の事例として、どういったことがあったのか。それに基づいたのか。それとも今回はただ単に上位のほうからこういった条例で対応しなさいという形で対応したのか。その点について、いきさつですね。これまでの流れるなものをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員のほうの質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、過去の事例ということでございますけれども、過去にもやはり大きな災害等は発生しておりますけれども、よその市町村からですね、職員を派遣してまでの対応というのは、これまで私が役場に入ってからですね、経験したことはもちろんございません。今回がやっぱり初めての経験ということでございます。

それから、この災害派遣手当でございますけれども、これにつきましては、災害対策基本法施行令というのがございますけれども、総務大臣が定める基準にしたがって、市町村の条例で定める額を支給するものということで定められております。今回、今までそういった経験がございましたので、条例を制定していませんでした。今回は、災害派遣で多良木町のほうから来ていただいておりますので、そういったような国のほうの基準がございますので、その基準にしたがって災害派遣手当を支給したいということで、今回条例改正のほうをお願いしたということでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑します。

この条例を見ておまして、私が危惧した点が1点だけあります。それは、先日の北朝鮮のミサイルの発射、4発を続けて発射されたということで、それこそ武力による衝突が起こりはしないかという懸念を抱きました。今回のこの条例ですけれども、2条中の中に災害派遣手当、その次に武力攻撃災害等の派遣手当というのがあります。そして、新型インフルエンザ緊急事態派遣手当と続いておりますが、この武力攻撃災害等になったらですね、ちょっと桁が違うんじゃないかなど。別格でこれ

持っとかんと、それとも国の強制的なですね、地方自治体にこういった対応をなさいというものが何かありはしないかなど。これになったらですね、国内の問題とは別に、もう国外のこと、言うならば国レベルのことになってきやしないかなどということです。ですから、国内で処理するものと、外国を含めたものもあわせもったもので、ただ単に手当てなんですと、事務手続き上、これを作っておかないと支出することができないというようなものと理解していいのか。ただこれが一つだけ引っ掛かるんで、この点についてのいろんな論議はなかったのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） グループ攻撃災害等派遣手当ということでございますけれども、おっしゃるようにですね、この海外からの武力攻撃ということになりますと、国家レベルの話になってきますので、町で対応がどうのこうのというようなレベルではもちろんないとは思いますが。今回、その町の条例で定めております武力攻撃災害等派遣手当といいますのは、もちろんそういったその国家レベルでの対応ということではなくて、そういった受けたときの地方自治の維持といいますかね、町のほうの町政の維持、このために町の施設、あるいはいろんなところで被害を受けたときに、町の行政を維持するために他町村のほうからですね、派遣していただいたとき、そのときの災害派遣手当を支給したいということでございます。これにつきましては、もちろん多額の費用が発生するかと思っておりますので、国のほうでも特別交付税の対象というふうになっておりますので、8割が見てくれるということで、規定上にはなっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本議員。

○11番（坂本典光君） 補正予算書の37ページの議会共済組合負担金123万円減額になっていることについてです。これは補正予算の概要の1ページによれば、議員1名減による減額となっておりますが、金額が大き過ぎるので質疑ものでございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 坂本議員のほうの議員共済組合負担金ということで、減額は1名分、123万円の減額ということで、ちょっとこれが大き過ぎるということについてお聞きしたいところでございますけれども、これにつきましては、ご存知のとおり、議員の方がですね、1名減になったということにおきましてですね、1名の方を当初予算では計上しておりましたけれども、1名の方がおられなくなりましたので、その分1名の分を1年間分を今回補正させていただいたと。本来ならもう少し早く減額するべきところではございましたけれども、3月で補正をさせていただいたということでございます。これにつきましては、ご存知のとおり、地方議員の議員年金制度にかかる費用ということで、国のほうで負担率を決めまして、町のほうに負担金のほうを求めてくるというようなものでご

ございます。28年度は、現職議員の標準報酬月額であります、大津町の場合は25万円ということでございますけれども、その25万円の41%、その分が負担金ということで収めていただくということになっております。ちなみに、29年度につきましては、39.7%ということで若干その負担率は減ってきてはおりますけれども、そのようなことで、国のほうで標準報酬月額のほうを、負担率を決めてですね、国のほうから支払ってくださいということできておりますので、町のほうでもそれを支払っているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本議員。

○11番（坂本典光君） これは以前、議員年金というものがあまして、年金が確定していた人に対する支払いだと思うんですが、これはもともとですね、そういう制度のもとでそういう約束でやったことですから、これについて私、異議を申し上げるつもりはもともとございません。それはちゃんと支払わんといけません。ところがですね、もともとですね、その皆さんご存知のように、国がですね、町村合併をずっと推進してきましたために、全国の議員数が減少しまして、この議員年金システムというのが成り立たなくなったということでございます。そういうことで、私について言えば、そのこの年金制度が、議員年数がですね、そこに到達するまでにこの制度がなくなったもんだから、一時金ということでしたきましたが、しかし、その一時金というのは、自分が掛けたお金の8割しか返ってこなかったという、何か非常に不公平な内容でございました。それで、私はそのこれはですね、国が進めてきた町村合併によってですね、そういうふうに変ったわけだから、これは町が支払うんじゃないか、国が直接支払われたほうがいいんじゃないかなという疑義がありましたからお尋ねしたわけですが、しかしながら、現在ですね、議員1人当たりその40%弱とかようなところが今答弁にありましたけれども、これは年々減少していくということではよろしいでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 負担率のほうの話でございますけれども、もちろんその議員の方の年金につきましてはですね、年々その支給する人数のほうも減ってきますし、支給額のほうも減っていくと思いますので、負担率につきましては、減っていくのではないかとこのように考えているところでございます。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

佐藤議員。

○6番（佐藤真二君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

今回は委員会付託がございませんので、ちょっと細かい点まで入ってしまいますけれども、まず1点目がですね、マイナンバーの情報連携に伴うシステム整備のところ、概要のほうでページ言わせていただきますと、概要の2ページですね。国庫補助金の民生費と総務費のところそれぞれ減額がございまして、それから、その下の歳出側のほう、下から4番目の項目のところ、今度は歳出側の減額というのがあります。全体で言いますと、この減額された分の合計というのが、歳入側は243万

5千円、歳出側で減額されているのがマイナンバー分については、この内5万4千3百円という形になっているかと思うんですが、このシステム整備については、情報連携に関わる部分は国が3分の2、地方が3分の1ということになってますので、ちょっとバランスが違うかなというふうにちょっと感じたものですから、その点についてお尋ねしたいと思います。それがまず1点目です。

2点目がですね、概要の31ページ、32ページです。ここでも教育費国庫負担金の中で、小中学校の災害復旧の国庫負担金というのが随分減額されているわけですね。復旧工事のほう、歳出側のほうが36ページにありますけれども、こちらのほうも減額となっております。これについては、当初、一番最後に学校に関してこういう復旧をしようというふうを考えられた部分から、実際に文科省の査定があってここまでしかできないよという話になったんだということは、以前に説明を受けたのですが、現況復旧が原則というような言葉で言われたかと思いますが、変更になったということで、そもそも本来やろうとしてきた当初の分というものがどのようなものだったのか。そして、査定によって削られた分、これは補助が出せませんよと言った分というのがあると思うんですね。その出せませんよということを今回やらなかったことによって、例えば、一番気にしているのは南小学校なんですけれども、結構な最初の金額、大きな金額言われたと思うんですが、実際はその屋根の部分の改修するところを中止にした分に収まっているというところで、この後もその避難所としてまた利用されるときに耐えられるのかといったことが、各学校においてそれぞれ心配されるわけです。要は、やり残したことの中で、今後に不安を残す部分というのはあるんでしょうか。また、その分があれば今後対応というのはどのように考えられますかというところでございます。

もう1点がですね、災害廃棄物の処理の業務委託費でございますが、これ金額がかなり大きいものですから、ずっとちょっと追いかけてきておりましたところ、今回、減額というのが本年度予算化された中での結構な、大きな割合が減額されてるんですね。そしてまた、29年度の当初予算では、また大きく計上されているというところなんです。そうしたとき、この減額分というのが何で発生したのか。これもうかなりお金が必要だということはもちろんわかるんですけれども、考え方として、排出量が予想より少なかったとか、排出されたけど処理が進まなかったとか、いろんな要因があろうかと思うんですけれども、そこはどのような状況でしょうかというところの確認をさせていただきたいと思います。というのが、全協のときにもありましたけれども、12月の補正で組んだ分と、今度の当初で組んでいる分の中に、ちょっと考え方が整合しない部分というのがありましたものですから、今回もしかしたらそれが含まれてないかというところもちょっと懸念しているところです。

以上、3点お尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） マイナンバー関係の歳入と歳出の関係についてお答えいたします。

社会保障税番号制度システム整備補助金、こちらのほうは19万2千6百円の減額につきまして、電子計算機費のほうのシステム整備の委託のほうはですね、これはシステムサポート修正委託の5万2千3百円も含まれておりますので、11万1千6百円と概要のほうには載っておりますけれども、実際は5万9千3百円の減額というような形になっております。これのほうの差額につきましては、今佐藤議員

がおっしゃりますように、負担金といいますか、負担割合というのは決まっております、国のほうがかなりの部分をみるということで決まっておりますけれども、ただこれもやっぱり一つの補助金の制度でございますので、それに国の補助に該当しないような修正等も発生しておりますので、そういった部分も含めて若干委託料のほうの歳出のほうはですね、減額のほうが少なくなっているというような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

質問のほうは、災害査定、当初、補正予算で見積もった金額、設計金額と査定によってですね、金額のほうが変わったという部分でございますけれども、当初ですね、詳細な設計はできていない中で、いろんな部分もですね、例えば、屋根自体を全体やりかえるとかですね、そういったところでの見積もりをして積算をしていたところなんです。そういった中で、現地の査定の中でですね、例えば、工法が要するに変わるといって工事費のほうは下がっておりますけれども、例えば、そのこちらとしてはある程度屋根を改良したいけれども、あくまでも査定の中では現況復旧というところで、工事のほうは下がってきているというところでございます。

その中で耐震性がどうなのかという部分につきましては、原形復旧の部分につきましてはですね、原形復旧する中で、耐震のほうは保ちながらの原形復旧というところで、今後の対応、そういった部分について、その工事の中で査定で当然見れない部分等もございます。そういった部分については、査定外の費用で補強するなり、そういったところでの対応をさせていただいているところでございます。

避難所機能の部分ということですが、今後ですね、今回の震災で確かに、その避難所として機能できない部分もございましたので、そういったその附帯そのもの以外ですね、耐震というか、そういった避難所機能としての強化については、今後全体防災の中でですね、含めたところでそういった強化のほうも進めていく必要はあるというふうには考えております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 失礼します。佐藤議員のご質問、災害廃棄物の関係につきましてお答えしたいと思います。

災害廃棄物の処理につきましては、2カ年で約72億の費用で、おおむね半分半分ずつ予算を計上しております。ただ先行解体分につきましては、もちろん先行解体でございますので、28年度に計上させていただいております。そういう中で、本年度の災害廃棄物の処理の委託、いわゆる産廃協会あたりのほうで廃棄物の運搬をして処分までの費用、これにつきましては約19億を見込んでおりました。今回9億、約9億落としておりますので、28年度中で処理するものは約10億ということと考えております。この10億の内訳でございますけれども、今最初に杉水処分場を開放いたしましたので、2回満杯になっております。その場合、杉水処分場は、すべてをまず受け入れておりましたので、いろんなものが混ざっております。解体木だとか、プラ、石類、いろんなものがあります。そういう中で、それを2回処理しておりますので、量的にはですね、分散して置きますので、解体木だけを置

くよりは少なかったんですけども、それでもまあ2回分。それから、あと矢護川の処分場につきましてが1回分が丸々満杯になってそれを片付けております。現在は、今室のほうの325号バイパス沿い、大劇パチンコの西側になりますけども、あそこがもうほぼ満杯になっておりまして、現在今片づけを行っておりますが、これらの片づけ、それから、今杉水も満杯ですし、矢護も今現在出しているところがございますけども、それらの今後の見込みも含めましてですね、終わっている分が5億と、それから今後片づけにならない分を5億ということで試算をいたしまして、10億は今年度で必要であろうということで9億を減額したものでございます。

また、家屋の解体委託につきましては、本年度14億円を約見込んでおりましたが、14億6千万で、今回約6千万落としておりますので、ほぼほぼ家屋の解体については、家屋の進捗力が50%強でございますので、進捗力と同程度でほぼほぼ半分の支出が終わっているというような状況でございます。

あと先行解体の負担の分ですけども、5億見込んでおりましたが、今回、1億減額しておりますので4億円がですね、先行解体分として現在支出している分でございます。実績に基づきまして減額をしたところでございます。

厚労省の査定の72億につきましては、当然補助割れをするといけませんので、ある程度家屋の面積あたりでもですね、余裕をみて、ある程度の大き目で計算値をやっているということもございまして、2カ年で72億という数字にはなっておりますが、実際、解体を進める中で処理費用、それから解体用もですね、順次費用が明確になってまいりと思っておりますので、次年、新年度の予算の中ではですね、まだ見えておらない部分も大でございますので、今回落とした分はそのまま29年度のほうでは、いわゆる国の査定、限度額いっぱいであげさせていただきまして、最終的には終了のときの精算で、精算を行ってまいりたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○6番（佐藤真二君） 1番目と2番目のことについて再度お尋ねいたします。

マイナンバーの関連なんですけれども、補助の範囲以外のところでやっぱりやらなければいけないことが出てきたというところなんですけども、そうすると、そこでやられたことというのは、当初やるべきと考えられなかったことではなかったのかということなんですけれども、当初の、最初の段階でそこは見込んでおられなかったのかなというところ、あるいは、その追加でやるのであればまた別のやり方をすべきだったのではないかなというところが確認をしたいと思っております。

それから、学校関係ですね、ちょっと南小と私が言ってしまったものですから、その話になってしまったのかもしれませんが、全体としてですね、やろうとしたことがあってやれなかったことがあって、このやれなかったことの中に今後に不安を残す部分があるんじゃないですかというところが、そのお尋ねの主旨だったんですよ。その時点でちょっともう1回ですね、確認の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） マイナンバーの整備に関する費用でございますけれども、当初から補助にならない部分と申しますかね、そういったのも多少見込んでいたところでございます。別の方法があったのかということでございますけれども、当然その必要なシステム修正でございますので、補助には乗らなくてもですね、やらなければいけないということで、予算のほうをお願いしたところがございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再の質疑にお答えいたします。

いわゆるその工事が変わったことで今後に不安が残ったままの状態ではないのかということかと思っておりますけれども、あくまでも工事費についてはですね、工法等が査定の段階で変わったということで、金額のほう下がったところございまして、やりたいところが残っているということはございません。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○6番（佐藤真二君） この学校関係のところですけども、先ほど今後も強化を進めていくというようなことをおっしゃったので、まだ不安な部分が残っているのかなというふうになんかちょっと感じたところだったんですが、今のお話ですと、問題はないと、今後の日常的なシーンはもちろんですね、避難所としてまた利用しなければならないときにも大丈夫だというようなお答えだったと思いますので、そこで理解して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木議員。

○15番（荒木俊彦君） 補正予算のですね、最初に9ページで繰越明許の変更ですね、この中で、7の商工費が上井手景観整備工事で、当初繰越が2千500万円の予定が、今度は3千900万円、1千400万円ですかね、かなり大幅に繰越額が増えております。それで予算書の80ページで商工費の社会資本整備総合交付金事業で、上井手景観整備関係の予算が減額がなされております。委託料設計ですかね、それから用地費もかなり大幅減額、補償費も大幅減額ということで、この上井手景観整備については、私も特段反対することではないんですが、もともとどういう計画をつくって、これ前年度の予算の説明のときにきちんとしたですね、文書での説明がまったくありませんでしたので、一体なにをどこまでやるのかというのが全体が見えていなかった。ところが、今度は地震で急遽、この上井手景観整備はもう中止をすると、それどころではないということで、もう全額中止をすると私は理解をしておったんですが、ここにきて今度は繰り越しをしてまで事業を継続するということがなんですけど、全体が見えないんですね。今回の補正予算にも全くそういう説明書は付いておりません。とりあえず、これについてですね、繰り越しと予算の減額との関係を、整合性を持って説明をしていただきたい。説明がちゃんとできないのであれば、いますぐでなくてもいいですけど、文書で当初の計画等を何をどうしたのかというのをですね、明らかにしていただけたらどうかということですね。

委員会では確かに説明があったのかもしれませんが、私のほうにはそういう資料は回ってまいりませんでしたので、お聞きをしたいと思います。

それから、もう1点、今度は94ページですね、教育費関係です。教育費の小学校と中学校費の中で、教育振興費の中の扶助費ですね、要保護及び準要保護児童援助費ということで、小学校、中学校とも就学援助金ですね、こちらが増額をされております。これが地震との関係で、保護の対象が広がったとか、そういう関係があるのかどうか。その背景をお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） おはようございます。荒木議員の上井手関係についてお答えいたします。

まず、9ページの社会資本整備総合、繰越明許については、あとで土木部長のほうからお答えするとして、私のほうでこのいきさつと言いますか、上井手の関係ですけど、当初、大松山の太田黒製材所さんのところで計画しておりましたけれども、用地がかなり難航といいですか、できなくて、先にある不動産屋さんが全部買ってしまって、もう全部買わないとできないというような話をいただきましたので、急遽場所の変更をいたしまして、今の楽善線ができました、上井手から上あがったすぐ公園みたいな形で今町が整備しておりますけど、年禰神社ですね、あちらのほうに変更させていただきましたので、その関係で用地費、それから補償、それから委託費等がかなり下がったというところで。当初、地震の関係で全部やらないといいですか、繰り越しで全部今回契約して、繰り越しでやるというような形にさせていただいております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 9ページの繰越明許についてお答えさせていただきます。

上井手景観整備につきましては、旧まちづくり交付金事業の一環ということでございまして、今回、平成28年度がまちづくり交付金事業後期分の最終年度ということでございますので、補助内示額が確定しているところでございます。当初、今経済部長が申しましたように、景観整備事業につきましては、もう国の内示が4月の頭のほうには出ておりますので、これはもう事業としては確定したものでございますけども、今回、こういう形の地震がございましたので、担当課のほうでは相当苦労されてですね、用地等も含めて事業をできるだけ縮小してですね、できるだけ、もともと5千900万円の事業でございまして、事業をできるだけ縮小しまして、補助の部分だけの事業という形ですね、今回、約3千900万円が補助対象になりますので、その分だけを今回繰り越して平成29年度の事業として執行するという形で、内容につきましては、経済部長の言いました景観整備に伴う水車等々の事業という形で平成29年度に繰り越したというところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の質疑のお答えいたします。

就学援助の補正で増額になったということで、その理由でございますけども、通常ですとですね、最終的な増減は毎年出てきております。通常の部分ですとですね、小学校費、中学校費両方とも減額

になる予定ではございましたけども、今回、熊本震災の関係で、半壊以上ですね、世帯に対してですね、同じくこの就学援助費ということで、国のほうからですね、3分の2のほうの歳入をいただいて、震災の被災された児童・生徒の保護者にですね、同じく就学援助という形でさせていただいております。小学校で約38名ですね。中学校で40名の対象の児童・生徒さんがおられます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に、上井手景観整備ですが、5千900万円、当初計画してたのが減額して4千600万円になって、そのうち3千900万円が繰り越すということで、ほとんど繰り越すと。規模を縮小したはわかりますが、場所が変更されたということですけど、これはどっかの委員会で説明がなされてたんですか、我々は全くそういう話は聞いてないんですね。場所が変えられて、全く別物みたいなことになってしまいかねない。何か当初、あそこ製材所の跡地に何か水車公園をつくるという話だったと思うんですけど、予算が付いとるからどうでんこうでん場所を変えてでもやろうかというは話になったのかどうか。地震でそれどころではなかったということで説明がなされてこなかったのか。どうもこのところちょっと理解ができないので、その経過と、変更したその内容についてですね、議会にもしかるべく説明があつて当然ではかろうかと思しますので、お尋ねをします。

それから、要保護、準要保護児童の増加ということで、半壊以上の世帯の子どもさん、児童に対して就学援助が援助されるということですが、国が財源の3分の2はみるということですかね。これ自動的にじゃあ罹災証明を確認すれば誰が半壊以上かというのは確認できるわけですけど、半壊以上の世帯については、全員こうやって案内をして、自主申告で出してもらってやったのか。それとも自動的にお宅はその準用保護、多分準要保護だと思うんですけど、に該当しますから就学援助費が支給されますと、自動的にになったのか。その背景をちょっと確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前10時41分 休憩

△

午前10時47分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 荒木議員の再質問といたしますか、先ほどのについてお答えさせていただきたいと思います。

委員会のほうで、この社会資本総合整備交付金事業の上井手景観整備工事につきましては、太田黒製材所のほうはできないということで、ただ具体的な次の場所とかいうのはないんですけど、この上井手景観整備工事につきましては、もう大津町の歴史あるまちづくりにとって水車は必要だということで、残させてくださいということで、委員会のほうで報告させていただいております。予算上は残ったんですけど、今回、縮小させて年禰神社のほうにつくらさせていただきますけど、議員さんも皆誰もご存知なかったんで、正式な書類をつくりいたしまして、お配りしたいと思いますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの被災児童・生徒、就学援助についてでございますけども、こちらについては、保護者からの申請に基づいて支給させていただいております。周知した上で、その上で申請をあげていただいております。実際、被災を受けた上で、支給を辞退というかですね、申請されなかった世帯もあるというふうには聞いております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 上井手景観整備については、もう確かに当初予算で景観整備は必要であるということは、もう認められてきたわけですからあれですけど、用地を買ったり、公園をつくるとは場所が最大の命題ですからね、今後は気を付けて、後ほど詳しい青写真が配付されるということですので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

金田英樹議員。

○4番（金田英樹君） 私から1点だけお伺いいたします。

予算書の68ページの款4、項1、目4で節11の需用費に関しまして、こっちフッ化物洗口関係の予算なんですけども、フッ化物洗口に関しては、実施にあたっては保護者の方や諸団体の方から様々なご意見がある中で実施を決めたものではございますが、今回、予算執行状況を見ると、あまり実施できていないというのが現状かと思えます。もちろん、こちら震災の影響も今までであるとは思っておりますけども、いろいろ議論があったところですので、経緯と今後の立て直し計画というんですかね、のところをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 金田議員のフッ化物洗口事業の減額はどのような経緯、それから、今後の見通し等についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、フッ化物洗口でございますけども、平成25年から事業を行っておりまして、平成28年度におきましては、最初に幼稚園、保育所関係の年長児を中心に始めさせていただいたんですけども、28年度は幼稚園、保育所12園中8園が実施を今しているところでございます。年長さん300名を対象に週に5回行っているというような状況です。そういう中、モデル校として、まず小学校につきましては、3校、大津中、室小、南小をモデル校ということで、平成27年度に実施をしたところでございますが、その後に引き続き全校に広めていきたいというような考え方を持っておりましたが、議員言われますように、熊本地震によりまして、まずはそれぞれの学校教育施設あたりの復旧が先だというようなことですね、なかなか先生たちもこちらのフッ化物洗口の対応も難しい部分もあるというようなこともあって、実際には28年中はですね、小学校のほうではできなかったというような経緯でございます。今後の見通しですけれども、一応3月に教育委員会のほうともですね、協議をしまして、3月の校長会、それから4月の校長会やその後に開かれます、5月等に行われますPTAの

総会当時にですね、これらの説明会等を開きながら、できれば29年度で全校実施の方向でですね、進めていきたいというようなことで、方向性については考えているところでございます。現在、学校の職員の説明会につきましては、28年の4月の8日にですね、終了させていただいておりますし、保護者の説明会でまだ終わってないところが3校ございますが、そちらのほうも今後進めてまいりたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） もう十分ご留意されていることと思いますし、また新年度の予算でも議論あると思いますので、これで終わりいたします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回の補正予算を見ておまして、不思議に思う点がありまして、民生費であります。年々民生費は増え続けておまして、今年度でですね、一般会計のほうも大幅な伸びを示しております。全体では30%以上を占めるに至っておりますけども、この補正予算を見たときに、28年度災害があったとしてもですね、民生費あたりのそういった増減というものが、発生する要因ですね。例えば、その震災によって、例えばその国民健康保険関係あたりが病院に行きたくても行かれなかったとか、それとか老人福祉関係、ああいったものがそういったいろんな形のサービスを受けられなかったとか、あると思うんですよ。ですから、今回この補正予算によっていろんなものが減額されたりしておりますけれども、そういったサービスが必要な人、また医療が必要な人というのは、災害があったら逆に増えはしてもですね、減りはしないと思うんですよ。この上限についてですね、この分析はできているかどうかですね。国民健康保険のほうでは、繰出金が一般会計からかなり減らされてますんで、またそちらのほうも減っております。逆に増えるのが本当じゃないかなと思ったりもするんですよ。ですから、その分析がまちづくりには実は大切ですね、例えば、受けなくていい医療を受けていたとか、受けなくていいサービスを受けていたのが今回災害によってそれが露呈したとかいうことがありはしないかなということ。この増え続ける民生費についてのですね、見解がこの中に含まれているのではないかなと、そういうふうに感じますので、この点について、何か執行部のほうではですね、どういった現象が見られるとか、そういったものがあればぜひお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の民生費が増えている、その要因についてどのように分析しているのかというようなご質問でございますけれども、民生費の中でも一つはですね、障害者福祉費、こちらのほうが障害者のほうはですね、今年もちょっと費用は結構かかっているんですけど、高値安定といいますか、そういうような形で今推移しております。ただ障害児ですね、障害児のほうはですね、障害児の福祉施設のほうは今後充実してきているというような状況でですね、右肩上がりに今増えてきているというのが今の状況でございます。

それから、医療費につきましてはですね、これまでずっと増えてきたんですけども、当初予算でも説明しましたように、一般会計のほうからの繰り入れもなくしております。これにつきましては、住民福祉部長のほうから説明がございましたけども、重度心身障害者といいますかね、そちらの方たちのほうの年齢のほうも60歳以上だったかと思えますけども、方たちが後期高齢者のほうに移行できるというようなことがございますので、そちらのほうを積極的に推進した結果ですね、高額医療がかかる人たちが後期高齢者のほうに移動したということで、国民健康保険のほうの医療費が下がってきたというような状況もございます。

また、取り組みとしましては、健康づくりということで、健康推進係を中心にですね、いろいろな健康づくりをしております、例えば、人工透析の早期の予防といいますかね、そういったことも最近はやりながら医療費の抑制には努めているというような状況でございますので、医療費につきましては、現在はですね、若干抑制されているというような状況ではございます。

それから、一番その臨時的なものなんですけども、臨時福祉給付金ですね、こちらのほうがまた29年度はですね、新たにその継続というような形でできましたので、こっちのほう若干総額としては増えてきています。一般財源はもちろんございませぬけれども、総額、費用をみると増えてきているというような状況でございます。それから、児童福祉費もですね、児童福祉費につきましては、もうご存知のとおり、保育園のほうといいますかね、そちらのほうの待機児童対策ということで、どんどん今その保育園を希望される方が増えてきているということで、そういった児童措置費、そちらのほうもうかなりの金額で増えてきているというような状況ではございます。民生費の増えている状況は、今申しましたようなところで、一番なのは障害児のほうの福祉費、それから児童措置費といいますかね、保育園の関係のほうのそっちのほうが増えてきているというのが今の現状でございます。

今後ですね、また災害の影響ということでですね、また増えてくるのではないかなと思っております。生活困窮者対策とかですね、地域支え合いセンターとか、そういった形でいろんな相談事業が増えてくるかと思えます。また、今度、介護保険といいますかね、そちらのほうで、例えば、みなし仮設や仮設におられる方たちはですね、外出が控えられることによって介護に認定される方が増えてくるということになればですね、介護保険のほうも今度は増えてくる可能性もあるかなというように心配しているところでございます。そういったことにならないように、仮設住宅やみなし仮設に入居されている方につきましては、地域支え合いセンター、あるいは健康推進づくりの係りですかね、などを含めまして、健康づくりに十分留意しながらですね、そういったふうにならないように事業を推進していかなければならないものというふうにご考慮いただいております。

○13番（永田和彦君） 震災の影響はほぼ関係ないということではないんです。震災の影響による増減はないのかということです。

○総務部長（杉水辰則君） 震災による増減は、今後は考えられますけども、現在のですね、大きなその変動の中では、今の予算の編成の中ではですね、まだ大きな要因としては、まだ今のところは見られていないというような状況でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第3号について質疑いたします。

今回の補正で一般会計からの繰り入れというものがなくなっておりますので、大きく減額されております。先ほど2号の質疑の中で、震災の影響はなかったんだよというふうに総務部長が言われまして、引き続き、健康増進費というものが今ありますので、そういった形に取り組んだ結果、その医療費の減少、高額医療の方の減少も考えられるというふうに言われました。しかしながら、その横断的に見てみますれば29年度の一般会計におきましては、健康増進費は減額されております。ということをもうその長期的に見れば、もうすでにその医療費の減少傾向に至っているのか。今のですね、そういった健康増進の施策によってそういった一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れとかもなくとも自立してやっていけるようになったということのこの減額の現れなのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 永田議員のご質問にお答えしたいと思います。

永田議員言われますように、まず被保険者につきましては、数が今年々減少している状況でございます。それに伴いまして、当然それにかかります医療費も額の削減ができていたというようなことが第1点にあります。すと、健康増進事業につきましても、これまで行ってまいりました事業の効果が段々発揮されているという部分もありまして、いわゆる独立採算、特別会計の独立採算に基づく法定外の繰り入れにつきましては、今後につきましてもですね、繰り入れなしでいけるような状況が続くのではないかとというふうに予想はしているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいまの説明の中で、被保険者の減少という説明がございました。被保険者が減少して、そういった一般会計からの繰り入れが不要になるということであればですね、必ず増えたときには、たくさんおられる、被保険者がおられるときには繰り入れが必要になる。しかしながら、減ったら不必要になるということは、必ず分岐点というものがあるんですね。その分岐点によって、被保険者の保険料率というものは決められるものです。そこを算出するのがそれぞれ執行部の仕事なんですね、言うならば。ですから、その分岐点というそういったこう、言うならば正当なる今の医療法の中のそういった国民健康保険税の割り出し、こういったものがきちんとなされているのかということ、非常に租税原則の中で大切になってくると、そういうふうに思われますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。

もちろん今後の医療費の見通し等に基づきまして、適正な保険税を定めていくと、当然のことをございまして、そういう中でご存知のように、国民健康保険の制度につきましては、平成30年度を目途に、県単位か、県が財政の責任を持ってやるというようなことで流れになっております。この目的自体は、国民健康保険税自体もう持続をより長く持たせるというようなことで、いわゆる足腰を強くする改革となっております。そういう中で、もともと国民健康保険につきましては、所得水準が低いだとか、医療水準が高いだとか、そういう中で保険料負担が重いというような構造がございますので、この都道府県の単位化の中でですね、国のほうも新たな財政支援措置も考えたいというようなことで、平成30年からは総額年間3千400円の公費を投入していくというようなことで、そういった財政的な支援も国のほうも本腰を入れるというようなことをございます。県単位化することによりまして、スケールメリットの部分もありますけれども、県のほうである程度標準的な単価を出して、その中でそれぞれあと市町村の判断にはよりますけれども、標準税率を採用するか否か、その市町村の中でまた判断していくというような形になります。県のほうも基金あたりも積み増してですね、何某かあった場合には、その基金あたりでの対応等も考えておられます。そういう中で、県が責任の運営を持ちますので、いわゆる歳出側につきましても、チェックをしながらですね、いわゆる適正な給付が行われているか、給付の適正化等も含めて、収入と支出、バランスをとりながら、いわゆる地域医療の構想だとかですね、病院のベッド数云々と言われておりますけれども、そこら辺も含めまして、全体的に県が中心になって運営をしていくという中で、今後の保険料率等につきましては定められていくということをございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

無所属の永田です。先ほどの続きですけれども、例えばですね、特別会計を維持、管理していく上で、町としても国民健康保険の特別会計の基金を持っていたと思うんですよ。基金あったでしょ。この基金が以前お聞きしたときに、急な例えば流行りの病とか、いろんなものがあつたときに、その支払いもロックされて、そういったこう緊急のときの予備のために、例えば、国民健康保険を動かすための一月分とか、三月分とか、基本的な基金を持ちなさいというものが確かあつたと思うんですよ。じゃないと、いざとなつたときに県が基金を持っているということを先ほど言われましたけれども、町は町で独自にそういった基金の確保というものがあつたかと思うんですが、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩いたします。

午前11時11分 休憩

△

午前11時12分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。

済みません、基金の額につきましてははですね、今現在高の最近の数字はちょっと持ち合わせておりませんが、かなり200万円か300万円かぐらいの少ない数字になって、かなり使ってしまったかと思っております。一応、先ほど県の基金の話申し上げましたけれども、今回、県が管理の主体になることに伴いまして、当然基金を積まれてですね、いわゆる給付費に対しましては、もう県のほうが必要な費用につきましては全額市町村に対して支払いをします。ただ当然県のほうでは、それに必要な納付金については県のほうが決められますので、その納付金に応じて、標準税率も示されますので、その標準税率で行くのか。不足分を一般会計から繰り入れてやるのか、否かとかですね。その辺もトータル的に勘案しながら、判断をしていく必要があるということ考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第6号の28年度大津町介護保険特別会計補正予算について質疑いたします。

こちら1点のみ、全体に関わる内容になりますが、こちら総合事業への移行に関しまして、第6期の介護保険事業計画において、28年度から現行サービスに対応できる事業から移行していくという目標で取り組んできた矢先での熊本地震でございました。それに関して、被災前から業務負荷等も踏まえて現場からは内容スケジュール等厳しいのではないかという声もあがってかたと思いますが、今回、今時点での進捗及び懸念点や遅れ等がお知らせいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 金田議員の総合事業関係につきましてのご質問についてお答えしたいと思います。

総合事業につきましては、ご承知のように、要支援者が利用する予防通所の介護事業、それからいわゆるデイサービスですが、それと予防の訪問介護事業、ヘルパーの事業、この2つにつつまし

てが総合事業のほうに移行いたしております。28年4月から移行予定ということで考えておりましたが、震災の影響によりまして、1カ月ずれて5月から行っております。実際の利用者の状況ですけれども、利用者につきましては、特に大きな変更はあっておらないというような状況でございます。総合事業の中で介護予防を行いながら認定を受けることなしにですね、生活が継続できるようになるということで事業を進めておりますので、利用者の数については特に変更がっておりませんので、順調に推移しているものと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

先ほど利用者視点での状況を伺ったんですけど、現場の負担感だとか、その業務量としては同じく大丈夫という認識でよろしいでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 包括支援センターのほうにもいろいろ聞いておりますけれども、特に職員とかの中ですら、こういう今回の移行に伴いまして問題点が発生したというような部分については、特に意見が出ておらないというようなことで、問題なく進んでいるのではないかと認識しているところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私のほうもちょっと全般的な話になってきますけれども、先ほど一般会計の中で震災の影響というものがどのくらい出てきたのかという話がありましたが、やはりこの介護保険に関しては、その影響が大きく出てくるのではないかなと考えているところです。その中で、12月の委員会の中でお尋ねしたんですけれども、その震災後の介護認定者の増減というのはきちんと注視していかなきゃいけないということでお話したかと思えます。今回は、確定によるという部分が結構多いんですけれども、その中にもその介護認定、申請数とか、認定数とか、認定率とか、いろんな指標はあるかと思えますが、そういったものがどのように変わってきているのか。例えば、その前年度比とかいうような見方をした場合には、わかってくるんじゃないかなと思うんですが、その点については、これがもう予算の根本に関わってくる部分ですので、どういう状況にあるのかを確認させていただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

震災後につきまして、利用者につきまして、例えば、特に施設利用関係につきましてはですね、増えているということが言えるかと思えます。一部、例えば、養護老人ホーム関係等についてはですね、今回負担金を減額して計上いたしておりますけれども、本来、当初予算ではですね、入所者を月平均35名で見込んで、扶養義務者7名ということで見込んでおりましたけれども、実際には、入所者は月平均33名、扶養義務者は12名の収入ということで、負担金が多い方が亡くなった関係もございましてですね、例えば、今言う養護老人ホームの負担金については145万円の減額というような

ことで減っている部分もございます。先ほど言われました、認定率とか、それから数につきましてははですね、ちょっと現状今資料ございませんので、わかり次第またすぐにまた報告させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） サービスの提供料というのは、結局そのもとにあるサービスを利用する人がどう動いたかということが根本にあるわけですから、その辺をきちんとやっぱり注視していかなければいけないと思いますので、できれば継続的にでもですね、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 認定率の推移についてでございますけれども、現在ですね、平成26年度末が17.61%、認定者の数にいたしまして1号被保険者が6千780人に対しまして、認定者数は1千194名になります。それから、27年度末につきましては、保険者数が6千953に対しまして、認定者数が1千254と、18.04%ということでコンマ4%ほど増加をしているというような状況でございます。現在、直近でわかっているのはこの数字でございます。

以上でございます。

震災関係につきましては、ちょっとまだそこまで数字が出てないような状況でございます。申し訳ございません。

○6番（佐藤真二君） また、数字がわかったら教えてください。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号から議案第9号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 議案第8号の特別補正の中で後期高齢者の件ですけれども、歳出の11ページでございます。この中で款の3と項1の中で、健康診査費が753万4千円組んでありますけれども、この見込みはどういう形で出たのか。それから、補正は185万8千円ということでございます。これにつきましては、やはり健康の健全者の育成ということと、それから健康増進の一環として取り組まれてきたと思いますが、低いということもございまして、その何名ぐらいその予定者がおったのかですね、実際、実施されたのか。それから、今後どのようにしていられるのか。その辺をお伺いしたいと思いますが。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 手嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。

人間ドッグの受診がどのくらいだったのかということの質問でございますかね。

○12番（手嶋靖隆君） はい。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 済みません、人間ドッグにつきましてはですね、実績見込みで今回落としておりますけども、減額につきましては4名分をですね、当初予算から減額を行っているところでございます。

保険料関係の補正につきましてはですね、熊本地震に伴いまして、保険料の減免を行ったことによるそれぞれ収入見込み額による補正になっております。

あとですね、広域連合の納付金、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、地震に伴いまして保険料を減免いたしておりますので、その減少に基づきまして、広域連合のほうから額の通知に基づき、減額の補正を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 総括的にですね、大体何名ぐらいこの健診受診されておりますか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 再質問にお答えしたいと思います。

健診につきましてはですね、630名程度でございます。それから、健診の中で歯科の検診ございますけども、これが60名程度となっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号から議案第9号までの議案質疑を終わります。

これから、議案第1号から議案第9号までの9件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第1号、「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、「平成28年度大津町一般会計補正予算（第9号）について」採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、「平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」採決をします。この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、「平成28年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について」採決をします。この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、「平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について」採決をします。この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、「平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」を採決をします。この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、「平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について」から議案第9号、「平成28年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括して採決をします。この採決は起立によって行います。

議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第10号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第11号について質疑いたします。

説明資料におきましては、11号、12号関係として地方公務員の育児休暇等に関する法律及び育

児休業、介護休業等、育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いということを書いてあります。この点で、もちろん法律が変わればもちろんそれに準じて条例も改正していくわけでありまして、ただ不勉強でありまして、隅から隅までこの法律を読んで理解したわけではありませぬので、ここで質疑という形になりました。この中で、あくまでも法律に準じるものであって、町独自の施策を組み入れたものはありませんか。全く法律に準じたものだけであると言い切れるのかどうかですね。町が理解してこの町の町にあったものに手を加えたという部分はありますか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の今回の条例改正につきまして、町独自の施策を加えたことはないかというようなご質問でございますけれども、今回の改正につきましては、国の法律に基づきまして、それに基づいて改正をしたということで、町の独自の施策は加えていないところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

国の法律がこういった形で変わってきますと、やはり子育て及び介護あたりで家族でできることは家族でやっていただきましょうということではないかなと。それを総体的にみれば、国とするならばいい形の国づくりができるのかなというふうに理解しております。しかしながら、この点、町としましてですね、小さい地方自治体からすれば、改正前と改正後とを比べてみますれば、いろんな形で緩んでいるというか、拡大解釈できるようなですね、体制になってきたのかなと思います。しかしながら、この改正によって想定される、言うなら業務への影響、言うならば、例えば、この説明資料の7ページあたりを今見ておりますけれども、例えば、介護休業を申し入れをできる非常勤職員の要件の見直しとかいうものがありますよね。こういったものが改正前は在職した期間が1年以上であったのが、それは同じですね。2番目あたりは、諸々ここで読み上げませんが、いうふうになっております。ということはですね、今後、この改正によって、もちろんどの職員のご家庭がですね、介護が必要だとか、子育てのほうは予測ができるかもしれませんが、及ぼす影響というものは、想定はできるのか。その影響によって、この言わんとするところはですね、経費が増える可能性があるということです。経費イコール税金です。ですから、この点はきちんと想定がなされて改正にして、こういったことが想定できますということは、経費的にこれだけの支出が必要になりますよというふうに変わってくると思うんですよ。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の今回の改正に伴って経費あたりはどのようなことで影響、町のほうの影響出るかというような状況でございますけれども、こういったふうに育児休業あるいは介護休業となりますと、それだけ業務のほうをですね、人が足りないというような状況の中でまた起きますので、業務のほうの対応ということになりますと、また新たに非常勤職員を雇ったりとかですね、そういったことがございますので、そういったような影響は確かにあろうかというふうには思います。ただ今回の改正の、例えば、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第11号につい

てでございますけれども、これにつきましては、主な内容が育児休業等の対象となるこの範囲に特別養子縁組の看護期間中の子、あるいは養子縁組の里親に委託されている子を加えるということでございますので、こちらになりますと、非常にその例が少なくなってくるのではないかなということで、例えば、そのあったとしてもですね、もちろんこういったような法がございますので、あればもちろん対応しなければなりませんけれども、例とすればですね、非常に少なくなるということで、影響はほぼ今のところはないのかなというふうに考えているところではございます。

先ほど11号と12号の関係ですかね、育児休業につきましては、12号の改正の関係でございますけれども、こちらにつきましても、若干その非常勤職員のほうのですね、要件緩和といいますか、そういった形で取りやすくなったということでございますけれども、12号関連で言えば、また12号関連のほうでまたご説明したいと思っておりますので、そういったことで、財政的な影響につきましては、今申しましたように、そういったようなその休業が始まればですね、当然、少なくなった部署につきましては手当てが必要になってくるかと思っておりますので、多少なりその影響は出てくる可能性はあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 議案第11号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 第11号、12号ということで、説明が一緒になってますので、これがどちらに影響するののかというのが非常にちょっとわかりにくいところもあるんですけども、ちょっと私のほうで気になりますのは、この説明資料集の7ページの一番下に書いてあると思うんですね。いわゆるマタハラ等の防止義務などの所要の改正を行うというのが、この法律のほうの改正で行われているわけですけども、この分はこの町の条例のほうには反映されないのかというところについてお訪ねしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員のほうのご質問にお答えいたします。

マタハラ等の防止に対する義務等の関係の改正でございますけれども、こちらにつきましては、今回町のほうの条例改正はやっておりません。マタハラにつきましては、例えば、妊娠したから、あるいは出産後、そのときを契機として仕事を辞めさせるとかというようなことを防止するようなことでございますけれども、現状としましては、町のほうではもう十分産前産後休暇、育児休暇、そういったもの整えておりますし、仕事を本人の希望しない形ですと、辞めさせるとかというようなことはやっておりませんので、今回の改正には反映させていないということでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今マタハラについて、協議のとうかですね、マタハラについての話をされたかと思えますけれども、それがこの条例に反映されないというのはわかります。もう少し広くマタハラというのを捉えた場合に、例えば、その言葉であったりですね、そのふるまいであったり、そういったところでのハラスメントというのはやっぱりあるわけで、そこについてはいろんな会社なんかはガイドラインを作ったり、いろんな対応をしているわけです。町でも当然職員の心得的なものはあるでしょうからですね、そういったところにも反映させていただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 質疑いたします。11号も少し関わってくるかもしれませんが、少し永田議員と佐藤議員の延長に近いところになってしまうかもしれませんが、1点質疑させていただきます。

私自身もですね、前職で非常に女性が多い職場、かつ介護世代の多い職場に勤めておりました。こうしたことでよく起こりがちなことが、制度はあっても職場の雰囲気として取りづらくて制度が機能しないということが多々あるんですね。そうしたことも踏まえまして、大津町の現在の育児介護休暇の取得状況、概算で構わないです。そちらとそのマタハラの、私も広い意味でのマタハラですね、陰口だとか、そういったところで雰囲気づくりをするための制度、あるいはその業務負荷が一部の方にまた増えてしまうので、そこを阻止するための仕組みづくりなど、そうしたものが現状どうなっているのか。あるいは、これを受けて何かしらを行う計画はないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、制度はあってもなかなかそのこれが、制度が活用されないというのが今の日本の現状かというふうに思います。大津町のほうの今の現状を申し上げますと、これは27年度の数値でございますけれども、育児休業等の取得状況ということでございますけれども、育児休業につきましてはですね、対象者のほうが男性のほうは7人、27年度ございました。しかし、育児休業は取っておりません。それから女性職員は4名おられて、4名ともこちらは育児休業は取っておられるというようなことでございます。なかなか制度があっても、男性も取れるようになっておりますけれども、現状としては男性のほうはなかなか取っていないというのが今の現状でございます。ただ、29年度にはですね、ちょっと育児休業したいというような申し出が出てくる男性のほうもおりますので、徐々にまた浸透していくのではないかなというふうに期待しているところでございます。

また、マタハラ関係のほうの防止策ということでございますけれども、確かにこれはいろんなその言葉的なものといいますか、そういったものをどのように取り締まるかとなるとですね、非常に難しい面があるかというふうには思っております。ただ町のほうで進めておりますのは、人権教育といいますか、そちらの中です、いろんな面でのその人権を大事にしていこうということで、いろんな職員の研修を進めております。また、いろんな職場や住民の方に向けてもですね、人権教育というよ

うなことでいろいろと進めてきておりますので、そういった中ですね、広い意味での人権を大事にするということで、マタハラについてもですね、きちんとしたその啓発といたしますか、できていければですね、現状ではそういった形を進めていくしかないのかなど。あるいは、また先ほど佐藤議員が言われたように、何らかのガイドライン的なものもですね、つくっていく必要があるのかなというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質問いたします。

1点少し漏れがございましたので、その業務負荷の軽減策というところで、スポット的にやはり人が抜けるので人事異動等でも対応できない中で、こちら非常に難しい問題とは思いますが、そのやはり業務をしっかり回していくためにも、あるいは、その休暇を取得しやすい環境をつくるためにもそういったカバーの仕組みなど考えが必要だと思っておりますが、そのところについてお考え等をお聞かせいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 育児休業、あるいはそういったような介護休業といたしますかね、そういったところに対しての、その抜けた後の残った職員に対する負荷がかかりますので、そういったものをどうするかということでございますけれども、こういったものにつきましてはですね、非常勤職員あたりなどを手当てしながらですね、人員のほうを確保をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護保険条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

第1点目は、今度のこの条例改正によって、これを読んだだけではなかなか理解できないので、被保険者の保険料が上がるのか、下がるのか、そのまま変わらないのか。その点についてお尋ねをいたします。

それからですね、これは説明書ですね、18ページですかね、条例の新旧対照表が出ております。今回、附則の第8条が新たに追加されておりますが、この第8条の文言がどうも理解しづらいんですが、「平成29年度における保険料率は、第2条の規定に関わらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする」ということですが、これ主語は「保険料率は」となってますね。述語は「定める額とする」となっている。これ意味がどうも通じない。主語は、料率はどうなっていて、料率が何か変わるのかなと思ったら、最後は当該各号に定める額になり、金

額に変わってしまっている。これは何かひな型あつてつくられたんだろうかと思うんですが、これは意味がどうも通じないのではなかろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員のご質問で、まず第1点目でございますけれども、改正によって被保険者の保険料は上がるのか、下がるのか、変わらないのかというようなご質問だったかと思っておりますけれども、今回の改正につきましては、所得の指標ですね、所得をどのように把握するかということが改正の主旨でございます。これまで譲渡所得、いわゆる収用等によって土地を手放したりとか、農地法の規定によって農地を買い替えたりとか、買ったりとか、あと居住用の財産を買い替えたりとかですね、売ったりとか、そういった場合に、いわゆるその所得について合算して計算をいたしておりました。今回の改正では、それらのものについては、特別控除を適用させて取得から控除するというので、被保険者側からすればですね、土地を売られた方については、これまで合算されて高い保険料を払っていたのが、今回の改正によってその所得は控除されますので、保険料が安くなるという方向でございます。

それから、条例の文言の関係でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃられましたように、県のほうからですね、標準のひな型が送られておまして、その中で今保険料率の算定についてはですね、こちらの条例の改正の条例に記載しているままの文言でございます。県の示しております、全県的にこれでやってくださいというひな型に基づきまして、大津町のほうでもそれを採用して改正を行ったところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 租税特別措置法との関係で、保険者にとっては有利な改定であることはわかりましたが、これ第8条の文言は改めて確認したいんですけど、これを意味を通じさせるためには、最初の「平成29年度における保険料の金額は」、となつてれば意味は通じるんですね。「29年度における保険料の金額は、次に定める額とする」と、それ最初が「保険料率は」となっている、「は定める額とする」、率とがいつのまにか金額にすり替わってしまっているとしか私は理解できないんですよね。後でもいいですから、これは文言の問題ですから、後で再確認していただけますか。

質問終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第14号から議案第15号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩をします。午後は1時より再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今回の予算は、骨格予算になっておりまして、どうしても必要な事務的経費を中心に構成されております。その中で、その他そのほかの経費の物件費及び投資的経費の単独事業が前年比比率として著しく伸びております。大まかにその内容の説明を求めるものでございます。

それからもう一つ、137ページ、138ページの矢護山自然公園のことです。このキャンプ場がこのたびの地震で相当打撃を受けたというのは、皆様ご承知のことなんですけれども、今度もまたですね、予算は計上されているようですが、今後ですね、これを修復しながら本当にやっていくのかどうか、お尋ねするものです。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 坂本議員の今回の予算編成の全般的なご質問かと思っておりますけれども、中でも単独の事業費といいますか、土木関係といいますかね、が増えているようなご指摘でございます。単独の投資的経費ですね、増えているということでございますけれども、これにつきましては、震災関係ですね、震災関係で道路新設改良あるいは熊本地震関係費ということであげておりますけれども、特に熊本地震関係費で、これは当初予算で144ページになりますけれども、工事請負費1億円、公共土木施設単独災害工事請負費ですね、こういったものをあげております。こういったもので単独のほうの投資的経費が増えたということでございます。全般的に増えているもの、ある程度のものにつきましてはですね、当然経常的な経費の中におきましても、例えば、その保育園の経費などにつきましては、保育園のほうの園児のほうの預かり関係ですかね、今度第3よるこび保育園が開設しますけれども、そういったもので当然必要となるものを見込んでおりますので、そういったものというのは当然増えてきているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 坂本議員の矢護川山関係についてお答えしたいと思います。

矢護山のキャンプ場につきましては、平成23年だったですかね、九州豪雨で登山道路もかなり痛手を負っておりまして、また、今度震災で水も流れない状況で、バンガローも柱、それから基礎、そうとうやられて使えない状態になっております。現在は閉鎖中にしておりまして、真木牧野組合のほうから土地は借り上げて、平成31年の3月31日まで約2年間をまた借り上げております。今後、また委員会等をですね、あとまた町長も含めまして、今後キャンプ場をどうするかということはかなり厳しいとは思いますが、今現在検討して、今後予算あたりもですね、見直してもう閉めるような状況であれば閉めたいというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 非常に細かい点を一つだけお願いします。

予算書は136ページですね。この一番上の負担金のところに、県企業誘致連絡協議会負担金の10万円というのがあります。企業誘致というのがその大津町にとって非常に大事なもので、そのために県の協議会の中でいろんな情報を得たりとかですね、そういったことが重要だということはよくわかります。ただ、これ去年は30万円だったんですよね。ここの協議会のホームページ見ますと、1口が10万円ということですので、去年は3口、今年は1口に減っているという形になります。これを減額というか、口数を減らしたことで、町のその企業誘致活動等に何ていうかな、情報が得にくくなるとか、そのデメリットはないのかということ。もしデメリットがないのであるとすると、これまで3口入ってたのは何だったんだろうかということですね、その点について、細かいですけども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 佐藤議員の企業連絡協議会の負担金についてお答えしたいと思いますけど、ちょっと調べてから後日連絡したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 県の企業連絡協議会の負担金でございますけれども、この30万円ということにつきましては、大津町はですね、本田技研とかいろいろありますので、特別に30万円というようなことで負担金を納めていたということでございます。今回はその熊本地震ということで、30万円というのがですね、ちょっとやっぱり負担が多いということでございますので、10万円に減額していただいたということでございます。いろんな情報につきましてはですね、今までと同じような形で、情報等は問題なくくるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 総務管理費、58ページですね、58ページの節の14使用料及び貸借料のふるさと納税システム使用料ですね、50万円ですけれども、これはふるさと納税システム使用料をすることによりまして、ふるさと納税の今までと違う点をご説明いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） ふるさと納税のシステム使用料50万円ということでございますけれども、これまでのふるさと納税につきましては、ふるさと納税をしたいということにつきまして、町のほうに申し込んでいただき、申し込んでいただいた方について、こちらのほうから納付書ですね、納付書を送って、各金融機関から振り込んでいただくというようなシステムを取っておりました。ところが

昨年のその地震のということでもございましたけども、このふるさと納税のほうは去年は303件ございました、金額では1千86万5千161円ですかね。こちらのほうの金額のふるさと納税がございました。それ以外に代理自治体からの申し込みということで、平戸市と薩摩川内市のほうで代理の受領をしていただきました。合計しまして1千350万円ほどのふるさと納税がっております。件数にして303件ということで、それにつきまして、それぞれ納付書を送っていくというようなことで、非常にその不便をかけていたというようなことでもございますし、また、町のほうの職員の負担ももちろんございますし、またふるさと納税をされる方に対しても非常に不便をかけていたということもございます、今現在の全国の自治体の動向を見ますと、クレジットカードの決済ができるというようなことを今導入してきております。今回の50万円につきましては、クレジットカードの決済ができるシステムをそれぞれの民間の業者のほうでやっておられますので、そちらのほうに申し込みまして、そちらのシステムを使用させていただきたいということで、今回50万円の使用料のほうをあげさせていただいたというようなことでもございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） これ、そのクレジットでできるというのと併せて、どっかサイトかなんかでできるようになるようなことですかね。それも併せてお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 本来は、そのサイトについてはですね、お金がいるところでございましたけれども、去年は熊本地震の影響でですね、ふるさとチョイスというところのサイトに特別にその無料であげさせていただきました。そういったような効果もありまして、大津町への申し込みというのが303件、1千万円の申し込みがあったというような状況でございます。今回、震災のほうも終わりましたですね、こちらのほうに新たにそのサイトにあげることになりますと、当然お金もかかってくるというようなことでもございますので、そちらのほうも含めてですね、そのクレジット決済と、その民間のほうのはどこにするかまだははっきりあれですけども、そちらのほうのサイトにあげながら、ふるさと納税のほうをですね、今後とも推進していけたらというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） 委員会付託もございますので、私のほうから3点だけ伺わせていただきます。

概要のほうでお話したいんですけども、1点目が、概要4ページの元気大津づくり活動事業水水についてでございます。こちらについては、かなり何年も前から毎年見直しが必要だという流れのままきていたのですが、来年度に関して、新たな取り組みやその啓発等をどのようにしていくのかというところを伺いたいと思います。

2点目が概要43ページの江藤家住宅整備事業についてでございます。こちら公開関連の費用は計上されておりますが、今震災のダメージ等も大きい中でどのように事業を展開していく計画なのか伺

いたいと思います。

3点目が概要19ページの地域支え合いセンター委託に関して、こちら一般質問で在宅被災者については内容があがっていたと思うんですけども、みなし仮設入居者に関しても公の支援も民の支援もなかなか行き届いていないところであると考えておまして、そのみなし仮設入居者へのケアをここ、あるいは町としてどうやって進めていくかというところを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問の中で、水水の関係についてお答えしたいと思います。

この水水につきましては、各種ボランティア活動をはじめ、住民一人一人の皆様が自主的に行う活動こそが町を活性化して元気な大津町を実現するものであるというような発想から立ち上げた事業でございますけれども、今おっしゃるように、なかなかその辺のところも効果ないしものが見えてこないというようなことで、数年前から見直しをしたいということで取り組んできたところでございます。その中で、その2年前だったですかね、この元気づくり活動の項の中に健康増進活動というようなことを加えながら、その事業拡大を図ってきたところでございます。現在、この水水の活動状況につきましても半分以上が健康増進活動を事業として活動の報告はあがってきているというようなことでございます。

もう一つ、そういったようなその事業の中身の見直しをしたところでございますけれども、そのほかに地域通貨ですかね、地域通貨そのもの見直しということで、いろんなポイント制についての移行も検討したところではございます。大手スーパーのほうの取り組まれているようなポイント制度についてもいろいろと検討したところではございますけれども、初期投資費用というのがかなりの高額のもので発生するというようなこともございまして、ちょっと今のところ、そこの取り組みにつきましてはですね、費用対効果というところまで踏まえますとどうかなということで、ちょっとその辺につきましてはですね、まだ今後とも検討する必要があるのかなというふうに考えております。そういったようなことで、29年度におきましては、従来と同じようなことでの予算でも計上しておりますけれども、その事業そのものから根本的にやっぱり見直していくというような取り組みにつきましてはですね、29年度においても継続してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

江藤家住宅の今後の公開あたりも含めての計画ということだったかと思います。震災前まではですね、一般公開等も含めてですね、公開のほうを行ってきておりました。今年度につきましては、震災の影響で公開等はできておりませんが、今年度から7年です、復旧と再生も併せたところですね、事業のほうを進められるというところでございます。現在は、応急の部分ですね、終わっておりますけれども、今後復旧について工事のほうも今から入っていくというふうな中で、家主の江藤さんのご意向とすればですね、その工事の状況をみながら、できれば公開もしたいというご意向ござ

いますので、工事の状況と調整しながらですね、できればそういった方向で町のほうも協力していきたいというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 金田議員の地域支え合いセンター事業の、特にみなし仮設について手が行き届いてないのではないかというような趣旨のご質問かと思えますけども、現在ですね、支え合いセンターの人的配置ですけれども、生活相談員さんが当初5名で計画いたしておりましたが、現在3名ですね、もともとの計画からすればちょっと2名足りないというような状況の中で、今動いているというのが現状でございます。鋭意また相談員さんですね、募集をかけているところではございますけども、そんな中で5名の配置としまして、その中には、1名は個別にそれぞれ地域でお住まいの方分です。それからもう1名がみなし仮設というようなことで考えております。あと残り3名が仮設住宅ということで考えていたところですけども、そういう中で、一応支援の実態といいますか、実施の回数につきましては、前回、全協の中でも申し上げましたが、仮設住宅について、訪問が411回、これ延べでございます。あと電話58回、あと文書等で75回とかですね。みなし仮設ですけれども、一応333回の訪問、これは大津にもともとありますノーブルですけれども、そちらが中心になっておまして、333回と、電話で156回、あと在宅の方はですね、54回というようなことで、こちらも延べですので、かなり少ない数にはなっております。

今後につきましてはですね、まずは人員の確保を取ることが一番重要かと思えますけれども、その中で、いわゆるみなし仮設の中でもバラバラにおられる方もいらっしゃいます。それとあと在宅の方ですね、等につきましても、訪問活動がですね、できるような体制を取っていきたいということで考えております。

それから、コミュニティ関係でサロンとかイベント等の実行もしておりますけども、地域支え合いセンターの主催でこれまで1月までに87回、それからボランティアさんとか、住民主催で44回程度のそういうデイやらですね、レクレーション、交流会、体験活動等について開催ができています。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） まず1点目の先ほど水水に関してですけども、こちら最近健康増進のほうで数が伸びてきたというお話なんですけども、もともとの制度理念からすると、まちづくりの活動支援制度みたいなのところもありますので、こちらが伸びたところでももともとの制度理念に沿っているかどうか、また疑問なところもございます。ですので、その制度理念に今一度立ち返って、また新たな取り組みなり、見直しなり、啓発なりを進めていただければと思います。

2つ目がですね、地域支え合いセンターに関しまして、こちらですね、民の支援を考えたときに、やはり在宅被災者、みなし仮設入居者、なかなか情報等も入らなくて、外からの支援もしにくい状況になっております。ですので、もう十分留意されていることかとは思いますが、そういった方々がしっかり支援、連携しやすいような窓口機能だとか、やりとりの機能を強化していただければなど、

個人的に思っております。

以上になります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） それでは、質疑を3点、2、3質疑を行います。

第1番目が、予算書の9ページですね、第3表の地方債ですが、災害復旧事業債が災害関連ですが、8番のですね、大規模盛土造成地活動崩落防止事業で、この中で、括弧書きで補助災害復旧事業債で、過年災、過ぎた年の災ということで、過年災というのはどういうことなのかが1点。

これと多分関連するだろうと思うのが、149ページですね、都市計画費の委託料と補助金であろうかと思うんですが、委託料で1億7千700万円、宅地耐震化等業務支援委託が5千万円、大きいところでは、大規模盛土造成地活動崩落防止ということで1億2千430万円ということで、こちらはその財源がですね、多分地方債が4千460万円、それから国・県支出金が約4億円ということで、この委託関係の財源の内訳ですね。それから、委託ということは、町が国・県から財源をいただいて、町が事業をやる際に業者に委託をするということで、だろうと思うんですけど、多分、国の補助事業だと思うんですけど、この委託の内容をですね、ちょっと説明をお願いをしたいと思います。

それから19の負担金補助金ですね。こちらは宅地耐震化推進事業、拡充事業ということで、これは全協で説明があった、要するに、国の補助事業を拡大解釈をしたということなのかどうか。

それから、その下が、3番が熊本地震復興基金事業補助金ということで、これ県の復興基金を使った宅地の復旧であろうかと思いますが、要するに、3種類宅地復興があるということで、町が直接委託を含めて直接やるのと、被災者がなおして補助をすると、この仕組みをまず違いを、財源も含めて説明をお願いをしたいということです。

それからですね、国・県から補助金をもらって、これから事業をするということであると、遡ってもうすでに工事をやっちゃったというやつは、この委託料関係の事業には当てはまらないのではないかなと思うんですけど、過去に行った事業でも大丈夫なのかどうか、お尋ねをします。

もう1点、190ページです。社会教育費の熊本地震関係費で、地域生涯学習施設等復旧事業補助金2千万円ですね。これは地域集会所の修理補助金だと思うんですけど、それに被害届とか、被害金額の見積もりとかが集計されていると思いますので、被害箇所ですね、何件あるのか。それから、修理見込み金額ですね、いわゆる被害額はどのくらいか。また、1件当たり平均するとどのくらいなのか。これが一つ。

それから、こちらの財源の内訳ですけど、地方債になっております。全協でも聞いたかと思うんですけど、県の復興基金を使ってそれを財源にしてやってるという新聞報道も見たんですけど、復興基金をなぜ使わないのか。地方債のほうが有利なのか。その財源問題についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員のほうの質問の中で、災害復旧事業債の中で過年災という表現が

あるということでもございましたけども、こういった災害復旧事業債につきましては、現年災、過年災というような表現を使いまして、当該年度に起きた災害に基づく災害復旧事業債であれば現年災というような表現をします。これは28年度に起きたものを29年度で借り入れしますので過年災と、過年度に起きた災害に対する事業債ということで、そういった表現の仕方ということになっております。どちらにしろ、補助の裏部に充てる災害復旧事業債でございますので、交付税の算入率ですかね、そちらのほうは95%だったかと思えますけども、交付税で見ていただけるというようなシステムになっております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員、ご質問の宅地耐震化事業債のことについてご説明申し上げます。

全員協議会でもある程度ちょっと目途をつけたところでございますけども、予算書につきましては149ページの部分でございますけども、今言われました、起債の4千400万円の充当部分についてまずご説明しますけども、節の13委託料の1億7千202万2千円の中の荒木議員ご指摘の一番下の大規模盛土造成地活動崩落防止事業設計業務委託1億2千430万円の中の約1億がこれ町の今回の直営事業の部分でございます、約2分の1が国の補助金、残りの残についてが起債という形でやっております。ということで、この部分は町の直営で、本年度は大規模盛土の崩落地が大津町の調査結果、4カ所ございましたものですから、これについては、町の直轄事業という形でですね、一応本年度につきましては、測量、設計、ボーリング等々の実施設計を行うという形でやっていきたいと考えているところでございます、次年度以降にその造成の復旧事業という形になるかと思っております。この事業につきましては、まずうちのほうで危険地域等々を地元の方にご同意をもらいましてですね、いろいろとその前処理をしながら、その危険地区と認定した時点で、一応事業を行うという形になりまして、事業が終わりましたら危険地域の指定を取り外すという形の大規模盛土の事業、これが通常の国庫補助事業の部分でございます。

続きまして、ご指摘の2番目の19の負担金補助金の2と3の部分でございますけども、この2の部分、宅地耐震化推進事業拡充事業分ということでございますけども、これがいわゆるそのこの13の委託料でありました、通常の国庫補助事業で拾えない、いわゆる2メートルの擁壁の崩れた宅地の部分についての防止事業でございます、要件がその盛土に2戸以上あるとか、道路が目の前にあるとか、そういう形の要件を今国のほうにお願いしましてですね、要件の確定をさせて、この拡充をできるだけ広げたいということで今考えているところでございます。これは間接補助という形で、町のほうから被災者の方に補助金を出してですね、もちろん中身については、構造計算なんかしなければなりませんので、町と十分に協議をして、コンサルタントも入れましてですね、中の構造計算なんかをしましてですね、補助金として地元の方に補助金で出すと。通常、今新聞報道等で言われるのは、この部分のパーセントをゼロにするとか、というのが今報道で出ているところでございます。

その次に、3番目、これが基金事業でございます、今2メートルという基準は設けていらっしゃるんですけども、これで拾えない部分につきましては、こちらのほうの復興基金のほうで拾うということ

で、ほとんどのものをこの部分で拾っていかなければいけない。県としましては、できるだけ国の国庫補助金のこの2番のほうにですね、当てはめたいとお考えみたいですが、うちとしては2番と3番のほうでできるだけ拾っていきたいということで考えております。

それと後ほどありました、現在、されている部分ということでございます。もう現実にされていらっしゃる場所があります。これにつきましてはですね、2の国庫補助事業としてはですね、国のほうとしては今のところ該当させたくない、該当させないという方向でいってらっしゃいますので、今熊本県との協議の中では、3の復興基金のほうでですね、これは県と協議の中で、町村会等も了解もってますので、OKが出てますので、3のですね、部分でそういう、現在されている部分にはこの部分で拾っていこうということで今考えているところでございます。何分、まだ2のですね、拡充部分の詳細がまだ国のほうから示しがありませんので、その辺を詰めながらですね、できますならば3月の下旬までには住民の方にお知らせしたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 復興基金のほうの関係についてご説明申し上げます。

復興基金につきましては、歳入のほうで今回、29年度で予算あげております。30ページ、予算書の30ページのほうをお願いしたいんですけども、30ページのほうで、款15、項2、目1総務費県補助金ということで、節の2熊本地震復興基金交付金2億2千908万2千円というような金額をあげております。この金額の中身でございますけれども、この金額の中身につきましては、一つは、今話にあっております、地域生涯学習施設等復旧事業費補助金ということで、こちらにつきましては、今回予算書を見ていただいてもあれなんですけども、補助金のほうは2千万円計上し、地方債をまた2千万円計上しております。ですから、財源的には2千万円すべてそこに充当しているわけではございませんけども、復興基金につきましては、この事業費の4分の3の14.5%を当該年度に交付するというような事業でございますので、この地域生涯学習施設復旧のほうに関わる復興基金につきましては、241万6千円ほど来るといような予定で予算を計上しているところでございます。

またもう一つ、宅地被害の復旧事業支援金ですね、予算では2億2千666万6千円の補助金を流すということで予算を計上しておりますけども、こちらのほうにつきましては、全額熊本地震復興基金が交付されるという見込みで計上しております。合計をしまして2億2千908万2千円、こちらのほうを現在予算としてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 地域生涯学習施設等の復旧事業に、現在の状況はということかと思えます。

現在ですね、各地域のほうから被害の届け出があがっている件数が42件でございます。それから、被害の事業費ですけども、なかなかですね、見積もりのほうが揃わないというところで、このうち、6カ所についてはですね、まだ見積りのほうがちょっと出ておりません。その見積もりが出てない部分を除いてもですね、1カ所当たり、今の段階で400万円ほどなっておりますので、まだこれか

らまたさらに1カ所当たりの事業費は増えてくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 地方債についてはわかりましたので、それで、いわゆる崖崩れ、擁壁崩れ、宅地復旧のやつをもう一度お聞きしますが、大規模盛土造成地活動崩落、これ4カ所というのは具体的に場所をちょっと示していただきたいと思います。

それから、宅地の耐震化ということで、県の復興基金を使うか、国の拡充事業を使うかということですよ。これははっきり次第、誰が見てもわかるように説明書をぜひつくっていただきたいと思いますが、さっきの総務部長の説明では、熊本地震復興基金交付金が約2億3千万円ですかね、県の補助金として受け入れるということですが、これではとても足りないんじゃないか。復興基金というのは、これからもともと膨らめれば復興基金もどんどんくるのかということ、もう一度確認をしたいと思います。

それから、191ページの地域集会所の件ですが、被害の程度は大体わかりましたんですが、その復興基金との関係の説明がどうも、この予算書では、財源の内訳では地方債しか計上されてないですね。ほかにあるのかな、ないですね。地方債しか財源内訳にはないですね。復興基金がもし来たとすると、国・県支出金の欄に入るんじゃないかなろうかと思って聞いたんですけど、この点について、もう1度説明をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑にお答え申し上げます。

149ページの委託料の大規模盛土の地区はどこだというご質問だと思います。現在、うちのほうで国のほうに申請をあげてますところが、吹田団地が2地区、美咲野地区を2地区という形で今国のほうにあげているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員の復興基金については、まだ今のところ2億3千万円ぐらいであって、まだまだ入ってくるんじゃないかというようなご質問かと思っておりますけども、当然、今後ともですね、県の復興基金の制度に基づく事業費が確定していけばですね、そのまま国・県のほうに申請しながら復興基金のほうを求めていきたいというふうに考えておるところでございます。確定次第、また補正予算あたりをまたお願いしたいというふうに考えております。

また、先ほどの生涯学習施設関係のほうの財源措置の関係でございますけども、ちょっと説明がまづかったと思っておりますけども、今補助金のほうで2千万円、そして地方債をそのまま2千万円充てるということで、その当該年度においてはですね、この2千万円については、2千万円そのまま財源充当しております、地方債のほうを。そして、復興基金のほうにつきましてはですね、これは当該年度にその事業費に基づいて14.5%ですかね。それを入れるということで計算して、復興基金のほうからいただくような形にします。このいただいたものにつきましては、一般財源振り替えになります。

その上で、将来的な考え方はですね、将来の起債の費用に充てていくというような形に考え方を持っていたらというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） その復興基金はいただいて、それはもちろんいただくんですが、一般財源化していいということであれば、地方債は多分これはあとでその何ですかね、国からの財源措置が、地方債のほうが有利だから復興基金はこっちに入れてないとか、そういう操作ができるのかということ。再度確認します。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 地域生涯学習施設のほうの復旧事業に充てます地方債につきましては、単独災害復旧事業債を充てるところで考えております。こちらにつきましては、後年度、交付税のほうに47.5%から85.5%の算入率で交付税のほうに反映されます。今回はですね、そちらのほうを100%充てて上ですね、県のほうの復興基金の考え方が、起債を借り入れてもいいし、借り入れなくてもそのままの事業費の割り戻しで14.5、6%ですかね、については、やってもいいというような考え方でございますので、今回は全額借り入れたほうが、のちのちの交付税のほうももちろん算入ができますので、そちらのほうが有利になるというふうに考えております。また、今回その受け入れた復興基金につきましては、とりあえず、その一般財源化はしますけれども、将来的にはその復旧事業債の返還のほうがまた始まってきますので、そちらのほうにやっぱり充てていくというような考え方を持っていたほうがいいというような考え方でございます。かといって、そのこれを特別に基金に積み立てるといふようなことは現在は考えておりませんが、考え方はそういうような考え方でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

4点ほど質疑したいと思うんですが、まずですね、歳出のほうからいきますれば、債務負担行為についてであります。8ページですね、この債務負担行為の中で、気になる点がですね、例えば、タブレットやパソコンといった電子機器が債務負担行為としてあげられております。ということは、この期間が過ぎたならばどんどんもうこういったやつや日進月歩ですので、新しくリースを変えていく。このことはわかります。問題にしたいのは、そういったことがあるということで、いろんな商売なり何なりというものも生まれてきて、最近のチラシの中にですね、そういった公共機関が使ったパソコンをお安くお分けしますとかいうチラシが入ってございました。ということは、例えば、この債務負担行為の期間、この期間が終わったならば、破棄するものか、それともまだそういった形の、例えば、新しい商売なり、ビジネスが生まれてですよ、例えば、そういった形で売れるというような価値あるものであるならば、債務負担行為よりも買取りのほうがよくなくなるのではないかなということ

思いました。実際ですね、ヤフーオークションですね、オークションあたりとかを見てみますれば、官公庁がどんどん出してきております。世の中はどんどん変わってきているんですね。その中でパソコン関係とかも結構出ているんですよ。例えば、じゃあこういった予算を編集するときに、何が必要かというのは合理性ですよ。例えば、価値あるものもゼロだとして、例えば、リースという形がいいのか。それともリースが終わった後でもこれは価値があって、まだ売れる品物ならば、それは有価物として考えるならば、例えば、買取りにして、その分を町が、例えばそういった業者に売払うとか、例えば、町民の方々にお上げしますとかいう形であるならばですね、よほどそちらのほうが合理的ではないかなという考えが浮かんでくるということです。ですから、こういった債務負担の行為を起こす時にはですね、そういったものもひっくるめて起こすべきではないかなと。時代は変わっているということですよね。そういうことを考えますので、この点についてお聞きしたいと思います。

次にですね、102ページの款3、項2、目の5ですね、学童保育施設の運営費という形で、失礼しました、保育給付費です。失礼しました。目の4ですね。このことについてでありますけれども、この保育給付費を考えた場合にですね、これには多くの一般財源も使われておりますけれども、定期監査の指摘がございました。この点について。過年度の保育料の未払いの徴収率が非常に低いと。これ昔からの問題でありまして、こういったことをきちんと処理していかないと、予算計上、もう一つ何ですか、保育園が増えるのかな。そういった形でどんどん認可する。もちろん待機児童を減らすということはわかります。しかしながら、こういった約束事をそういった事業所に対してきちんと約束をしていかないと、こういったものはどんどん膨らんでいくということです。この保育給付費というのは、自動的にその頭数に対して出ますよね。その後に保護者の皆様方から徴収するというシステムであったかと思っておりますので、そここのところのシステムをきちんと定期監査、いわゆる町長が任命した人ですね、が指摘しているんですね。この点については、こういったものの中に含めた考え方を持った予算編成にしなければならないと、こう考えますので、この点について質疑いたします。

次に、111ページ、この中に款の4、項の1、目の4という形で健康増進費があげられておりますが、これは前年度よりも減額されているということです。先ほど補正予算のところでも言いましたけれども、今回の予算の概要を見てみますれば、すでに本年度の目的別の内訳歳出ではですね、民生費はもう30.6%を占めるにいたっております。ということは、やはりこの増え続ける民生費への対処を考えたときに、健康増進費が逆に減らされるというのは、反比例的なものを感じるわけでありまして。疾病予防、介護予防、いろんな形でですね、健康増進をしていただいて、そういった医療費やそういった保険料が高くならないようにですね、健康に努めていただくというのがやはり一番いいのではないかなと。実は、私も長年議員をしておりますと、そういった病気にかからない、また、老いても健康に過ごすという中で、何が一番大切かというのは、そういった健康に留意して、そしてやはりその予防なんですね。結局大局的に見たときに、年間の予算編成、これで事業を執行しているわけでありましてけれども、そういった大局的に見た見地でこういったものの予算をあげていかないと、堂々巡りが続くというふうになります。実際、今年度の民生費は前年伸び率で13.4%とここに示されております。すごい伸びです。これをですね、それこそ健康増進政策に講じたために、来年度

は減ったよ、再来年はもっと減ったよというようなですね、その即効性あるものではないんですね。人間の体というものはそうはできていません。それと時間は進みますので、どんどん年は取っていきます。ですから、そういったところをきちんと見据えた上でこういった予算編成はしなければならない。こういうふうに考えますので、この点についてお聞きいたします。

最後にですね、この歳入のほうで13ページ、款の1、項の2固定資産税についてであります。固定資産税がですね、例えば、あまり前年度と変わった数字は出てきておりませんが、若干なりとも増えているということです。これは新築によるものという形で、そういった固定資産の評価というものは新築に対してはしておられる。しかしながら、未曾有のあの災害、考えたときに、固定資産価値がほぼゼロになった人たちもおられるわけですね。これは足し算はしたけれども引き算はしてないんじゃないですか。そこは非常にですね、それを全部出せというのは非常に難しいと思いますが、課税原則からすれば、この固定資産税、町税ですね。こういった形を課税するのであるならば、そういった被災家屋に対してや、その土地の土地価格の減少に対して、その積算の中に組み込んでいかなければならない、これが原則ですね。それがちゃんとされているのか。

以上、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

まず、パソコン等の債務負担行為の観点で、買い替えについてもわかるけども、買取りと、そういったような方法もあるのではないかとというようなご質問かと思えますけども、確かに、ただ単にその買い替えということじゃなくてですね、中にはそのまだ使えるものであれば売払いをしていくとかですね、いろんな方策があろうかと思えます。以前はですね、5年間を過ぎても6年、7年と使ってた時期もございました。ところが、長く使いますと、故障がかなり多くなってきて、やはり定期的にやっついていかないとやっぱり困るなというようなことで、今回、やはりリース切れることにやっばきちんとしていったほうが業務に差支えがないというようなことで、今回、そのような形で今サイクルを組みながらさせていただいているような状況でございますけども、ご指摘のように、いろんな方法があろうかと思えますので、それについてはですね、今後検討させていただければというふうに考えております。

また、固定資産税のほうの評価の関係でございますけども、被災した家屋についてどのようなその評価を行っていくのかということでございますけれども、確かに、今おっしゃるように、被災したところにつきましては、かなりの損害を被っておりますので、今までの評価ではやっぱりいけないなということではありますけども、そういったものにつきましては、半壊、大規模半壊ですかね、そういったようなそのどれくらいの減少率を掛けていくかということにつきましては、県内のほうで話をしながらですね、ある程度の減免のほうをやりながらですね、評価をしていくということで考えております。そういったような差し引きをした上での新築等のほうがございますので、1千万円ほど伸びるだろうということで、今回、予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質問、教育保育給付費の債務歳出の件だと思われま。当然、国・県からの給付につきましては、各保育園の基準等ですね、基準に基づいた額というのが歳入として入ってきます。町のほうも各保育園のほうにですね、その実際の保育条項の基準に基づいて給付をしているところをごさいます。最終的には、その保育料の未納についてはですね、この中には含まれてないというところをごさいます。以上のようなところですね、当然、未納についてはですね、できるだけ軽減するようなどころで各保育園ともですね、協議しながら未納の防止のほうには努めさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 永田議員の健康増進費関係が減額290万円ほど前年度より低いと、健康増進費を活用しながらですね、いわゆる医療費やら介護費あたり削減に努めるべきところであるのにどうして下がっているのかというような質問でございすけども、これにつきましては、個別にちょっと中身を見てみますとですね、まず、需用費が110万円ほど下がってますけど、これにつきましては、医薬材料費、フッ化物洗口を進めるところで本年度そのフッ化物洗口のための医薬材料費を見込んでおりましたけれども、先ほどご説明申し上げましたように、震災の影響で28年度につきましてはですね、未執行のまま終わっておりますので、その材料費については、本年度はその分を使いますので、その分が減額されているというようなことをごさいます。一番重要な施策でございすんでですね、当然健康増進につきましては、今後とも力を入れて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。2時10分から再開します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時08分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 公共下水道の特別会計についてお尋ねをいたします。

今回の熊本地震でいわゆるミニ開発団地が被災をして、各家庭に浄化槽があったやつが被害を受けて、浄化槽が壊れてしまった。家も解体して建て直さないかん。ところが、目の前に下水道の本管がきているけど、その団地内には配管がきていない。団地の全員の同意を取らないと下水道配管をすることができない。いつになったら家を建てられるか。家を建ててもその浄化槽は使えない。下水につながるけど下水にもつなげない。ちょっと蛇の生殺しみみたいな状態に陥っている、そういうミニ開発の団地があるようですので、そういう実態を捕まえた上で予算措置をなさっているのかですね。それが一つ。

それから、もうこの際そういう開発は何ですかね、公共下水道区域内だったら、公共下水の配管をしないと開発は認めないというようなことをしとかないと、またこういう事態が発生するのではなからうかという心配がありますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員質疑のですね、公共下水道の今回の震災でいわゆる3千平米以下の開発だろうと聞いておりますけども、公共下水道のその開発自体が通っていない、もともとですね。被災してと、手前のちょっとその隣の近くぐらいまでは公共が入っているということで、その部分で入れられるだろうかということでございます。もともと宅地開発、3千平米以下の開発につきましてはですね、大津町開発指導要綱というのがございまして、うちが町のほうから開発業者等と協議をしながら、各課の意見を受けましてですね、公共下水道区域内なら公共下水道に入れるような措置をやっているところでございますし、関係機関のほうもそういう形ですね、指導しているところでございます。ただあくまでも、うちの場合は開発指導要綱で、県の場合は、開発行為というて、もうこれは熊本県の権限ですね、そういう権限持っていちゃいますけども、大津町の場合が開発指導要綱、いわゆるお願いというような形の文書でございまして、町としては必ず公共下水道につながるという業者さんの指導はやっているところでございます。しかしながら、その強い権限自体が町のほうにその部分がございませぬので、その意見書としてはですね、業者さんのほうにやってですね、下水道区域と下水道区域内なら必ず入れないということをやっているんですけども、最終的な処理の仕方は業者さんのほうでされますもんですから、その部分が幾つかそういう空白地帯にある地区が、全部が全部下水道に入っていちゃる区域かといいますと、全部入っていない地区もあるというのは実際でございまして。今回、そういう被災地のところにですね、そういうご懸念が、以前も荒木議員、町のほうに尋ねて来られた経験がございまして、個別件ですね、何とかうちのほうで対応したいと、今考えてますので、そのときは個別で考えたいと思っております。予算につきましてはですね、枝線については予算化をしておりますので、今回、単独の予算を骨格でも付けてますので、その分で対処できる分は対処したいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議 長（桐原則雄君） 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号から議案第23号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時17分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成29年第2回大津町議会定例会会議録

平成29年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

平成29年3月15日(水曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香	2 番 山 部 良 二	3 番 山 本 富 二 夫
	4 番 金 田 英 樹	5 番 豊 瀬 和 久	6 番 佐 藤 真 二
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 源 川 貞 夫
	10 番 大 塚 龍 一 郎	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 杉 水 辰 則 住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之 経 済 部 長 松 岡 秀 雄 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二 総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治		
	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継 兼 総 務 課 行 政 係 部 長 宮 崎 俊 也 兼 総 財 政 課 財 政 係 部 長 本 司 貴 大 兼 教 育 長 齊 藤 公 拓 兼 教 育 部 長 市 原 紀 幸 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 上 克 也 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 藤 本 聖 二		

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 107～p 118

1. 車を持っていない高齢者の方など交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上について
 - (1) 高齢者による道路の逆走といった事故を防ごうと、75歳以上の方が運転免許を更新する際の制度が見直されることになった。また、運転免許を自主返納された方などに対する移動手段の確保についてどのように考えているのか。
 - ① 乗り合いタクシーの制度を改善して、より便利で、高齢者に優しい公共交通体系を築くべきではないか。
2. 町のホームページをより効果のあるものに、また効率的に運用できるものに改善していくべきではないか
 - (1) インターネットの活用には非常に大きな可能性があり、地方が取り組むメリットとチャンスがある。

早く取り組み始めるところと、取り組まないところとでは、5年後10年後に大きな差がでると思うがどうか。
3. 投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくべきではないか。
 - (1) 投票日に駅や商業施設など利便性の高い場所で投票できる「共通投票所」の設置や高齢者など交通弱者の投票を手助けするためにも、車両内に記載台と投票箱を備え付けた移動期日前投票所の運用をするべきではないか。

6 番 佐 藤 真 二 君 p 118～p 132

1. 誰も置き去りにされない復興を
 - (1) 住宅被災者への訪問型支援が必要。
 - (2) 復興住宅に必要なアイデア。
 - ① 住み慣れた地域で暮らせるようにすること。
 - ② 地域密着型サービスと連携する機能。
2. 過去の一般質問のその後の対応について
 - (1) 2学期制の検証。
 - (2) 教員の不祥事、教育長の責任。
 - (3) 公立幼稚園の利用料。

3. 人口推計と政策との連携

(1) 町全体の人口推移だけでは政策への反映には不十分。

校区・地区を見通した施策の実施のためには開発計画等をファクターとして取り入れる必要がある。

例えば、学童保育では急激な開発・人口増で待機児童が発生している。

15番 荒木俊彦君 p 132～p 143

1. 熊本地震からのくらしの復興支援を

(1) 一部損壊住宅被災者に、格差を縮める支援を。

(2) 屋根にブルーシートがかかったままの住宅がまだある。聞き取り調査をして、支援の検討が必要ではないか。

2. 宅地被害復旧に支援の上乗せが必要

(1) 宅地の擁壁など復旧で国の補助事業の自己負担が無料になるよう支援を。

(2) 県の復興基金による宅地復旧支援が始まるが、住宅と宅地の修理のダブル負担は多額となる。町として支援の上乗せが必要ではないか。

3. 地域集会所修理、地元負担はゼロに（補助金の改善）

(1) 地域集会所は、住民の一番身近な避難所であり、コミュニティの拠りどころである。修理費用の補助拡大が予定されているが、10%の地元負担は困難である。地元負担はゼロにして、住民の安全確保を図るべきではないか。

2番 山部良二君 p 143～p 154

1. 大津町地域公共交通網形成計画の推進について問う

(1) 2025年には、団魂の世代が75歳を超えて「後期高齢者」となり、運転免許自主返納などで、買い物や通院等に支障をきたす交通弱者が増えると予測される計画の実現に向けての取組み経過と方向性を示していただきたい。

(2) 計画の中で面的な公共交通ネットワークの構築が重要となっているが線的ネットワークになっていないか。

(3) 「ドアトウドア」のフルデマンド型の乗合タクシーが必要

(4) 「食料品アクセス」の観点から生鮮品販売店までの距離が500m以上の地域も利用できるようするべきと考える。（大津町の500m以上の人口割合を示して）

(5) 朝夕の通勤通学にも必要と考えるが見解を示していただきたい。

2. 高齢者の自動車運転及び先進安全自動車の普及のため補助金制度の導入や推進について問う

- (1) 大津町交通安全計画の中で誰もが安心して暮らせる大津町をつくるとしているが、具体的な安全対策を進めるか、町の認識を示していただきたい。
- (2) 高速道路等での逆走による事故やアクセルとブレーキの踏み間違い等で高齢者が加害者になる事故が増えている。高齢者が安心して運転を続けられるようハード面の対策も不可欠と考える。先進安全自動車の普及のため、購入補助制度の導入が必要と考えるが見解を示していただきたい。

3. 自主防災組織について問う

- (1) 組織の設立の取り組み・経過組織率を示していただきたい。
- (2) 要支援者の避難行動支援への取り組みへの計画は。
- (3) 活動の中身や活性化・支援について。
- (4) 熊本地震のような大災害の際、組織の会員が町外（遠距離）に多数いた時は迅速な対応ができない。大災害の際には初動活動が重要だが、町の対応を示していただきたい。

9 番 源 川 貞 夫 君 p 154～ p 164

1. 上井手の土砂堆積撤去について

- (1) 上井手の土砂堆積撤去については、町、県の方でも対処をお願いできないか。特に上井手の上流、瀬田、大林、吹田、森、引水地区がひどい。
護岸工事や嵩上げ工事等今までも行われて来ており、現在も、災害復旧事業を進められております。嵩上げ工事をいくらしても川底が上がっては同じである。

2. 大津町猪郷谷土捨て場事業計画について

- (1) 上井手に流れ込む水に対するの対策は。
- (2) 取り付けの道路は買い上げと聞くが、土捨て場となる土地（山林）は買い上げないのか。
- (3) 工事完成後の土地利用計画は。

3. 障がい者継続就労支援について

- (1) 平成27年度大津町における障がい者就労施設等からの物品等の推進を図るための方針（平成27年11月12日制定）にそっての取組の進捗状況は。

- (2) 調達方法及び調達の実績の公表。
何処に又、どの様に実績が公表されているか不明瞭である。

4. 待機児童解消への対応計画案について

- (1) 現時点での待機児童の人数は。
また、潜在的な待機児童もあると思われる。
- (2) 家庭的保育・小規模保育園を増やす計画はあるのか。

1 番 三 宮 美 香 さん p 169～p 175

1. 大津町通学路交通安全プログラムについて

- (1) 平成24年に文科省などからの要請で通学路の合同点検が実施された。これを一過性とせず地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むために「大津町通学路交通安全プログラム」が策定された。
27年8月からの取り組みだが、現在どのように活用されているのか。
- (2) 2年に1回合同点検を実施するが、緊急の場合はその都度実施すると記してある。予定では29年に合同点検を行うはずではあるが、昨年4月の熊本地震は「緊急の場合」に相当したはずだが、点検はなかったのか。
- (3) 今後、どのように進める予定なのか。

2. 町立幼稚園が2年続けて定員割れとなることについて

- (1) 保育料の値上げが要因だとは思われないか。
- (2) 町立保育園の利点をどうとらえているか聞きたい。

3 番 山 本 富二夫 君 p 176～p 180

1. 畑井手の生活用水路としての位置づけ

- (1) 4月より熊本地震と6月の豪雨災害による、土石流等の被害で畑井手は昨年6月より、水路の機能が停止している。
地域住民は畑井手に水が流れていないため、火事等に怯えて生活をされています。
畑井手水路が多数の被害を受け、土地改良区だけの独自改修事業は無理な状態なので、畑井手を生活用水路と位置づけ改修事業が出来ないものか。

2. 災害公営住宅の建設

- (1) 自力で住宅の再建が無理な住民の方々に住み慣れた地域のコミュニケーションが取れる地元 自宅近くでの災害公営住宅の建設が出来ないか。

3. スポーツの森・大津近郊の建設と開発

- (1) スポーツの森・大津近郊の大型住宅開発や、新駅の新設により、サッカー場やその他の施設のイベント誘致による町税の増税（町内には集客数約1000名あり）につながるのでは。

その為にも、町としての考えは。

13 番 永 田 和 彦 君 p 180～ p 191

1. 施政方針について

- (1) 2年間の復旧期間、その後3年間の復興期間にすべきことを明確にした復興計画で、5年10年後に夢があり住んで楽しい町となるよう取り組む。

また29年度が振興総合計画の最終年度であり、今まで以上の開かれた町政を目指すものとした。と述べられたが、柱は1本でなければ互いに干渉し合い創造的復興が遅れる。

また、人材育成に取り組むことが大事と言われるがこれも間違いで、しっかりした計画を立て実行できれば人材は育っていて、否ならば任命権者の責任である。大きな一本の柱となる計画には、10年や20年後においても誰もが理解できる合理的な長期債務返済計画と、人口を増え続けさせる町づくり発展計画を組み込み、創造的復興の詳細を明らかにした統一総合計画を創り上げることが重要と考える。

2. 投票率の向上について

- (1) 今回の結果は重く受け止めるべきである。

今回の議会議員選挙における投票率の低さを恥じなければならない。また、18歳から選挙に参加できることについても最悪の始まりである。私は幾度となく現在の選挙のあり方の不備を指摘してきたが力不足を猛省している。有権者が理解でき投票に行き町政に参加していただく仕組みを早急に町として創り上げることが、まちづくりに於いても重要で、陳腐化した公職選挙法をあてにせず、現代に見合った有権者への選挙情報の提供の充実、すなわち需要に対する供給を満たすことが必要と考える。

訳の解らない選挙広報、初めて見る人達、に投票しろの結果が今回の投票率として表れたのである。

8 番 府 内 隆 博 君 p 191～ p 197

1. 大津特産ブランド甘藷の国内PRと海外輸出についてと地方創生交付金を利用した6次産業化

- (1) 農林水産省が発表した2016年の農林水産物、食品の輸出額（速報値）は7,503億で4年連続で過去最高を更新した。これは国が推し進める（攻めの農業）3柱として農林水産物、食品の輸出額を19年までに1兆円とする目標を掲げている。農林水産物の輸出については、熊本県も力を入れてきた。15年度の輸出額はアジアを中心に約43億円で前年度から22%増加。九州では2007年官民一体となった「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」が発足。

九州経済連合会も農業団体と連携して香港やシンガポールなどで商談会を開くなど、販売促進を強化している。実際「焼き芋」として売り込んだサツマイモは輸出が急伸しており、食べ方とセットで紹介する手法は参考になっていると思う。

今後はJA甘藷部会や大津町と協議しながら、生産者の利益生む対策が必要と思うが町の考えを聞きたい。

2. 熊本地震後の児童・生徒の心理状態はどうだったか

- (1) 熊本県教育委員会と熊本市教育委員会が地震後実施した調査によると県内の全小中高生17万7627人のうち、熊本地震で心のケアが必要とされたのは3054人だった。ケアが必要とされた子どもたちは「夜に眠れない」「イライラして人や物にあたる」「食欲が無い」といった症状を抱えたという声があった。

熊本教育委員会は地震発生後、各校の支援要請に応じきれず全国臨床心理士会などから緊急対応の応援を得て、集団のカウンセリングも実施した。

大津町内の小中学校の状況はどうだったか。

1. 公共交通網および交通難所地域・高齢者の移動手段整備

- (1) 今月12日に施行された改正道路交通法により認知症判定が厳格化されることで免許取り消しは10倍に増えると予想されており、高齢者の移動手段確保が大きな課題となっている。また、町内ではバス路線の廃止・減便などの影響もあり、乗り合いタクシーの利用も増加の一途である。

大津町における公共交通網の現状とあり方については、平成28年3月策定の「大津町地域交通網形成計画」において詳しい分析がなされ、地域公共交通再編

事業の活用を目指す個別計画策定が平成29年度になされる予定になっているが、公共交通を福祉の観点から捉えれば高齢者に外出の動機付けをすることや健康づくりにつなげる取組みが必要であり、さらに効率的な運行を実現するためには道路整備も必須となる。

- ① 熊本地震による計画期間・内容への影響
- ② 公共交通、福祉、道路行政が一体となった部課を超えた体制構築
- ③ 費用対効果・利便性向上、および移動記録分析に向けた先進システム導入
(東京大学オンデマンド交通プロジェクト：乗り合い型交通システム コンビニクル)

2. 過去最低投票率の町選挙とまちづくり基本条例

(1) 平成29年2月5日投開票の天津町議会議員選挙の投票率は51.21%と過去最低を記録した。投票率は、有権者層の政治やまちづくりへの参画・当事者意識の反映であり、選挙期間のスポット的な投票率向上取組みに留まらず、本質的な住民の“当事者意識”向上を図る必要がある。町としての協働の姿勢を見なおすとともに、平時からの啓発を図っていくことが肝要であり、そうすることが町長の唱える【協働のまちづくり】の実現を一層前進させるものと考えらる。

- ① 年代別投票率などの分析結果と見解
- ② 投票率向上に向けた取り組み
- ③ まちづくり基本条例に基づいた“当事者意識”および“協働意識”の醸成に向けた個別取組みの策定・体系化

3. 第6次振興総合計画の策定状況および方針

(1) 第6次天津町振興総合計画(8カ年)が平成30年からスタートする。

総合計画とは、地方自治体が策定するすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針であり、当該計画は町の数十年先までを決めるとも言える重要なものだと認識している。したがって、残された時間は多くはないが、住民参画を最大限に促しながら行政・議会も共に知恵を絞り、有効かつ実行力のあるものとする必要がある。

- ① 現在の進捗および策定手法・スケジュール
- ② 平成29年度から2カ年をかけて策定する都市計画マスタープランとの連動
- ③ 他の個別計画との連動と体系化
- ④ 計画に実効性をもたせるための財政計画、および各種指標設定や評価・改

善フローの見直し

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 9 年 3 月 1 5 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び諸般の報告は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 6 日が 6 番から 1 0 番での順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからありがとうございます。

ただいまより、5 番議員、公明党の豊瀬和久が一般質問をさせていただきます。

私は、2 月の選挙で町民の皆様の真心のご支援により、再び町政の場に送り出させていただくことができました。深く感謝を申し上げますとともに、公明党の立党精神である、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくという原点を忘れることなく、町民の皆様の幸せのため、大津町の発展のために全力で頑張っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、熊本地震より 1 1 カ月が経ちましたが、公明党だからこそできる県・国とのネットワーク力を最大限に発揮して、復旧・復興を加速させてまいりますので、執行部の皆さんをはじめ、先輩、同僚議員の皆様、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今回 3 点質問をさせていただきます。1 点目は、車を持っていない高齢者など交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上について、2 点目は、町のホームページをより効果のあるものに、また効率的に運用できるものに改善をしていくべきではないか、3 点目は、投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくべきではないか、の 3 点です。

まず、1 点目の車を持っていない高齢者など交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上についてお伺いをいたします。

高齢者による道路の逆走といった事故を防ぐ対策の一つとして、運転免許証の自主的な返納が考えられています。また、7 5 歳以上の人が運転免許を更新する際の制度も見直されました。1 2 日から施行された改正道路交通法では、7 5 歳以上の高齢者ドライバーについて、3 年に 1 度の運転免許証の更新の際に受ける認知機能の検査で認知症の恐れがあると判定をされた場合には、医師による診断

が新たに義務付けられ、診断で認知症と判断されると運転免許証の取り消し、または停止の処分となります。また免許証の更新後も認知症が疑われる交通違反を起こした場合には、臨時の検査が必要となり、この検査で認知症の恐れがあると判定をされると医師の診断が義務付けられます。今回の改正道路交通法により、高齢者ドライバーの認知症をより早期に把握できる点が期待ができますが、免許の取り消しによって高齢者が外出の手段を失う恐れがあり、改正法には、移動手段を確保する対策を求める付帯決議が設けられていて、実際には認知症と診断されたドライバーの生活支援や車がなくても生活できる公共交通網の整備などの対策を早急に進める必要があります。

そのような中で、現在、大津町の状況は平成28年3月の地域公共交通網形成計画によりますと、町内には、九州産交バスと産交バスによる11系統の路線バスが運行しており、三里木線、供合線、陣内線については、平成27年12月から減便または廃止となっています。利用者数は人口減少、少子高齢化の影響もあり、どの路線も減少傾向にあり、町からの年間補助額については年々増加をしています。また、バス路線のない交通空白地域と言われるバス停から500メートル以上離れている18地区には、予約制の乗り合いタクシーがあり、町の中心部と郊外を1日4往復運行されています。設定された町の中心部では、どこでも乗り降りが可能で、乗り合いタクシーではありますが、乗り合い率は平均1.6人、約6割の運行が1人乗車で運行をされている状況です。平成22年3月には、交通弱者の移動手段を支援し、アクセス利便性向上を推進するため、大津町地域公共交通総合連携計画が策定をされ、バス路線網の再編、交通空白地域の対策推進、バスを利用しやすい環境の整備、バス利用促進に向けた取り組みの推進など、公共交通体系の維持と活性化促進を目標に掲げられた取り組みが進められ、さらに将来を見据えた持続可能な地域公共交通の施策の推進に取り組むことになっています。しかし、町長の施政方針では、公共交通対策については全く取り上げられていませんでしたので大変に残念でした。このような状況で、高齢者による道路の逆走といった事故の増加や75歳以上の人が運転免許証を更新する際の制度が見直されたこと。また、運転免許の免許を自主返納される方などが増加する傾向にあることなどとともに、高齢化社会に対応するためにも、早急に車がなくても不自由なく生活できる公共交通の体制づくりが必要となってきているのではないのでしょうか。

昨年12月議会の一般質問でも公共交通に関する質問がされ、今回も同様の質問が多数行われます。昨年の質問では、「乗り合いタクシーが利用できる地域をバス路線のない交通空白地域の18地区以外の全域に広げるべきではないか」との質問に対し、答弁は、「全域に広げると路線バスと乗り合いタクシーが競合をして路線バスの利用者が減るので、補助金を出して路線バスを維持している以上、乗り合いタクシーが利用できる地域を今すぐ全域に広げることはできない」とのことでした。しかし、私は、地域という枠組みの考え方ではなくて、交通弱者を守るためにはどのような取り組みが必要なのかという視点で考えないといけないのではないかと思います。守ってあげないといけない人とは、車を持っていない。または持てない高齢者。それと、もともと運転免許証を持っていない高齢者。一般に障がい者とはされていなくても持病のために法律によって運転免許証の所持ができない人など、交通弱者と言われる方が快適に利用できる交通バリアフリー社会の実現です。高齢化に対応することは、社会のバリアフリー化を進めることで、そのことは結果的には誰もが暮らしやすいまちづくりを

実現します。時代の変化に対応した社会整備を公共交通から始めるべきではないかと思えます。

具体的には、私の自宅の前に住んでいる86歳になるおばあちゃんは、もともと運転免許証を持っていませんので病院や買い物などでタクシーを利用されています。我が家から大津駅までは片道が1千100円、ヒロセに買い物に行くときで1千300円かかるそうです。近くのつつじ台地域は、同じ杉水でもありながら、乗り合いタクシーの利用ができますので、大津駅でもヒロセでも片道200円です。6倍ほどの料金の差があります。このように、タクシー代が生活費を圧迫しますので、我慢をして週に1回だけタクシーで出かけられているような状況です。だったら、バス停から500メートル以内なんだから路線バスを利用すればいいじゃないかと思われるかもしれませんが、この方は健康ではありますが、背中が曲がっているため、隣の家まで歩いて行くのがやっとなで、500メートルも歩くことができません。このように、バス路線が500メートル以内にあったとしても、歩いてバス停まで行けなくなっている高齢者の方々が多数いらっしゃいます。路線バスか乗り合いタクシーかという2つに一つの選択肢ではなく、一人一人状況が違いますので、どのようなことが要因となって交通弱者となっているのかを考えてあげた上で、個別に移動手段の確保と利便性の向上についての問題を考えていくことが今後のまちづくりの課題の一つではないかと思えます。

そこで、まずは当面の間、これまでも利便性の向上のために乗り合タクシーのルール変更がされてきていますので、さらに乗り合いタクシーの制度を改善して、バス路線が廃止された18地区だけしか利用できないというのではなく、交通弱者の方々には利用できるような制度を導入してはいかがでしょうか。そうすることにより、乗り合い率も上がり、より便利で高齢者にやさしい公共交通体系が築かれるのではないかと思えますが、町長にご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。一般質問の豊瀬議員の交通弱者に対する町の対応についてご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、改正道路法が3月12日施行されております。これはもちろん75歳以上の運転者を対象とした関係の認知機能検査関連等が取り入れられるというようなお話でございますけれども、議員おっしゃるように、免許証を持たない人とか、障がい者とか、いろんな形の交通弱者の皆さんについては、今まで大津町においても乗り合いタクシー関連等で検討をずっとやってきております。もちろん、その内容につきましては、のちほど担当がご説明しますが、路線バス関連の廃止とかいろんな形の流れの中で、その乗り合いタクシーの範囲を広めてきておるといような状況でございますけれども、今後についても、大津町の公共交通網の実施計画関連等については、それぞれの委員会の中でまたご相談をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、菊陽町とか、あるいは長洲町のほうでやっておる事業等についてお話を聞いてみますと、大変経費がかかり、赤字経営に、赤字経営ちゅうか、それはもう仕方ないことですが、サービス関係で、相当の金が打ち込んでおられるというような話を聞いておまして、やはり菊池市や大津町のやっておる乗り合いタクシーのサービスを今後充実していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、現況につきましては、担当のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員さんのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、公共交通の現状等につきましてを中心にご説明させていただければというふうに思っております。

現在、町のバス路線としましては、森山西線、岩坂山西線、内牧環状線、菊池線、山鹿線、駅南口線、交通センター行が3路線、合計9路線ございます。町は、このバス路線に対しまして、生活路線維持費補助として約5千万円の補助を行っているところでございます。

また、乗り合いタクシーにつきましては、先ほど議員さんからお話がされたように、半径500メートル以内にバス停がない地域を公共交通空白地域として位置付け、平成18年7月に大津町内の北部、南部地域の10集落に導入をしまして、集落と町中心部を結ぶ公共交通として運行を始めたところでございます。また、平成21年には、産交バスの桜丘線、高森線が路線廃止となり、公共交通空白地域となった4地域にも乗り合いタクシーを導入し、14地域において運行を行うようになり、また、さらに平成27年度においては、産交バスの再編計画により、同様に公共交通空白地域となった4地域にも乗り合いタクシーを導入し、現在18地域において運行を行っている状況でございます。

利用者の状況についてでございますが、導入当初は1年間の延べ利用者が約1千200名でございましたが、増便の効果などもあり、年々利用者は増加し、今年度におきましては、1年間の延べ利用者が約8千名となる見込みであり、乗り合いタクシー導入当初と比較しまして約7倍となっている状況でございます。利用につきましては、完全予約制で1日4往復、土、日、祭日の利用も可能でございます。特に利用者が多い地域としましては、真木地域や桜丘地域といったような状況でございます。利用目的の傾向としましては、病院や金融機関で用事を済ませ、買い物して帰宅するといったパターンが多いようでございます。乗り合いタクシーの補助金につきましては、今年度約750万円を見込んでおります。タクシーの実質運賃に占める補助額の割合は約7割で、1人当たりの補助額は平均で約860円となっております。

また、外出が困難な足の不自由な方とか、外出が困難な方につきましては、現在、福祉サイドのほうで外出支援サービスということで行っております。こちらにつきましては、町内全域を対象としまして、今申しました、外出が困難な方につきまして補助を行っているというような状況でございます。

昨年3月に策定しました、大津町地域公共交通網形成計画におきまして、高齢者の方の交通手段としまして利便性の向上や学生の方の通学の支援も考慮しながら、バス路線や乗り合いタクシーのエリアの見直しなど、総合的な見直しを検討することになっておりますので、公共交通会議の中で議論をしていきたいと思っております。

先ほどありましたエリアの500メートル以内につきましても、この中で議論がされていくものというふうに思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） この昨年の3月の交通網形成計画の中にですね、乗り合いタクシーの運行体系

の見直しとか、乗り合い率向上を考慮した乗り合いタクシーの利用促進策というのがありまして、具体的事案とかかが書いてありましてですね、実施年度、平成28年度からということで書いてあるんですよ。そのちょっと後ろにですね、事業スケジュールというところを見ますと、今の内容は、平成28年度に計画、平成29年度に計画の策定ですか、そして平成30年度から実施というような内容で書いてあるんですけども、これは実施年度の平成28年度と、この最初のページに書いてあるのは、これ計画を実施をするというような内容なんですかね。その計画を実施して、また計画の策定を実施して、はじめるのが平成30年度からというならば、今からあと1年ほどかかるというような内容が一つと。その確認が一つとですね。この計画の中には、効率化のことばかりが書いてあるような気がするんですよ。要は、先ほど言いましたように、交通弱者を守るという視点の話が全くないんですよ。だから1年も2年も3年もかけて議論をして、そして平気なんですよ。だけでも交通弱者の人はいらっしゃる。その人たちに対する対策は全く取られないという状況ですので、そして、この今までにその交通弱者に対する視点での対策ということは、この会議の中で考えられてこられたのかどうか。それと、もしも考えられてこられても、まだ全く対応が取られずにあと1年間、30年度からの実施ということになるならば、もしもそのときに対策が取られないとしたならば、町長としてどうお考えになるかという、その3点をお聞きしたいと思います。

一つは、スケジュールですね。それともう一つは、今まで交通弱者の方に対する対策が話し合われてきたのか。そして3点目が、もしも取られないとしたならば、町長としてどのようにお考えになるかという3点をお聞きします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんのほうの再質問にお答えいたします。

まず、スケジュールの関係でございますけれども、28年度からその計画と申しますか、この中では実施するという形で書いてございます。ただその具体的事項としまして書いてあるのが、乗り合いタクシーの対象地区、ダイヤ、料金体系の見直しの検討ということで、一応28年度からその検討を始めながらですね、29年度から計画をつくり、そして30年度から実施するというようなその流れで、この形成計画の中ではうたっていたところでございます。ただ、今回熊本地震の影響を受けまして、28年度そういったような検討と申しますか、そのいろんな調査をしながら、その住民の意向調査とかそういったものをしながらですね、進めていくことができませんでしたので、今回、どうしても1年間の延期と申しますか、遅れが生じてきているというような状況でございます。そういったことでですね、スケジュールにつきましては、豊瀬議員さんがおっしゃるように、その交通弱者の方に対するその配慮というのももちろんございますので、ある程度早めにそういった対策はしていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。特に、その今回道路交通法の改正がございまして、免許証が取り消しになるパターンが増えてくる可能性もございますので、そういったものにつきましてはですね、なるべく早めに対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

また、今申しましたように、交通弱者への対応ということでございますけれども、先ほど言いまし

たように、外出が困難な方ですね、外出が困難な方につきましては、もうすでに外出支援サービスということで、福祉サイドのほうでもうやっているところがございます。本当に困難な方につきましては、こちらのほうを利用していただければ十分対応が可能かと思えます。ただそうは言いますが、高齢になりますと長い距離を歩くことが困難になってくるというようなことももちろん考えられますので、そういった方に対するその対応をどうするかということにつきましては、その元々の500メートルのエリアといいますかね、そのエリアをどういうふうと考えていくかということの考え方になるかと思えます。これをエリアを考えていくためには、もう少しその大津町のいろんな地域の現状等の分析が必要かと思えますので、もう少し時間が必要なのかなというふうに思っているところがございます。その1番、2番、3番、3点ということですが、一応考え方も含めて今申し上げたようなところがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 先ほど言われました、その福祉タクシーはですね、要件がきちっと決まって、全員が交通弱者の人に当てはまらないんです。全く話が違う話ですので、福祉タクシーはそれで進めていただければそれでいいんですけれども、交通弱者の話をしてますので、福祉タクシーは全く話が違います。それと、今までそのここで今こういう議論をしてますけれども、過去何年間かこの分厚い本の中に交通弱者の対策については、話し合われてこられたのかどうかですね。それと、今杉水部長が早急に対策をとらないといけないということを言われたんですけれども、これはじゃあこのスケジュールじゃなくて、交通弱者のために何らかの対策を取るという形で理解してもいいですか。もう一度お願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんの再質問にお答えいたします。

この交通弱者というのをどのような形で捉えるかというのが、まず第一点ございまして、先ほど高齢者といいますかね、そちらのほうだけをするのか。あるいはその子どもたちを含めて、免許証を持ってない方を含めての交通弱者というふうな形で進めていくのか。そういったところの交通弱者の捉え方があるかと思えます。今回、その私どものほうで今考えておりますのがですね、免許証の返納問題ですね。高齢者の事故対策というようなことの意味からも、その免許証の返納。あるいは今度の改正道路交通法に基づきます認知症を判断がされた場合の免許証の更新が困難になると。そういった場合の方に対するその対応、こういったものにつきましてはですね、早急に何らかの対応が必要かなというふうに今考えているところではございます。ただ、今申しましたように、その交通弱者の範囲内にどこまでその含めるのかということにつきましてはですね、先ほど申しましたように、乗り合いタクシーのエリアの問題ですね、その500メートルの範囲内をどういうふうにするのかというようなことを含めてですね、総合的に判断しなければいけないのかなというふうに考えているところがございます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 外出とかいろいろの関係で交通弱者という立場をどの辺のところで捉えるかということでございますけども、我々は今まで外出交通弱者については、十分福祉の面と乗り合いタクシーの面で、両面に対応していくと。そして、またそのほかに大津町に水水というボランティア活動の関連がありますので、隣近所、あるいは仲間、グループでそれを使って対応をしていただくように今まで考えてやってきたわけでございますし、今は現状の段階におきまして乗り合いタクシーの関連を十分充実していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに考えておるところでありますし、交通弱者につきましても、それぞれの路線関係の廃止とかいろんな形でずっと考えてやってきたわけでございますので、今回、また改正道路交通法の関係でも高齢者の問題も出てまいりますので、今後の課題についても、今大津町がやっておる乗り合いタクシー関連等が一番ベターであるとは思っておりますので、その辺のところは、民生委員さんをはじめ、関係者の皆さんの意見を聞きながら、サービス充実をしっかりと捉えていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） 早急の対応をよろしく願いいたします。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

町のホームページをより効果のあるものに、また効率的に運用できるものに改善していくべきではないかということについてお伺いをいたします。

まず、本町のホームページの状況は、平成15、平成19年、平成23年に4年ごと新しくリニューアルをされ更新をしてきていますが、現在のホームページは最後にリニューアルをした平成23年度からしますと6年が経っていますが、未だにリニューアルをされていないような状況です。また、まちづくりアンケートで、あなたは自宅でインターネットができますかとの問いに、できると答えた方は59.7%、そしてどのくらいの割合でインターネットを利用していますかとの問いに、ほとんど毎日利用しているという方が42.1%、そのような状況の中で、どれくらいの割合で大津町のホームページを見ているかとの問いに対しては、ほとんど見ていないが51.3%、一度も見たことがないが31.4%、ほとんどみないと一度も見たことがないという人を合わせると82.7%になります。アンケートに答えた10人のうち8人は見ていないとの結果が出ています。町長は施政方針の中で、観光産業の取り組みで、JR肥後大津駅が阿蘇熊本空港駅と愛称化が行われ、新たな大津町の玄関口としての阿蘇熊本空港駅を中心として宿泊や飲食による観光事業を展開できればと考えておりますと言われております。どのようにした観光事業を展開されるのでしょうか。お金をかけずに阿蘇熊本空港駅をPRするためには、ホームページを効果的に活用していくべきではないでしょうか。現在、町のホームページには、観光に関する情報はほとんどありませんが、町のニュースというところに阿蘇熊本空港誕生という記事が写真付きで小さく掲載をしてあります。今のホームページの状況だとこの掲載はただの記事で、広がりもなく、ほとんど目に付きませんが、ホームページとSNSという友人・知人間のコミュニケーションを促進するサービス等を連携させることにより、ホームページの情報を全国、全世界の誰もが簡単にSNSの中で共有できるようにする機能があれば、その記事がリツイートとか、シェアとか言いますが、次々に共有をされ、全国、全世界に広がっていきます。注目

された記事は、SNSの中でさらに共有をされ、広がり、注目を集めます。また、SNS内にシェアをされた結果、町のホームページを見にくる方が増加をします。さらにその人たちが広げていくことでホームページを見る人がどんどん増えることとなります。これまでは観光雑誌から情報を得ていた人たちが、今はインターネットによる情報収集へと変化をし、電話による予約からネットを活用した予約へと変化するなど、情報収集の仕方が大きく変わってきています。そして、スマートフォンの普及とSNSの利用者の増加という大きな変化により、観光産業では、情報の発信スタイルを大きく変え、ネットを効果的に活用していくことが求められています。しかし、本町のようなホームページで基本的な情報だけを掲載するという従来型の情報発信スタイルから抜け出していなければ、せっかくのホームページが魅力のないものになってしまいます。今回、ふるさと納税もネットでの申し込みと決済ができるようになるとのことですが、併せて、町の情報や観光施設の情報などについて、多くの魅力を共有できるホームページにすることで全世界の人に大津町の魅力を知っていただき、大津町に来ていただき、大津町のファンになっていただけるようなホームページにしていきたいと思っております。そして、そのようなホームページにしておくことで、災害時などのいざというときに町民の大切な命と財産を守ることができるのではないかと思います、いかがでしょうか。町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

大津町におきまして過去に広報コンクールにおいては総務大臣賞を受賞するなど、魅力あるホームページをつくり、取り組んできております。しかし、近年スマートフォンの普及及び急速に進んでおります、議員ご指摘のとおり、ホームページを閲覧する環境に変化が生じているのも事実でございます。今後のホームページのあり方については、見直し等をしていく中に必要性があると考えておりますので、また議員指摘の観光情報の発信につきましても、近々肥後大津観光協会のホームページが再開する予定なので、町としまして観光協会と連携し、情報発信に努めていきたいと考えております。

また、インターネットの活用につきましては、防災無線の実証実験など、町として新たな取り組みを計画している内容もございますので、これらにつきまして担当部長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、町のホームページについてでございますが、町が導入しておりますホームページの編集システムは平成15年、平成19年、平成23年と定期的にリニューアルをしておりましたけれども、平成28年度以降大幅なリニューアルは実施していないというような状況でございます。また、平成23年度以降、ホームページを閲覧する際に使用する機器が、これまでデスクトップパソコンからスマートフォンタブレット端末などへシフトしてきており、平成27年には総閲覧数の約半分がスマートフォンなどモバイル端末からの閲覧というふうになっております。特に昨年4月の熊本地震の際は、スマートフォン利用者の方がデスクトップ端末利用者より約1.5倍となっております、ホームペ

ージを閲覧する環境に変化が生じてきておりますので、今後のホームページのシステムのあり方についても検討する必要があるかというふうに考えております。ちなみに、熊本地震の際のホームページへのアクセス数でございますけれども、4月に11万4千538件ということになっております。通常は2万件前後ということでございましたので、約6倍程度4月は増えた。また5月につきましても5万7千ということで、4月、5月、そして6月が3万2千ということで、段々と落ち着きながら最近では2万件を若干切るというような状況でございます。このような災害時におきましては、ホームページがかなりの住民の方に利用されたというような実態がございます。

次に、観光情報の発信についてでございますけれども、外向けに積極的に情報を発信している自治体もございまして、大津町はどちらかといえば、町に住んでいる住民に対する情報発信に力を入れているというような状況でございます。行政から情報を発信する際は、公平性が求められ、観光客が求めておられる飲食店等の情報発信を行うのが難しいというような状況でございますけれども、観光協会であれば、例えば、観光協会会員情報として飲食店を掲載するなど、柔軟な情報発信が可能かとも思われます。町としましては、観光協会と協力しながらホームページにリンクを貼るなどして、観光情報の発信につなげていきたいと考えております。

最後に、インターネットの活用でございますけれども、防災無線の個別受信機としてスマートフォンを活用できないかというような実証実験を4月以降に予定したり、現在、ふるさと納税の受け入れ口として活用しているふるさとチョイス利用者に対し、クレジット決済対応にしまして、このサイトをより利用しやすくするなど、取り組めるものから取り組んでいっている状況でございます。

いずれにしましても、ホームページのリニューアルやインターネットの活用など、取り組むには費用が伴いますので、町で実施すべきほかの事業とも調整しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 4年ごとリニューアルをされてきたものが、今のホームページは6年経ってもまだリニューアルをされていなくて、熊本地震のときには6倍ほど日ごろよりも見にくられる方が増えたけれども、スマートフォンで見にくられる方が増えて、だけれども今のホームページはスマートフォンには対応していないという状況だと思います。4年ごとずっと定期的にリニューアルをされて、一番この最後の4年間がですね、スマートフォンとかそういうのが普及して、SNSが発達してきてという、一番リニューアルをしないといけない時期に6年間されてないんですよ。だからこうやって指摘をさせていただいているんですけども、そのもう6年経ってますので、もうリニューアルをするということでよろしいんですか。そのあとこれから7年、8年と使われるかどうかというのはないでしょう。もう1回お願いします、ここは。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） ホームページのリニューアルの件でございますけれども、スマートフォンに対応したリニューアルということでございますけれども、現在、その29年度予算にはですね、

このリニューアルについての費用の予算は計上しておりませんので、どれくらいかかるかというようなその費用のほうのその見積もりもちろん取った上で、今後その今年するのか、来年するのか、あるいはということになりますけれども、なるべく早く取り組めるような形では進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくべきではないかということについてお伺いをさせていただきます。

まずはじめに、今回、大津町選挙管理委員会が昨年の参議院選挙におきまして、全国ではじめて県立高校の期日前投票所開設の表明を行い、国民の投票参加ときれいな選挙の推進、政治意識の向上に取り組む活動の一助となったことが認められ、総務大臣表彰及びマニフェスト大賞で優秀賞を受賞されました。大変におめでとうございました。引き続き様々な改革に取り組んでいかれて欲しいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、投票率に影響を与える要因としては様々な事情が考えられますが、投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていないという側面がもしもあるとするならば、少なくともそのような制約については解消、改善し、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上について努めていくべきではないでしょうか。近頃は、地方公共団体においても情報化がますます進展するとともに、周辺環境としても個人番号制度等の整備が進みつつあります。行政手続きのICT化やオンライン化は時代の流れであり、各種手続きの改善策を検討するにあたって、その点を視野に入れ、ICT化やオンライン化と調和する形で関連の制度設計を行うことが求められています。この点、選挙の手続きにつきましては、公正への確保や不正の防止を確実に実施することが大前提ではありますが、ICTの利便性や効率性を選挙にも取り入れることで投票環境の向上や有権者の負担軽減、厳正な本人確認などを効果的に実現できる可能性があります。

昨年6月施行の改正公職選挙法では、投票環境の向上に向けて期日前投票の投票時間の弾力化と共通投票所制度の創設といった大きな制度の変更がありました。従来の期日前投票は、朝8時半から夜20時まででしたが、最長で前後の2時間ずつ、朝6時半から夜10時まで延長することが可能となりました。この投票時間の弾力化は、70の自治体の実施をされているようで、また共通投票所は投票日当日に町内の有権者ならば誰でもが投票できる投票所であり、有権者は普段投票する指定投票所と共通投票所のどちらか自分が一番都合のよい投票所を選ぶことができます。総務省は設置に係る費用を負担するなど促進を行っています。昨年4月の総務省調査では、206の自治体が共通投票所を設置するような検討をしているとの回答がしてあり、南阿蘇村では、先日の村長選と村議選で実施をされました。また、島根県浜田市におきましては、移動手段がなく、投票に行きたくても行けなくなってしまうのでどうにかならないかとの切実な声をあげられた高齢者など、交通弱者の投票を手助けしようと、車両内に記載台と投票箱を備え付けた、移動期日前投票所が設置をされました。車両の中

を活用した投票所は、浜田市が全国初だそうです。このように、他の自治体に先駆けて取り組みを行うことにより、マスコミなどの報道もあり、費用をかけずにPRをすることができると思います。大津町には、駅やショッピングセンターなど人が多く集まる場所がありますので、ぜひ投票できる場所を増やして利便性の向上を行ってはいかがでしょうか。選挙管理委員会のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長藤本聖二君。

○選挙管理委員会書記長（藤本聖二君） おはようございます。それでは、豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

近年の本町における投票率の現状としましては、平成27年の県議会議員一般選挙で約48%、県知事選挙で約47%、平成28年の参議院選挙通常選挙におきましては51%となっており、去る2月5日に執行しました、町議会議員一般選挙におきましては51.21%と、前回の62.74%を大きく下回る投票率になっております。そんな中で年代別にみてみますと、18歳が46.53%、19歳が29.45%、20歳代が約25%、30歳代が約36%、40歳代が約47%となっており、これらの年代における投票率が下回っているというような状況でございます。

本町では、平成27年4月の県議会議員一般選挙から投票区の再編を行いまして、小学校区単位を基本とし、昭和44年の自治省選挙部長通達によりまして、投票所から2キロメートル圏内に投票区全域が入るような設定をし、また町中心部の投票所におきましては、役場とオークスの投票所が50メートル以内に近接していた状況を改善しまして、さらには、美咲野区内に投票所を新設したところでございます。そのような中、各投票所における選挙人の人数の均衡を図ったところでございます。それまで役場ロビー等で行ってございました期日前投票につきましても、町民交流施設オクスプラザで行うこととし、階段やエレベーターを使用することなく投票ができるようバリアフリーの面からも投票環境の改善を行ったところでございます。これまでお話をしましたような投票環境のみの改善ではなくて、昨年の参議院議員通常選挙から18歳まで選挙権が引き下げられましたので、若年層の投票率低下に歯止めをかけるべく、平成27年度から町内2つの高校にご協力をいただきまして、出向いて選挙出前授業と模擬投票による啓発を行ったところであり、また、先ほど豊瀬議員のほうからお話がありましたように、高校のご理解・ご協力を得てですね、全国に先駆け高校内に期日前投票所を設置したところでございます。期日前投票につきましては、有権者の方々にかなり浸透をしてきたところでございまして、昨年7月の参議院議員通常選挙では、投票率は低下したものの期日前投票を利用された方は150人程度増加をしております。今後、選挙人のさらなる利便性の向上のために、大型ショッピングセンターでの期日前投票開設に向けて、現在、選挙管理委員会で検討を進めているところでございます。

議員ご提案の共通投票所、あるいは移動期日前投票につきましては、すでに先進的に取り組んでいる自治体もございますので、十分に参考させていただき、今後選挙管理委員会の中で議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今の話では、ショッピングセンターでは期日前投票の実施を検討されていると

ということですので、期日前投票所ができるということは、その当日の共通投票所も同じなんですね。オンラインで結ばばどなたがどこで投票されたかというのは、期日前投票であれ、当日であれ同じことですので、期日前投票所ができるということであれば、当日も共通でそのもとと自分の近くの投票所でもいいですし、その買い物に来られたときに、その共通の投票所でもできるようなこと、同じですので、ぜひそこはもう一体で考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、ご意見をお願ひします。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長藤本聖二君。

○選挙管理委員会書記長（藤本聖二君） 今のご質問にお答えいたします。

現在、期日前投票につきましては、先ほど申し上げましたけども、オークスのほうで1カ所やっております。それを拡大するような形で大型ショッピングセンターでやりたいということがございます。同様に、当日の選挙でもそういったことができるかというようなご質問だと思いますけども、現在、当日の投票所がですね、16カ所ございますので、そうなりますと16カ所すべてにですね、そういった環境整備といいますか、システムの整備もしないといけないもんですから、そういったところの経費がどれぐらいかかるかと、あとはですね、二重投票、あるいは不正投票とか、そういったものの防止もしないといけませんので、そういったところの環境整備も含めてどれぐらいかかるかというところの検討が必要かと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひよろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時から始めたいと思ひます。

午前10時48分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 皆さん、おはようございます。またこの場に立って質問をすることができるようになりました。感謝申し上げたいと思ひます。それでは、6番議員、佐藤真二が通告にしたがいまして一般質問を行います。

今日は3点です。1番、誰も置き去りにされない復興を、2番、過去の一般質問のその後の対応について、3番、人口推計と政策の連携と、この3つですね、ことについて質問をしたいと思ひます。

まず、一番最初の誰も置き去りにされない復興をというテーマのものでございますけれども、これは昨年9月の一般質問でも同じテーマで質問したところですが、その際はですね、在宅被災者へのアウトリーチ型支援が必要ではないかということを訴えわけですが、その時点では地域支え合いセンターの話が出ておまして、地域支え合いセンターのじゃあどういう機能、業務を果たすのかということについては、簡単なイメージ、イメージ図でしか示されておりましたので、この在宅被災

者はどうなるんだというところが非常に不明確だったためにその質問をしたわけです。ただ今はですね、委員会のほうでも話が出ましたけれども、地域支え合いセンターの細かな業務計画、事業計画ですね、等を見せていただいたところ、在宅被災者についてもこれから積極的に取り組んでいくんだということ、私のところにも届いておりますけれども、生活再建アンケートということで、今町のほうがアンケートを取っております、これに基づいて支援を進めていくという方向性が見えてまいりましたので、この部分に関してはですね、深くはもう申し上げる必要はないかと思っております。ただそれをやっていくにあたって一つちょっと課題があるんですね。人員の問題です。本来の計画されている体制では、主任生活支援相談員が1名と生活支援相談員が5名、生活支援補助員10名という16名の体制でやっていきたいと思いますということになっているんですけれども、現状ではですね、生活支援相談員が2名と補助員が5名の欠員が出てくるということです。要は人員不足の状態にあるということです。これではですね、仮設住宅とか、みなし仮設住宅への支援というのは確かに精一杯できるとは思うんですけれども、やはりその在宅被災者への支援ができるまでの人員ではないのではないかとこの問題です。これは募集したところで誰でもいいというわけでもないんですね。町をよく知っていること、支援の制度をよく理解していること、そして支援者として相応しいホスピタリティーのある人という条件、こうした条件を考えていくと、やっぱりこの仕事をやってほしいな、人手が不足している中で頑張りたいなと思うのは、やっぱり町の職員のOBです。私も職員OBの方にお会いしたときには、こういうことで人員が不足しているからぜひ協力していただけませんかということでお願いするんですけれども、なかなか反応が薄いという状態です。町の幹部職員の方からも同じような相談があっているという話を聞くんですけれども、これもですね、また反応が薄いというふうに聞いております。ということで、何かそこに抜本的な対策が必要なのではないかということなんですけれども、県の制度ではですね、人件費の単価などがある程度想定されておまして、その中で予算が組まれているというふうに考えるんですが、やっぱりそれでは足りないのではないかと。町が今広報紙なんかでたくさんいろんな非常勤職員とか、臨時職員とかの募集をかけておりますけれども、なかなか人が集まっているように見えません。段々段々こう募集の項目が増えていくばかりで、きちんと補充ができるというふうには見えません。やはり市場の人件費の単価と比べて町のほうの単価がやはり総体的に低くなってきているんじゃないかなというところは感じるところです。そういったその背景もあるかと思うんですけれども、これまでその町は復旧・復興には、国や県の制度や補助金、復興基金をベースに枠組みを組んできているんですけれども、擁壁の問題もあります。擁壁の問題でもですね、どうしてもその支援の枠組みの中では残ってしまう部分というのがあります。そこには町は最終的には単費を投入せざるを得ないという形になるわけなんですけれども、この地域支え合いセンターの事業、在宅支援の重要性というものを考えた場合には、やはり人を集めるために少し追加してでも、あるいは極端な話もう任期付き職員というような形ででも採用、再任用の形もあると思うんですが、そうした形で早期に人員を確保して在宅被災者への支援に力を入れて進めていただきたいというのが、まず一つ目でございます。

それからもう一つ、復興住宅に必要なアイデアということで出させていただいておりますが、復

興住宅、これ読み方としては、災害公営住宅の意味だというふうにお考えいただきたいと思います。これにつきましてはですね、やはりまず最重要なのは、このあとの質問にも出てくるかと思うんですけども、住み慣れた地域で暮らせるようにすることということですね。これはもう過去の地震等からの経験の中で当然にそのようにするんだという方向性は出てることだと思います。しかし、本当にそれだけで足りるかという、またそれからもう一步踏み込んだ考え方が必要ではないかということなんですね。復興住宅をつくるにあたりまして、まず事前にアンケートを取られて必要な戸数を判断されると。その中で何戸が必要だということで、県のほうと話をしながら建設を進めていくことになるんだと思うんですが、そこから得られてきた数と実際にいろんな施策そうですけど、アンケートでは必要ですと書いたんだけど、実際にやってみると使いませんという話が出てくるというのはよくあることなんですが、その食い違いというのがですね、やっぱり発生するんじゃないかなということですね。そうした場合に、県のほうはそういったことにならないように少しずつつくっていきましょうというような方向性が示されているというふう聞いておりますが、私はそこが本当にそれでいいのかと考えているところです。もちろんその不必要に多くの住宅をつくる必要はないんですけども、仮設住宅の入居期限というのもございます。そうした中でですね、少しずつつくって、少しずつ入居させていったのでは、そこはどうしてもですね、被災者に不安とか不満が残ってしまうわけです。地域のコミュニティを重視するのであれば、やはりその地域がみんな一緒に、希望する人ですが、希望しない人はいいいですけども、希望するのであればみんなと一緒にどんと入れるような仕組みをつくっていかねばならないのではないかなと考えています。その際ですね、東日本のフォロー研究としてですね、高齢者等の仮設住宅から災害公営住宅への円滑な移行に向けたクリティカルパスとサポート拠点等の支援のあり方に関する調査研究という、非常に長い研究資料があるんですけども、これを読ませていただくと、やはりその気にかけていけないことというのは、その移行する前、仮設住宅から復興住宅に移行する前、そして移行そのもの、そして移行した後にどのようにサポート、フォローしていくのかという、ケアしていくのかということが非常に重要だというふうに書かれております。そうした視点から考えた場合ですね、この復興住宅をきちんと整備して、安心して入れる仕組み。そして先々、将来に渡って安心してそこに住んでいけるような次の住みかという言い方もありますけれども、そうなる場合もかなりの事例があるのだと思われま。その将来に向けて安心できる復興住宅というものが整備されることを望むわけなんですけれども、そうした場合にどんなアイデアが必要なのかということ。先日の新聞にちょうどですね、その災害公営住宅ですね、先をNPOが買い取って、そこにグループホームを建設したというような話が載っておりました。それは障がい者のグループホームだったんですけども、高齢者に関しても同じような取り組みが必要なのではないかなと思うんです。先ほど申しましたように、県のほうが少しずつつくって行って無駄のないようにしなさいという考え方、それはそれで十分わかるんですけども、やはり安心して復興住宅に移住するためには、ある程度のキャパシティがあって、そこにはやっぱり集会所とか機能があってですね、そういった機能があって、先々そこがグループホーム、デイケアの拠点として活用できるような、そういった工夫というものが必須なのではないかというふうにと考えると、ほ

かにもですね、考え方として緊急通報システムをあらかじめ設置しましょうとかですね、そこに対する交通網というのはどうやって確保するんですかとかですね、いろいろその考えなければいけないことがある。そうしたときに、このアイデアというのをどうやって出していくのか。お仕着せの復興住宅になるのではなくて、入居予定者、あるいは地域の人たち、受け入れる地域の人たちですね。あるいは一般の住民、専門家、いろんな角度からの議論をいろんな場をつくってどんな復興住宅をつくっていくのかということをきちんと話した上で取り組むべきではないかと思うところです。

以上、まず地域支え合いセンターの人員確保に関する取り組みとですね、復興住宅をどのように整備していくのかという、この2点についてお考えを聞きたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

大津町に大変な未曾有の災害を起こしてから11カ月が迎えております。そんな中におきまして、損壊した家屋の解体や応急修理や道路・農業用施設の復旧など、いまだに終了していないところもあり、住民の皆さんにはご不便をおかけしているところであります。

町では、先週から町内3カ所で復旧・復興住民説明会を開催するなど、たくさんの貴重なご意見を頂戴したところであります。今後5年間で重点的に進めていくべき事業を復旧・復興計画の中に位置づけ、国や県にも支援をお願いしながら1日でも早い復興に全力で取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

さて、被災された方々への支援についてですが、現在では、社協のほうにお願いしております地域支え合いセンターを拠点に、震災の被害に遭われた皆さん方の住まいの復旧や生活に関するお困りごとのいろいろな課題についてお話を聞かせていただきながら、それぞれの状況に応じた相談事業など、被災者の一人ひとりの生活の寄り添った心の相談支援を行っております。

現時点では、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に入居されている方に対し、重点的に支援を行っているとありますが、今後は、在宅で困っておられる方々へも、各種申請期限も迫っておりますので、支援漏れがないよう個別の支援を急がなければならないと思っております。

また、併せて、それぞれが抱えている経済的課題や心身面の課題などを早期に把握し、支援介入することで被災者の精神的負担の軽減にもつながるものと思っております。

現在、在宅被害者に対して、今後の生活再建方法や困り事などを把握するためにアンケート調査を実施しております。この回答を踏まえ、特に支援が必要な方については、支え合いセンターを中心に各関係機関と連携を取りながら総合的な支援を行っていきたいと思っております。そういう意味におきまして、先ほどの質問の支援センターの職員の問題でございますけれども、16名の事業関連でございますけれども、議員おっしゃるように、7名しか今おらない。なかに3時間勤務というような状況で、この3時間は結構人気があるわけです。午前中で終わるとか、午後で終わるちゅうなら、しかし、それでは議員のおっしゃるように、心配事や相談についての内容の充実がなかなか難しいなど。というようなことで6時間勤務、ちゅうと大体1日勤務になりますけれども、その辺の募集関連等につきましてですね、事業内容を充実するためお願いをしたいというような形で社協のほうともしっかりと支援

体制を取れるように話をしておりますけれども、社協の関係の職員、あるいは福祉関係の職員、現在、大津町においてのそれぞれの施設においても福祉施設の職員の不足ちゅうか、なり手がないうちゅうか、その辺の課題事項が今大きくそれぞれの福祉法人関連でも悩んでおられるところでもあります。そういう意味におきまして、今後について、全国至るところでもそういう職員の支援関係を幾らか上乘せするか、あるいは住宅環境の整備を兼ねたところでどう対応するかというような課題を抱えておるのは確かでありますので、その辺については、今後の中で十分関係福祉団体の皆さんと相談しながら、その辺の対応が取れるように福祉職員の確保を図っていかなくちゃならない大きな課題であるというふうに思っておりますので、今後につきましては、もう佐藤議員は文教厚生委員長の委員長でありますので、十分委員会の中でご相談を、論議をしていただければ助かるというふうに思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

次に、復興住宅の関連でございますが、被災された方々の住宅の再建については、やはり昔から暮らし慣れた親しんだ自宅のある場所に、再び家を再建できることが一番かと思っておりますが、現在、応急仮設住宅などで生活を余儀なくされている方々においては、年齢構成が高い世帯が多く、お一人暮らしや高齢者だけの世帯もおられます。このような世帯においても、資金がなく融資もままならない課題が多く、自力での再建は困難なケースもあると思っております。このような自宅の再建に踏み切れない被災者に対しては、町が被災者向け公営住宅を建設することで支援していくことが必要と考え、災害公営住宅の整備を予定しております。整備するにあたっては、県が策定しました「災害公営住宅整備指針」に沿いまして、住民の意向や将来的な利活用を踏まえた住宅整備を進めてまいりたいと思っております。

先の仮設住宅関連等に知事もお見えになられて、一緒に仮設住宅で生活されておられる方々と意見交換をしたわけでございますけれども、資金関係の問題も知事にも話しましたが、融資関係でありますとか、あるいは建てた家の支払いが残ったのは、それは宅地で処分するといいいんじゃないですかというようなお話ですけども、そんな話で金融が融資できるものじゃないんじゃないですかというような話も知事のほうにもしております。場所によっては担保能力がないわけでございますので、そのような困りきった人、関連等についても、将来的にはやっぱり近くに災害住宅を建てながら、その辺の住宅の家賃関連等についてもやっぱりしっかりと考えていかなくちゃならないんじゃないかなというような思いをしておりますので、今後についても十分被災者の皆さんとご相談をしていながら、できる限りの支援をやっていければなというふうに思っております。

状況につきましては、担当部長のほうからまたご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 佐藤議員の一般質問のうち、災害公営住宅の部分についてお答え申し上げます。私のほうは主にハードのことについて答えます。

先ほど町長が申されましたように、県が策定した熊本県災害公営住宅整備基金では、その基本施政の中において、多様な世帯の交流や福祉施策との連携など、住宅事情等を考慮した高齢社会のモデル的な整備を目指すととなっておりますのでございます。

大津町におきましても、これまで町内のみなし仮設住宅入居者と仮設住宅入居者を対象としたアン

ケート調査を実施しているところでございます。必要戸数や設置場所などを検討しているところでございますけれども、今後は支え合いセンターなど福祉部局と連携をしましてですね、特に希望者については、ヒアリングなどを実施しましてですね、より住民の意向を十分に確認して行いたいと考えているところでございます。そのことを踏まえまして、今後の事業の方向性や建設の敷金に関する条件などを考慮しながらいきたいと考えているところでございます。

また、選定場所につきましては、基本としては町有地を中心に考えているところでございます。南部地区に2カ所、中央部に1カ所ということの基本方針で検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） まず、在宅被災者の訪問型支援等に関するご質問についてでございますけれども、地域支え合いセンターを中心といたしまして、在宅の被災者も含めて、どのような支援を進めていくのか。その内容についてご説明申し上げます。

まず、支え合いセンターの主な事業としましては、生活再建や心身に関する総合相談事業、それから、新たなコミュニティ形成支援のための座談会や地域交流サロン、あと高齢者等の引きこもりを予防するための介護予防事業や健康づくり支援、それから、震災によって生活困窮になられた方に対する事業等を行っております。

これらの事業展開をしていく中で、被災者に必要な支援は、時間の経過とともに変化をしておりますので、そこで、今後の支え合い事業の取り組みの方針をロードマップに落としましてですね、まずは応急修理だとか、家屋の解体あたりが期限がございますので、これらが終わっているのか、漏れがないのか、そういったことも大事だと思いますし、その後は住まいを確実に確保する。自宅の再建だとか、先ほど出ました、復興住宅の中に入るだとかですね、その辺の部分。そして、その後先ほど議員も言われましたように、安心してそこで生活して、次の生活設計ができるかというような部分も含めてですね、支援が必要かと考えているところでございます。個々の支援対象者を把握しながら、訪問や電話、それから地域の見守り支援などにおいて、きめ細かな個別支援が必要かと考えております。

これらの支援がより有効に働きますように、それぞれの今後の生活再建や困りごとなどについて把握をするために、個々にアンケート調査を今実施しております。応急仮設住宅やみなし仮設住宅の入居者については、もう2月中でアンケートが終わっておりますし、在宅におられる被災者については、現在回収作業を行っているところでございます。

このアンケート調査を基に、健康面や生活再建等で特に支援が必要な方など、それぞれに必要な支援内容に沿って、行政や社会福祉法人、NPOと連携しながらですね、十分に支援をしていくこととしておるところでございます。しかしながら、アンケート調査の回答や未回答世帯だけでは把握できない世帯も想定されますので、並行しまして、行政区嘱託員さんや民生委員・児童委員さん方にもご協力をお願いしながら、支援対象者の情報提供。例えば、もし屋根にブルーシートがかかったままだけれども、あそこは全然こう動いてないなど、そういった心配する趣の部分についてですね、情報提

供を今いただいておりますのでございます。

また、個別支援以外にも、本町につきましては、地域全体が被災しているところもありますので、そういった地域については、出前講座方式みたいに、逆に町のほうからも出向いてですね、被災の多かったところについては住宅再建相談とか、被災者地域全体の取り組みも併せて実施したいということで計画しております。

あと震災前の安定した生活に一日でも早く戻っていただけるように、今後もスピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。

次に、復興住宅建設にあたってのソフト面と申しますか、工夫という考え方でございますけれども、まず、必要戸数等の決定に先立ちまして、昨年10月に住宅再建についての意向調査を行う中で、災害公営住宅の入居希望が25世帯、ただアンケートの回収率を考慮しますと、その倍の50戸程度の復興住宅の建設が必要かと考えているところでございます。

また、2月にさらに仮設住宅、みなし住宅を対象に、また3月には、在宅で半壊以上の被害に遭われた方を対象に、「今後の住まいに関するアンケート調査」を実施しております。直近のニーズがどのようなになっているか、今さらに分析を行っているところでございます。災害公営住宅にあたりましては、これまで実施してきました調査を踏まえて、入居が見込まれる被災者の方々の家族構成や年齢構成などの傾向がどのようなになっているかなどを多角的に検討した間取りとか、今回のアンケートでは、高齢者の方が希望が多いという結果になっておりましたので、高齢者や配慮が必要な方への日常的な見守りや交流のしやすさなども配慮した低階層、低い階のですね、住宅の建設や団地内の人が気安く活用できる集会所を兼ねた住宅地の整備などもですね、併せて考える必要もあると考えているところでございます。

また、アンケート調査の中で、小規模の高齢世帯、65歳以上のお二人暮らしだとか、お一人暮らしだとかいう世帯が多くなることも予想されますので、この集会所を近隣住民の活動にも開放して利用していただくことで、団地の内、外も含めて交流を促すことで、いわゆる一人暮らしのお年寄りの方の孤立化あたりを防ぐことにも繋がるのではないかとということで、また生きがいがづくり支援にもなるというようなことも事業展開としてできるような工夫も大事かなということで考えているところでございます。

さらに、昨今の町営住宅の入居希望の傾向もございまして、その中では、高齢者の方、それから結婚間もない子育ての夫婦の希望者がおられます。これらの公営住宅の入居者のニーズも踏まえて、今後継続的な利活用が行える復興住宅の整備が必要ではないかと考えております。

東北等ではですね、つくってみたものの、そのあと高齢化によって2割程度ですね、5年後には2割とか、10年後には3割程度の方が退去なりされていくということで、空室がでるといふ心配も懸念されておりますので、そういった将来的な予想も踏まえてですね、進めるべきではないかと考えているところでございます。

現在、町営住宅の入居条件は、原則単身者の入居は認めておりませんが、現在の高齢化社会や核家族化の傾向が本町でも見られておりますので、実際、平屋建ての一部の団地につきましては、

入居条件を緩和しながら募集を行っているところです。こういった年々申込者がこういうニーズが多くなっている傾向にもございますので、これらに対応できるように災害公営住宅設計にあたっては、単身者向け居宅を多く設けて、なおかつユニバーサルデザインにも配慮して、将来的にも高齢者を受け入れられるような住宅設計も考慮する必要があると考えておまして、現在の町営住宅との違いを設け、継続的に利活用ができるよう検討を行い、計画していくことが肝要かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） お話を伺いまして、まず一つ目の人員のところについて、私のほうは職員のOBに積極的に声をかけてはいかがでしょうかというところをお尋ねして、それに対してはまだちょっとお答えいただけてないのかなと思っているところですね。そこに関しての考え方をお聞かせいただければと思います。

それから、復興住宅についてもですね、非常に前向きにいろんな考え方をお持ちだということはわかりますが、大事なこととして、一つ視点で漏れているかなというのが、生活感覚を継続していけるということですね。これまで生きてきた、暮らしてきたように、まあ丸々というわけにはもちろんいきませんが、中で、必要なものというものがきちんと確保できる。例えば、その農業やっている方にとっては、納屋もなくなった方もいらっしゃると思うんですね。農具をどういうふうにその保管するのかというような問題もあります。そして、高齢者のところだと、盆、正月には子ども、孫が遊びに帰って来てたと思うんですけども、それをどうやって継続していくのか。集会所に宿泊機能を持たせて、そこに寝泊まりができるようにするとかですね。そういったその工夫というのをされているところもやっぱりたくさんあるわけですね。そうしたその生活の感覚を継続する。単純にその何というかな、福祉的なサービスを提供するというだけではなくて、その人がこれまで生きてきたように、また生きていけるような工夫というものもですね、これはもう今具体的にどうのということではありませんけれども、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うところです。ということで、人員のところをお答えいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員の人員の確保についての町のほうの対応状況についてのご質問かと思っております。

今回の震災におきまして、非常に人員が足りないというような状況でございまして、OBの職員の方にも声を掛けながらですね、いろいろとやったところではございますけれども、現在4名ですね、4名の方が被災住宅の認定調査、あるいは解体の家屋解体ですね、そちらのほうに従事していただいているというような状況でございます。そのほかの方にもだいぶその声をおかけしたんですけども、実際まだ60代ぐらいになりますとまだお若いということで、実際働いているとかですね、あるいはもう自分のいろんなその自分の身の回りのことといいますかね、それでもうお忙しいというようなことで、いろいろ声は掛けたんですけども、実際集まったのは4名の方だったというような状況でござ

います。それ以外にも非常勤職員とかそういった臨時さんとかですね、いろいろ募集をしてきておりますけども、待遇につきましてもですね、いろいろと町のほうでも検討しながら賃金あたりについてもいろいろとその4カ市町村との均衡とかですね、そういったことを考えながら賃金のほうについてもいろいろ考慮してですね、やっているところでございます。それでもなかなかですね、先ほど話がありましたように、短時間についてはいいけども長時間になるとちょっとやっぱり無理だとか、いろんなその条件のほうがございましてですね、働ける環境というのは、それぞれ個人的に違いますので、そういった中で募集してもなかなか集まらないというのももちろんございますので、根気よくまた募集をかけながらですね、皆さん方のそのご要望に応じられるような、その働き方の工夫というのも今後必要になってくるかとは思いますが、人員の確保につきましては、今申しましたようなところで、OB職員にもなるべくその声を掛けながらですね、お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） そうですね、今の話はこれまで、震災前も同じような状況にあったわけで、待遇の問題とかですね、いろいろあると思うんですけども、今回その何でその職員のOBというのをあえてあげたのかといいますと、やっぱりその職員、OBってこれまでずっと大津町のことを考えて活動して来られた方、その何て言ったらいいのかな、そこの心根に期待したいというようなですね、ちょっと心情で言ったらいけないのかもしれないですけども、そうした思いに期待したいなと思うところがありまして、そういう指定をしたところでございました。

1問目を終わりました、2問目に移りたいと思います。

過去の一般質問のその後の対応についてということで、3つですね、項目をあげさせていただいております。

まず1番目、2学期制の検証ということですけども、これについては、もう配付されている一般質問のそのあとの何ていうかな、検討内容についてというものが公開されておりますけれども、そこにもやりますというようなことが書いてあります。一昨年9月にこの質問をしたわけですが、その際に、この検証についてはやりますということでお答えをいただいていたんですけども、その結果がまだなかなか出てこないなというところでどうしたんだろうかというところで、まず1点目でございます。

それから、2番目の教員の不祥事の教育長の責任というのはどうなんだということで、昨年9月の質問でさせていただきました。そこについては、会議録の文書をそのまま読み上げますと、「そういう面については、教育委員会に諮りまして、そのあたりについてはですね、今後進めてまいりたいと、そういうふうに考えております」というふうなことで答弁がありまして、教育委員会のほうに諮られたのかなというふうに思ったんですけども、教育委員会の議事録で公開されております。それをずっと見ていく中では、これが話題になった様子はないということですので、どうなったんでしょうかということでお尋ねしたいと思います。

それから、三つ目ですね、公立幼稚園の利用料のこと。これはもう何回も質問いたしました。ただ

今回はその過去の一般質問のその後の対応ということですので、お尋ねしたいのは、今回はその利用料そのものの見直しを求めるといった気持ちは変わらないんですけども、今回はそこではなくて、この利用料の階層区分ですね。階層区分のところは絞ってお話をしたいと思います。一昨年12月の答弁で、「確かにご指摘のとおり、階層がですね、非常に厳しいところの階層がございます。これについてはですね、やはり今年もう1年ございますので、その辺の階層もですね、少し見直しをしていくべきだろうと考えているところでございます」という答弁がありまして、じゃあ階層の見直しというのを期待してたんですけども、昨年9月もですね、その階層の見直しというのはどうなっていますかということ念押しのお尋ねをしたんですけども、その後どうなったのかということ、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の過去の一般質問、その後の対応についてについてお答えをいたします。

まず、平成27年9月定例会でご質問いただきました、2学期制の検証についてですが、大津町におきましては、2学期制は平成16年度に大津中学校と大津南小学校で試行したのち、平成17年度から町立幼稚園と町内全小中学校で実施をしております。平成27年9月には、町内小中学校保護者を対象に、「教育に関するアンケート」の設問の一つとして、この件をお聞きし、結果は86%は特に課題に気付いたことはない、10%は2学期制がよい、という回答をいただいております。

2学期制の試行から12年が経ち、ご質問時の回答どおり、本年度は学校現場等の教育関係者や保護者などにご意見をお伺いし、検証しなければならないと思っておりましたが、地震からの復興事業を優先したため、検証の機会を実施できなかったことは、誠に申し訳なく思っております。次年度は必ず実施したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2番目の質問の教員の不祥事、教育長の責任についてお答えをいたします。

昨年6月に起こりました、この不祥事につきましては、関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫びを申し上げます。

当該校におきましては、校長の管理・指導監督のもと、教職員一丸となって対処した結果、落ち着いた学校生活を送ることができております。また、当該校だけでなく、町内すべての小中学校がこの問題を教訓に、信頼を得られる学校となるよう努力をしております。

さて、町教育委員会では、昨年9月定例会のご質問を受け、10月の教育委員会議会で、議会での質問及び答弁内容について報告を行い、町教育委員会の責任の所在と具体的処分内容について意見の聴取を行いました。教育委員各位からは、責任と処分を問うという意見となれば次の教育委員会議会で議題とするところでしたが、今後の指導監督を徹底するということにより、処分には当たらずとのご意見をいただきました。この協議については、意見聴取という形で行いましたので、公開用の教育委員会会議録には記載しておりませんでした。町教育行政の長である私といたしましては、今後も引き続きこのような不祥事が起こらないよう、指導・監督を徹底して参りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、3番目の質問の公立幼稚園の保育料につきましては、これまで数回にわたり、議員よりご質問をいただきました。町としましては、保護者の方々にとって、保育料は幼稚園や保育園などを選択する際の選択肢の一つであり、家計にも直接影響する重要な問題であると認識しております。

その後、公立幼稚園の保育料の見直しについては、階層区分も含めて検討を行いました。経過措置は予定通り終了することとし、29年度からは予定通りの保育料でお願いしたいと考えております。

27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、公立幼稚園保育料の設定が、これまでの定額負担から保護者の所得に応じた応能負担へと大きく変わったことから、町では他の市町村の状況なども参考にしながらこの方針としたものであり、27年度からは入園料を廃止し、保育料をほぼ据え置き、28年度は、本来の保育料の中間値とする経過措置を設け、保護者の急激な負担増を緩和する措置を設けたところでございます。

公立幼稚園の保育料につきましては、28年度から年収360万円未満の世帯を対象に、兄弟姉妹の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無償にすることになり、今後国は、段階的に幼児教育の無償化の実現に力を入れていく予定もあり、今後の状況が不透明なこともありますので、見直しを行うには、今後その辺りの状況も踏まえながら行う必要があると考えております。

今後の保育料の見直しについては、町内私立幼稚園の新制度への移行や他市町村の状況、町立幼稚園の定員の状況、国の動向などを踏まえて判断したいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 詳細までお伺いしていたらちょっと時間がなくなりそうですので、今のお答えに対しての再質問とさせていただきたいと思っております。

まず、2学期制の検証については、平成29年度にやっていただけたということで、それでよろしいかと思っております。

次の教育委員会の話ですけれども、つまり意見聴取という形でやって、そこで議題にあげるまでもないというような判断になったというのが趣旨であったかと思うんですけれども、だとすると、そうした記録というのは、やはりその公開されなければいけないものだと思うわけですね。事の重要さというものがああります。教育委員会としてはこのように検討して、処分は必要はないかもしれないけれども、こういうふう判断したんだということをですね、やはりきちんとオープンにしなければいけないと。先日、北中の卒業式に出ました。その中で、校長先生が今年は二つの大きな災害がありました。一つは天災、地震であって、一つは人災、教員の不幸事ですというようなお話をされました。先ほど教育長、言葉の中で、もう落ち着いてきたというふうに言われたんですけれども、先日聞いた話なんですけど、北中の子どもたちが作文を書いたそうです。その作文、詳しく聞いたんですけれども、要約していいますと、男の人が怖いと、けれどもそれを態度に表すことが申し訳ないということで、葛藤があるというような内容の作文であったと聞いております。表面上は落ち着いているように見えるんですけれども、まだまだ子どもたちの気持にはショックが残っているということですね。ですから、処分がどうのということはメインの話ではなくて、どのように教育委員会としての思いを、対応

をしていくのかということ、公開しないということではなくて、きちんと表現していくことが大事じゃないかと考えます。そうしたときですね、たまたまちょっと見つけましたが、平成18年度に職員の不祥事があったというようなことがございました。そのとき、町長の名前で広報紙に経緯の説明とお詫びというような記事が載ってたわけですね。これに相当するもの、そういった形で気持ちを、考えをきちんと表現して、町民に対して説明していくということが必要なのではないかと考えるところ、これも再質問ではありません。意見です。

それから3つ目ですね、公立幼稚園の利用料については、検討したけれども階層も含めたところで予定どおり、29年度から予定通りにやりますということになったということなんですけれどもですね。そこについては、先ほど読みました前回の答弁をもう1回読ませていただきます。「確かにご指摘のとおり、階層がですね、非常に厳しいところの階層がございます。これについてはですね、やはりもう1年ございますので」ということですね。厳しい階層があるということは認識されているんですね。厳しい階層があるけれども、そこもそのままにしておくんだというふうに判断されたということだと思います。ここについてはそのとおりなのかということ、もう1回最後に確認したいと思います。お願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

利用料につきまして、階層の区分等について、厳しい階層もいらっしゃるということ。確かに第2子半額、第3子以降無料というような状況でございすけれども、中には以前よりも下がる方もいらっしゃるし、上がる方もいらっしゃるというような状況でございまして、その狭間で本当にこれだけ上がったら厳しいなという階層がいらっしゃることは確かだろうと思っておりますけれども、その点も考慮いたしました、一応29年度からは新しい料金制度でまいりたいというふうに判断をしたところでございす。

詳細につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。その辺り私自身もちょっとですね、勉強不足でございすので、少し時間いただきたいと思ひます。申し訳ございせん。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員の再質問に答へします。

階層区分の件でですね、多い階層、少ない階層とございす。1番多い階層がですね、第5階層になっております。この中で、224人中ですね、123人の階層がございす。この中でですね、多子世帯等の軽減等も含めましてですね、元々の5千500円以下となる方がその内の63人、5千500円を超える人数が60人ということで上がられている方が約半数近く、状況としてはそういった状況でございす。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） この件に関してはこれからもですね、何回かまたお尋ねしていきたいと思ひております。

3番目に移ります。人口推計と政策の連携というところで、本来これちょっと時間がかかる話なんですけれども、あまり十分な時間がございませんので、少し簡略化してお尋ねしたいと思います。

町全体の人口推計だけでは政策への反映には不十分ということですね。美咲野小の、今回プレハブ教室の建設の話があるんですけれども、これについては、過去にどういう経緯があったということまで含めて説明を受けているところです。当時としては、最大の余裕をもって、文科省が補助を出す最大の余裕をもってつくったのがあの状態だったということ。そこはそれで仕方ないのかなと思うんです。ただ問題は、それから先ですね。そこからすぐ次の動きに入れたのかということ。その時点ではそれでは足りないけれども、ここまでしかできないよということだったわけですから、じゃあそれができた時点で、じゃあ次の動き何なんだということをですね、考えてくる必要があったのではないかと。そのためには、地域ごと、校区とか地区とかですね、そうしたその人口の見方というのがファクターとして取り入れられるべきではないかということが趣旨です。

人口増加とそれに伴う施設の整備というのが、ほかの問題も含めましてちょっと後手後手に回っているのかなというような印象を受けるところもあります。例としてですね、室小で今起こっていることということで申し上げますと、室小の学童保育、これはちょっと委員会の中で話せる話でもなかったものですからこの場にきているんですが、人口、室校区の人口が急増し始めたのは5、6年前ということで、翔陽台とか、もと雇用促進住宅だったところの裏側にアパートがどんどん建ってますね。それって目に見えた変化だったと思うんです。人口推計の中で、確かに校区別とか地区別という見方というのは今のところ公開されている限りでは見られませんけれども、そうしたものが推計が数式によって成り立つのであれば、それに開発とかですね、宅地の開発とかですね、そういったことを補正要素として取り入れて政策に反映させていけばいいのではないかと、推計値そのものを変えろというのは非常に難しいことだと思うんですが、そこを加味しながらということですね。もちろんその意識はされているんだと思うんですが、それが十分なのかということ。室小の学童保育ではですね、そういった背景で初めて待機児童というものが出ているわけですね。これまでその私の過去の仕事も含めまして、学童保育に待機児童を発生させないということは非常に大切に思って取り組んできたところなんですけれども、それがちょっとできなくなっているというところが非常に残念です。理由は何かと言うとですね、私は2つ要素があると思っております。

一つはですね、子ども・子育て支援事業計画の中で学童保育のニーズ調査、あるいはその供給に関して、これ校区別に分けられてないんですね。町の中一括で数、あるいはクラブ数というものが定められていて、校区ごとという観点で、これは会議の中でそれが必要なんじゃないかという指摘もあったんですが、結局それは無しになってしまったというようなところがございます。こういう見方というのは、特にその子どもたちというのは校区を基本に活動するわけですから、そうした見方というのがぜひ必要だったのではないかということがまず一つです。

それからもう一つがですね、ああ、これはすみません、申し上げたから一つですね。地域別の人口というどうしてもその社会的な増減というのが強く意識されないといけないものですから難しいだろうと思います。けれども、目に見える範囲の部分、つまり開発の申請であったり、実際にアパート

がどんどん建ってますよというような状況を見ればですね、対応しなきゃいけないということは明らかだったはずですね。

今回、室小のほうに学童保育のクラブが今3つ、3施設ですね。建物は2施設ですけど、1つがその2つに分かれておりますので、3施設になっていると。つまり室小校区の人口増加の様子を見ながら3クラブということにしたというのはどういう根拠だったんだろうなというところ、今お尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 人口推計とそれぞれの学童保育とか、ほかの支援体制の推計の見込みはどうかというような状況でございますけども、大変我々のほうもここ2、3年、予測のつかないような開発が進んでおります。もちろんそれぞれの室地区についても、地権者の皆さんのそれぞれの考え方で開発が進んだりいろいろしておるといような状況で、そういう時期がいつくるのかというのがやっぱり予測できないし、大体1年以内にできてしまうと、もう大体できたうちに半分は入ってしまうというような、素晴らしい若者がきておるのは確かでございます。しかし、その推計関係については、もうおっしゃるように、どうであるかというのは、ちょっと我々の見積もりというか、推測も大変不足しておったなというように思っております。今後の都市計画マスタープランの中で、それぞれの個別計画をしながらしっかりと捉えていけるようにそれぞれの人口推計関連についても、地域ごとの状況をしっかりと捉えて、開発関連の方向を見つめていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

美咲野小学校に関しましては、確かに最大のあれでやったんですけども、それ以上に開発が進んで人口増に対応できないということで4つのプレハブ教室をただいま建設させていただいております。

さらに、室小学校の学童保育でございますけれども、これにつきましては、27年度に建て替え1棟、そして本年度にさらに室小学校の教室が足りないということで、返還しなくちゃなりませんので、さらに新築1棟ということで、計2棟を建て替えまして、学童保育の需要に対応する予定でございますけれども、さらにそれを超える利用希望者がですね、増えまして、4月にはやはり待機児童が出るような状況でございます。増えた原因の一つは、やはり働くお母さん方が増えられた、共働きの家庭も増えられたと。それから、小学校の6年生までが範囲となりましたので、この震災を機にですね、やっぱ保護者の方がどうも一人でおいておくのは厳しいと、心配だということで学童保育を利用したいという要望もあってですね、こういう状況になっているんじゃないかなと思っております。

そこで、学童保育を運営していらっしゃるNPO法人や関係する施設と待機児童の解消について、ただいま協議を重ねてですね、ぜひとももう少し受け入れていただけないかというようなお話もさせていただいているところでございます。議員ご指摘のとおりですね、町全体の人口推計だけでは、各小学校の児童・生徒数の見通しを推し測るには無理があると考えております。教育委員会といたしましては、毎年4月の地区別の年齢人口をもとに、児童・生徒数の推計を行っておりますが、これはあくまでも学校の児童・生徒数の推計でございまして、その中でどれだけ学童保育を希望されるかと

いうところを校区別にですね、地区別にやっているということをやっておりません。そういう状況でございます。

さらに今後も増えていくんじゃないかなと、私自身思っておりますけれども、こういった社会的要因の状況によってですね、どうなるかわからないというのが現状でございますので、この地区別年齢人口をもとにした数値が基本ではございますけれども、さらに社会的要因などの宅地開発等の情報がですね、加味できないか。あるいは保護者の意向が把握できないか。そういうことをですね、十分勘案しながらですね、総合政策課や都市計画課等々ともですね、協議しながら実数の把握というものに努めて、それをもとにですね、今後の計画等に生かしていければなというふうに現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） その社会流動というのが読みにくいんだというのはもちろんわかります。ただ今回給食センターの話のときにありましたですね、結局、学校関係においては、その将来の予測というのがその校区に住む未就学児童の数をベースにやっていくんだということなんですね。でもそれだけじゃ足りないということは、もうわかっているわけですから、まあ今日はここまでにしますけれども、ぜひですね、そうした考え方というものを持って政策の、あるいは施策の立案にあたっていただきたいと願うところです。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後は1時より再開します。

午前 11時58分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

昨年4月の熊本地震からやがて1年となります。町内でも大変甚大な被害が発生しました。もうすぐ1年という時期、これから地震からの復旧、そしてさらに復興に取り組んでいかなければならない時期となっております。そういう数百年に1回と言われる今回の大災害であります。そういう時期に、私は今回7期目の議席を与えていただいたわけですが、この数百年に1回の大災害、町民のためにどうやって働くか、このことについて改めて、私は議員活動の中で行政のあり方、政治のあり方の基本として、法理情という言葉をかっつて学んでまいりました。若い方はご存知ないかもしれませんが、大分熊本の県境の下笠ダム反対闘争の中で、その代表の室原さんがおっしゃった言葉で、「行政のあり方、政治のあり方は、法に叶い、理に叶い、さらに情に叶わなければならない」と、こ

うおっしゃっております。私は、この法理情という言葉を常に忘れないで政治の活動、議員の活動を続けていかなければならないと改めて思っているところであります。

今回、この熊本地震からのいわゆる創造的復興とかいろいろ言われておりますが、何よりも被災をされました町民の皆さんの暮らしの復興を図って、最優先にしていかなければならないと思うからであります。

町内のとりわけ住宅の被害、人が人らしく生きていくためには、衣・食・住が欠かせないと言われてますが、しかし、今度の地震を経験する中、何よりも安心できる住まい、家族でゆっくりくつろげるそういう住宅の確保が本当に大切なことだと、多くの方が思ったことではないでしょうか。町内の住宅のこの被害は、全壊、大規模半壊、半壊、半壊以上が約3分の1、ところが残りの3分の2は一部損壊というり災の判定がなされているわけでありまして。このまさに大多数ですね、圧倒的多数の方々の住宅被害は一部損壊という判定のもと、国から、あるいは地方自治体から、県から1円の支援もしようとしません。法律上の支援が全く受けられないという状況であります。まさに半壊以上の方々にとっては被災者生活再建支援法という法律の範囲内、不十分ではありますが、全壊で最大300万円の法律に基づいた支援がございます。また、私の家もそうでありまして、半壊判定、一部損壊から半壊判定に引き上がったというだけで、我が家でも義援金が41万円いただきました。また、応急修理費が57万6千円使うことができました。そのほかに社会保険料ですね、健康保険、あるいはその他の社会保険ですね、保険料あるいは窓口での負担金、こういったものの減免制度を利用することができます。私も9月までは医療費が無料扱いになります。また、そのほかに雑損控除という税の減免制度がございます。少なくともですね、2人家族におきまして、半壊判定になりますと150万円ほどの公的な支援制度があるわけでありまして。ところが一転して、一部損壊判定では、法的な支援は1円もない。このあまりにもひどい格差を放っておいてよろしいのか。格差を是正するべきであるというのが質問の主旨であります。

こうした一部損壊判定に対する格差に対して、県が義援金を使って100万円以上かかったところに10万円、そして大津町でも見舞金という形で、100万円未満は工事費の1割を支援をするということになりましたが、これは法的な支援ではありません。そもそも熊本県が100万円以上の修理に10万円しか義援金を配分しない。これがそもそもの問題でもあります。しかも市町村に全く相談もしないで、県の配分委員会で勝手に決めて、10万円という額を決めてしまった。この県の行政のあり方が大きく問われております。

それから、大津町の修理費の10%見舞金、大変確かに画期的なことではあります、半壊判定と比べてあまりにも格差が、格差を埋めようとするのであればですね、10%では本当に少なすぎると。一部の人ではばかにしているのではないかとおっしゃっていることもあります。せめて私はこの格差を埋めるために、大津町独自でも被害額の20%、倍に引き上げるべきであると、このように考えますが、町長の見解を求めるものであります。

それから、質問の2番目は、私も職業柄屋根に登ってブルーシート掛けをだいぶやってきましたが、未だに屋根にシートがかかった家がたくさんございます。この間の復興計画の中で、こうした

お宅にはちゃんと調査をして対処するという説明がございましたが、こうした屋根にシートがかかっているということは、これから梅雨の時期を迎えれば本当に悲惨な状況が想定されるわけでありますので、一刻も早く聞き取り調査をして、支援の具体的な検討を求めるものであります。

1回目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

住宅の一部損壊世帯への支援につきまして、修理費が100万円以上要した世帯については、県及び町の義援金を、10万円以上100万円未満の修理費を要した世帯については、町独自で見舞金を支給しているところであります。

まず、県の義援金の配分につきましては、県や日赤、共同募金会で募集されたものを、熊本県義援金配分委員会の中で決定された基準に基づき配分しており、修理費が100万円以上かかった一部損壊世帯には10万円の県の義援金が配分されています。また、町で募集しております町の義援金については、県基準と同じ対象者に対し、1万円の町の義援金を配布しています。

次に、100万円未満の修理費がかかった世帯については、県義援金の配分対象外となるため、町独自支援策として、一部損壊世帯住宅補修見舞金を支給しているところであります。一部損壊世帯対象の方からは、少しでも支援があるため非常に助かるというような意見も聞いておりますが、現在も毎日10件程度の申請があっております。

今回、議員がご指摘されておる、一部損壊世帯の中での格差についてですが、町としては、修理費用に応じて見舞金を段階的に支給しておりますので、ある程度の被災者への救済措置ができていますものと思っております。仮に、見舞金の補助割合を引き上げることになれば、逆に県義援金の10万円を超えて見舞金を支給することになりますので、義援金対象の方との均衡が取れなくなってまいります。

そのようなことから、一部損壊世帯の方には、現行の制度でご理解をいただきたいと存じております。

また、中には、修理をしたくても低所得のため高額な修理費が捻出できない高齢者世帯などもおられると思いますので、そういった方への支援については、支え合いセンターへ繋げながら、他の支援を受けることができないか、もともとの生活困窮自体の課題などがないかなども含め、被災者に寄り添った支援ができるように対応していきたいと思っております。

次に、屋根にブルーシートがいまだかかっている住宅への支援の検討についてですが、現在、福祉課及び地域支え合いセンターと共同で在宅被災者に対して、生活再建アンケート調査を実施しております。この回答を基に、支援漏れの防止と個別支援が必要な方への訪問活動などを実施していくこととしております。

現時点の一部損壊世帯の現状、支援状況や個別支援対応について、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度質問をいたします。

一部損壊世帯ですね、現在、町から工事費の1割、10%の見舞金を出すことは大いに評価はしております。しかしながら、法に基づいた被災者生活再建支援法に基づいた半壊以上の方には、先ほど言いましたように、150万円ほどの支援が実際にあるわけです。ところが、一部損壊という判定をされただけで、私は仕事柄ここはとても一部損壊どころではない、半壊ではないかという家もたくさん見てまいりました。ご本人が再度申請をするかどうか、判断はご本人次第であります。何百万円修理がかかっても一部損壊は1円も支援がない。先ほど法理情と言いましたが、私は、この法律そのものが不備であるということだと思います。一部損壊という判定だけで1円も支援をしないというのは、まさに法律が悪いと。法律を改善しなければならないと。このことは国に対して言わなければなりません、じゃあ国がやらんから知らんぷりをするかと。では済まないと思います。理屈が通らないわけでありませぬ。そういう意味でですね、せめて、例えば、数百万円かかったところを2割、他が出さんなら町独自でも出せばいいと。数百年に1回の大災害です。町民がこれほど困っている。100万円以上は県が義援金を10万円しか出さん。足りない分は町が出せばいいんですよ。簡単なことです。10%のこの見舞金の予算は、約1億円だと言われております。これを単純に2割にすれば2億円、県のいわゆる100万円以上のところをあわせても2億5千万円ほど予算があれば実現できることではありませんか。私はこれで理屈が十分とおもいます。なおかつ、町民に対する情けの心、理屈と情がおおる政策だと思うわけでありませぬ。そういう意味でですね、町がそういう声をあげてこそ熊本県を動かすことができると思うんですよ。大体熊本県がこの義援金を勝手に決めて、それを地方自治体に後で押し付けてくる。相談もしない。こういうやり方ならまさに理屈がおおっていないわけですね。それに対して、町民に直接接するこの大津町の行政がですね、理屈もおおって、なおかつ情もあると、そういう政治を数百年に1回の大災害ですよ。これが5年に1回、10年に1回繰り返されるようなことであればなかなかとても難しいことだと思いますけど、数百年に1回のこの大災害に対して、困り果てている町民に対して、1億や2億の予算措置をしたからといって誰が怒るでしょうか。そもそもこの被災者生活再建支援法で全壊世帯に300万円支出するようになったのは、何回か全国的な大災害が繰り返される中で国が重い腰を上げてやっと決まった制度であります。ですから、この熊本地震を契機に、一部損壊の人たちが本当僅かな見舞金だけで済まされるようなことがないように、この一番身近な自治体であります町が声をあげるべきだと思うわけでありませぬ。金がないなんてことはありませんよね。復興基金は、これは510億円、県が握っております。まだ随分3分の2ほどまだ基金の使い道はまだ確定しておりませぬ。さらに、県が握っている確か義援金の残額もあるはずですよ。そういう意味でですね、一部損壊という判定で切り捨てられる、約7割の方々は切り捨てられる。こんなことを許しておいてはいけなないと私は思います。

再度町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 一部損壊の住宅についても大変ご迷惑をかけておるとするのは、我々も認識はしております。しかし、全壊とか半壊、関係についても、全壊の人は全部建て直さなくてはいけな

い。300万円、300万円で家が建つと思いますか。3千万、4千万かかる今の家でございます。しかし、仮設住宅に入っている人に聞いてみますと、この仮設住宅、一間の部屋でもいいですよというような話をされております。そういうような思いの中で、我々はその一般の關係の一時損壊の家庭等の支援についてもしっかりと支援をしていきたいんですけども、議員おっしゃるように、いろんな歳入關係も減ってきております。固定資産税會計も、ホンダさんも今日減免の申請が出ておりますけども、4千万円近く。それからほかのほうの企業もありますし、また一般の人たちの医療費あるいは税、いろんな減免關係が出てきておりますので、お互いこういうときには、まだまだ課題が、宅地の關係とか、あるいは生活するほかの事業關係についてもしっかりと我々は支援をしていかなくちやならないし、町全体の經濟の、あるいは生活全体が立ち直っていけるようなことを我々はしっかりと支援していかなくちやならない。そのためには、やっぱり一部損壊の皆さんにもある程度ご理解とご協力をお願いしていきたいというふうに思っております。もちろん、議員おっしゃるように、県のほうにも、この前の質疑のときも言われたように、県のほうにも大きい声をしっかりと、知事をはじめ、田嶋副知事にも申し上げております。そして県の義援金の残り部分についてもどういう形でその義援金を配分されるかと、議員おっしゃるように、我々も各町村のバランスが取れるように、不公平のないような対応をしっかりとお願いしたいというようなことを申し入れておりますけども、県から来るいろんな状況等については、まだまだ我々町村の納得するような結果が、あるいはその指導がなされておられませんので、今後についてもしっかりと町村会を通じながら、また県のほうに要望をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。そういう意味におきまして、今回の一部損壊関連等については、大変丸々の支援というのはなかなか難しいと思っておりますけども、我々としては精一杯の支援をやりたいというようなことで、今回の配分決定の委員会の案にしたがってそれを実施しておるといような状況でございます。もちろん、余震關係とかいろんな形でまだまだ申請が出てきておまして、その申請の中で半壊になっておる方々も出ておりますので、十分その辺の検査もしっかりと我々がやりながら、被災者の立場に立って支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長がおっしゃいますように、全壊で300万円、とても家は建たない。当然であります。これは被災者生活再建支援法が悪いんですよ。国が悪いんです。国の、大津町には代議士がいるじゃないですか。政権与党の代議士ですよ。選挙のときは何でもやります、あらゆる財源措置をしますと言っときながら、被災者生活再建支援法を改正してない。これが最大の問題ではないですか、それは。で、ここは町です。町としては、半壊判定と一部損壊はあまりにも格差があると、私は言っているんです。だからせめて2割に引き上げて欲しいということ言ってるわけです。それも何十億という金を出せというわけではない。毎年毎年出せということでもない。たった1回きりですよ、数百年に1回。私はそれが理屈にあって、また町民に対する情にかなっているということを引き続き、これは押し問答になるといけませんのでこれで求めていくことを表明して次の質問に移りたいと思います。

次に、宅地被害復旧に支援の上乗せが必要ということで質問をいたします。

今回、町内でも住宅が壊れたと同時に、崖の多いところでは、擁壁、石垣、法面、あるいは我が家もそうですが、埋め立てたところが沈んで家が傾いてしまった。こうした宅地復旧は本当にいわゆる住宅をちょこっとなおすぐらいではすまない、非常に多額の費用が発生することは、皆さんご承知のことだと思います。

それで一つは、宅地の復旧で国の補助事業ですね、いわゆる公共事業が今回少し拡充をされて認定をされるということですが、この国の補助事業に対して、県内の幾つかの、幾つかとかほとんど自治体で個人負担はゼロにしますということをすでに発表している自治体がございます。熊本市、益城町、西原村、南阿蘇村、御船町と、こういった自治体では国の補助事業にのる宅地復旧は個人の負担を求めませんと、全額公費で行いますということをすでに発表がなされております。大津町でも先ほどほかの自治体と格差があつてはいけないと町長おっしゃってございました。早急にこういった人たち、対象になっておられる方々の不安を解消するためにも個人負担はなしでやりますということをお尋ねをいたします。

宅地復旧に関するもう1点は、こうした国の補助事業に乗らないところがたくさんございます。お隣の境界との法面が壊れたとかいろいろございますが、それに対して県の復興基金による宅地復旧支援が始まるということですが、補助が出るのは有り難いと言えれば有り難いことですが、そもそも額が非常に高額であるということ。そして、こういった人たちは家の修理もかなりのお金を出さなければいけないということでダブルの負担になってしまうわけでありまして、そういう意味です、大津町として支援の上乗せが必要ではないかと。またするべきではないかということをお尋ねをするところでもあります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるように、各町村もしっかりと個人負担をしないようにやっておるという情報が流れてきております。もちろん我々も個人の負担を求めず、全額で公費で賄うように今検討をさせております。もちろんこの件についても県のほうにしっかりと要望をやっておりまして、県のほうも50万円以上の関連等については、基金のほうで対応するようなお話をされておりますけれども、6月の議会にかけた後と言うような話も聞いておりますので、6月の議会関連等見ながら、我々についてもそのような対応をしっかりと取れるようなことで議会のほうにもお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の一般質問にお答え申し上げます。

熊本地震における宅地被害の擁壁の被害に対する復旧については、今回大きくわけて3つの事業に対応することになります。

宅地耐震化推進事業の大規模盛土造成地活動崩落防止事業です。この事業は、大規模盛土造成地の活動崩落を防止するものでございまして、面積が3千平米以上で盛土の上に存在する家屋が10戸以上ということで、これは町の公共事業として100%の町の事業でやるところでございます。

続きまして、宅地耐震化推進事業、先ほどの事業の拡充枠でございますけれども、小規模な盛土造成

宅地の擁壁被害への対策を図るもので、要件としては、盛土の上に存在する家屋が2戸以上で、盛土の高さが2メートル以上、避難路等への影響があるものになっています。施工方法としては、所有者自ら建設会社等に工事を依頼し、宅地を復旧し、町が補助金を出して支援するものでございまして、こちらにつきまして、先ほど町長が申しましたように、宅地耐震化推進事業につきましては、町長が言われましたように、個人負担分を求めずに全額公費で賄うように検討するように指示を受けているところでございます。

続きまして、最後に、被災地宅地復旧支援（復興基金）制度事業でございすけども、これは公共事業の要件に該当しない、いわゆる先ほどの拡充事業に該当しないものの一部を支援するものでございます。対象となる工事の法面、擁壁、地盤の復旧工事、宅地の修復工事等でございます。補助額は個人施工の工事費からまず50万円を控除しまして、その残りの残額の3分の2を乗じた額が補助金として個人のほうに行く予定です。最高限度額が1千万円までが補助対象でございまして、実際の補助金額、相手様に行く額が633万円が限度額でございまして、これも先ほど町長が申されましたように、県の復興基金による被災宅地支援につきましてははですね、町独自の軽減対策につきましてははということでございますけども、家屋被害の支援では、各自治体間で支援に差が出たと問題にもなりましたので、宅地被害の支援においてはそういったことにならんように考えているところでございます。そこで、熊本地震復興基金から追加支援金が抽出してもらおうように、町長が申されましたように、町村会に働きかけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをいたします。

それでは、いわゆる3千平米以上の大規模災害は100%公共事業ということで、それとその拡充改修できるところは、個人の負担はゼロということだということですが、この大規模が何カ所かすでにわかっているということでしたので、場所、それから拡充策は対象が何件ぐらいあるかお尋ねをしたいと思います。

それから、県の復興基金を使つてのこの宅地復旧補助ですが、いわゆる工事費が500万円かかれば個人負担は200万円と、300万円が補助されるということはすでに決まっているかと思いますが、500万円に対して200万円の自己負担と、これをさらに軽くすると、軽くできるように基金を使つてほしいという答弁だったのかと、それをちょっと確認をしたいと思います。お願いします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 再度の質疑にお答え申します。

第1点目が、宅地耐震化事業の大規模盛土造成地活動崩落事業の件でございすけども、現在、大津町で掴んでいるところは4件でございまして、吹田団地が2件でございまして、美咲野団地が1件でございまして、それと役場からのぼったところの松古閑地区ですね、そこが1件ということで、今のところ現時点で4件を想定しているところでございまして、各戸数については、吹田団地がだいたい40軒から50軒、美咲野がだいたい30軒程度が、松古閑については15、6軒ということでございまして、

どちらにしても用件はみな満たしておりますので、大規模盛土造成事業ということで考えているところでございます。

それと2点目が復興基金でございますけども、

○15番（荒木俊彦君） 国の拡充対象は何件くらいありますか。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） すみません、国の拡充対象につきましては、大津町が今回調べましたところ、一応復興基金も含めてすべてで155件でございました。その中で、155件のうち、うちのほうで国のほうに申請をあげたのが約80件、拡充事業がですね。ちょっとうちのほうで解釈を拡大しまして80件を国のほうに一応拡充して登録させてですね、今後65件程度を復興基金分ということです。これはあくまでも町のほうで調査した部分でございますので、今後住民の方に広報しますとまだ増えてくる可能性があると思いますけども、現時点では155件のうちの80件が拡充でございます。

それとさっき最後の復興基金でございますけども、まず50万円を引きまして、残りの残の3分の2が復興基金からの補助金ということでございますので、さっき町長言われましたように、50万円のほうの控除をまず復興基金でみてもらうのか、残りの3分の1額を復興基金でみてもらうのか、どちらにしても、個人の手出しが3分の1か50万円でございますので、こちらの2つの部分につきましてですね、復興基金で手厚く支援をしてもらいたいということの要望を町村会のほうにしてもらいたいということで考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまの説明で大体一体わかりました。当面は、この県の復興基金ですね、を使って軽減措置をしてほしいということで、我々も力を合わせて、声を上げてですね、実現するように、また当局におきましても努力を惜しまないでやっていただきたいと思います。宅地が復旧しないと家もなおしようがないというところが結構ございますので、法律、理屈、情とありますが、まさに理屈の通った制度だと思っておりますので、町民に有利になるよう力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

それでは、3番目に移ります。3番目の地域集会所の修理についてであります。町内には、こうした地域の集会所が約56カ所ほどあると聞いておりますが、集会所を修理をしたり、あるいは建築をしたり、土地を買ったりということで、町には補助金の要綱がございます。今回、地域集会所が熊本地震で大きく壊れたところが四十数件あるということで、特例扱いでですね、この新たな補助金要綱がつくられているところであります。

そこで、地域の集会所は、住民にとって一番身近な避難所であるということです。併せてコミュニティの拠点どころであるということができると思います。私の地元の高尾野の公民館の事例でもありますが、14日、16日の本震の後、直ちに区長さんを中心に、また自主防災班を招集をして、地域の安否確認等、あるいは炊き出し、その後は支援物資を配付すると、こういったところでこの公民館が拠点としなければならなかったわけですが、16日の本震の後、瓦が雪崩をうって屋根が完全に壊れてしまいました。その後、すぐ1日か2日して雨が降りまして、シート掛けが間に合わなく

て、公民館の天井は見事に落下をしてしまったわけでありまして。その後、地域の人たちと全部力を合わせて1週間後にはこの屋根を仮修復をすることができまして、とりあえず雨漏りをストップさせたところでありまして。この雨漏りを止めたことによってやっと公民館が使えて、そこを拠点にして避難活動、あるいは支援活動、炊き出し、こういったものを本格的にやることができるようになったわけでありまして。そこで、今回町がこうした地域集会所の修理などについて補助拡大ということでありまして、建物の修理や改築をした場合、1千500万円まで、また用地の整備補強、こちらも別口で1千500万円まで補助が出るようになりました。ところが、我が高尾野の事例を申し上げますと、裏側に3メートル以上の崖がございまして、この法面、これをきちんとした補強をしないと家を建てることもできない、修繕することもできないという状況であります。つまり、擁壁を修理、それから建物の修理あるいは改築、両方で3千万円もしお金がかかったとしますと、高尾野のこの自治会で300万円地元で負担をしてくださいという制度となっているわけでありまして。300万円、これは計画的にですね、5年後中に建て替えようかということであれば、地元でも何とかあったかもしれないけれど、今回のこの地震の後であります。お金のある自治会は別として、高尾野の自治会費をもらっている、いわゆる区費ですね。約100世帯であります。地震のあとは仮設住宅等に避難されておりますので、多分70世帯を切っているのではなかろうかと思っております。先般、区の総会を開きまして、これまで年間1万円だった会費を2千円値上げして1万2千円にしようと、しょうがないだろうという声で2千円値上げせざるを得ないという、地元では努力をしているところでありまして。しかし、70世帯で1万2千円もし区費をもらったとしても、それまで毎年1万円ずつもらってて維持管理でぐるぐる回していたわけです。余分なお金はないわけです。そういうところに300万円の地元負担をしてくれというのは、区の役員とも相談しまして、とても言えないと。自分の家もまだちゃんとおつてない。まして仮設住宅に避難している人から区費をもらうわけにもいかない。そして、残っている高齢者の世帯にとって何万円もの負担金を出してくれというのはとても言える状況ではありませんということになったわけでありまして。そういう意味でですね、この地元負担は、私はゼロにするべきであると、なぜかという理屈から言えば、地域集会所が一番身近な避難所であると。住民の命を守るところです。ですから、町内どこでも公平にそういう避難所は公、行政が責任を持つべきだと。こういう数百年に1回のことでありますから。例えば、町の中ではですね、集会所はほとんど持っていないところが多いはずなんです。地元で集会所を持ってなければ、その維持管理費を払う必要もないわけです。いざ災害が起こったら、公民館やオックスや公共的な施設に避難をすればいいわけでありまして。歩いて行けるんです、しかも。そういう意味でですね、とりわけ田舎のほうの集会所は、第一次の避難所であり、また、平時においては、コミュニティの維持向上、そういう意味でですね、地元負担をなくすのは、私は理屈が通っていると思わけてあります。そういう意味で町長の見解を求めるものであります。

併せまして、困った事態があつて、公費解体ですね、現在建っている建物を公費解体するには、今年度中に解体しないと無料ではできないということらしいです。しかし、高尾野の場合、擁壁を直さないと家を建て替えることはできませんので、先立つお金もないということです。近隣ですね、ち

ようど今土地を避難訓練の中で使っている土地は、お借りしているところなんですけど、これは約600平米ございます。坪数で180坪ぐらいですね、600平米ぐらいございまして、ここを買って、格安で売ってもいいよということで、そこを購入してそこに新しい公民館をつかったほうが合理的ではなかろうかという話にもなったわけですが、ところが、この公民館の用地購入補助金は従来の制度のままです。補助金の額が、面積がですね、400平米までしか補助しないということになっているんですね。その用地費の3分の2、400平米に限って3分の2まで補助をします。裏を返すと3分の1は地元で負担をしてください。それから、400平米を超える部分は全額地元で負担をしてくださいということになるわけです。私がちょっと計算をしてみましたけど、街中で平米単価が1万8千円、うちの高尾野で平米単価は約6千円です。3倍平米の単価が違います。同じ400平米用地を購入した場合、街中では地元負担が240万円、田舎のほうでは地元負担は80万円、地元負担の額は確かに街中のほうが多いわけですが、それを負担する戸数、戸数で割りますと、例えば、街中が300世帯あれば1戸当たり8千円の負担で用地を購入することができます。しかし、田舎ですね、例えば、50世帯しかないところでは、1戸当たり1万6千円、街中の倍の負担をしなければならないということになります。それから、面積の3分の2を超えた部分は全額自己負担ですので、さっき事例を挙げました、600平米の土地を購入したら200平米分は地元で全額負担をしなければなりません。これを合わせますと1戸当たりこの事例でいくと4万円負担をしなければならない。街中では8千円で済んだけど、田舎では4万円と。なぜ600平米必要か。町長も避難訓練にお出でいただいてわかっているかと思えますけど、あそこに公民館を建てて、したら車は何台ももう止めることはできなくなってしまいます。田舎は街中みたいに歩いて避難できるようなところではありません。そういう意味で駐車場も確保しなければならないということで、ここではですね、この用地購入補助金の要綱を改正するべきではありませんかということを質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の地域集会所の修理、地元負担はゼロにというご質問にお答えをいたします。

今回の地震によりまして、地域で所有管理しております公民館や集会所が被害を受けており、2月の時点での集計では、各地区から42の施設に修理が必要との報告があがっております。これらの被災施設の復旧支援として、町教育委員会では、新たに熊本地震に伴う地域生涯学習施設等復旧事業補助金の要綱をつくり、昨年12月に町内の区長さん方に説明を行ったところです。

この要綱では、認可地縁団体を補助対象とし、被害による建て替え、修理、改修、用地整備、備品購入に対して、事業費の9割の補助を行うこととしており、事業年度は平成32年度までとしております。

議員から、補助率を上げて地元の負担をなくすようにというご質問であります。被害の大きな施設は、その地域自体も大きな被害を受けており、つらい思いをされていることは存じております。

また、世帯数が少ない地区では、1世帯当たりの負担額が多くなる地区もあろうかと思えます。しかし、受益者負担の原則もあり、事業費の9割を助成することで、地域の負担が軽減されるものと考え

えております。また、現段階で熊本地震により被災した地域集会所の復旧に対し、地元負担をなくす自治体はないというふうに聞いており、現行の9割の補助でお願いをいたしたいと、このように考えております。

続いて、集会所の移築に伴う用地費・用地購入に関する補助ですが、この要綱は地震前からあるもので、用地面積400平米以内で購入費の3分の2以内、500万円を上限として補助をしております。この要綱は、もともと生涯学習施設を新規で建設するためにつくられたものであり、今回の地震のような災害時の避難所建設を想定するものではありません。

しかし、災害時には地域集会所が地域における一時的な避難所という役割を担い、地域におけるコミュニティの大きな拠点になったということは事実でございます。地域集会所が生涯学習だけでなく、総合的な役割を持つ施設であることを考えますと、今回の地震に伴う集会所移築のための用地購入であり、従来の補助要綱の面積要件を緩和することについては検討したいと考えております。

なお、詳細については担当部長から説明をさせます。以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

今回、策定しました熊本地震に伴う地域生涯学習施設等復旧事業補助金要綱により、各地域からの被災施設の件数は42の施設が修理が必要との報告を受けております。その内訳でございますけれども、建て替えを含めた大規模修理が8件、修理は34件となっております。しかし、その事業費につきましては、まだ見積りができていない施設があることや、修理するのか、建て替えをするのか、まだ方針が決まってない地域もあるようでございますので、全体事業費としてはまだ未確定の状況でございます。

また、この事業は平成32年度までの5カ年の事業でございます。今年度、この補助金の申請が上がっている対象施設は4施設が現在補助金の申請を行われているというふうな状況でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをします。

地域集会所のこの修理、あるいは建て替えでの地元負担であります。1割は負担をしてほしいというお答えでありましたが、しかしですね、高尾野、うちの地元の場合でも70世帯から負担金をもらわない、もらおうとありますが、受益者負担の原則ということであります。確かに、平時はそうです、受益者負担というのはあります。それは理屈が通っておるかと思いますが、これは数百年に1回の大災害であります。寿命、もう建物が古くなったから建て替ないかんということであれば、事前に準備をしておいて、こう積立っていくことも可能なんです。しかし、突然やってきたこの大災害に対して、たった1割だからいいじゃないかという発想ではとても引き下がれない。まして受益者負担ということであれば、じゃあ街の中の人たちはそういう負担をしていますか。集会所を持たない人たち。中央公民館のすぐ隣に住んでいる人たちが地域の集会所の負担金を出していますか、どうですか。それを答えてください。これが受益者負担の公平な原則と言えますかどうか。これが1点です。お答えください。

それから、少なくともですね、崖ですよ、今回、先ほどもやりましたが、擁壁が壊れているんですよ。これをなおさんと建てるにも建てれない。壊したはいいけど、許可もおらない。少なくともですよ、この用地の復旧費は無料にするべきだと。検討いただけるかどうか、この今2点ですね。

それからもう1点です。用地の購入費については前向きな答弁でいただきましたけど、500万円という限度はないですもんね。僕も勘違いしてましたけど、要綱を見ますと、用地購入については、限度額は定めないが予算の範囲内で協議をするということになっております。少なくとも面積については緩和措置をなされるということですので、ぜひ地方のですね、集会所は絶対に駐車場が必要だということを頭に入れていただいて改善をお願いしたいと思います。

先ほどのお答えをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の言われることも十分認識しております。特に高尾野については、7割以上の被害が出ておるし、被災されておる方も室住宅のほうにおられると、いろいろ話す中で、本当に大変だなという思いはしております。そういう意味におきましてですね、建物の補修関係とか、土地の改修、あるいは購入地の拡大、この辺についてはですね、地元と十分コミュニケーションちゅうか、図りながら今後のその地域の役割と活用について十分相談しながら、それで我々としても今後の高齢化社会について、集落については、その施設が十分重要であるというのは認識しております。そういう日ごろの活動関係にもなくてはならないものでございますので、その辺はお互いのコミュニケーションを取りながら、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。復旧・復興計画の中でも、いわゆる避難所の安全はもちろんですが、地域のコミュニティが何よりも大切だと、何よりも有り難いことだということがうたわれております。そういう意味で、私の地元、高尾野だけではなく、数軒の世帯で地域のコミュニティを維持しておられる自治会もたくさんございます。そういったところもですね、ぜひ法に叶い、理屈が通って、なおかつ情があるそういう行政をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時5分より再開します。

午後1時57分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 新人議員の山部です。初めての一般質問を始めたいと思います。不慣れですがよろしくをお願いします。ただいまより通告により、2番、山部良二、質問を行います。

大津町地域公共交通網形成計画の推進について問いたいと思います。

8年後には団塊の世代が75歳を超えてきます。後期高齢者となり、高齢者運転免許証自主返納などで買い物や通院等に支障をきたす買い物弱者、交通弱者が大幅に増えると予測されます。現在、乗り合いタクシーが天津町にありますが、利用制限があり、利用できない地区もあり、大変不便だと思っております。平成37年には、人口の約25%が高齢者となり、待ったなしの状況ではないでしょうか。

そこで、平成30年度の地域公共交通の評価に向けて、地域住民の話し合いやワークショップ等を通じて地域との連携、協働による検討が進められていると思いますが、天津町地域公共交通網形成計画の実現に向けての取り組みの経過と方向性を示していただきたい。

2番目が天津町地域公共交通網形成計画の中で、面的な公共交通ネットワークの構築が重要となっていますが、現在の公共交通運行路線図を見る限りでは面的なネットワークではなく、線的な公共交通ネットワークではないかと、私は認識しています。現在、全国の自治体の中には、地域全域を対応エリアとするドアトウドアのフルデマンド型の乗り合いタクシー、バスが増えていると思っています。

また、農林水産省では、食料品アクセスという観点から生鮮品販売店舗までの距離が500メートル以上の人口割合を500メートルメッシュで分析、公表を行っています。要するに、結局500メートル行って食料品を買って帰ってきたら1キロですね。これを70歳、80歳の高齢者にこのまま続けさせていいのかということですね。天津町でも食料品アクセスがしにくい地域が存在していると考えられますが、生鮮店舗までの距離が500メートル以上の人口割合を示していただきたい。また、現在の乗り合いタクシーの利用制限、既存のバス停から500メートル以上離れている地域とともに、生鮮販売店舗までの距離が500メートル以上の地域も利用できるようにするべきと考えています。

また、朝夕の通勤通学にも必要だと考えますが、その4点について見解を示していただきます。

1問目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の公共交通関連についてのご質問でございますけれども、天津町の全体的な公共交通体系の検討につきましては、高齢者等の交通弱者の移動手段を支援し、利便性向上を推進するため、平成22年3月に国の補助事業を活用し、天津町地域公共交通総合連携計画を策定し、バス路線網の再編成や交通空白地域の対策推進、バス利用における環境の整備とバス利用促進に向けた取り組みなどを目標に掲げ進めてまいりました。

その後、議員がご指摘されます、団塊の世代の高齢化の問題や高齢者の交通事故防止に伴う運転免許自主返納の問題、公共交通を取り巻く環境の変化が発生すると予想しております。

町では、それらの課題に対応すべく具体的な取り組みについての検討を行うため、平成27年度において、国の補助事業を活用し、地域全体を見回した面的な公共交通の再構築を行うため、公共交通網形成計画を策定したところです。

今後につきましても、少子高齢化や開発等に伴う社会情勢の変化により、バス路線や乗り合いタクシーの再編の見直しなどが必要となるケースが出てくるかと思いますが、高齢者を含め地域の皆さん

の利便性の向上を図るために、利用者の調査結果等を参考にして、将来を見据えた持続可能な地域公共交通の政策の推進に取り組んでまいりたいと思います。

なお、現状の公共交通の状況について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 山部議員のご質問にお答えします。

まず、公共交通網形成計画のほうの取り組みの経過につきましては、先ほど町長が申しましたように、平成22年の3月に補助事業を活用して連携計画を策定し、また27年に同じく公共交通網形成計画を策定しながら、現在進めているというような状況でございます。

ドアトウドアのフルデマンド型の乗り合いタクシーが必要であるのご提案でございますけれども、ドアトウドアにつきましては、現在の乗り合いタクシーでも導入しているところではございますけれども、先ほど町長が申しましたように、現在、公共交通網形成計画を策定しまして、5年間の年次計画を立ててはございますけれども、フルデマンドというような計画は現在入っていないところでございます。

フルデマンド型につきましては、費用対効果やほかの交通事業者との調整が必要でございまして、また、全体的な公共交通のあり方としての検討が必要であるというふうに思っております。

大津町の乗り合いタクシーは、バス停から500メートル以上離れた18の地域、約4千人の方を対象に導入しており、27年度実績では、年間延べ8千123人の方が利用され、実質運賃が942万7千540円で、利用者の方の負担が257万6千200円、差し引き685万1千340円が町の負担となっております。それに委託をしておりますタクシー会社のほうにオペレーター代、月1万円、年間12万円を加えて697万1千340円を乗り合いタクシーの補助金として支出しているところでございます。そのほかの費用はかかっていないという状況でございます。

ただ今後です、高齢社会を考えた場合、フルデマンド型乗り合いタクシーという考え方も排除するわけにはまいりませんので、いろいろな交通機関を組み合わせ、より効率的で利用しやすい公共交通の導入について検討していく必要があるというふうに思っております。

また、食料品アクセスということで、大津町の500メートル以上の人口割合を示してもらいたいということでございますけれども、食料品店舗を、まあ生鮮食料品店舗ですね、をどのようなように提議するのか。コンビニエンスストアも含めていいのかなど、少し検討する必要がございますけれども、現在のところそのような調査を行っておりませんので、人口割合を示すというのは、今のところできないということでございます。ただ、全国的には山村地域における食料品アクセス問題など社会問題化しているところもございまして、公共交通全体の課題としまして、今後、公共交通会議などで検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、通勤通学における乗り合いタクシーの導入ということでございますけれども、こちらにつきましては、通学に現在の矢護川のほうがバスのほうを利用しながら通学に利用しているところございますけれども、こちらのほうが一度に朝方利用される方が40名前後だったと思いますけれども、一遍に利用されておられますので、乗り合い型タクシーというよりもスクールバス、あるいは路線バス、こちらのほうを利用しなければなかなか一度に運ぶことができないというようなことでございますの

で、乗り合いタクシーを通勤通学まで広げていくということにつきましては、ほかの乗り合いタクシー以外のものを使ったものでやっていくべきではないかなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 豊瀬議員の一般質問の際にですね、町長が長洲町のきんぎょタクシーが赤字という感じで言われてたと思いますが、長洲町のきんぎょタクシーですね、廃止された路線バスが大体8千人からはじまってですね、5年計画で1万2千人まで増やす予定だったのが1年で目標の1万人を超えています。1年で1万2千人という感じですね。平成28年度はですね、もう2倍以上に増えています。大体1万7千人が利用している状況だと思います。それでまた、利便性もかなりよくなっています。これきんぎょタクシー、はじめは1台から始めてますけど、今現在では3台体制で走らせております。これも1日8便が1日9便に増えております。かなりこれ町としても利便性があがっているんじゃないですかね。それとですね、大津町の人口はですね、長洲町の約2倍ですね。ですが、大津町の路線バスの負担金は5千万円ぐらいだと聞いておりますが、長洲町はですね、路線バスを廃止したときの負担金が約1千500万円、1年目で負担金を600万円ほど減らしております。となると、大津町の路線バスの負担金5千万円から長洲町の路線バス系統のですね、乗り合いタクシーもあわせてですが、大体900万円前後となっております。もう5倍以上なんですよ、人口が2倍で負担金は5倍、これじゃやっぱりその何ですかね、大津町は住民目線じゃなくて、事業者目線だと言われてもしょうがないような金額じゃないかなと思っております。それでその長洲町のきんぎょタクシーの赤字の根拠、と、今私が言ったのに対する見解を示していただきたい。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

きんぎょタクシーにつきましては、長洲町のほうに今の状況につきましてお聞きしております。長洲町が導入しております乗り合いタクシーは、10人乗りのジャンボタクシー3台で運行しておられまして、事前に利用者登録を行い、登録された方は町内どこでも乗り降りができ、利用料金は200円というふうになっております。このジャンボタクシーは、タクシー会社と契約されていて利用者数に関係なく定額の契約となっていて、1台1日当たり2万1千円、3台で年間2千299万5千円となっております。収集した利用料金は長洲町に納入していただくことになっており、平成27年度実績では年間1万5千447人の方が利用され、308万9千400円が利用料金として長洲町に戻り入れされておられます。差し引き長洲町の負担が1千990万6千600円ということだそうです。そのほかに、オペレーターとして臨時職員2名を雇用し、システムを導入し、予約を受け付けているそうでございますので、実際の運営費はもう少し高くなっているのではないかなと思います。

大津町の乗り合いタクシーにつきましては、先ほど申し上げましたように、約700万円弱の補助金で運行しているということでございます。それとバスのほうのその廃止に伴うものも先ほど言われましたけれども、町におきましても、桜丘線、それから高森線ということで、2路線を現在廃止しな

がら、その廃止したところについて乗り合いタクシーを導入しているところがございます。そこまで含めたところで700万円という年間の町の支出でございます。もともと桜丘線、それから高森線、これを加えますともともと500万円以上のその支出を、補助を出しておりましたので、それぞれにですね。1千万円以上の経費削減をしたわりには、乗り合いタクシーのほうはさほど増えてないというような状況でございます。これが大津町のほうの今乗り合いタクシーの状況でございます、オペレーターの代金、あるいはその臨時職員とかそういったこともいろいろ考えますと、町のほうの今やってる乗り合いタクシーのほうがですね、効率的に運行ができていっているのではないかなというふうに考えているところがございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） すみません、調査不足だったところがありましたが、運行状況としてはものすごく長洲のきんぎょタクシーのほうが利便性があると考えておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

また、八女市でも同じような感じで全域をするふるさとタクシーが走っていますが、それに書いてあるのがですね、路線バスの調整、幹線系統の確保、市町村間の移動は路線バス、運行重複を回避し、フィルダー系統は朝夕に特化、交通政策の統一、コミュニティバス等を全廃しております。市町村の交通対策費の予算内枠で実施し、路線バスの見直しやコミュニティバスの全廃で捻じた予算を導入と書かれております。

大津町でも公共交通の再構築が必要だと思っております。このままでいいというわけではないと思っております。30年、31年、32年で評価をすることになっておりますので、その点について見解を示していただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 公共交通につきましては、今後とも持続可能な、そして利便性の高いものということで、まず検討していかなければいけないというふうに考えております。先ほどの公共交通網形成計画のお話でございますけれども、乗り合いタクシーの利用状況について若干触れさせていただきましたと、この公共交通形成計画の中で書かれております中では、乗り合いタクシーの利用状況では、往路利用の多い施設と復路利用の多い施設が分れているということで、主に病院、金融機関で用事を済ませて買い物をして帰宅するというような利用客が多いことが調査の結果わかっております。そういったような状況でございますので、町内の集客施設はJR肥後大津駅を中心として、路線沿線に点在するも、鉄道を含めた公共交通ではそれらの施設間の移動はあられない状況にあると。そこで複数の施設を利用できるように施設間を結ぶサービスが必要であるということで、こういったような公共交通の導入も検討していかなければならないということでございまして、こういう公共施設は中心部に集中しておりますので、中心部における何らかの、例えば循環するコミュニティバス、そういった等の導入も今後必要かなということで、この公共交通形成計画では、検討するような形になっておりますので、今後、そういったものも検討していきたいというふうに考えております。また、大津中心部におけるそういったコミュニティバスを走らせるとなれば、ただ単にその施設間を結ぶだけ

でなく、大きな団地までもある程度結びながらですね、やっていくことによって、利用客のほうもあげていきたいと。また、その南部や北部の周辺の集落からは町の中心部のほうになるべくそのアクセスできる、それだけは確保していくと。周辺部から中心部にアクセスを確保しながら、中心部においては公共施設等を結ぶような循環的なもののコミュニティバス等の導入も必要だというような検討事項が示されておりますので、そういった中で、今後、費用対効果等も含めてですね、調査をしながら、また事業者間との調整をしながら進めていきたいというふうに現在考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 2問目に移りたいと思います。

高齢者の自動車運転及び先進安全自動車購入補助金制度の導入や推進について聞きたいと思います。

1番目は、大津町交通安全対策会議において、交通環境整備の基本方針第9次大津町交通安全計画を策定し、町民と町、警察や国・県の機関、関係団体等が連携、協働して交通事故のない、誰もが安心して暮らせる大津町をつくるとしています。高齢者、障がい者の交通事故の発生件数を減少させるため、具体的な安全対策を進めていようとしているのか、町の認識を示していただきたい。

2番目は、高齢者による自動車運転により、高齢者が加害者となる事故の増加が問題になっています。高速道路等での逆走による事故やアクセルとブレーキを踏み間違えての事故が全国的に頻発しています。事故の原因となるのが認知症やアクセルとブレーキの踏み間違いやハンドル操作の誤りなど、身体機能の低下によるものとされます。しかし、車の運転は、買い物や通院、農作業等で必要不可欠となっています。先ほども申しました、団塊の世代が75歳を超えてくる2025年には、75歳以上の免許証保有者は全国で700万人を超えてくと予測されています。本町でも多くの方が免許を保有されると考えられますが、私も含めた多くの方たちが安全に運転を続けられるよう、ハード面、ソフト面での交通安全対策が急務だと考えています。ソフト対策としては、警察の認知機能検査や高齢者講習のほかに、本町が実施していると思いますが、交通安全教室等の啓発活動がありますが、ハード面の対策も不可欠だと考えております。ある自動車会社の2010年度から2014年度にかけて販売された運転支援システム搭載車の調査で追突事故が1万台当たり事故発生件数が84%も劇的に減っています。全体として事故発生件数は61%減だったそうです。高齢者が車を買う際に運転支援システム搭載車、先進安全自動車を購入するには、多額の購入費用がかかると考えられ、高齢者が躊躇することなく先進安全自動車を購入できるよう、町や県、国すべての行政が一体となり、先進安全自動車購入費補助金制度が必要だと考えていますが、町長の見解を示していただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の先進安全自動車関連のご質問にお答えしたいと思います。

大津町では、平成2年に大津町交通安全対策協議会を立ち上げまして、町の責務や町民の役割を明確にして、町内における交通事故の根絶を図るため、交通安全対策に積極的に取り組んでいるところであります。

今年度に平成32年度までの第10次大津町交通安全計画を策定し、その計画に基づきまして交通安全対策を実施していく予定にしております。

また、言われるように、先進安全自動車についてですが、この自動車は、最新の予防安全技術が安全運転をサポートする仕組みでありまして、自動ブレーキや車線の離脱警報、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置などが備えられた最新の自動車であると聞いておりまして、主な国内メーカーや国外メーカーからの対象車種が販売されております。

議員がおっしゃるように、購入補助制度を導入している市町村について調べましたところ、国内では3自治体が補助制度を実施しておりますけれども、県内においては実施している自治体はありませんし、導入しているところでは、満65歳以上の高齢者の方が先進安全機能を整備した普通・小型乗用車や軽自動車の購入に対して、2万円から4万円が購入補助として助成されておられます。

また、国土交通省の情報によりますと、平成29年1月23日から27日までに国連欧州本部にて開催されましたブレーキと走行装置に関する専門分科会において、今後の乗用車等の自動ブレーキ当の国際基準の検討が開始されることになったため、今後、国際基準案が合意されれば、先進安全機能が標準装備となるため、補助金制度については不要になるかと思われまます。

大津町には、本田技研工業をはじめとする自動車メーカーの企業が多数ございますので、そのような各企業から、今後の情勢などを収集し、対応を検討していきたいと思ひますし、またHR会社の中におきまして、技術関連の講習、あるいは教育を受けられるように門徒を開いておられますので、ぜひそちらのほうのPRもしっかりやっていきたいというふうにお思ひしております。

担当部長のほうから、また説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 私のほうから第10次大津町交通安全計画についてご説明させていただきますと思ひます。

この交通安全計画は、人優先を基本として、第一に、交通社会を構築する「人」、第二に、道路等の「交通環境」、第三に、車両の安全性の確保等「交通機関」の相互の関連を考慮し、適切かつ効果的な施策を総合的に推進するために作成しております。

次に、町内の道路交通事故の現状をご説明申し上げます。

大津町での交通事故発生状況は、平成23年の219件から平成27年度は132件と件数は減少しておりますが、死者数は毎年2名から4名の方が尊い命を亡くされているというような状況でございます。

年齢別の交通事故発生状況を見ますと、16歳から24歳までが約22%、また60歳以上の方が約25%となっております。これは交通事故発生状況の時間帯から見ても、交通事故のピークは午前7時から午前8時まで、次に多い時間帯が午後5時から午後6時までとなっており、両時間帯とも通勤・通学の時間帯に多くの事故が発生しているということがわかります。また、薄暮時から夜にかけての午後6時から午後10時までの時間帯で、1日の交通事故の約3割が発生しているという状況です。

このようなことから、大津町における交通事故の特徴を申し上げますと、事故の発生件数は平成23年よりも徐々に減少しておりますが、事故の当事者としましては、免許を取得された、いわゆる初

心者の方や、高齢者の方々の事故の発生状況が近年増加傾向となっております。

今後は、交通事故のさらなる減少や死傷者当を限りなくゼロに近づけるため、熊本県や熊本県警との連携を強化し、町民及び町内の各企業等や教育機関、各種交通安全団体との理解と協力の下、交通事故のない安全で安心して暮らせる町づくりを行っていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 先進安全自動車がこれから間違いなく、そのそういう車じゃないと売れなくなるのはわかりますが、高齢者で年金生活の方が今乗っている車から買い替えるとなるとですね、やはり多額の費用が必要になると思いますので、買い替えを促すためにも少しでも補助金制度や推進する働きかけが必要ではないかと思えます。

また、町でその事故を減らすためにどのようなハード面の対策を考えられているか。また、減らすために具体的な数字とかがあれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

先進安全装置といいますかね、そちらの方の導入の補助金を、やはりしたほうがいいんじゃないかというようなご意見かと思えますけども、導入している、制度を導入しているところの先進自治体でも2万円から4万円というようなことでございまして、その車の1台の価格からしますと、本当にこれでもいいのかというようなところで補助しておりますので、これが本当に車の買い替えのインセンティブ的なものになるのか、ならないのかとなりますと、非常にその難しい判断になるのかなというような気もいたしております、やっぱ補助制度が補助金として生きていくためには、それなりのもう少しどうにかしないといけないかとは思いますが、先ほど町長からお話がありましたように、これが標準整備としてなってきたときには、当然買い替える時には、そのすべての車、新車にですね、これが安全装置がもう標準整備として付いてくることになれば、やはり補助金としてする必要はもうないんじゃないかなというような気もいたしているところでございます。

また、町として事故を減らすためのハード面的なことはどういったことをやっているかというような状況でございまして、もちろんその道路整備をやっている中でですね、その曲がり角のほうを視認性を高めるとか、あるいは歩道を整備するとか、そういったことはもちろん年次計画をしながら少しずつやっておりますし、また交通安全のカーブミラー、あるいは停止線等々、そういったものにつきましても年間、年次の予算を組みながら整備を進めているというような状況でございまして、ハード面的にはそういった形をしながらですね、少しずつ道路環境のほう、交通環境のほうを事故がないような環境にやっけていながら進めていっているというような状況でございまして。ただ、すべてを一遍にしまいますと、なかなかお金というのが、そういう場合多額のお金必要としますので、年次で少しずつさせていただいているというような状況でございまして。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 3番目は自主防災組織についてですが、自主防災組織について、はじめに、各地域において自主防災組織の設立や取り組みに対する経過、そして組織率を示していただきたい。

2番が、熊本地震の際には、私区長をしていましたけど、地震の揺れで資料なんか全部ぼっちらかってですね、資料がわからない状況で要支援者ですね、資料が見つからなく、発災時の初動活動が遅れました。そういうこともありますので、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みと計画はどうなっているのか、お聞かせください。

3番目は、自主防災組織の活動の中身、活性化、また支援についてお聞かせ願いたい。

4番目が、熊本地震のような大災害の際、自主防災組織の会員が町外、旅行や仕事で長距離にいる場合、多数いた場合ですね、迅速な対応ができない上、大地震の際には発災時の初動活動が大変重要だと考えられますが、そのときの町の対応はどうするか、示していただきたい。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 自主防災組織についてのご質問でございますけど、組織状況等については、後ほど担当のほうから説明させていただきます。

自主防災組織、自分たちの地域は自分たちで守るという目的で結成、組織はされております。今回の熊本地震におきましても、消防団をはじめ、地域における自主防災組織につきましても、大変ご活躍をされたと聞いており、住民の方々からも多くの感謝の言葉を聞いているところであります。

大津町における自主防災組織につきましては、平成16年度のミニ特区事業から始まり、東日本大震災を契機に、25年度から新たに、現在行っています地域防災力支援補助事業へと引き継がれているところです。

議員がおっしゃるように、大災害時のときにおいて、初動活動が重要であります、その中で言われているのが、自助、共助、公助の役割です。この中でも、特に自助というのが一番大きく、自分の身は自分で守るというのが基本であり、自分の身が守れたら、次に身近な人を助けるという共助が必要となります。この共助が自主防災組織の役割でありまして、自主防災組織の活動を通じて、自助として自分の身を守る活動も身に付いてくるものではないかと思っております。

このような意味において、今後とも自主防災活動については、町としてもできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

次に、要支援の避難行動支援への取り組み等への計画についてですが、現在、対象者の最新情報を更新作業中であり、4月から6月を目途に避難行動要支援者名簿に登録同意されていない方については個別支援計画の更新を、未登録者については名簿掲載への同意を得る作業を行っていく予定です。

その後、登録者名簿については、消防や警察、行政嘱託員や民生委員児童委員さんなどの避難支援等の関係者となる機関へ情報を提供し、平常時から災害の発生に備え、要支援者を地域で支える仕組みづくりを整えます。

詳細について、また担当部長のほうからご説明をさせます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 山部議員のご質問に答えいたします。

まず、大津町の自主防災組織の組織率でございますけども、83%ということになっております。

次に、自主防災組織の活動状況でございますが、よく活動されているところとか、また、まったく活動できていないところということで、地域によってばらつきがございます。活動内容についても、地域によって差があり、毎年避難訓練等をやっておられるところもありますが、そうでないというようなどころもございます。

自主防災組織への支援でございますが、平成27年度から各行政区若しくは各自主防災組織に一律10万円で防災資機材の補助金を出しております。今年度は、熊本地震の影響もありまして、地域防災力支援補助金を申し込まれる自主防災組織も増加しているようではあります、やはり全体としましてはばらつきがあるようでございます。

大災害時における初動活動の重要さは、今回の震災を通じて、改めて認識したところでございますが、1995年の阪神・淡路大震災では、倒壊家屋からの生き埋めや閉じ込まれた際、自力で助かった人や、家族、友人、通行人などから救助していただいたなど、いわゆる自助や共助の救出になりますが、これが97.5%というデータがあります。救助隊などに救出された方、いわゆる公助の割合は2.5%ということになっております。

これらのデータからも自助や共助の重要さがわかるのではないかと思います。大津町でも被害が大きかった地域がございますが、これらの地域は、日ごろからの訓練や顔の見える関係が築かれていた地域が多く、幸いにも地震被害で直接亡くなったという方はございませんでした。

今後は、ただ単に自主防災組織をつくるということだけではなく、毎年、地域全体で、何らかの訓練を行っていただくことや、地域活動を通じたコミュニティの強化を図っていただくなど、自主防災組織の会員だけではなく、地域住民全員が、いざというとき活動できるようにしていくことが大事ではないかと考えております。このことが災害に強い地域になることでもありますので、町といたしましても、このような活動に対し、できる限りの支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 1番目のあれですけど、全国平均と熊本平均と県内では大体何番目ぐらいに位置しているかお教え願いたいと思うんですけど。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 申し訳ございませんけども、そういった今ちょっと手元にその県内とか、全国平均的な数字が手元にございませんで、ちょっとこの場ではお答えすることできません。後ほどまたご説明したいと思います。申し訳ございません。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それと2番目のですね、要支援者の名簿はですね、大体民生委員と区長だけしかもらってないですね。その自主防災組織を立ち上げた際、リーダーの方にその名簿の提出とか、そういうのは難しいんでしょうかね。

それと自主防災組織の組織率を上げるにはどうしたらいいか、町の見解を示していただきたいと思

います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 要支援者ですね、これの名簿の同意率をあげるためにはというようなことの質問かと思えますけども、今2千777名の方が要支援者名簿ということで今把握している数ですけども、600から700ぐらいの今同意しかないというような、非常に少ない状況でございます。一応、ただ今回の震災を機にですね、やはりこの避難者名簿に個別に登録をやっぱせな、しなならんというようなことで申し出される住民の方が増えているのも事実でございます。そのため、現在登録作業のために準備を行っているところでございますけども、原則名簿登録に同意された方は個別支援計画が作成されて、この計画書にはそれぞれ非常時の際の避難支援者名とか、緊急連絡先とか、既往症だとか、かかりつけ医などの情報が記載されております。この個別支援計画を整備することで非常時の際の安否確認にも十分対応できることができると考えられます。なお、多くの方にこの名簿の登録同意をしてもらうために、今考えていることといたしましては、新たに、前にも一般質問でもございましたんですけども、緊急時の医療用キット、これを配布することも今検討しております。このキットに個別支援計画とか保険証の写しだとか、薬剤情報、提供証の写しだとか、診察券写しなどをですね、入れておくことで、またこれを冷蔵庫に保管しておくことで、災害時だけでなく、自宅で倒れた場合などもですね、救急隊員が来た時に、身体情報などの把握ができるということで、早期に適切な医療が受け入れる、できるための命のバトンということで、各自治体でも取り入れている自治体もございます。現在、ある企業さんからこのキットの寄贈の申し入れを受けておりますので、住民の方の命を救うものとして、またより多くの名簿の登録をですね、推進するためにも普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

名簿の配付先でございますけれども、今民生委員さんと区長さんのほうに配付をいたしておりますが、大体自主防災組織の中にはですね、この区長さん、民生委員さんはメンバーとして大体同時に行動を起こされていると思いますので、その中で情報を共有していただければなど。一つは、ある程度緻密な個人情報とですね、いろんなその方の状態等の個人情報も含まれますので、その情報共有という形でですね、お願いできればなど考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 山部議員さんのほうの自主防災組織の今後の支援のあり方といいますかね、組織率を増やすためにどういうふうにしたらいいかというようなご質問だったかと思えますけども、この自主防災組織をつくっているところ、つくっていないところ見てみますとですね、中には、区でその動いていらっしゃる場所もあるみたいです。自主防災組織はきちんと届出はしてないけども、区でやっぱりそのそういったような自主防災と同じような活動を行っているところもございます。ですので、区で取り組まれるところは区で取り組んでいただいても、同じ内容は一緒でございますので、そういったところをお願いしたいなというふうには思っておりますけども、それ以外にも全然動いていないところも中にはあるみたいでございますので、そういったところにつきましては、区長さん当たり通じてですね、なるべくつくっていただくような形でお願いをしていきたいなというふうに思っ

ております。その支援策につきましては、先ほど申しましたように、この活動の関係ですかね、活動をやったりやっていたりするような形、あるいは地域コミュニティの支援事業というのがございまして、そちらの中ですら、いろんなその年間行事があるかと思えますけれども、そういった年間行事の中に少し防災的なものも入れていただくというようなことで、少しでもその住民の方の防災に対する意識があがっていけば、この自主防災の活動と同様の効果があるのではないかなというふうにも思っていますので、そういった形で地域を支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（山部良二君） 以上です。質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

3時に再開します。

午後2時53分 休憩

△

午後3時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。本日一番最後の質問になりました。通告順番にしたがいまして、9番議員、源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は4問であります。1問目と2問目はですね、大体上井手に流れてくる水量に対してどういうふうな対応をされているかと、今後どうされるかということも含めましての同じような質問でございまして、3問目は、障がい者継続就労支援についてと、4問目までいけると思いますが、待機児童解消に向けての対応、どういうふうな計画があるかというようなことについてお伺いしたいと思います。

それでは、まず1問目、上井手の土砂堆積除去について。昨年の地震発生、そして梅雨の豪雨によりまして、上井手水系も相当の被害が発生しております。水止めを余儀なくせざるを得なくなりました。昨年は水田の稲作の作付けはできませんでした。また、水止めをした関係で、今まで土砂が堆積した場所はさらに多くの土砂が上積みされ、その上にまた雑草が生い茂り、川底がさらに上がって荒れた状態であります。上井手の支流、用水路は土地改良区でできる場所は対応されておりますが、それにも限界があります。上井手の本流は、町や県のほうでも対応をお願いできないかということで、特に上井手の上流ですね、大林、吹田、森、引水地区が特にひどいようでございます。護岸工事や嵩上げ工事等今までも幾度となく行われてきておりますが、現在も災害復旧事業を進められております。今年の4月以降には、通常に通水をするという予定ということですが、嵩上げ工事をいくらしても川底が上がってきては水の量は同じでありますので、あまり効果がないんじゃないかというふうに思っております。

現在は、工事の期間は水止め、ここ4、5日前からも水が止まっております。農家の方だけでなく、上井手沿いの方々からも今年の梅雨時期の豪雨の時期を考えると大丈夫かなと心配されておられます。5年前の平成24年7月11日から14日にかけての九州北部豪雨災害が思い出されます。

いや、そのとき以上の災害が起きるかもしれません。本年度1千万円、町が7、土地改良区が3の事業の範囲内で予算計上されておりますが、具体的な作業内容と土地改良区との十分な打ち合わせをされた上での計画であると思いますが、どのような計画をされているのか。具体的に説明を求めます。

浚渫作業を予定されている場所、または地域、どのあたりで何カ所ぐらいまでできるのか。1千万円の範囲ですので、それもお聞きしたいと思います。

そして、その土砂捨て場はどこに、決まってないかもしれませんが、どこに予定されているのかと。せっかく浚渫をしてもすぐにまた同じところに土砂が堆積してしまうという理由もありまして、今までなかなかされてこられなかったというわけでございます。先ほど言いました、1千万円の予算でどこまでできるかわかりませんが、まずやってみられて様子を見てはどうでしょうか。優先順位を決めて、次年度からも計画を立て、予算化をしてほしいものであります。梅雨時期に備えてなるべく早い時期、今すぐにでも作業に取りかかってほしいものであります。今ほどの業者も忙しいと思います。そのところはどうか。

1問目を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の上井手の土石堆積撤去についてのご質問でございますけども、昨年の災害及びその後の大雨により、農地、水路、農道等は多大なる被害に遭いまして、被害額件数は600件を超え、被害額は3億円を超えまして、復旧工事のほとんどはこれからというような状況でございます。上井手につきましては、被害が大きく、人命も考慮し、去年は通水を断念して、その後、復旧工事に専念し、今年は田植えができるように計画をしております。議員ご指摘のように、昨年の災害によりまして、上井手に土砂が堆積しておりまして、これは白川の上流部から流れ込んだものと瀬田裏の山腹崩壊の土砂が大きな原因でありまして、この対策費用として、今議会で土地改良区補助金を700万円補正させていただいております。これはおおきく土地改良区が行う上井手に堆積した土砂対策に対する補助でございます。事業費は1千万円を超しておりますが、特に堆積しているところを撤去したり、支線への土砂の流入を防ぐ費用に充てられます。堆積した土砂を全部撤去するには数千万の事業となりますので、まずは特に堆積したところを撤去しながら、国や県の災害事業の推移を見ながら今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

状況につきまして、また担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 源川議員の上井手に堆積した土砂撤去についてご質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに、上井手に対する国・県・町の対策状況からご説明申し上げます。

まず、熊本県ですけど、県営かんがい排水事業計画を策定し、平成20年度から護岸整備を行っております。平成29年度も1千880万円の事業が計画されておまして、併せまして、上井手に土砂が流入した原因の瀬田裏の山腹崩壊対策として、治山事業と砂防事業を進めておられます。

次に、国土交通省ですけど、白川の上流部に土砂の流入を止める工事に取りかかっておられます。

また、町では、災害復旧事業を行っており、上井手につきましては、4カ所は早急に復旧工事を終了し、残りの3カ所はこれから、もうすでに入札に入りたいと思っております。

続きまして、堆積土砂の撤去につきましては、災害復旧工事に対応できないかと、国と県に協議しましたが、災害復旧工事の採択基準では、河川の断面積の3分の1を堆積していなくてはならないという見解で、上井手の場合1メートル以上の堆積が必要であり、50センチ程度の堆積は、河川、水路等の管理者である土地改良の維持管理の範囲内であると結論をいただいております。事業の対象外となりましたが、土地改良区のほうで早急な対応が必要ということですから7・3事業でいくということで結論付けております。

今回のおおきく土地改良区への補助では、特に土砂が堆積している吹田、大林を中心に撤去を行い、先ほど説明しました、国・県・町の対策事業の進捗状況と併せて、継続的に行っていく必要があると思っております。

続きまして、工事内容、工事期間、入札等についてですけど、上井手が管理者といたしますか、主体になりますので、聞いている範囲内でお答えしたいと思っております。

工事内容につきましては、幅員が5メートル、ちょっと幅はいろいろありますけど、平均5メートル、それから土砂の堆積量につきましては、平均50センチ、それから延長が約1.2キロ、量にしまして3千立米を設計しております。ですから、ないところがあれば延長は延びていくというような感じになっております。上井手の管理者は、幅員を狭いところといたしますか、管理用道路が狭いところがありますので、4トン車で大体1千台を計画しているというふうに聞いております。

工事期間ですけど、入札は一応3月中、今月中に行い、水止めが必要となりますので、理事会等にかけて大体4月中には終わりたいというふうに計画しております。

業者につきましてはですけど、今大変業者がいないということですけど、本来で指名競争入札が基本でありますので、もし取り手が無いということであれば、以前土地改良事業の経験がある地元の大林地区の業者をお願いしたいというふうに聞いております。

続きまして、竹とか流木とかがちょっと懸念されておりましたけど、これについても護岸等の工事が進んでおり、思った以上に量がないということで、今回の工事でやりたいというふうに聞いております。

それから、土捨て場ですけど、土捨て場につきましてはもう早急にやるということで、今のところ見当たりませんので、うちの岩戸の温泉の調整池に仮置きをいたしまして、その後畑とか水田とかです、盛土される場所を見つけて、そちらのほうに移したいというふうに聞いております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 今説明を詳しくいただきましたけども、来年はうちのほうに、うちのほうというか、段々自分のところの近くの人たちがですね、次はどぎやんだろかというような話をされたりすると思っておりますので、次年度もですね、また同じように計画を立てていただきたいというふうに思っております。

それと今言われた道便利の悪いといいますか、上井手沿いまで車が行かないところ、ほとんどのところがそういう形だと思いますので、そういうのはどっからかコンボなり入れて、ずっと押してこられるのか。車の中には入れられないと思いますけども、そういうのでやっぱり公費といいますか、工事費が高くなったりとかしはせんかなというふうに思っておりますので、そのところはまたいろいろ業者の方とも相談されてですね、なるべく経費もかからずに、距離を長くできるようにしていただきたいというふうに思っております。

はい、以上でございます。

2問目に入ります。2問目はですね、今日の朝、自席に配付されてました図面があると思いますけども、それを見て質問をしたいと思います。

立野ダム工事により発生する土捨て場として吹田団地の北東部の谷間を埋め立てる事業計画であります。埋め立ての量は約100万立米ということで、ダンプ20万台だそうであります。上井手にですね、ここの猪郷谷というところからの水は今までも上井手に水が流れてきております。先ほど言いました、4、5年前の集中豪雨のときもですね、相当な水の量でございました。上井手の水が逆流するぐらいにせき止めるような感じで流れてきて、その手前のほうのところは土手食えたり、崖食えたりして、自分の自費でされているところもあります。そういう状況でしたので、水の対策はできているのかということですね。特にですね、新小屋地区の清正道埋め立て工事も今相当埋め立てをされておりますけども、あそこの水も最終的には上井手に流れてくると思います。そういうすべての水は低いほうにしか流れてきませんので、最終的には上井手に流れてくるというようなことで、その水対策ですね。それはどういうふうにされているのかということで、この新小屋のところのあれは、土はどこから今持って来られておるか、トンネル工事かなんかの泥を持ってこられているのか。今回の猪郷谷の立野ダムの土捨てとは違うところから今持ってきておられると思うんですけども、そこもちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、地権者の方には説明会があったようでございますけども、取り付け道路、これは7メートルの道路は買い上げと聞きますが、できれば埋め立てるところもですね、買い上げてくれんかなという要望も、要望といいますか、そういう意見も聞きますので、それもよろしくお聞きしたいと思えます。

それから、土捨て場となる、今言いました土地、山林ですね、もちろん木はすべて伐採してされますけども、工事の終了した後ですね、これは地権者にまた返すという説明でございます。そして植林をしてくれというような説明をされているようですが、ここの土捨て場の土地、先ほど言いましたように、買い上げてもらえんかなという方もおられますので、そのところもお聞きしたいと思えます。

予定といたしまして、もう3月に入ってますけども、2月中旬までにはですね、全ての測量はもう測量調査等もう終わっておるようでございます。問題はこれから先ですね、今後この完成後の土地利用計画はどうかされるのか。その地主の方といいますか、そこは地権者ですけど、町のほうと協議をされて、将来有効活用されることを望みたいと思えます。例えばですね、グラウンドゴルフ場をつくとか、住宅地、それから工業団地はちょっと離れてますけども、工業団地の一部としてできるの

かとか、いろんな計画があればですね、考えをお聞きしたいと。今からがですね、設計や工事に関して、立野ダム工事事務所関係者の方と町との協議が行われるわけでございます。現在はですね、どの段階まで町には説明がされてあるのか。できれば、この協議は打ち合わせ会議等の中でもですね、上井手に流れ込む水に対しての対策は十分に検討をしていただきたいと思いますのであります。決定されてから説明会を開かれても間に合いませんので、できれば次回の説明会にはですね、地権者だけでなく、関係する一般の方も、もし傍聴、傍聴といいますか、説明会に参加できればなというような意見もありますので、その点もお聞きしたいと思います。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の上井手関連に伴い、そして上流の工事関係の捨土の埋め土の関係についてのご質問かと思えますけども、まず、国交省のほうで2カ所盛土するというようなことで説明を聞いておりますし、その打ち合わせ関連等についても57号からミルクロードまでの間、上のほうの盛土地については、トンネルの泥をあの近くに捨てるということで、阿蘇の方の関係のほうはもう2キロ近くは向こうで推進をしておられますけども、大津町のほうにつきましては、4月から用地交渉というか、そういう段階に入っていきますので、今後そちらのほうの盛土関係もできてくるし、阿蘇大津のゴルフ場までが町道でございますので、あれから上が牧野組合の敷地になりますので、牧野組合のほうとも相談しまして、4メートルの道路を取り付けていくというような状況でございますので、その道路がミルクロードへつながるといようなルートになってまいります。もちろん、大津町外4カ町村の財産地でございますので、事務レベルについては、他の4町についてもしっかりとご相談をさせて了解を得ておるといような状況でございます。もちろんその下のほうの立野ダム関連の捨土関連については、阿蘇地区の災害関連の泥をあそこに持ってくるということで東山側の北側の道路、林道関連等につきまして10メートル近くの道路を国交省のほうでつくるというように話を聞いております。もちろん我々そういう上の方の盛土関係についての7ヘクタールとか、4ヘクタールというように話は聞いておりますけども、その辺の用地の関係については、しっかりとどうするかということで、今基本的には国交省は買いませんので、その用地については、多分地権者のほうにお返しされるという状況でございますので、地権者の方が自分たちで考えて開発をされるということになれば、町のほうはちょっと道路だけは我々のほうでつくるというように形に今進めながらやっておりますけども、そういう状況の中で、今度は排水問題でございますけども、その林地開発とか、いろんな形で瀬田裏に降った水の4分の1はその2つの砂防ダム関連等でカットできるというように計算が国交省のほうでされておりますので、そういう意味におきまして、東山から流れてくる水は上井手と、それから下井手のほうへ流れる引水を通っていく、その水の量というのは自ずと減ってくるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、今後については、あの地域の盛土の関係についてはどうするかということは、都市マスの中でまたいろいろと検討できれば、その用途地域の検討をさせていただければなというふうに思っております。そういうようにおきまして、十分地権者の皆さんともご相談しながら、町の利活用か民間の皆さんの力でやっていただ

けるのかを十分ご相談をして、今後の用地の利活用を検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

詳しい内容については、また担当のほうから説明をさせます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 源川議員の一般質問にお答え申し上げます。

今町長が申しましたように、土捨て場を考える場合、町としては、まず上井手の上流に位置するために、これまでより水量を減らすことを前提として協議を進めてきているところでございます。

まず、トンネル工事に伴う排出先については、こちらは砂防河川となっておりますので、熊本県との協議も必要であり、現在協議が進められております。土砂の量としては約65万立方が計画され、最上流部に平地が約4ヘクタールできる計画となっております。排水計画として、下流部に調整池、その下流に防災ダム等ができ、上流部の17ヘクタールの流量の45%をカットする計画となっておりますところでございます。

また、こちらの土捨て場については、先ほど町長が申されましたように、阿蘇大津ゴルフ場の横を通る町道と埋立地とミルクロードを結ぶ道路を幅員4メートルで国土交通省が行う計画になっているところでございます。

次に、また立野ダムに関しての搬出量は100万立方が計画され、最上流部では平地が約7ヘクタールできる計画でございます。こちらミルクロードから搬出先まで2車線程度の道路の拡幅工事を立野ダムが行うこととなっております。なお、用地につきましては、町のほうで計画するところでございます。排水計画については、今後さらに協議を進めていく計画になっておりますけれども、両計画とも上井手に取りかかる排水地でございますので、上井手の流量が増えることはないと考えているところでございます。

事業主体が立野ダムでありますので、ダムから離れたところをダムが買収することはないと考えますので、取り付け道路につきましては、後のことを考えて、吹田団地の人々の利用も考えられますので、町で買収を行うことで協議を今しているところでございます。

跡地の利用につきましては、まず1回、関係課によりまして、完成後についてどのような利用計画ができるのか検討を現在行っているところでございます。町として必要性があれば、町の買収も考えなければならないと。また、必要性が少なければ、地主の方に木を植えていただくことになるかと考えております。どちらにしても、跡地利用については、今後の計画だと思っております。

先ほどもう1点、清正公の捨て土ということでお聞きされたと思っておりますけれども、これについては、立野ダムのほうの土砂をこちらのほうに持ってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 大体詳しく説明していただきました。特にあと1回は最低説明会が行われると思いますので、地権者の方等ですね、要望といいますか、話等もよく聞かれてもらいたいというふうに思います。

水量のほうは先ほど何回も言われましたけども、あまり心配しなくていいというようなことで、少しは安心したわけでございますけども、集中豪雨等がいつ、どのくらいの量で降るのかまだわかりませんので、そのときは、また現場といいますか、状況をまた見に行ってみようかなというふうに思っているわけでございます。

続きまして、3問目に入ります。

障がい者継続就労支援についてでございますけども、我が大津町では、平成27年度大津町における障害者就労施設等からの物品等の推進を図るための方針というのが27年の11月12日に制定されております。その制定に沿っての取り組みの進捗状況をお伺いしたいと思います。それもですね、調達方針及び調達実績の公表ということで、調達方針を策定または見直しをしたときは、町のホームページ等により公表するとあります。

2番目に、調達の実績については、翌年度の6月末までに概要をとりまとめ、これも町ホームページ等により公表するとなっておりますが、調達方法及び調達の実績の公表をどこに、またどのように実績が公表されているのか、なかなか不明瞭であります。確か県のほうには報告されているということですけども、ホームページ等に公表されなかった理由といいますか、わけというのがもしあればそれもお聞きしたいというふうに思います。

また、27年度においては、前年度実績を上回るよう努めるとありますけども、この実績はどうだったのでしょうか。また、本年28年度はどういうふうになっているのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の障がい者の継続就労支援についてお答えしたいと思います。

平成25年4月から施行されております。障害者優先調達推進法の中で、地方公共団体は毎年障害者就労施設からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することとなっております。大津町においても方針を定め、物品の調達を行っているところでございますけども、取り組みの状況ですが、大津保育園で園児のおやつとして三気の会のアンパからパンの調達を行っております。27年度は、障害者就労施設からの調達はこの1カ所でございます。調達の方法ですが、三気の会と供給契約を行い、直接保育園に配達をお願いしております。

公表関連等につきましては、現在、掲載をしていない状況でございますし、今後につきましては、しっかりと町関連企業関連等についてもしっかりお願いをしてみたいというふうに思っております。

詳しい状況等については、また担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 源川議員のご質問にお答えしたいと思います。

大津町におきましても、平成25年4月から施行されております、障害者優先調達推進法、この第9条の規定に基づきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達につきまして推進を図るための方針を策定いたしております。

物品の調達につきましては、先ほど町長のほうから申し上げましたように、平成27年度は三気の会のアンパからの調達でございますが、これ平成27年度で25万6千円でございます。ただ28年度につきましては、震災によりましてアンパさん自体の施設が壊れまして提供することができない状態になりましたので、これもう別の業者からですね、願いをして調達をしておりますので、実績としてはゼロとなっております。

物品等の調達を推進するにあたりましては、予算の適正な執行並びに競争性とか透明性も留意しながら調達する他の施策との調和を図りつつ、障害者就労施設等から情報を収集して、関係課等に情報の提供を行いながら円滑な調達に努めたいと考えております。

また、施設から提供される商品の品質の向上とか品目の拡大に向けた支援にも努めまして、全庁的な調達推進体制を整備し、年度ごとの調達方針とか推進方法等も検討してまいりたいと考えているところでございます。

実績につきましてでございますけれども、町のホームページのほうには公表をいたしておりませんが、県のほうに報告をいたしまして、県のほうで、熊本県の実績として全体を取りまとめて厚労省のホームページで公表をしているというような状況でございます。今後につきましては、実績だけでなくでですね、調達に関する情報等も含めて、町のホームページのほうにもですね、掲載をして、公表を図ってまいりたいと考えているところでございます。

県のほうの全体の実績ですけれども、先ほど年度ごとに実績を増やすよというふうな方針でございますが、平成16年度で県全体で9千100万円の調達でございましたのが、27年は1億6千100万円ということで増加をしているというふうな、県全体としては状況でございます。

以上でございます。

○議長 長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 物品ということで質問をしておりますけれども、この就労施設ではですね、清掃とか、それから印刷業務、それからいろいろありますけれども、データ入力とか、いろんな作業のほうですね、雑草とか、草取りとか、そういうのも要請があればしたいという要望もあがっておりますし、物品だけでなくですね、まあ物品もいろいろあります。工作もつくったりとか、よくいろんな催し物のときに展示をされたりして販売をされておりますけれども、そういう労働といいますか、そういうのに対しては、実績は今まではなかったわけですね。今後そういうのにもどういうふうに対応されるかも伺いたいというふうに思います。

○議長 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 源川議員の再質問にお答えしたいと思います。

もともとこの障害者優先調達推進法は公的機関が対象の法律ではございますけれども、本来、障害者の雇用を促進する法律においては、障害者の雇用率の制度あたりも設けられておまして、民間企業等におきましても、公共機関もそうですけれども、まず2%以上の障害者を雇用しなければならないという部分もありますし、この雇用義務を守っている企業とそうでない企業との経済的負担のバランスを取るためにもですね、障害者の雇用促進を図るための事業主の共同拠出による障害者雇用納付

金制度等も設けられております。この未達成の場合には、不足1人当たり月額5万円の納付金を納めなければならなかったり、逆に法定雇用率を超えて雇用した場合には、超過人数1人当たりの調整金あたりも出ますし、先ほど発注の関係ですけれども、在宅就業者の障害者等に仕事を発注した場合もですね、発注額を35万で除した額に2万1千円を掛けた額で特例の調整交付金も交付される内容となっておりますので、これ町もそうですけれども、民間企業も含めましてですね、このような取り組みについての制度があるというようなことも含めて、町の企業連絡協議会の中でもしっかりとPRを行いながら、障がいをお持ちの方の民間における働く場の拡大だとか、民間における物品等の調達への拡大あたりも努めてまいりたいと思います。

また、今最初の質問の中にありました、いわゆる物品の購入以外の部分でございますけれども、町の中で対象となる就業者の就労施設等が幾つかありまして、就労継続支援事業所については、A型が5事業所、これはワークブレイス絆とあとアユート、レガーミ、ジョブパートナー大津シンフォニー等がございます。あとB型も3事業所ございまして、そこにあゆみ園が加わったり、あと生活介護事業所で三気の里、つくしの里等がございますし、先ほど源川議員のほうから言われました、それぞれの施設の中では木工の品物だとかですね、あと草刈りとかですね、除草作業ですね。これあたりの対応も可能などころもあるかと思っておりますので、これらの施設の方々ともですね、打ち合わせをさせていただきながら、町が発注をかけ得る事業の中でどういうものが対応可能なのかということも含めまして、打ち合わせを行いながらですね、対応可能なものについては、検討してまいりたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 次は、4問目に入ります。

これは先ほども質問にもありましたように、人口の推移というのはなかなか予測難しいものでありますけれども、待機児童ですね、の対策について。4月からですね、第二よろこび保育園、定員120名が新しく開園いたしますが、現時点でですね、まだ待機児童の方がおられるというような話を耳にしますので、潜在的な待機児童もあると思われましても、大体でいいですけど、今何名ぐらいの方が待機されているかというもお知らせ、お聞きしたいというふうに思っております。

それから、現在、在園中の園児でもですね、新生児ができれば育児休暇中というようなことで、育児のために理由で余儀なく退園をさせられる。させられるという言い方あれですけど、ということをお聞きしましたけれども、これは大津町の場合はどうなっているのかですね。それも質問したいと思います。

それから、認定子ども園に認定を大津音楽幼稚園がされるということですが、現在より何名ぐらい定員増になるのかですね。

それとこういう状況の中で、新設の保育園、まだ本年度は無理と思っておりますけれども、この人口推移によって特に子どもさんのですね、出生率の関係もありますけれども、そういう場合に、今後どういうふうに対応を考えておられるのか。また、新設の保育園をつくる前にでも家庭的保育、それから小規模

保育園を増やす計画があるのか。先ほども質問に出てきましたけども、大津町でも保育士や福祉関係の職員さんが不足しているという話も耳にしました。せっかく保育園の定員が120名ですけども、90名からスタートしなくちゃいけないと。その理由として保育士が足りないというようなことも聞いておりますが、そのことに対しての保育士や福祉関係の方が、町外とかそういう方から来られた場合の優遇措置といいますか、住宅まである程度幾らか補助してでもというような策を取られるという案とか、そういうのではないかなというふうにも思っておりますけども、その対策はどういうふうを考えておられるのか。せっかく施設をつくっても、保育士さんがなかなか不足しているから今のところ90名からしてますとか、そういう話も聞いておりますので、その対策をお願いしたいと。

今後でもですね、大津町が今までのように人口が増加し続ける。そして、子育てしやすいまちづくりのための将来像をどのように描いておられるのか、教育長のほうにお願いしたいというふうに思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 源川議員の待機児童解消への対応計画案についてのご質問にお答えいたします。

本町の待機児童の人数は、本年度3月1日現在で107人となっております。昨年4月1日現在で47人でしたので、それ以降60人増加したということになるかと思えます。

町の潜在的な待機児童の数を、これを把握するのは大変難しいわけですが、一つの目安といたしまして、国の試算、これが待機児童の約2.6倍で計算してございますので、単純にこれを当てはめると、潜在的な待機児童は280人ということが推測されるというような状況でございます。

町では、本年4月に新設保育所、第二よこび保育園が開園いたしますけれども、定員以上に入所申込者も多くですね、また保育士の不足ということで、なかなか当初から定員どおりの受け入れは困難であるというようなお話も聞いております。そこで、保育士をいかに確保するかということですね。優遇策等々あるかと思えますけれども、これについてはですね、どういう、例えば、住居の支援とかですね、いろんな意味でやっぱり考えていかなければならない。実は、私の友人にも数人保育園長経験者がおりますけれども、何が一番園長として大変だったと聞きますと、やはり保育士さんを集めることだと。来月、誰と誰がまた辞めたいという申し出があったら、その補充をどうしようかというのが常に頭にあるということですね。やはりせっかく施設ができましたも、保育士さんがなかなか今は見つからないということで、大変苦慮されているということですね。やはり何かのことを考えないといけないのではないかなと、私自身としては考えておりますが、今後そのあたりも含めてですね、いろいろ施策を検討していかなければならないかなと思っております。

町では、子ども・子育て会議等のご意見を参考にですね、必要に応じてまた計画の見直しも行っていきたいと思っております。

また、28年度から国が始めた新しい制度で、企業主導型保育事業というのがあるわけですが、早速セントラル病院のほうでですね、あおぞら保育園というのを10月を目途に開設するというので、定員が50名と聞いております。そのうちの半分の25人が地域枠ということでご

ございます。そういったことですね、そういった新しい制度もできておりますので、そういった企業主導型の保育事業あたりにもですね、期待をしております。何か後手後手に回るような対策で大変こう心苦しく思っているわけでございますけれども、特に、今0、1、2歳の保育への事業というのが大変多ございましてですね、そのあたりにいかに対応していくかということですね、既存の園にもさらなる増員といいますか、預かりをですね、増加できないかというようなお願いもしております。様々な手段を駆使しながらですね、待機児童の解消に頑張っていきたいなと思っております。

それと育児休業中の退園ですかね、その話、今、議員のお話初めて聞きましたけれども、今のところ担当課にですね、そういったご相談はきているとは、私自身は把握しておりません。そういう状況でございます。そのあたり、担当課にちょっと投げかけまして、そういったこともですね、もしもあればですね、これは非常にやっぱり子育ての根幹に関わるところでございますので、あればそれなりの対応をしなくてはならないなと思っておりますので、詳しくはこのあと担当課のほうよりこういったお話があったかということで情報収集等に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 源川議員のご質問にお答えいたします。

現在の状況ということでですね、待機児童解消につきましては、大津町子ども・子育て支援計画の中で私立幼稚園の子ども・子育て支援制度への移行については、町内に私立幼稚園2園ございますけれども、その内の1園、大津音楽幼稚園が平成30年度に新制度の認定子ども園のほうに移行される計画がございます。定員については260人ということで、その内、保育枠が60人ということで聞いております。

また、国が待機児童対策として平成28年度から始めた企業主導型保育事業につきましては、先程教育長が申し述べたとおりでございます。

それから、家庭的保育・小規模保育園を増やす計画はあるのかということにつきましては、現在、家庭的保育室2カ所、小規模保育室2カ所が計4カ所ございます。先ほどの大津町子ども・子育て支援事業計画の中には、今のところ増やす計画というのはございませんけれども、待機児童対策というのは重要な課題でございますので、今後の社会の変化を見据えながら、安心して子どもを託せる環境整備を長期的な視野に立って取り組む必要があるというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○9番（源川貞夫君） これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時49分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香さん。

○1 番 (三宮美香さん) おはようございます。議席番号 1 番、三宮美香です。私は、女性の意見、子育て中の母親の意見を代弁したいという気持ちで手を挙げ、この 1 6 議席の 1 議席をいただきました。この数日の議会では、日を重ねるごとに言葉では言い表せない重責を感じるとともに、女性が 1 人だという現実に心細い気持ちでもあります。しかし、これからの 4 年間でどういうものにするのかは、私次第ですので、一つずつ前に進んでいこうと思います。

では、通告順にしたがい質問させていただきます。質問は大きく 2 つです。1 つ目は、大津町通学路交通安全プログラムについて、2 つ目は、町立幼稚園が 2 年続けて定員割れとなることについてです。

1 つ目の大津町通学路交通安全プログラムについて。大津町では、大津町通学路安全推進協議会という名前で平成 2 7 年 8 月 3 1 日付けで、大津町通学路交通安全プログラム、通学路の安全確保に関する取り組み方針というものが出されています。この目的の中には、近年集団登校の列に自動車が飛び込み、通学児童が犠牲となる交通事故が絶えません。本町の道路は、国道 5 7 号線及び国道 3 2 5 号線が幹線道路として東西南北方向に走り、これらを結ぶ県道や町道によって道路網が形成され、沿線には 7 つの小学校、2 つの中学校が点在しますが、これら通学路の一部には、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられました。そのため、大津町では、平成 2 4 年 8 月関係機関が連携し、町内各小中学校の通学路における緊急合同点検の実施にあわせて対応策を講じるなどして活動してまいりました。この緊急合同点検を一過性とせず、地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むために、大津町通学路交通安全プログラムを策定しました。今後は、この本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図りますと書いてあります。そして、このプログラムの具現化を図るため、学校、各道路管理者、警察など関係者を構成員とする大津町通学路安全推進協議会を設置しましたと書いてあり、その中に各学校の P T A 会長も入っています。私は、この合同点検が実施された 2 4 年から 2 8 年度までは、P T A 会長、もしくは執行部で

したが、26年度にこういうものを計画していると聞いた記憶はありますが、その後どうなっているのかは知りませんでした。今現在、各校PTA会長がこのプログラムを知っているのかを確認したところ、9校ある学校の中から返答いただいた8校のうち、知っている1校、知らない6校、聞いたかどうかわからない1校でした。こんな大事なことを各学校のPTA会長が知らないとはどういうことでしょうか。前年度からの引き継ぎにも入っていなかったということは、結局、前年度の会長も知らなかったということになります。ただ各PTAで通学路の安全確認をしていないわけではなく、各学校ごとに安全マップは存在します。とても残念なことに、大津町のホームページの小中学校のページに、大津町通学交通安全プログラムと安全マップが別々に掲載されています。児童・生徒が安全に通学できるようにとつくられた同じようなものが別個に表示されていることが不思議でなりません。通学路安全推進協議会の役割として、このプログラムの策定及び対策の実地状況確認、対策効果の把握、対策の改善、充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行いますとありますが、どう活用されているのかが見えない状況です。一体どのように活用されているのでしょうか。

また、定期的な合同点検として、2年に1回合同点検を実施します。ただし、緊急の場合はその都度実施しますとあります。予定の定期点検は29年度ですが、昨年4月の熊本地震は緊急の場合に相当したはずですが。4月から今日までに通学路安全推進協議会としての点検はなかったのでしょうか。もしされているならば、なぜここにあげられていないのでしょうか。そして、今後どのように進められるのかを聞かせてください。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の大津町通学路交通安全プログラムをどのように活かしているかというご質問にお答えをいたします。

まず、このプログラムをどのように活用しているかということでございますが、通学児童・生徒が交通事故の犠牲になってはならないと平成24年8月に行った警察や学校関係者、また各道路の管理担当者などの関係機関による緊急合同点検の実施とその対応策が一過性のものとならないように、このプログラムを策定し、これら関係機関の連携をさらに密にし、児童・生徒が安全に通学できるように、対策の実施状況の確認、対策の効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行うことが役割となっております。

このプログラムに基づく平成27年8月の最初の通学路安全推進協議会では、対策を要する箇所は52カ所リストアップされました。この対策を要する箇所は、町や県、国交省など担当の道路管理者において改善が進むよう活用されております。

次に、熊本地震の際には、このプログラムによる合同点検は開かなかったかというご質問ですが、結果から申しますと、合同点検は開催をいたしておりません。昨年の熊本地震は、未曾有の被害をもたらしました。道路の被害も大きく、また国道57号線の不通など交通事情も一変しました。合同点検というよりも、各関係機関が復旧に全力を傾注したというのが実際に、各学校や教育委員会でも地震後の5月9日からの学校再開については、学校施設と通学路の安全確認が条件としていました。

そこで教育委員会では、各学校と連携し、推進協議会組織である関係機関からの情報収集に努め、

通学路の安全点検と確認を行い、この条件を満たしたとの判断で学校再開を決断したところであります。

まだ被害復旧が進んでいない箇所や車の流れも変わり、状況が地震前と変わったところもありますが、今後も学校や警察、道路管理者とも連絡・連携を密に行い、通学路の安全確認を怠らないよう努めてまいりたいと思います。

最後に、このプログラムをどのように進めるのかというご質問ですが、今年は定期の合同点検を実施しますので、要対策箇所の整備状況の確認と今後の計画、並びに新たな要整備箇所の把握に努めたいと思います。

さらに、せっかく国・県関係や警察などの機関が集まって通学路の整備を進めている事業ですので、町ホームページなどで、各校区の安全マップとの連携も取れるような工夫や各保護者の皆さんへの周知の方法などを考えながら、児童・生徒の安全な登下校のために、地域の皆さんの見守り活動にも役立つようにしたいと考えております。

大津町の児童・生徒が悲惨な交通事故の犠牲とならないよう、関係機関と協力して努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、通学路交通安全プログラムにより、対策を要する箇所の改善状況については、担当部長より報告をさせます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 三宮議員のご質問にお答えいたします。

平成27年8月に策定しました、大津町交通安全プログラムで挙げりました交通対策箇所の改善状況について報告をさせていただきます。

最初の改善箇所の取りまとめにつきましては、学校からかなり多くの場所が挙げりましたが、精査し、全部で52カ所となっております。

町建設課及び総務課、並び町教育委員会による確認では、整備が済んだと見られるところが20カ所、現在、事業調整中や計画中などの事業実施の準備をしているものが10カ所、未着手・未整備と思われるものが20カ所、交通取り締まりなどの強化、そのほか施設整備以外のものが2カ所となっております。用地や予算、施工方法が難しいものなど検討に時間を要するものもかなりあるようでございますけれども、このプログラムに取り上げられております通学路ということで、事業の優先順位が上がり、事業実施しやすいという利点もあるようでございます。

今後、大津町通学路安全推進協議会を通して、関係機関との情報共有を密にし、より安全な通学路の改善を進めてまいりたいと考えております。

また、29年度に開催します、大津町通学路安全推進協議会では、今のプログラムで挙がっております改善対策箇所の進捗度合いや改良の効果を検証するほか、新規も含めて2年間の交通事情の変化に対応しているかの見直し等も行いたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 緊急だったことは私もよくわかります。ただ緊急なので各機関に任せますでやりっぱなしというのは、町として、教育委員会としての責任があまりにもなさすぎるのではないのでしょうか。地震から今まで保護者はとても不安な気持ちで子どもを学校に送り出していました。この安全プログラムに書かれてある、緊急の場合とは一体どのような場合のことを言うのでしょうか。また、実施時期に定期点検のほかにも新学期前の危険箇所も把握すると書いてありますが、この新学期前とはいつのことを言っているのでしょうか。教えてください。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 議員の再質問にお答えをいたします。

緊急の場合と言いますと、やはりそこをとにかく早く完成をしないと子どもたちがですね、事故に巻き込まれる可能性が高いと判断されるような場所であり、またそういった時期ではないかなというふうに考えております。

また、新学期前ということですので、当然、今はうちは2学期の後半ですね、2学期制ですので後半、2月、3月あたりで、やはり各学校と一緒にですね、その校区の新入生が通学する通学路、これを合同点検をすとかですね、あるいは新入生の保護者の皆さんにお願いをして、親子で実際に歩いて学校まで往復してですね、実際にここは危ないねとか、ここは注意しようねとかですね、そういうことを親子で確認をして、そしてより安全な通学ができるようにですね、もちろん、町、教育委員会、学校だけではなく、やはり保護者も巻き込んでですね、そのあたりを実際の自分たちの目で見て、ここはこうやった方がいいだということをやはり、最終的には子ども自身が一人で登下校いたしますので、そこはしっかりですね、教えてやって、それを私たちがより安全な施設、状況になるようにサポートをしていくというような状況をですね、やはり新学期前にやるということではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 私の住んでいる高尾野や新小屋地区では、地震の後からの交通量が急増したことで、慣れない道を通る車が増えたことなどから、新小屋で車の正面衝突の事故、ホンダの独身寮近くで追突事故などが起きています。追突事故は、うちの小学生の子どもたちが朝登校する少し前に起きました。子どもたちが早く家を出ていたら巻き込まれていたかもしれません。新小屋の正面衝突も、相手がスクールバスだったら何人もの子どもたちが命にかかわることになっていたでしょう。私も2月5日の投票日に大津北中学校の近くで居眠り運転の車に追突されました。時間は午後3時過ぎでした。これが平日の下校時間だったらと思うと本当に心配です。大津小学校区でも地震の後から通学路が通れなくなり、違う道を地域の方にも守られながら登校しているところがあります。地震から子どもたちの安全がとても脅かされています。早い時期に通学路の状況をもう少し町もきちんと確認して、まず情報としてあげてください。

昨日の豊瀬議員の町のホームページへの質問に対する答弁で、ホームページは、住民に情報を発信するためのものとおっしゃいました。安全マップの表書きには、町内小中学校ごとの危険箇所を掲

載したマップです。住民の皆さんにもぜひご覧いただきたいと思います。児童・生徒の安全な登下校のために、地域の皆さんの見守りをお願いします。また、車を運転される方は、安全運転で通行をお願いしますととてもいいことが書いてありますが、ホームページの閲覧が少ないとこの言葉は地域の方には届きません。ホームページを効果的にも運用してください。地域の力とか、協働とかよく言われますが、まず情報を共有しないことには協働はできません。そして、早く危険箇所に取り組んでいただきたいと思います。地震から1年が経とうとしています。今この状況に慣れてきた今がとても危険な状態だと思います。前回の合同点検のときは、とても急だったので仕方がなかったのかもしれませんが、連休明けの仕事の休みが取れない状況で保護者も一緒での合同点検でした。私の地区の保護者は、仕事が休めず、誰も行けませんでした。先ほどの教育長の返答の中に、親子で一緒に歩くというをおっしゃっていましたが、本当に点検をするなら、登下校の時間にしなくては危険なことが見えません。ぜひ子ども目線での点検をお願いします。

子どもたちが安全に安心して学校生活を送るための環境を整えることは、私たち大人の役割であり、子どもの安全は保護者の願いです。何か起きてからでは遅すぎます。なるべく早い危険箇所への取り組みをお願いします。

では、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、町立幼稚園が2年続けて定員割れとなることについてです。

大津幼稚園は、以前は申し込みが多くくじ引きでした。現在、定員は190名です。しかし、実際の全体数は、28年度は154名、29年度は150名、入所率は79%です。陣内幼稚園は、定員は120名です。しかし全体数は、28年度は85名、29年度は80名、入所率は67%です。100よりも50%に近い数字です。これは新しい制度に変わり保育料が上がったことが要因だとは思われませんか。私は母親の意見を代弁するためにここにいます。上の子どもは町立幼稚園だったけど、下の子どもは保育料が上がってしまうので別のところに入れますというお母さんがいました。また、別のお母さんは、下に赤ちゃんがいる人、妊娠中の人、みんな幼稚園を選びたいのに保育料が一方的に上がったせいで働かないといけなくて、大津町はいろいろ選べてよかったのと言っていました。保育料が上がってしまう、金額が私立と変わらないなら私立の幼稚園や保育園に入れよう。だから仕事しなくっちゃとなってしまうたら、待機児童は減りません。増えるばかりです。今までは、町立幼稚園が待機児童解消に一役かっていたのに、定員が割れてしまって、とても残念なことです。ただそれぞれ価値観の違いというものがあります。保育料が安いことに魅力を感じる人もいれば、金額ではなく、保育内容を重視し、保育料が高くてもそこに通わせる保護者もいます。町立幼稚園はそれだけの魅力も利点もあると思います。それでも入所率が低いのは、町として町立のよさをアピールできていないからではないでしょうか。定員割れした要因が保育料の値上げだとは思われませんか。町立幼稚園の利点をどう捉えているのか。この2点を聞かせてください。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の町立幼稚園が2年続けて定員割れとなることについてのご質問にお答えをいたします。

現在、町立幼稚園の2園は、大津幼稚園が定員190人に対して171人、入所率が90%でございいます。陣内幼稚園が定員120人に対して80人ということで、こちらは入所率67%となっており、議員がご指摘のとおり、定員を満たしてはおりません。

なお、定員数については、陣内幼稚園が3年前の平成26年度に増築したことに伴い、町内の幼稚園に年長児が入園できない場合は、陣内幼稚園で受け入れられるようにと、90人から120人とし、30人の定員増を行ったところであります。

町立幼稚園の入園数が定員を満たしていない要因については、いろいろなことが考えられますが、保育料も重要な要因の一つではないかと考えられます。

幼稚園の保育料につきましては、平成27年4月、子ども・子育て支援新制度がスタートし、それに伴い定額負担から保護者の所得に応じた応能負担へと大きく制度が変わったわけでございいます。その結果、生活保護世帯やひとり親世帯、市町村民税所得割非課税世帯及び多子世帯の軽減などで保育料が安くなる世帯がある一方、経済的に負担が増える世帯にとっては大きな判断材料の一つとなり、町立幼稚園の入園が選択肢から外される家庭もあったのではないかと推察をいたします。

また、女性の社会進出が進み、働く女性が増えたことも要因の一つではないかと思ひます。共働きの家庭にとっては、預かる時間が長い私立幼稚園や保育所といった施設が選ばれたのではないかと思ひられます。

しかし、保護者のご意見や要望等をお聞きしながら魅力ある幼稚園を目指すことは、これは重要なことであるので、引き続き、保護者のニーズを把握しながら、サービスの向上に努めてまいりたいと思ひております。

次に、町立幼稚園の利点をどう捉えているかのご質問にお答えをいたします。

今日、全国的に公立幼稚園の統廃合が進んでおります。その理由として、国及び地方公共団体の財政悪化、少子化と母親の就労率の上昇に伴う園児数の減少等が背景にあり、さらに、昨今急速に進みつつある幼保一元化や保育所の民営化の動向も影響を及ぼしていると思ひられます。

公立幼稚園の教育方針は、「21世紀に生きる子どもの生命をあずかり、守り育てる場」であるという認識のもとに、望ましい人間形成づくりを目指し、幼児に豊かな経験の場を与え、楽しい園生活を営ませることにより、思いやりの心、たくましい精神力と生きる力を育てるとしてあります。この教育方針のもと、研修と実践発表を重ね、職員の資質の向上にも努めているところであります。

また、公立幼稚園は、全ての子ども一人ひとりが平等で公平な格差のない就学前教育を享受できるよう、教育の機会均等を保障するという公共性と、大津町幼・保、小、中連携基本構想の中にありますように、幼稚園と保育園、小学校、中学校の縦軸が緊密に連携することによって、町の子どもの課題を解決することにあると言えます。これらの役割を担う主体であることが公立幼稚園の利点であると思ひております。

なお、具体的な幼稚園の取り組み等につきましては、担当部長より説明をさせます。よろしくお願ひいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 三宮議員のご質問にお答えいたします。

議員が言われますように、町立幼稚園の定員を満たしていない状況がございます。その要因の一つに保育料があることは十分考えているところでございます。しかしながら、公立幼稚園の良さを生かした幼稚園運営や可能な範囲でのサービス向上を図ることは当然のことでございます。

町では、保護者アンケート調査や保護者説明会及び意見交換会などの中で、特に保護者の要望が多かった夏季預かり保育を、今年度の夏から大津幼稚園と陣内幼稚園で導入したところです。2園合計で51名の申し込みがあり、保護者の方々には好評でしたので、引き続き事業を継続する予定でございます。

また、平成29年度からは、満3歳の誕生日の翌月からの入園を開始しますが、現在、申し込みが数件あっている状況であり、今後も保護者の要望を聞きながら、保育サービスの向上を図りたいと考えております。

また、公立幼稚園の利点として、毎月開催されます町内校長・園長会議などに参加することにより、町内の小学校や中学校との連携強化が図られております。そのほか、季節に応じた地域の行事などにも積極的に参加し、地域や地域の方々とのつながりを大切にしているところでございます。

今後は、公立幼稚園の良さを積極的に広報し、周知を図り、魅力ある幼稚園になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 今、子どもに対しての利点と保育園自体に対しての利点の説明がありました。別の視点から考えてみます。

うちの5人の子どもたちは、上3人は私立の幼稚園に、下の2人は町立の幼稚園に行きました。私立には私立のよさが、公立には公立のよさがあります。公立幼稚園のいいところは、保護者目線で保護者を対してみると、保護者のつながりをしっかりつくる時間があるということです。子育ては親育て、育児は自分を育てる育自といいます。それができることです。ご存知のように、私立は大津以外の方もいますが、公立は大津町在住になります。幼稚園を卒園したらほとんどの方が町内の小中学校へ進みます。保護者同士のつながりがきちんとできているので、PTA活動への協力もつながってできます。実際に町の教育委員として、またはPTA会長などとして主要な立場で活躍し、町に貢献されている方々がいます。町のことを考える力のある人たち、町に貢献する人たち、そういう保護者が育っていることも町立幼稚園の利点だと私は思います。今回の新制度を導入し、実質保育料が上がったことで、町はそれらを自らなくしていると思います。もったいないとは思いませんか。長い目で町のことを見たときに必要なことを考えてください。

以上のことから、私はやはり保育料の見直しは必要であると思います。町の今後の進め方に期待します。以上、質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

10時35分からスタートします。

午前10時28分 休憩

△

午前10時34分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二男君。

○3番（山本富二夫君） 皆さん、おはようございます。2月の選挙に皆さんのお蔭で当選させていただきました、新人議員、山本です。町民の皆様との対話を心掛け、今後4年間の議員活動を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今日の一般質問を通告します。3点あります。まず1、畑井手の生活用水路としての位置づけ、2、災害公営住宅の建設、3、スポーツの森・大津近郊の建設を開発という題で、まず1番目、畑井手の生活用水路としての位置づけについて。

私が住んでいます南部地区、農村部は、昨年の4月の熊本地震と6月の豪雨災害による被害が甚大であります。皆様もご存知のとおり、錦野地区は夜になると2割から3割ぐらしか電気が点いていないという現状です。6月の豪雨による被害が甚大でありました上に、集会所の瓦の崩壊による雨漏り、内壁、外壁の被害はもとより、住まいの住宅の9割近くが被害を受けられ、納屋の被害や牛舎の倒壊や牛の下敷きによる死亡事故等も起きております。田畑の法面の崩壊による稲の作付けができない状況、からいも生産者の貯蔵庫の被害、土石流による倉庫の被害及び農業機械の被害等が実際に起きております。それに加え、南部地区は特に、大津町全体ですけれども、お墓の倒壊がひどい状態があります。まだまだお墓を全然手を付ける状態に今現在至っておりません。お宮様の被害もあります。地区の皆さんは大変出費が大であり、今家のことでいっばいで、お墓やお宮様のところまで手が差し伸べられない状態であります。まだ私たちの地区では倒壊住宅全壊のところ、大規模半壊のところの解体も終わっていない状況であります。被害に遭われた皆様は何から手を付けていいかわからない状態でおられます。その中で、6月の豪雨災害による畑井手に水が流れないため、錦野地区、岩坂開田地区は田が植えられない状態でありました。地区住民は水が流れないということで、火事などに怯えて生活を送られているというのが今の現状です。ようやく境目の6月の土石流による被害の工事が契約ができたということで、もう近々工事が始まると期待しております。それにより、役場のほうでは5月はじめには約1年ぶりに水を流すということで、地区住民にとっては待ち待った水がようやく流れ、生活の安定化に、気持ちの安定にも、「ああ、よかった」と言われると思っております。現在、畑井手は、地区完成後、約50年が経ち老朽化が進んでおります。現状、畑井手水路は被害が甚大で土地改良区だけの独自の改修事業での復旧工事では、今年も安心して稲の植え付けもできない状態があります。畑井手を生活用水路として位置付け、常時水の流れるような改修事業ができないものかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。山本議員の畑井手の件につきましてお答えしたいと思います。

山本議員の南の地区につきましては、布田断層のはしっておる近くでございますので、白川水系につきましては、家屋をはじめ、多くの被害がたくさん出ている状況でございます。本当に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、農業用施設関連等につきましても、町内においての水路だけでも65件の被害が報告されております。その中で、畑井手は山腹崩壊により水路がふさがり、通水ができなくなっております。そういう状況で、すぐ林野庁や熊本県と協議し、山腹崩壊については、県の治山事業、被災した水路については、町の災害復旧事業で行うことにしております。県と連携して田植えが間に合うように今進めておるところでもあります。話によりますと、治山関連についても近々入札があつて、工事に入られると聞いております。

そういう災害復旧以外の畑井手用水路、山本議員おっしゃるように、老朽化が進んでおるといような状況で、前の畑井手土地改良組合のほうから畑井手関連等の整備要望も出ておるところでありますので、その辺につきましても県のほうにしっかりと伝えながら、県の県営かんがい排水事業で対応をしていただきたいというふうに要望をしておるところであります。今後につきましても、熊本県と水路管理者であるおおきく土地改良区と相談をしながら事業を推進していきたいというふうに思っております。

状況等につきまして、また担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） おはようございます。山本議員の畑井手の生活用水路としての位置づけについて、ご質問にお答えしたいと思います。

畑井手用水路は、農業用水路として昭和28年白川大水害以降整備されたと聞いております。今や地域の消防水利等の生活用水路として重要性が増し、地域になくってはならない水路であります。

しかし、水路改修となりますと農業用施設としてのかんがい排水事業での取り組みが一番実現性のある事業だと考えております。平成16年度に白川中流域地区農業農村整備調査が行われております。これがそのときの報告書でございますけど、これによりますと、畑井手水路の全延長は8千715メートルあり、3千375メートルが早急に改修の必要があるとの結果が出ております。しかし、調査から10年以上が経過しており、今回の地震によりさらに改修の必要性は高まっているものと思っております。

今後10年間の整備計画に基づき、重要性が高いものからおおきく土地改良区と協議し、熊本県に事業要望をしていきたいと思っております。

今回、錦野土地改良区と迫井手土地改良区、大菊土地改良区が合併し、総受益面積も拡大しております。今までであれば、錦野土地改良区単独だけでは、事務職員の不足や大きな負担が考えられますが、今回の合併により、専任職員が常勤していることにより、事業採択に向け円滑な事務手続きが可能になり、土地改良区自体が事業主体として補助事業に取り組むことが可能になることとなります。

また、今年1月には国が農業競争力強化プログラムの一つとして真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直しが検討されております。今後の法改正後、要綱要領等が整備され、畑井

手地域をはじめ大津町の事業に該当していくようであれば、圃場整備事業も視野に入れて取り組んでいかなければならないと考えております。

整備していく上で、地元の協力なしでは事業推進はできておりませんので、ぜひとも地元のご協力をお願いしたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 事業推進に期待をしながら、次の質問に移らせていただきます。

災害公営住宅の建設と開発ということでお尋ねします。

自力での住宅の再建ができない町民、前回、昨日のアンケートの結果ということで、約50名の方が復興住宅の申し込みがあると同僚議員の質問でお答えをいただきました。復興住宅の希望の方は、住み慣れた地域でのコミュニケーションが取れる地元で住みたいと望んでおられます。ただ、外牧、錦野地区におきましては、住宅の危険区域等が多数あり、今住んでおる自宅のところに住宅再建ができないということもありますので、そういうのも含め、また、高齢者の方も百姓はしなきゃいけないけども、家までは建てきらんという方もおられます。そのため、自宅近くでの早期の自立支援のためにも復興住宅の計画をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 災害復旧住宅の建設については、もう議員おっしゃるように、私どももそのような考えの中で事業を推進しておるところでございますけども、国・県が示す住宅条件というのがなかなかその該当にあわないというようなことで、大変苦勞しておりますので、先に坂本代議士を通しまして、末松国交副大臣と事情をしっかりと話をさせてきております。そういう中において、今後副大臣のほうから、今後については検討する事項かなというような状況でございますけども、そのような状況についての錦野地区、外牧地区の状況をしっかりと副大臣のほうに要望してきておりますので、今日の12時半に国交省と県のほうが私に会いにくるということで、現地調査が行われますので、できれば前向きに検討できればなというふうに思っております。もちろん、そのためには大津東小の北側にある町有地を建設用地としてお願いできればなというようなことで、今地元の区長さんのほうにも何人そちらのほうにお見えにできるかなというようなことを相談をしておるところでございますので、できれば今日の現地調査の中でもそこに建てるというような意思表示を地元の人からもしっかりと伝えていただければ、前向きに一步進むんじゃないかなというふうに思っております。

詳しいことにつきまして、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 山本議員の一般質問にお答え申し上げます。

先ほど町長が申されましたように、今災害公営住宅の整備につきましては、必要十分な住宅の供給のために、被災者に対する住居に関する意向調査が不可欠となっているところでございます。町では、昨年10月に被災者に対しまして、今後の住まいに対する意向調査を実施しているところでございます。特にですね、この調査の結果、被害が大きかった南部地区の被災者の方の災害公営住宅の入居希

望が比較的多いという結果が出ております。そのような結果、昨日も申しましたように、建設場所としては南部地区に2カ所、中心部に1カ所の3カ所の建設を検討しているところでございます。特に南部地区におきましては、大津東小学校の北側に約1千700平米の町有地がございますので、そちらのほうをですね、その1カ所を早急に検討できるような形で、今後国のほうとも協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今説明がありました。みなし住宅とか、住まわれている現在地区住民がおられます。その人たちに早期の地元復帰をお願いするためにも、早期の住宅復興計画を練っていただき、前に進めていただきたいと思います。

次に、3、スポーツの森・大津近郊の建設と開発ということでお尋ねします。

スポーツの森近郊は、あの近くの引水等では無数な住宅開発がされておりますが、大津町としては、大型住宅開発の計画等は今後ありますか。あの地区での。スポーツの森の近くのJRの計画があるかどうか。それとサッカー場やその他、体育施設等のイベントによる有効利用での町税の増収、町内には約1千名ぐらい泊まれるホテルの客数があります。これを利用しない手はないと思っております。町でそういう誘致のためのプロジェクトを考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

私は趣味の関係で山鹿市のあんずの丘や御船町、宇城市、合志のヴィーブル、益城町の体育館を利用しています。約500名ぐらいの人員が集まる施設がなかなかこの熊本県、特に熊本市は今まで興南会館というのがありましたけども、なくなり、駐車場とかいろいろ考えたときに、この大津町の体育館は非常に恵まれた体育館ではないかと思い、質問をさせていただきました。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員のスポーツの森・大津近郊の建設開発についてのご質問でございますけども、本当にあの地域は開発したい地域でございます。

議員もご承知と思いますが、以前、この周辺の開発につきましては、県立技術短期大学を誘致したいとして、誘致活動を行った経緯がございます。また、新駅についても運動公園整備を機会に検討して経緯がございます。

残念ながら、当時は技術短期大学は菊陽のセミコンテクノパーク内に設置されることになり、また、新駅についても、町が設置を希望するものであれば町で全額設置費用を負担しなければならず、また利用客についても収益が上がるほどの見込みのない中で、多額の維持管理費がかかるなど、設置は困難という結論を出し、今日に至っている状況でございます。

現状でも、運動公園だけの集客では新駅設置は困難であり、議員が提案されておられるスポーツの森と瀬田駅周辺地域においては、交通の利便性と自然豊かな本当に宝の地域と考えております。この地域の開発については、今後都市マスをつくる中において、県とともに基本計画をつくり、未来投資整備促進法というのが松村副大臣の関係で熊本の創造的復興計画に基づいた促進法が今できて、閣議

決定されておりますので、近いうちにこれができるものと考えておりますので、熊本県とともに基本計画をつくりながら、この地域のすばらしい活用を今後考えていきたいというふうに考えておりますので、今後の都市計画の都市マスの中でしっかりとりたい込めればなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 山本議員の一般質問にお答え申し上げます。

駅を中心にお答えしたいと思っておりますけれども、今町長が述べられましたように、平成16年度に1回調査を行ったところでございます。新駅につきまして。前提条件としては、運動公園想定利用者を15万5千人、大津町想定人口を3万2千300人と、新駅の乗降客を341人と想定した場合、その結果を見ますと、10年以上前の概算でございますけれども、駅舎関連のハード整備に4億2千700万円、維持管理費に毎年1千万円の経費が必要となっており、無人駅にするかどうかについては、JRの判断になるということございました。

なお、先ほど町長が申されましたように、スポーツ森の大津近郊の開発につきましては、新年度から2カ年で策定する都市計画マスタープランを策定するものでございますので、この中で、校区計画、地区における開発や人口の推移など、今後2カ年で大きなマスタープランができあがると思いますので、その中で十分検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 私の一般質問、終わります。

○議長（桐原則雄君） 引き続き、質問を続けます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告にしたがいまして一般質問を行います。

今回は2点あげております。まず、毎年3月の定例議会における一般質問は、私は必ずこの施政方針について質問いたします。4年前も言いましたけれども、改選があるたびに新しい議員さんが入ってこられるので、施政方針、すなわち町長が1年間の抱負を述べられるわけでありますので、年間の予算主義にしたがって、数字的なものは予算書に出ております。しかし、それを具現化したもの、それを具現化して、なおかつ集約したものがこの施政方針に込められておるということで、町の方針がこの中に込められておるわけであります。全体的にこの施政方針というものは、全国的なもののインターネットあたりで調べてみますれば、相場的にならざるを得ない部分ありますが、町長の思い、そういったものが昨年度の災害、そういったものを踏まえて、この中に込められておるということで、この中についていろんな議論をして、問いただしたいものはここではっきりしなければならないという思いから質疑をするものであります。

この内容であります、この災害、熊本地震を受けまして、今後の方針といたしまして、2年間の復旧期間、そしてまたその後の3年間で復興の期間とすることを明確にした復興計画ですね、そういったものをきちんと創り上げていくということです。5年、10年後に夢があり、住んで楽しい町となるように取り組むというふうに述べられております。

また、このまちづくりにおいて、長期的な視野に立ったものが基本的に中心となるものが振興総合計画ですね。こういったものが最終年度にあたりますので、今まで以上の開かれた町政を目指すものとしてほしいというふうに述べられております。

ここで私が問いただしたいというか、議論を持っていきたいところは、年度の抱負を述べられる。そしてまた、10年間あたりの振興総合計画で長期の計画を述べられる。そしてまた今回は、復興計画、そういったものが出てきます。そして、都市マスタープランも出てくるということで、いろんなものが出てくるわけです。しかしながら、その中心となるものが振興総合計画でありますけれども、非常にわかりにくいと思われまして。やはり計画というものは、町民の方々、我々議員だけじゃなくて、町民の方々がそれを見て、そしてそれを理解する。そういった計画が一番でありますので、そういったものをわかりやすく創り上げることが行政の責任であると考えております。

そしてまた、その中に県知事が言われます、創造的復興、その震災前よりもよりよきまちづくりとしなければならないという課題まで出てきましたので、ここは慎重に計画を練らなくてはならないというのわかりますが、それと併せもって、わかりやすい計画にしなければならないという、難しいことが今起こっていると思われまして。

そしてまた、人材育成、多く人材を育てることがまちづくりにつながるんだというふうにも述べられております。この人材育成というものは非常に難しいものでありまして、まさに根本となるものは、基礎的な、家庭がもちろん発信ではありますけれども、義務教育、教育長がおられますけれども、そういったものをきちんと習得して、そして社会に出て行って、社会のためになる人物になっていただくという人材を育成するため、それをどうするかと町長が言いますれば、庁内で、庁内、この町役場の中できちんとその職員を育てること、これが一番でありまして、それを育てることができたならば、町長のそういった町の経営者としてですね、能力が高いと言われるのではないかなと、そういうふうに思います。ですから、町長は任命権を持っているような人間の特性、そういったものを見ながら適材適所に人員を配置し、そしてこの行政が機能的に働くように、そういった舵取りをしなければならないと考えております。

そしてまた、これからのですね、この施政方針において感じますところが、やはりその復興計画を立てて、これからまちづくりをやりますよと言いますけれども、その計画というものは、すべて財源が必要になるということです。この財源の確保、これが一番難しいと私は思います。そういったことを考えますれば、昨年度の定期監査におきまして、監査委員のほうからも指摘がなされております。その監査報告によりますれば、町の将来を踏まえた計画の策定と運用につきましては、これまで以上に関連部署間の情報交換と協力、連携の強化が望まれると指摘されております。

そしてまた、財政課におきましては、熊本地震に伴い、税収による自主財源の確保は厳しく、復旧・復興事業に多額の費用を要し、今後地方債借入れが増大して、財政の硬直化が懸念されると指摘されております。そして、最終的に行財政、行革大綱、財政実施計画プランの策定では、振興総合計画や復旧・復興計画と連動したものとし、お互いをですね、連動させて、町の将来のあり方を踏まえた方向性を出してほしい。まさに、この連動させるという点におきましては、私も全く協調するも

のであります。そういったものをわかれさせるわけではなくて、言うならば、3本の矢にすればもっと強くなるという原理でありますけれども、そういったものに創り上げていただきたいということでもあります。いずれにしても、復旧・復興計画の中で一番、もう私も議員として長うありますので、心配になるのは財政の問題であります。ですから、今後、10年後、20年後、長期にわたって借りた金を返していくということになってくると思いますので、そこはですね、未来の町を担う方々、それぞれ労働して納税される方々に対して、納得のいくその時期、今ですね、のその債務返済計画、そういったものをですね、きちんと立てて、将来におきましてもあのときは大変な時期だったんだ。そのときにやはりこういった町の債務が膨らむことは致し方なく、今現在があるという、10年後、20年後、30年後の方々に納得いくようなそういった返済計画、そういったものを立てなければならない。そういったことを考えます。

以上、この点について、施政方針で述べられた以上の詳細を議論したく質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の、私の施政方針、思いよりについてのご指摘をいただいておりますけれども、本当に永田議員の言われるとおりに、しっかりと思いを遂げるためには、やはり人材関連をしっかりとやっていかなくちやならないなというふうに思っております。

現在、3月末までの策定の復旧・復興計画は、熊本震災における緊急かつ重要な特定施策として、今取り組んで整理をしているところでございます。これからの振興総合計画につきましては、町の将来を見据えて着実成長を続ける町として必要な政策を明示したものであるということになってまいります。

熊本震災以後、取り組むべき事業の優先順位が大きく変わり、これまでの事業を一旦止めて、復旧に全力を挙げて取り組んでまいりました。今後は、いかに復興に繋げていくか、それも創造的な復興に繋げられるかということが大事になってまいります。

その点、私も議員も提案同様に考えておまして、復旧・復興の視点は、町の元の姿を取り戻すために最優先で取り組むべき事柄や振興総合の視点は、町の将来、創造的復興を考える際、現時点から手を打っておく必要があるという事柄ということになります。それはお互いに相反するものではなく、大局小局の視点で今後の町にとって大事な視点でありますし、復旧・復興計画の中においても、今後の取り組みは次期振興総合計画に一本化していくことを明記しておくもので、その過程において町の将来を見据え、さらに内容を熟慮してまいります。

予算的にも、今年度補正予算を合わせると当初予算の倍になっておまして、空前の規模となっております。これも震災復旧のため、来年度も歳出増加が見込まれますので、効率的効果的な財政計画、返済計画を立て、適切な運用に努めて、大胆な計画で実効性をもってまいりたいと考えております。

また、職員の人材育成についてですが、今回、熊本震災を経験しまして、職員自身も様々なことを考え、感じたことと思います。

危機発生時には、住民視点で考え、何を大事にして行動するか、その判断軸が問われます。今回、そのことを見に持って体験したはずですが、日常できていないことが、いざというときにできるわけがありませんので、今回の教訓を生かして、職員自らが課題を発見し、考え、行動できる土壌を役場全

体に広げ、日常の業務をとおして成長できる組織風土を、私とともに先頭に立つてつくっていくことが肝要であると考えております。

国家100年の計は人づくりであると言われておまして、町の将来を担うのは地域の住民の方々であり、職員はそれを表になり影になりながら下支えするのが役場の職員であり、町の仕事です。震災の教訓を活かすためにも、今後も力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今回の復興計画を立てるにあたって、そして、今町長が申された、未曾有のその年間予算になっているということです。すべて国・県が賄うわけではなく、町もそれ相応の負担があるということであり、ですから、特に重要になるのが、私が強調しました、その返済計画をきちんと立てることができるか否かということでもあります。そのときに、この返済計画の中に組み込まなくてはならない要素が多々ありまして、まず、考えなければならないのは国の現状です。国の現状と申しますれば、それこそ1千兆円以上のもう国は借金を背負っているということでもあります。この1千兆円というものは、国内総生産、GDPに比較すれば200%になっているということで、とても返せないほどの額に膨らんできているということです。ということは、いろんな国庫補助関係で復興のためのそういった資金提供、補助金あたりが出てきますけれども、国が予断を許さないということは、県もそれは流れとして一緒になるでしょう。ですから、それこそアベノミクスがその機能してですね、景気がほどよく回復して税収が増えればいいんでしょうけれども、アベノミクスが始まって4年ですか。金融政策、未曾有の低金利政策をしましたがけれども、なかなかおぼつかない。そしてまた、財政政策にもついでいこうとするならば、それ相応のその歳出の財源がいるということになってきますので、なかなか日本経済はこの閉塞感からその抜け出すことができないというのが現状ではないでしょうか。ですから、今後、10年後、20年後を考えると、今現在の国の現状というものを加味しなければならない。もちろん県もであります。そして、町が続くわけありますから、そういったことをきちんと加味しなければならない。そしてまた、その震災の影響に対する町の施策、国の施策というものが果たして適正に機能しているかということについては、昨日の質問でもいろいろ出ておりました。まだまだ町は金を出せというような質問もあったかと思えます。うちでのこづちはありません、魔法の杖もありません、財源はどうするか。これは納税者の方々の話ですよ。景気がいいときには、それこそ町の収入も自主財源も増えるかもしれません。しかしながら、昨日そういった質問があった中で、町長は答えられました。いろんな企業から固定資産の減免も申し込まれてきたということでもありますから、町のこの町に対する固定資産税の減額も、これは計算の中に入れなくてはならないとなってくると思えます。ですから、厳しい状況、この中において、私はあえてお金を出せとかいうのは、もう人に任せときます。もう10年後、20年後を考えてですね、そういった借金ができるのはもう明白でありますから、この返済計画についてきちんとした計算式がなされるような条件をここで出していくべきです。そういうふうに思えます。じゃないと返済計画はあまいものになってしまっていて、それこそ箱物でよくありましたよね、今まで。景気がいいときにあるそういった首長さん時代に何らかの施

設をつくりました。うちで言うならば、あぁいった温泉センターあたりも今は使われぬ。結局迷惑でしかないようなその箱物をたくさんつくった経緯がありますから、だからこそ、今回の出費において返済計画は重要になってくると考えるわけでありませぬ。

今、国の状況を言いました。しかしながら、日本国はそれこそ単独で回っている国ではありませんので、世界貿易の中におります。そういった中で、今日の新聞で危惧していたことが出てきたかなど。これはアメリカがTPPから離脱するという表明をしましてけれども、もっと条件が悪い2国間のFTA、経済協力関係を結ぼうじゃないかと、そしてまた、これは熊日新聞ですね、こう大きく引き伸ばしてきましたけれども、日本の農業が第一の標的であると。アメリカの次期通商代表は市場開放を要求していくということです。それもですね、日本が非常に聖域としていた重要5項目あたりに切り込んでいくと、もう意気揚々であります。そういったことを考えればですね、じゃあこれから先支出は減るのでしょうか、増えるのでしょうか。農業法もやっついていかないと、もう我々は食べていけませんので、やはり食料自給率をもっと上げて、そして我が地産地消もきちんとやって回るのが一番いいんでしょうけれども、それはままならないという状況です。ということは、こういった農業関係に対してからの今後のですね、支出の増大もおそらく考えられると、そういうふうにして今日の新聞を私は見ました。

そしてまた、高齢社会の問題です。我が大津町も民生費はどんどん増えております。そしてまた、子育てのためのいろんな要望もたくさん出てきております。それを賄うのは何かということです。借金しますか、それとも景気をよくして収入を上げますかという形になりはしないかなと思うわけですね。実際国がですね、内閣府の中長期の経済財政の姿を計算しているのは、25年までしかないらしいんですよ。その25年までですね、実質2%、名目3%の成長を続け、消費税を10%に上げれば目標よりは5年遅れるが、基礎的財政収支、プライマリーバランスというやつですけども、黒字化は25年ちょうど達成できるとか言っておりますけれども、人口のピークを迎えるのは15年、その25年までしか計算してありません、その後なんですね。ですから、その後はもう知らんよというような言い方なんです。2030年になったら75歳以上の人口は2千278万人になるだろうと予測されております。2015年よりも4割も増えるということです。ということは、今増え続けている民生費どころではないということですよね。ですから、そういった行政サービスも充実しなければならない。そして、今回の地震におけるそういった膨らんだ債務を返済しなければならないというふうな形で、本当にこれからの行政の舵取りというのも大変になってくると思われます。ですから、今言った計算式に必ず組み込んでくださいという部分は、やはりですね、町の総力をあげてそういった計画、返済計画を立てなければならないと思いますが、そういった町長のお考えで今後の返済の仕方は国や県頼みでそのまま持っていくのか。それとも町独自にきちんとしたそのよくなる方向、悪くなる方向、並行した方向というような感じでですね、いろんな予想を立てながら立てなくてはならないと思われませぬので、この点について再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のまずは先立つもの、金でございますので、その金の関係について、

今永田議員いろいろ農業振興や、あるいは民生扶助費関連等、そして財源の減少関連、そして災害復旧の事業、そしてまたそれに伴う復旧事業関連を考えますと、国・県の支援はもちろんでございますけれども、町独自の財政計画、返済計画を今指示をしております。しかし、国・県のほうの支援関係がまだなかなかはっきりしない。県のほうも基金は持っておるけどもどうするのかとか、いろんな形がございまして、早めにその辺の指示を、我々は指示待ちじゃございませんけども、それがはっきりしないとなかなか我々もその対応が厳しいというような状況でございますけども、国・県のそれなりの事業を今見て、我々の町で対応する中で見てみますと、町独自で2割は覚悟しておかなくちゃならないんじゃないかなと思いますけども、これは庁舎の関係は別問題でございますけども、これについてもそれなりの借金をしながら返済していかななくちゃならない、大きな課題もございますので、そういうような財政計画の中の返済計画、こういうものもしっかりと今指示をしながら多くの災害復旧事業関連等について、町で本当にやれるものの事業はどれとどれと、何と何というようなことをやっばりどこまでやっていけるかというのをしっかりと考えていかななくちゃならない状況でございますので、その辺は住民の皆さんのしっかりしたご理解とご協力がなくてはできないわけでございますけども、その辺の情報関連等についてもしっかりと住民の皆さんに届けながら、一緒になってこの難関を乗り越えていかななくちゃならないというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長も前向きにそののところしっかり計算して対応していかなければならない。しかしながら、やはり県がおって、そしてまた国がおるわけですから、そのところのいろんな上から流れてくる、そういうものにも対応しながら創り上げていかなければならないということでありました。

私はそこでですね、町としてできるものでは何かないのか。言ったら、常套手段のほとんどの首長さんが言われるのが企業誘致でありますね。実際、昨日来のその委員会では企業誘致の申し込みは実は非常に大津町は多いんです。昔から言うように、地政学的優位性を持った場所なんです、大津町は。ですから、ここは発展させていかなければならないという部分が1点。それとやはり人口増施策をしなければならぬということですね。そして、固定資産税なり、そういった住民税あたりの収入増というものも考えなければならぬという点です。それをするには、いろんなやはり財政措置もやはり必要になってくると思います。やはりインフラ整備は不可欠になってくると思います。ですから、住みよいまちづくりをつくるとともに、それに正比例して人口を増やす。そしてまた企業を増やす。雇用が生まれる企業を持ってくる。いろんな形があると思います。プラス、私が考えたのが町の収益事業が工業用水道会計というものがあります。特別会計でありますけれども、ここは実際、企業から望まれて井戸を掘って供給するわけですから、絶対的にこれよほど設備投資が膨らまない限りは黒字なんですね。ですから、こういったものを引き締めていって、こういった黒字関係を一般会計に持ってくるような条例の改正、そしてまた、全体的な町の施策の見直しですね。それこそ条例全般を見直さなくてはならないかもしれませんけれども、そういったもう今現在では陳腐化してそういった施策はいらぬよというもののはどんどん捨て去ることです。そして、もう引き締まったよりよい施策

に変えていく、更新させていく、変更させていくということが大切ではないかなと、そういうふうに思います。これからの行政サービスのあり方というものを考えたときに、住民基本条例、わざわざ町長つくりましたよね。あれってというのは、この今回の施政方針でも述べられておりますけれども、民間ができることは民間で、企業関係はですね。住民が、いうなら住民自治でできること。団体自治じゃなくて住民自治でできることは皆様方が額に汗かいてやってくださいということが明記されているのかなと思っておりますけれども、まだそこまで至ってないと。何かあったらすぐ町はどうもしてくれんとか、そういったことをよく私は議員の立場として聞きます。中には、それぐらい自分でやったらどうかというようなことがあります。税金の概念がないわけですよ。納税者の方々の思いというのはそこに反映されてない、意見をどんどん言う人はやっぱりたくさんおられます。しかしながら、先ほども言いましたように、それこそ花咲か爺さんはいないわけですから、きちんとした財政計画が必要だと思います。今後ですね、取り組むべきものは、今言った全般のやはりそういった施策も、行政サービスもいろいろ見直さなくてはならない。そして、そのことによって料金の上乗せ、いろんなですね、料金の上乗せとか、その課税対象に対してもっとこう利率を上げるようなことをできるだけ避けたいという思いからこの質問なんです。そういったことが、施策の中でやれるならこんないいことはないと思うんです。ですから、過去にも言いました。本田技研工業が来ていただいて、それこそ町民法人税を10億までいきませんが、6億とか7億とか、町にその支払っていたころ、納税していた時期がありましたよね。そういったものをもうその何%でもいいから、今後増え続けるであろうそういった民生費とか、扶助費に充てるための基金を作りなさいといっても、そのとき作らなかったは町なんです。ですから、こういったときに、やっぱり基金、いざというときの基金、貯金ですよ。言うなら家庭でいう。必要になるということです。ですから、貯金も持つって、そして借金もして、それも借金というのは、きちんと返済計画が整うということは町がうまくいくということです。その例といたしまして、例えば、先ほどGDP200%の割合に国の借金はなっていると言いましたけれども、一つおもしろい記事、特集ですね、日経の日本国債というこの特集記事を見ておりましたら、英国ですね、英国がですね、1815年ごろに債務残高のGDP比が260%まで上がった時期があったそうです。えっと思いましたが、ところがですね、これを100年かけて、100年ですよ。100年かけて財政を健全化したという記事を見ました。やっぱこれはですね、例えば、その借金をしました。これじゃあ5年で返しなさいというのと、50年で返しなさいというの、それはもちろん変わってきますけれども、それだけ100年後を描いたということですよ、言うならば。それぐらい思慮深い国民なのかなというふうに考えました。我々もそんな英国人に負けないようにですね、そういった計画を、ぜひそういったものにしたいと思っておりますけれども、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のご質問、大変町財政関連等についてご心配されておりますけれども、我々も職員一同一緒になって頑張るということで、私、舵取りを4年間任されましたので、先ほど大胆な計画もやっていこうというような話をしておりますように、やはり借金も財産というような考

えの中で、その借金で町の財産をどのように動かしていくかということを考えますと、私の思いでございませうけれども、例えば、今後2年間にかけて都市マスをつくろうというようなことを提案しておりますが、この都市マスについても、例えば、蒲島知事の熊本大空港構想の中において、この大津町が、例えば駅南のほうについて民間活用でその産業、経済産業振興を図ることができやしないかなと、そういうような農地を外すとか、そういうものについては、県と町とが一緒になった基本計画をつくっていければ、先ほど松村副大臣からお話があるように、そういう計画であれば、ある程度実効性のあるものにしていくというような話でございませうので、そういう意味におきまして、先ほど山本議員の質問もありましたように、瀬田駅の周辺、この辺についても何かできないかなと言うことで、今いろいろと影で模索しておりますけれども、なかなか前へ進めないものもあるし、前に進んでいただく。しかし、こういう大型の開発については、やっぱり県なり、その辺の考えをともに一緒にしてやっていかななくてはなかなかこの計画の実行は伴わないなというような思いをしておりますので、今後について、そういう工業団地も都市マスの中でホンダの周辺、そういうところいろいろと思いがりますので、そういうものをしっかりと都市マスの中に生かしながらやっていきたい。ただし、議員心配されておるように、やっぱり我々もインフラ整備のそこには、上水道、下水道をつくらなくちゃならない。また、工業用水関係についても、あのだけの排水計画、配管をしておりますので、ある企業が来て、1千トン使いたいというけれども、ちょっと待ってくれ、あれをやるのには配管がいるから全部やらなくちゃならない。井戸をまた一つ掘らなくちゃならない。そういうような課題も出ておりますので、今の国交省がトンネル掘っておりますので、一番心配しているのは、それによって大津町の上水道の水の問題と、大体阿蘇のほうのほうが多いんですけども、その影響と、それから、今回こっちのほうで工事されるトンネルの部分についても、水が出たときに真ん中に、トンネルの真ん中に本管を流しながらその水を、きれいな水ですから、それを工業団地に使わせていただければとか、そういうような影での話を今進めて、国交省というような形の中で、あるいは受けた業者と相談をしながら、そういうような形の中でしっかりと企業誘致ができる、雇用確保ができる。あるいは商業関係がうまく回っていけるような形の中で、住民の生活が潤うことによって、税金なり、それなりの活性化が図っていかれるものというような思いでありますので、しっかりとした都市マス、そして県とのその投資的整備法に基づくものをつくっていききたいというふうに思っておりますので、今後についてもよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 引き続き、質問を続けます。

1問目につきましては、これは議論が尽きないところありますから、職員の皆様方もそういった大きな視点を持ってですね、ぜひ創り上げていただきたいなと思います。そしてまた、私も20年になりますので、その将来の布石として、本田技研の南道、あれ町長のときに私が提案して、町長がよしやろうということであれつくられて、結局あれが布石なんでよ、将来への。言うならば。大津はぐるっとうるような、丸の内ができあがりますから、今後都市マス、プラス農業振興、そういったものと照らし合わせてですね、そういった土地の有効利用、これを進めることが、県もそうい

った前向きな意見であるならば、きっとより良き結果が生まれていくものと思います。

2問目についてであります。

投票率の向上について。この点について、私は大体選挙の前後あたりにいつもこの質問をします。なぜかと申しますれば、結局今回の結果ですよ。私が一番危惧していた点がこのまま出てしまったということです。あの数字はひどかったですよ、51点パーセントだったでしょ。これは議員各位だけの問題ではないんです。より良きまちづくりのためには、こういった国民一人一人の固有の権限である参政権を使ってですね、投票して、そしてそういったその民主主義を発展させていくような、そういったものというのは好ましいと思っております。ですから、今回町長と教育長に質問等しましたけれども、実際、教育長が受け持つ中学生まではまだ選挙権はありません。今度18歳から選挙権が付与されましたけれども、しかしながら、それこそ日本国憲法、言うならば、すべての法律の大元でありますから、その15条ですか。公務員を任命また罷免、そういったものが述べられているように、そういった参政権を持ってこの日本国のですね、一員としてですね、きちんと育てていてもらいたいという思いがあるから、教育長に対して、その義務教育の期間中にそういったものを植え付けさせていただきたいと思うところがあったからであります。実際、先日大津中学校の卒業式にその来賓として参加させてもらいましたけれども、もう本当ですね、那須教育長の時期からがらっと変わってきて、もう本当引き締まっておりますね、もう卒業していく方々、そしてまた、2年生までもきちんとした姿勢のままです。軽くグーを握って、ももの上にのせて、きちんとした姿勢のまま厳粛のまま執り行われて最後までいきました。もうそれこそですね、あの震災を体験したからかわかりませんが、皆さんが引き締まって見えました。非常に、震災は悲惨だけれども、この若者たちはそれを糧にして大きく育つんだと、そういうふう感じたところでもあります。だからこそ、こういったときに基本的な国民の一人として、そういった選挙になぜ行かなくてはならないのか。それを掘り下げていったならば、憲法に基づく国づくりの一員なんだよ、きみたちはというふうな教育は、やはり必要なんです。もう堂々巡りで、私が最初に議員になったときよりもどんどんこう投票率は下がっていております。前回は指摘しました。このままじゃいかん、大変なことになるよ。それは、この通告書に書いてもおりますけれども、有権者の方々に対する情報が少ないんです。実際、有権者の方々がじゃあ議会議員の選挙があります。首長さんの選挙がありますといったときに、顔も見ただけでもない、その人の政治信条、またどういった、例えば目標を持っておられるとか、そういったものがですね、あの広報は出ますけれども、それでわかるはずないですよ。そして、今回はそういったインターネット選挙、インターネットによるそういった自分のホームページとか、メールによる呼び掛け、そういったものなどもその追加されております。けれども、それは平等な立場でそれを広く町民の方が知っておられるわけではないということですね。ですから、これは議員各位が努力する、それだけではなくて、やはり町としてですね、取り組むべきことではないかと、私は思います。そういったことをですね、やらないと、本当国づくりの基礎的なものが曖昧になってしまう感じがするんですよ。ですから、例えば、議員選挙のときには、同じ、例えば今回の選挙についての言うならば立候補者の方々のご紹介というページがあったら、すべての方々が同等な形で見れる。そしてまた、いろ

んな箇所にもそういった見れる機関もつくる。例えば、そういったものも僕は非常に有意義になってくるのではないかなと思います。わからないまま、地域の代表だからこの人に入れたとか、それも一つは一理あるんですね。やはり地元主義というのは誰でもありますから、しかし、それだけではいけません。本当にまちづくり、国づくりを考える方々がそういった高き理想を持って出てきておられるような現状をですね、きちんと示さなくてはならないと思います。ですから、教育長に対しましては、そういった基礎的なその国民、町民としての資質、これを高めるために、やはり教育でできることはあるのではないかという問い。そしてまた、町長に対しましては、議員だけではもうだめなんですと。言うならば、今までの公職選挙法はもう陳腐化していると、私はずっと前から思っております。何が提灯をびらだとか、提灯だとか、そんなことばかり書いてあるんですよ。連呼運動はここだったら許せるとかですね、やめてくれよという話ですよ。もうそれってうんざりしているんですよ、言うなら町民の方、国民の方すべてが。ですから、有効な手段をここで見出して、そして情報提供をきちんとすることがよりよきまちづくりの基礎的なものになると、私は考えます。ですから、そういったものに対して、本当心苦しいですけれども、先ほど財政、経費のことばかり言いましたけど、ここで経費が発生するかもしれません。しかしながら、これの将来、5年後、10年後、50年後と考えた上での投資であってほしいという思いです。この投票率の向上について、引いては、まちづくり、国づくりにつながるんだよということについて質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の議会選挙関連等についての投票率の低下でございますけども、本当に若い人や投票率の低い傾向にあると聞いておりますけども、投票率の向上には、やっぱり有権者の利便性を高めるための環境整備も大切であるし、政治に関係を持っていただき、最終的には投票に行くぞという意識と行動に結び付くような取り組みが大切であるというふうに思っております。

それには、住民の皆さんがお住まいのそれぞれの地域における活動に参加をしていただくことにより、まちづくりへの参加の意義が芽生えてくるのではないかなと思います。町では、今までも地域づくり活動支援などの事業を進めていたところであり、それらの事業を活用していくことにより、地域の活性化が図られるものと、地域コミュニティにおいて、それぞれの地域住民の方が、自らが地域づくりの一端を担っていると感じてもらうことにつながるものと思います。

そのように、住民の皆さんがまちづくりへの参画をしていただくことにより、行政や政治に関心を持っていただき、投票するという行動につながり、投票率の向上に結び付いていくものというふうに思っております。

また、町では、明るい選挙推進協議会がございますので、投票率関連等についてもしっかりと協議会のほうとも協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員の投票率の向上についての質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますように、全国的に年々投票率が低下しているという、こういう現実がございます。選挙に行く、そして投票するという行動は、国政や地方行政を支える基礎であり、今後、国や

地方の将来を考えると大変心配される状況であるというふうに認識をいたしております。

学校教育の中における国民としての義務や権利ということに関しましては、国民生活の安定向上を図るための国民としての責任と政治の役割について理解させるための学習が系統的に進められております。学校における指導は、学習指導要領に沿って行われますが、選挙年齢も18歳に引き下げられたこともあり、さらに政治や選挙に関する知識を深めるとともに、実際の投票行動などにつながるような教育を進める必要があると思っております。実際の選挙で使用する記載台や投票箱を用いて行う生徒会役員選挙での投票体験や、町が行っております中学生議会への参加体験も政治や選挙に関心を持ち、理解を深めることにつながっていると思っております。

特に、今年度は震災の影響で開催できませんでした中学生議会については、新年度で事業内容を見直したいと考えております。例えば、町内の県立学校、高校に通う生徒さんにも参加してもらおうとか、また会場を文化ホールに変更し、多くの保護者や町民の方々にもこの議会の、子ども議会といいますか、名称は変えなくちゃいけませんけれども、そういった様子をですね、多くの方々に参観していただくとか。さらに開催する前に、参加する生徒に対して、町の行政や議会のしくみを説明する機会を設けるなど、学校とも相談しながら、少しでも政治や選挙を身近に感じられるような取り組みができればと考えております。

先日、町内のある高校の校長先生に、実は新年度はこういうことを考えておりますということで、その際にご協力いただけますかとお願いしましたところ、快くもうぜひともお願いしますと、高校の校長先生からもおっしゃいましたので、そういった方向を今考えておるところでございます。

ただし、学校での教育には限界がありますので、例えば、幼稚園や保育園の協力をいただいて、「親子で投票所へ行こう」キャンペーンを行い、家庭の中でも政治や選挙、町の行政や議会のことについて話題にしていただき、幼い頃から社会のしくみなどについても関心をもってもらうことなども、将来の投票行動につながるというふうに考えております。そのような環境づくりも必要であるという意味で、そういった取り組みも考えていきたいなと思っております。

そういうことで、将来、子どもたちが政治あるいは選挙への関心や国民としての責任を持ち、今後、様々な社会情勢の中で、主体的に物事を判断し、行動をすることができるような能力を育成するよう、そのような視点で子どもたちの教育にあたってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

この投票率の向上という質問についてはですね、実際、いろんな方とお話、町民の方々とする中で、やはり前回のときも言いましたけれども、もう政治家のいろんな不正行為による犯罪等々ですね。今は国会でも何か虚偽の発言をしたとか、いろいろあっておりますけれども、実際ですね、清廉潔白、この言葉というのは当てはまらないと、皆さん思っておられるんですよ。そんなやつばかりじゃないかというふうな諦めムードでもあります。しかしながら、先を見て進めるのならば、やはりですね、例えば、この大津町議会において、女性の議員は今お一人です。一番若い人が30代ですね。昔から

理想といたしまして、議員になって思うことは、それこそ20代でもいいと思いますけれども、まあこれというのは、俗に言うシャバ知らずということになるでしょう。しかしながら、それなりに勉強していけば、姿勢さえよければですね、学ばんです。ですから、若者はどんどん取り入れていかなくてはならないという姿勢は大切です。ですから、20代から70代まであたりはですね、ずらっとこう平均的に議員で占めれば一番いい形かなと、いつも思います。その中でも、前回もその前の私が一緒になった同僚の女性議員というのは、今回が3人目の方ですけれども、今まで2人の方というのは、女性の地位向上をやっぱり強く言われてました。しかし、それと連動するのはですね、実はこういった投票における参政権を行使して、そして逆に自分が被選挙権になって立候補するとか、というような行動に結び付けないと地位向上はまなりません。女性の地位向上、それと若者たちの地位向上ですね。これはとても大切なんです。そういったことで、よりよきまちづくりにはつながるんです。ですから、この選挙結果というものをきちんと直視しないと、選挙管理委員会がどう考えておられるかわかりませんが、この選挙結果を受けてもですね、何も行動を起こさないのかということなんです。結局、この選挙結果は出ました。しかしながら、ただ私はそこまでの方策は、広報を出しました。いろんな取り組みもそれで終わりなのか。結果が出た後に、その後に対応策はきちんと練らなくてはならないと思います。

そういうことを考えますれば、やはりよりよきまちづくりのためには、町長としてもですね、やはり何らかの行動はやはりとらなければ、町長から選挙管理委員会に指示しなければ起こさないということですよ。ですから、これを改善することができないのであるならば、これはですね、それこそ教育長にも言いましたけれども、大元のことですから、人として参政権を行使して、国民としてきちんとやるべきことですから、ここを無視して上滑りで議員になった方々とか、この行政の方々とかで町政を舵取るというのは、非常に軟弱、言わざるを得んと思います。社会参加している方々が、これは行政参加している方々が非常に少ないということになるということですよ。ですから、そういった方策についてはですね、いろんな形で取り組んでいていただきたいと思います。

最後は演説になってしまいましたが、これを答弁を受けても、おそらくこれからの課題として、ぜひ取り組んでいただきたいと思いを残しまして、質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後は1時より再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 皆さん、こんにちは。8番議員、府内隆博が通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

今日は2点について質問させていただきます。1問目が大津特産ブランド甘藷の国内PRと海外輸

出についてと地方創生交付金を利用した6次産業化、もう1点が、熊本地震後の児童・生徒の心理状況はどうだったかということで質問させていただきます。

それから、経済部の松岡部長が今3月の議会最後の議会ということで、今まで経済通として農業委員会の局長、そして企業誘致課長、そしてまた商業観光課課長ということで、全般にわたって精通された部長でございますので、今日は本音の答弁を聞きたいと思います。

最初に、大津特産ブランド甘藷の国内PRと海外輸出についてと地方創生交付金を利用した6次産業化ということで質問させていただきます。

農林水産省が発表した2016年の農林水産物、食品の輸出額（速報値）は7千503億円で、4年連続で過去最高を更新した。これは国が推し進める「攻めの農業」の柱として農林水産物、食品の輸出額を19年までに1兆円とする目標を掲げている。農林水産物の輸出については、熊本県も力を入れてきた。15年度の輸出額はアジアを中心に約43億円で前年度から22%増加。九州では2007年、官民一体となった九州農林水産物等輸出促進ネットワークが発足。九州経済連合会も農業団体と連携して、香港やシンガポールなどで商談会を開くなど、販売促進を強化している。実際、「焼き芋」として売り込んだサツマイモは輸出が急伸しており、食べ方とセットで紹介する手法は参考になっていると思う。大津甘藷部会も台湾の台北にて、29年2月、販路拡大や大津甘藷農家の後継者二代目セガレブラザーズも台湾高雄市で焼き芋、いも天など、試食販売を行うなど、国内外に販売戦略を強化している。

次に、地方創生交付金で6次産業化を目指す事業で、熊本関係で県分と34市町村を合わせて48事業に21億9千900万円が2016年度二次補正予算で確保、地方創生拠点整備交付金の第一弾として交付される。その中で、山鹿市は、9千万円の交付予定で、菊鹿ワイナリーにおける6次産業化商品販売等施設建設事業の計画をされたり、鹿児島県三島村は、地元産のサツマイモを使った焼酎の酒蔵所を建設を計画するなど、地方創生交付金を利用、地域の特産を生かした6次産業に結び付けている。今後もJA大津甘藷部会や町内甘藷農家と大津町が協議しながら、町独自のスーパーブランドを目指し、芋の品質向上と6次産業を取り入れながら、国内外販売拡大に向けたPRに努め、少しでも生産者の利益を生む対策が必要と思うが、町の考えをお聞きしたい。

1問目を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の大津の特産関連等のご質問でございますけれども、大津のからいも、これはもう本当に食べておいしいからいもは全国に至るところにからいもはありますけれども、大津のからいもはやっぱり焼き芋と天ぷらが一番というような評判でございますけれども、このような状況の中で、しっかりとPR活動をやっぱりやっていかなくちゃならないということで、国内外についてしっかり今取り組んでおりますので、その辺のところをまた最後の松岡部長に答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

また、焼酎、からいも関連等の状況でございます。前も府内議員からお話を承りまして、人吉のほうに行って、一応お話をさせていただきましたけれども、私が行ったところが悪いのかどうかしりませ

んけども、酒を専門にやっておりますので、からいもをつくるのは、私はどうも苦手だというような形でお断り受けた件もございますので、そのときは道の駅のビール工場跡に醸造関連であそこで販売できればなというような思いで行ったわけでございますけど、今後の議員おっしゃるように、地方創生関連の事業の中で取り入れていかれるというような形になるように、今後経済産業省関連ともしっかりとご相談しながら、前向きに検討をさせていただければなというふうに思います。

では、松岡部長のほうから説明をさせます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） まずもって退職前にですね、最後の一般質問の場を設けていただけたこと、府内議員さんのほうに、ありがたく心からお礼申し上げます。

では早速ですけど、府内議員の大津特産ブランド甘藷の国内PRと海外輸出についてのご質問にお答えしたいと思います。

日本における農水産物・食品輸出額について、4年連続で過去最高を更新し、農林水産物の輸出については、熊本県も力を入れてきたことのご説明は、府内議員さんの説明にあったとおりでございます。県内では、各地区JAグループや各種畜産団体、熊本県農政部を構成団体とする熊本県農畜産物輸出促進協議会を平成17年4月に設立し、農畜産物・農産加工品などを中心に、海外における各種フェアへの出展、バイヤー招聘など、事業を実施しております。

この協議会における平成27年度の輸出実績は4億5千700万円で、前年比137.1%と増加傾向にあります。主な輸出先としましては、香港が全体の約6割を占めている状況です。

熊本県における平成27年度の甘藷輸出実績は、数量が98.1トンで前年比104%、金額は2千500万円で、前年比106%となっております。この輸出実績におけるJA菊池大津中央甘藷部会が絞める割合は、数量、金額ともに75%も占めており、本町が県内における甘藷の一大産地であることを証明しているのではいかと考えます。

しかしながら、27年産の輸出については、数量・金額とも前年を上回っているものの、大きな伸びとはなっておりません。要因としましては、検疫の問題や1月から3月の厳寒期の輸送時の荷傷みに対策を立てられず、安定的な出荷ができなかったためであると分析されております。輸出における難しさはここにあるように思っております。

大津の特産品である「からいも」の熊本県内における知名度につきましては、一大産地であることはもとより、からいもフェスティバルなどのPR活動により、かなり高いものと思われませんが、全国的にはまだまだ知名度はかなり低いことから、昨年10月に、からいものPRと地震のお礼も兼ねまして、大津町長自らJA大津中央支所とともに、大阪府庁、大阪府松原市、名古屋市、滋賀県大津市に販路拡大のPRキャラバン隊を派遣し、多くの人に喜んでもらっております。

大津町がからいもの町として全国的に認識してもらうためには、地方創生の取り組みが重要となることを考えており、からいもを活用した特産品の開発を推進するとともに、様々なメディアやイベント等を活用し、情報の発信や販路経路の拡大を進め、国内外に向けたPRや販売流通経路の拡大に向けた取り組みが必要と考えております。

さらには、J A 大津町中央支所甘藷部会をはじめ、町内の甘藷農家、商業、企業、行政が連携し、一体となったPR戦略を推進することにより、農家の所得向上と魅力ある農業の確立、若手農家の確保に繋がり、町のさらなる活性化にも繋がるものではないかと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 大津甘藷部会が27年度の国内の実績で3億9千万円があげられてますけども、海外にも、これはJ A 菊池甘藷部会ですけども、イギリス、シンガポール、ロシア、香港、台湾といった海外に輸出されておりますけども、香港が一番多いようでございます。この前部会で台湾の台北に行かれて、役員さんが2年に1回の海外販路拡大ということで行かれて感じたことが、向こうの文化にあわせて、そして焼き芋を、向こうの人たちに、現地の方々に味を知っていただいて、これが非常に好評だったということで、やはり大津のからいもを送って、そしてまた向こうで試食していただいて販売する。こういった手法が、先ほども言いましたように、やはりそういったことでこう販路拡大につなげていくと。これが実績ではないかと思えます。

それから、また先ほど後継者の二代目ブラザーズあたりも焼き芋を、そしてまたいも天あたりもこう試食させながら販売しておる。非常に好評だったということで、非常に海外販路について非常に好評の分がたくさんあったということで話を聞いております。今後は、その船便で行く途中のコスト、それと日にちがかかって向こうで傷む確率が高い。逆に言えば、こちらで洗って調整して船便に乗せて向こうに行くと、やはり1週間から2週間かかるということですね、やはりこの前後継者の方が言われておりましたけども、半分は腐ったということで、そういったことですね、そういったハンディもあるということで、やっぱこれからはそれが一番の課題だろうということでおっしゃってましたけども、まさしくそうだろうと思えます。

それと、これからはやはりPRの中で、先ほど部長からのお話もありましたように、からいもフェスティバル、それからまた天ぷらなどをされているほりだしハウス、これが非常にPRになって、非常に若い人も買って食べているようでございます。その中で、やはりこの文化の森の道の駅でもこれはもう本当のPRの拠点ではなかろうかと思っておりますけども、その中でも甘藷販売をされております。それとまた1週間に2回ほど平川の方ですけども、焼き芋をされておる方がおりますけども、非常に土日は、非常にこう県外からのお客さんがあって好評だということで、これも一つのPRの拡大になっているんじゃないかと思えます。

そこで2点ほど再質問をさせていただきます。

大津町独自のブランドを確立するには、甘藷農家の品質向上のための努力も必要であります。それからまた、販売力強化のため、市場へのトップセールス、これも大切になってくるかと思えます。

そこで、町長自らが関係役員、それとまた部会長あたりを年に何回かこう市場あたりのトップセールスをしていただくならと思えますけども、その1点について聞かせていただきたいと思えます。

もう1点は、地方創生交付金を利用した6次産業化で、地元の芋を使って、水は諏訪水源の水、そういったことで企業誘致を焼酎工場としてできないか。これは一つの例として、機械メーカークボタ

が米粉パンを作られて、今非常に好評ということで、手挙げ式でもいいからですね、そういったことで意欲のある、またそして焼酎に興味のある、そしてまた資金面も必要ですので、そういった方がおられれば手挙げ式でもいいですから、企業誘致をして、そういったことでできないか。これは私、8年前にも一般質問をさせていただきましたけども、夢でございまして、ぜひこう実現していただくなれば、地元の店あたりもこう焼酎を置かれるし、また、東京の銀座館あたりも地産地消ということで置かれるし、そういったことで、また海外販路にも役立つんじゃないかと思うので、この2点だけ再質問をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） からも販売関連の推進でございますけども、今海外関係には地方創生関係で、その費用で大津町の関係者、この前も15名近く、2週間ぐらい行っておりますので、その経過の課題事項も、ただ議員おっしゃるような課題もたくさんありますので、その辺の課題をどう乗り越えていくかというようなことが一番大切ではないかなというふうに思っておりますし、また焼酎工場の誘致について、この前も、先ほど申しましたように、あれからちょっと私も断念しておりましたけども、今後、そのような形でしっかりと誘致をできる工場があればなというふうに思っておりますけど、その辺の販売関係についてもやっぱり大津のからもが一番ということと、諏訪神社のあの水、これをうまく生かしたところでやっていたらおいしい焼酎はできやしないかなというようなPRもしっかりしながら誘致をしていくなというふうに思っておりますけども、やっぱりこれも私が主役でなくて、相手が主役でございますので、そういう意味において、己の力でやっぱり切り開いていかれる、その力をやっぱり甘藷部会の若い人たちが今やっておるような形で前へ進んでいただければなというふうに思っておりますけども、先行隊の役割として、今後についてもしっかりとからいものPRなり、大津の農業経営の安定に向かってしっかりと価格が上がるように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 私ども、徳島の鳴門市に行ったときに、鳴門市の市長さんが、自ら自分で市場あたりにトップセールスをしていると、それと鳴門市には、やはりからも産地ということで、焼酎工場もあります。そして、焼酎の銘柄もちょっと忘れちゃったけども、非常に売れている。地元の方も好んでこう飲んでいるという話を聞いたときにですね、やはりこれ大津もぜひ私は必要かなと、そういう思いで今回のこの質問をさせていただきましたので、今後とも一つこう前向きで、そしてまた、農家の人も努力してやはりこうPR等にも参加しながら、そして、この大津の特産の甘藷、トップブランドにしていきたいというふうに思います。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

熊本地震後の児童・生徒の心理状況はどうだったか。

熊本県教育委員会と熊本市教育委員会が地震後実施した調査によると、県内の全小中高校生17万7千627人のうち、熊本地震で心のケアが必要とされたのは3千577人だった。ケアが必要とされた子どもたちは、「夜に眠れない」「イライラして人や物にあたる」「食欲がない」といった症状を抱

えたという声があった。

熊本県教育委員会は、地震発生後は、各校の支援要請に応じきれず、全国臨床心理士会などから緊急対応の応援を得て、集団のカウンセリングを実施した。大津町の小中学校の状況はどうだったか。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 府内議員の熊本地震後の児童・生徒の心理状況はどうだったかというご質問にお答えをいたします。

熊本地震の影響によりまして、大津町では、地震直後から12日間の休校の措置をとりました。二度の大きな地震は、大人にとっても大きなダメージでしたので、児童・生徒の心のケアは不可欠であるとの判断から、休校中も児童・生徒の不安感を少しでも和らげることができるように、2日間の自由登校日を設け、授業は実施せずに学校で教師と子どもが対話できる場をつくるなど、児童・生徒の実態把握と心のケアに努めてまいりました。

学校再開後の調査では、町内の小・中学校で合わせて81名の児童・生徒が「心のケアが必要」と判断されました。主な状況としては、「家に一人でいるのがこわい」「何となく元気がない」などの心身両面での不調でした。地震への恐怖心と自宅が被災したため、夜もゆっくりと休養することができないなど、生活が急激に変化したことがその要因と考えられました。

特に地震後、南阿蘇村の立野地区から就学することになった児童・生徒に対しては、地震の影響に加え、慣れない環境への対応も課題であり、南阿蘇の学校と連携しながら、関わりを深めていきました。

また、年齢が上がるについて不安は気持ちを表に出さず、内面に抱え込む傾向がありますので、中学校では個別面談を繰り返すなど、丁寧な対応を継続していただきました。

このような各学校の緊急対応の支援として、県から養護教諭を含む教職員とスクールカウンセラーの緊急増員の措置をいただき、特に課題の大きい学校に配置したところであり、児童・生徒の対応などにあたっていただきました。その結果、時間の経過とともに落ち着きを取り戻しており、現在は震災の影響で心身の不調を訴える児童・生徒は減少しているようでございます。

ただし、東日本大震災の状況を見ても、地震発生から5年経過した段階で、心身の不調を訴えた事例もあり、今後も長期的視点で丁寧な児童・生徒の心のケアに努めてまいりたいと思っております。

なお、具体的な教職員等の緊急増員の状況については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 府内議員のご質問にお答えいたします。

各小中学校では、熊本地震による休校を経て、学校再開後、震災を経験したことにより「心のケアが必要」と判断された児童・生徒の支援として、県外からの派遣も含め、多くの養護教諭やスクールカウンセラーに対応をいただいたところでございます。

震災当初は、緊急支援として福岡県、東京都などから、また県からも臨時的にスクールカウンセラーを派遣していただき、児童・生徒の支援にあたっていただいたところでございます。

現在、震災に伴い各学校に派遣、あるいは配置いただいている教職員の状況ですけれども、県から養護教諭を含む教職員4名、それからスクールカウンセラー1名の緊急増員の措置をいただいております。また、そのほか県外の大阪府や岐阜県からもそれぞれ養護教諭を派遣していただき、特に課題の大きい学校に配置しているというふうな状況でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 先ほど、まだ81名の方の心のケアが必要ということで、今後長期的な取り組みが必要ではないかと思っておりますし、県復興プランの中では、ケアが必要な児童・生徒を1人でも多く癒していくことを目標に、実態の把握とカウンセリングの派遣配置を続けていくということでございます。今後、大津町教委では、どういったことでその実態の把握と、またそれぞれにケアの必要な方の長期的なケアをどうした計画をしていくか、お聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 府内議員の再質問にお答えいたします。

現段階ですけれども、被災当初と比較しますと、児童・生徒の落ち着いた状況にはなっております。しかし、現在でも学校では不安があるとか、落ち着かないとか、そういった感じる生徒もまだいるというふうな状況でございます。そういった中で支援が必要な状況は続いておりますので、新年度におきましても、日ごろから子どもたちに寄り添いながら、健康観察等もですね、継続するとともに、県教育委員会のほうに、また養護教諭などの教職員の増員についても、引き続いて継続した増員配置をお願いしながら、今後も引き続き、児童・生徒の支援を継続していきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 先ほど説明の中にもカウンセリングの必要な児童・生徒は減っているものの、これからいろんなこう児童に対して、1人でも多く癒していくことが大切であり、時間はかかっても一人一人に寄り添うケアが欠かせないだろうと思っております。今後についてもしっかりとそういうことを踏まえて努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄君） 引き続き、質問を続けます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） こんにちは。お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問いたします。

議員2期目となりましたが、今期も初心を忘れずに、現場で住民の皆様とともに汗をかきながら、謙虚に、そして日々学び、研鑽をしながら全力で活動していきます。

今回は、通告書に記載のとおり、公共交通、投票率と協働、振興総合計画の3点について質問いたします。今回は、先に同僚議員より類似の質問も出ておりますので、重複する部分に関しては、通告

の段階でできる限り省き、切り口を変えております。

それでは、早速1つ目の公共交通網及び交通難所地域・高齢者の移動手段整備について質問いたします。

今月12日に施行された改正道路交通法により、認知症判定が厳格化されたことに伴い、免許の取り消しは10倍に増えると予想されており、高齢者の移動手段確保が全国的にも大きな課題となっています。また、大津町内のみならず目を向けても、昨今のバス路線廃止、減便などの影響によって、既存の公共交通環境は悪化しております。そうした中で、乗り合いタクシーエリアの拡大や利用者の増加などの影響もあり、町の負担も増加傾向にあります。大津町における公共交通網の現状とあり方については、平成28年3月策定の大津町地域交通網形成計画において詳しい分析がなされ、29年度には地域公共交通再編事業の活用を目指す個別計画策定がなされる予定となっており、着々と計画立てて進めておられることには、住民の一人としても深く感謝をしているところでございます。

一方で、当該計画が地域公共交通に限定した計画である点には注意が必要だと考えております。公共交通を福祉の観点から捉えれば、高齢者に外出の動機付けをすることや健康づくりにつなげる取り組みが必要であり、また、公共交通の効率的な運行を実現するためには、道路の整備も重要になります。したがって、公共交通と福祉、道路行政を一体的に捉えた上で進めることのできる計画と体制整備が必要だと考えております。

以上踏まえまして、3点伺います。

1点目です。大津町地域公共交通網形成計画について、熊本地震による計画期間、内容の変更があれば教えてください。こちら前回の一般質問、同僚議員への答弁において、1年ほど遅れる可能性があるということが示されましたが、もう少し詳しい部分で示せる部分があればお願いいたします。

2点目です。公共交通、福祉、道路行政が一体となった部課を超えた計画策定、体制構築が必要だと考えております。具体的な取り組みがあればお示しください。未検討であるのであれば、速やかな体制の整備が必要だと考えております。

3点目です。ちょうど2年前の一般質問でもご提案させていただきましたが、費用対効果、利便性向上及び移動記録分析に向けて、東京大学オンデマンド交通プロジェクト：乗り合い型交通システムコンビニクルの導入を今一度検討し、まずは無料の費用対効果シミュレーションから依頼する考えはないか伺います。

付言しますと、当該システムは、以前の提案時点よりも導入自治体は大幅に増加しており、さらに、今回の改正道路交通法の施行にあたり、一層注目と期待が高まっていると報じられておりました。こうした取り組みは、検討から実現までどうしても時間がかかるものです。ですので、情報収集や手続きなどを先手先手でできることから進めておくことが肝要だと考えております。

以上、町長の考えを伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の地方公共交通関係でございますけれども、議員が心配されておりますように、高齢者人口の増加するという中におきまして、公共交通における福祉関連事業との連携

は非常に大切であると考えております。現在、外出支援事業として65歳以上の高齢者の方に対して、タクシーの利用券を配布しているところであります。

今後につきましては、高齢者の免許返納や、改正道路交通法により、免許の更新ができない人も増えてくることが予想されることから、車の運転ができない高齢者の方に対する、外出支援対策と連動して考えていく必要がありますので、また、企業誘致や開発等に伴う渋滞解消対策としまして、町全体の道路整備計画も必要であるということになってまいりますので、各部署において連携を図りながら、道路の形態、あるいは公共交通の整備を進めさせていただきたいと思っております。

あと費用対効果関連等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

地域公共交通網形成計画への、熊本地震の影響についてでございますが、内容についてはほとんど影響はないというふうに考えておりますけれども、計画期間につきましては、議員が言われますように、29年度に個別計画を策定するようになっておりましたけれども、28年度は震災への対応が中心となりまして、個別計画策定準備にほとんど手が回らなかったというような状況でございますので、少なくとも1年間の延長が必要であるというふうに考えているところでございます。

また、公共交通、福祉、道路行政が一体となった部課を越えた体制構築が必要であるのご意見でございますけれども、町としましては同様の考えでございまして、公共交通システム全般について議論をする大津町公共交通会議では、町の部長全員がメンバーとなって協議を行っているところでございます。さらに、通学路関係につきましても、教育委員会のみならず、建設課や総務課も一緒になって協議をしております。このように、部課を超えて協議したほうがよいものにつきましては、交通関係のみならず、他の分野においても随時協議しながら進めていっているというような状況でございます。

次に、システム導入関係でございますけれども、大津町の乗り合いタクシーは、当初から大掛かりなシステムの導入は行っておらず、また、オペレーターにつきましても、委託先のタクシー会社をお願いしているところでございます。

もう少し詳しくご説明申し上げますと、委託しているタクシー会社は3社となっておりますが、乗り合いタクシー専用の携帯電話を購入し、持ち回りで利用していただいておりますので、利用者の方は、乗り合いタクシー専用の電話番号に電話していただくと予約はできるというシステムでございます。タクシー会社では、オペレーターが事務所に常駐しておりますので、予約に対し、配車を行うという仕組みでございます。

町は、このオペレーターに対する助成としまして、携帯電話の通話料を含む助成金として月額1万円を乗り合いタクシー助成金に上乗せして助成しております。また、携帯電話については、基本的にタクシー会社の代表に購入していただき、購入費についてのみ助成しているという状況でございます。したがって、オペレーター代としましては、年間12万円の町の助成となっておりますが、携帯電話については、購入費のみ数年間に1回だけ助成しているというような状況です。

他市町村におけるデマンド交通システムは、1日に利用される方が大変多く、また、乗り合いタクシーを町独自で運営している場合などにおいて導入しているケースが多く見受けられます。

このシステムを導入するとすれば、初期費用で数千万円の費用がかかる場合もあり、議員が提案しておられる東大のシステムでも年間70万円程度の維持管理費がかかるということでございます。

大津町の場合、現在行っているタクシー会社でのオペレーターで対応できている状況であり、現状のシステムが対応が困難になってきた場合などについては、検討する必要があると思いますが、現状では、費用対効果等を考慮すると、今のままのシステムが一番効率的ではないかと考えているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

こちら通告書の①から再質問等を述べていきたいと思っております。

まず、震災等による影響なんですけれども、こちらは私のほうもその厳しさ等を認識しております。しかしながらちょっと1点気を留めていただきたいのが、やはり今被災者の方々とみなし仮設だとか、あるいは仮設住宅にいる方々も将来的には元の地域に戻っていかれます。そして、今回の一般質問等でも仮設住宅や公営住宅等に住まわれる方々の移動手段のほうもかなり声があがっております。したがって、その被災からの復興という面でもそうですし、あるいは、どこに暮らす方々も一番出て来られるのが、吹田の方々も、美咲野の方々も今は将来の足の心配をしております。ですので、少しでも早くそちらの絵を描きながら、具体的に進めていただければと思っております。

2つ目に関しまして、こちら町長のほうからも部課を超えた連携を図りというお話がありまして、先ほど会議のほうには各部の部長が出席していますというお話でございました。ただこのところで、具体的にどの深さまで話せてるかという、私は杉水部長とも意見交換させていただきましたが、もう少し私の言ってるのは、その公共交通バスだとか、あるいは乗り合いタクシーのレベルでなくて、もう少し大津町の10年先、20年先を見据えた上で、この公共交通だとか、道路のあり方だとか、あるいは福祉の健康づくりとの連動だとか、そういったことをどう使っていくかというところの、もう少し総合計画に近い部分のお話でございまして、こちらについて話せるような場と機能があるのか。ないのであれば、少しずつでも検討を始めてはどうかという提案と質問を1点目にさせていただきます。

3点目のこちらの東京大学オンデマンドに関してなんですけれども、こちら現状では、費用対効果ありませんという答弁がありました。私側の調べでは、安ければ年30万円というお話なんですけれども、いずれにしても、こちら費用対効果をあげるだけのものではなく、以前もお伝えしたとおり、顧客の利便性向上、あるいは乗り合い率を高める効果もあるものでございます。現在、人がもうマンパワーによって乗り合いのおはじきに、私見に行ったんですけども、おはじきのようなもので乗り合いできないかという検討しておりますが、そうではなくて、このシステム入れることで目的地等を入力しますと、コンピュータのほうで自動的に一番効率的な路線、一番乗り合い率が高まる動線、そういった

ものも出てきますので、顧客の早く目的地に着ける。あるいは時間等も設定しやすい。あるいは乗り合い率が高まることによって、もしかしたらオペレーター代は上がるかもしれないけども、乗り合い率が高まることによって事業としての費用対効果高まる。そういったものも見据えた上での提案でございます。

もう一つの切り口から言いますと、今回、改正道路交通法に関するお年寄りの方々の、高齢者の方々の事故防止等の提案もあった中で、答弁、確か施行されたので、これから対応を考えますというお話だったんですけども、本来あるべき姿としては、事前に施行されることは少し前からわかっていますので、そこが施行されるまでに体制を整えながら進めていくことが必要であると考えておりまして、何かといいますと、先を見越した上で、今できることを少しずつ進めておかないと、不測の事態等もありますので、機敏な動きはできません。ですので、こういったところ、無料のシミュレーション等を、今のところは費用対効果あわないかもしれないですけども、平時のうちから進めておけばいいのではないかという提案でございます。そこに対して質疑、2点目をお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目、少しでも早くその計画の進展ですかね、それを早めていただきたいというようなお話でございますけども、確かに、吹田団地、あるいは美咲野、そちらのほうからもですね、かなり要望があがっておりますし、また、その全体的に、またそのいろんな今回の議会でもご指摘をいただいております。そういったことも踏まえまして、やはりご指摘のとおり、少しでもやっぱり早くしていくべきなのかなというような気はしておりますので、今年度からですね、ちょっとそういったような協議もさせていただきたいと思っておりますので、少しでも早くできるような形の中ですね、計画の推進を図っていききたいというふうに思っております。

ただ、いろんなそのことをする場合におきまして、各事業者間の調整というのがありますので、できたからといってすぐに導入できるということはなかなかできないと思っておりますので、その辺はご考慮いただければというふうには思っているところでございます。

また、部課を超えたところでもう少し深く話ができるような総合的な体制づくりというようなご指摘かと思っておりますけども、公共交通会議の中で、メンバーとしてそれぞれの部長が入っておりますので、その下における専門部会といいますかね、そういったものも今後は設置しながらですね、個別に協議をしていくというの必要なというふうには考えております。そういったものを検討していきたいというふうに考えております。

それから、オンデマンド関係で、乗り合い率を上げるための効果もあると。金田議員のほうは、私のほうは70万円と言いましたけども、30万円ぐらいできているというようなお話ですね。そういうことでございますけども、乗り合い率を上げる効果もあるし、全体的に事業としての費用対効果をそういったもので考えるべきではないかというようなご意見でございますけども、一応ですね、そういったところも含めて、公共交通会議の中ですね、今後まだ8千人が年間の利用者ということでございますので、それを本当にシステムを導入するその必要性があるのか、ないか。あるいは、その

総合的に乗り合いタクシーのほうをですね、ある議員さんのほうからはですね、フルデマンドとかいうようなお話も出てきておりますけども、そういった中で大きく見直す中でですね、こういったようなシステムが本当に必要であるかどうか。そういったことも含めて、全体的に検討していく必要があるかというふうに思っております。そういった中で、乗り合い率も上げながら、全体的な効率的な運行ができればですね、非常にいいのかなというふうには思っております。

また、その改正道路交通法関係につきましての、先を見越したような動きも必要であると、まさしくおっしゃるとおりだというふうに思っておりますけれども、そういうところを含めて、その改正道路交通法だけではなくて、何て言いますか、免許返納ですかね、そういったような話も含めて、同様でございますので、こちらのほうもですね、早めに検討させていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 乗り合いタクシーのことを話しましても、当初よりエリア拡大してきた理由というのは、減便だとか、廃便があった話で、サービスのにもいろんな地域のご要望がありまして、拡充してきて、住民の方としては利便性があがったけども、なかなか費用が難しい状況になってきているという状況の中で、そういった中で先々また広がっていくことも十分あり得ると思います。エリアも含めてですね。さらに利用も増えてくると思います。したがって、先々の視点をもっと持ちながら、さらにこうした先進的なITシステム等も十分検討の遡上にあげながら進めていただければと思います。

それでは、2つ目の過去最低投票率の町選挙とまちづくり基本条例についての質問に移ります。

平成29年2月5日の投開票の天津町議会議員選挙の投票率は51.21%と過去最低を記録しました。これを政治不信、あるいは政治家への期待のなさの現れ、政治家自身の情報提供不足等の選択肢の側面で見れば、もちろん候補の責任は多大であり、私自身も一層の努力をしていく所存でございます。一方で、こちら同僚議員のほうからも指摘ございましたが、投票率は有権者層のまちづくりへの参画・当事者意識の反映という側面もあり、そこには一定の相関があると考えております。その前提に立てば、候補である政治家自身が不信を払拭することは当然として、自治体としても選挙期間のスポット的な投票率向上に取り組み留まらない、本質的な住民の当事者意識やまちづくりの参画意識の向上を図る必要があります。したがって、町としての日々の情報発信や協働の姿勢を見直しながら取り組み、啓発を進めていくことが求められ、そうすることが町長の唱える協働のまちづくりの実現を一層前進させることにもつながると考えております。

以上を踏まえ、3点伺います。

1点目です。今回の選挙における年代別投票率などの分析結果と見解を伺います。こちらは2点目、3点目にも関わる内容ですが、年齢や居住地、居住形態、さらには町内居住年数などによっても投票率には有意差があると推測しており、やみくもに全体を対象とした施策を打つのではなく、まずはそれらを緻密に把握する必要があると考えております。

また、例えば、公益財団法人明るい選挙推進協議会が実施している、衆議院議員総選挙全国意識調査などの既存データの活用によっても階層別の分析は可能であり、そうすることで、より効果的、効率的に施策を打つことができると考えております。

2点目です。投票における利便性向上に向けての選挙期間中の取り組みについては、すでに同僚議員から質問、提案がなされておりますが、別途投票率向上に向けた、平時の啓発活動に対する考え方及び具体的な取り組み計画があればお示しください。

3点目です。通告書に記載のまちづくり基本条例は、町民、議会、行政の権利や義務を記載し、住民自治協働を目指すものですが、具体的な実施項目があるわけではなく、いわゆる理念条例に類されるものかと思えます。そして、現在の投票率やまちづくりの担い手としての住民の参画状況を見れば、この理念が十分に浸透しているようには思えません。したがって、以前にもご提案させていただきましたが、今こそまちづくり基本条例の理念を実現するために、行政の側がアクションを起こし、当事者意識や協働意識、まちづくりの参画意識の醸成に向けた個別取り組みの策定をし、計画的、体系的に取り組んでいく必要があると感じております。例えば、1時間程度のランチミーティングでもよいので、まずは職員間でプレストをしながら、協働とは何か、そして進めるためにはどのような情報発信、取り組みを行えばよいか等を出し合い、体系化するなど、無理なくやれるところから実施してみてもどうでしょうか。

このたびの復興計画においても、住民との協働や自助が不可欠であると記されていますが、やはり自然体での浸透は難しく、しっかりと実現するために、行政の側が働きかけ、仕組みをつくっていく必要があると考えております。

以上、選挙管理委員会及び町長の考えを伺います。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長藤本聖二君。

○選挙管理委員会書記長（藤本聖二君） 私のほうからは、1点目の年代別投票率などの分析結果と見解、それから、投票率向上に向けた取り組み、この2点についてお答えしたいと思います。

先の町議会議員選挙におきまして、年代別ごとの投票率につきましては、19歳から20歳代については、4人のうち3人、それから30歳代、40歳代においては3人のうち2人の方が投票されていないというような現状でございます。そのようなことの中で考えますと、これらの年代の方々はお勤めの方が多数を占められていると考えますので、まず企業等との連携による啓発も一つの手段と考えております。

また、なかなか投票に行く時間がないという方々のために大型ショッピングセンターでの期日前投票所を開設することによって、買い物にあわせて投票できるような環境づくりも検討をしているところでございます。

30歳代から40歳代の方々につきましては、中学生や高校生の保護者の方もいらっしゃいますので、引き続き、町内2つの高校にご協力をいただきながら、出前授業、あるいは中学生にもですね、出前授業の機会を広げることによって、中高生にも選挙、あるいは政治にも関心をもっていただきながら、保護者世帯への好影響となることを期待しているところでもございます。

18歳の投票率16.53%でございますけども、これにつきましては、平成28年の参議院議員通常選挙から選挙権が引き下げられたことによりまして、初めての選挙ということもあろうかと思いますが、昨年度から県の選挙管理委員会が取り組まれました、県下における出前授業、あるいは模擬投票、また町選挙管理委員会でも取り組みました、町の2つの高校における出前授業、それから模擬投票や参議院選挙の期日前投票、そういったものの開設によって、この数値を維持できたものというふうに考えておるところでございます。

有権者の方々は、選挙が国、あるいは県、町の政策に大きな影響を与える重要なものであるということとは理解されているとは思いますが、それが投票行動につながっていないという状況であるかと思っております。選挙啓発につきましては、これまでも行ってきたところでございますが、議員おっしゃいますように、ピンポイントの活動ではなく、平時からの啓発活動が大切であるというふうに思っております。

また、対策を考えるにあたりましては、データの分析も大事なことだと思っております。現在、投票率の全体的な年代別ごとの分析は行ったところですけども、さらに、先ほど議員がおっしゃいましたような視点でもですね、改めて分析を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

町では、また明るい選挙推進協議会を設置し、選挙啓発の活動を行っておりますけれども、選挙時のみの啓発活動ということに今なっておるような状況ですので、今後につきましては、平時の活動としてどのようなことができるかなどですね、委員さん方と十分話をしながら、引き続き啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

失礼いたしました。18歳の投票率については、46.53%です。大変失礼いたしました。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の今回の選挙とまちづくり基本条例についてのご質問でございますけども、議員が提案されているように、投票率を向上させるためには、住民自らが当事者意識を持つということは大変重要なことではないかと思っております。

ところで、年代別投票率とは別に、地域別分布を見てみますと、大津中心部を中心に投票率が低い傾向にあり、南部や北部の、いわゆる農村地帯が高い傾向にあります。農村地帯というのは、代々その地域に生まれ育った人たちがたくさんいて、協働意識も強く、農地・水事業など、共に参加し、汗をかく区役なども定期的に行われ、近隣地域の方々がみんな顔見知りで、ふるさと意識が強く、郷土愛をも強いのではないかと思います。

一方、大津中央部では、アパート等も多く、他の市町村からの転入してきた人が多く、ふるさと意識というものが希薄で、近隣同士の付き合いも、組内にも入っていないというようなことで、顔見知りのない、隣は何するぞというような状況ではないかというふうに思っております。投票率に影響しているのではないかというようなことになりますけども、しかしながら、だからこそ、議員がおっしゃられておるように、住民の方たちの当事者意識や協働意識を醸成していく必要があると思います。

このためには、何が必要かと申しますと、やっぱり人と地域のつながり、地域の中で、顔の見える

関係を作り上げることが必要ではないかと思っているところであります。そのためには、これまでやってきた地域づくり支援事業をさらに充実させながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

有権者層への当事者意識の向上を図る必要があります、職員で話し合い、体系化した取り組みで住民の方との協働を進めてはどうかというようなお提案でございますが、町ではすでに地区担当職員を配置し、地域の方の相談相手として、また地域へ出かけて今年の町の仕事について説明を行うなど、協働の意識向上への取り組みを進めてきたところでございます。残念ながら、昨年は熊本地震の影響でそういった取り組みができなかったということでございますけれども、また、そして地域における協働及び当事者意識の向上という意味においては、地域のことは地域、みんなでやっていただくことにより向上するのではないかとということで、地域づくり支援事業を行っているところです。菊池管内の市町村では大津町が一番手厚く支援している状況でございまして、今回の震災を契機に、多くの行政区で地域づくり支援事業に取り組まれるようになったということでございます。

顔の見える関係づくりという点では、人とのつながりを固めるためには、いろいろなことを住民同士で語り合うことが大事であり、住民同士で語り合うためには何かのきっかけが必要かというふうに思っております。例えば、夏祭りや敬老会、その他いろいろなイベントを行うことにより、人が集まることが第一のきっかけとなります。これまでの地域づくり支援事業では、このようなイベント費用についても支援してきたところでございます。

地域づくり支援事業に取り組まれているところでは、今回の震災においても、多くの避難所などにおいてもうまく対応できていたように見受けられました。

ただ、区長さん方からは、地域で集会等を開催した際に、会食費用など何とかならないのかというようなお要望もあっております。確かに、人が集まり、語り合うためには、何らかの会食も必要かと思っているところです。

そのようなことから、地域づくり支援事業の充実の中身でございますけれども、これまで補助事業の経費については、飲食費については認めないとしていましたが、アルコールを除いた、例えば、弁当代などの経費については、一定の額まで、例えば、参加者1人当たり1千円まで認めるとか、そのような補助金の対象経費についても、今後柔軟に対応していくことも検討していきたいというふうに考えております。

協働を浸透させるための仕組みづくりについては、以上申し上げたところでありますが、まだまだ足りない部分もあるかと思っておりますので、職員間でも十分話し合いながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

まず、①と②の選挙管理委員会のほうに関するところなんですけど、まあ分析等も今後進めていきたいというお話があったんですけども、今現在、ホームページで公開されたそのデータというものが投票率、地区別の投票率であって、今のところ年代別等は掲載されておられません。そうした中で、例えば、今回の選挙においても公開討論会やったださる住民団体、あるいは議員の活動報告をやったださった方、あるいは投票率を高めるための講演をしてくださった団体、そういった参事団体というところがより活動しやすいように、ぜひオープンデータ化というか、そういった情報をホームページ等で、そのために分析しろとは言いませんので、そのできたものを外に発信して行って、それを活用してもらえるような体制づくり等も進めていただければと思っておりますので、それについて伺いたいと思います。

2つ目の質疑がですね、こちらが執行部というか、担当所管による体制のものなんですけども、まず、北部、南部では投票率高い、そして中央では低いというお話ありましたが、一つ危惧しているのが、その高かった北部、南部でも一部を除いてかなり低くなっている傾向があるというところは気にしているところでございます。

さらに、地区担当職員の話と助成金のお話もありました。ただこちら地区担当職員に関しては、以前、私も一般質問したものと思いますが、やはり少し形骸化している部分がありまして、私も職員さんに個別で聞いても、どういった取り組みを具体的にすればいいのか、なかなか意識の統一が図れていないというお話があったりだとか、区長さんによっては、もう来なくていいとお伝えしたというお話もありました。そうした中で、本当に協働を進める姿勢であるならば、そういった職員の方々ももっと意識統一を図れて、自信を持って地域に入っていけるようなそういった情報交換なり、てこ入れなりが必要ではないかと思っております。

さらに、助成金のお話もありましたが、こちらもちろんものすごくよい取り組みだと思います。ただですね、やはりこういった取り組みというのは課題が100%あって、一つの取り組みで100%の課題全部受けてるということあり得ないんですね。ですので、おそらくこの地区担当職員も協働等の一助になっていると思います。こちらの助成金もなっていると思います。ただそれでも埋められていない部分がまだ、投票率でいうと50%以上あるわけで、であるのであれば、今後町としても自助を進めないといけない、共助を進めないといけない、協働を進めないといけないというような復興計画の中でもうたわれておまして、そうした中であるのであれば、執行部の役職のある方々もそうですし、一般の職員の方々もそうですし、そうした中で、小さいアイデアでも出し合いながらできることからやっていくようなことが必要ではないかと思っております。

具体的には、例えばですね、私がまちを歩く中で言われたのが、集合住宅に住んでいる方に広報が入らないと。別のビラがたまたま入ってて、町のことを最近知ようになったというお話があるんですけども、それはおそらく漏れがあるわけで、であれば、その集合住宅等にもしっかりと町の情報を渡していくことによって、より多くの方がまた町のことに興味を向けてもらうきっかけにもなるでしょうし、あるいは、別の住民の方からは、職員の方々地域行事に全然参加しないという声を聞いたこともあります。ただ私の知っている職員さん像というのは、地藏祭りなり、いろんな祭りで青年部

さんも参加しており、消防団にも参加しております。ただ、それが住民の方々とうまく伝わっていないんですね。であるのであれば、広報等でそういったこともしっかりと発信して行って、町もこれだけやっているんだと。そこから始まることもあると思います。そうしたアイデアレベルのことでいいので、ランチミーティングでもいいので、出し合いながらできればというふう考えた上でのご提案でございます。それも踏まえて、何かしらの次のアクションを起こす考えがないかを伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長藤本聖二君。

○選挙管理委員会書記長（藤本聖二君） データの分析したものについて、ホームページとかそういったもので公開してはどうかということですので、今選挙結果等につきましては、町の広報紙あたりでそれぞれの投票所ごとの分析をしておりますので、先ほど議員からおっしゃいました、別の視点での分析というのもありますので、そういったことの分析結果が出ましたらですね、あわせて公表をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

南部、北部というような中でも、その一部分に、部分的には投票率が低いところもあるということでしたが、低いところを見ても、新興住宅が多いところが多いというのがそういったような傾向にあるみたいですね。先ほど申し上げましたように、新しく住民になられたところのふるさと意識がやっぱり低いのかなという感じがしているところがございます。そういった意味において、地域まちづくり支援事業あたりをしながらですね、やっていきたいというふうに今やっているところではございますけれども、ただ年齢別を見ますと、若い方ですね、30代、40代の方が低いという傾向がございますので、そういった30代、40代は子どもさんたちが学校に通っているところも多いというように見受けられますので、例えば、教育委員会のほうとですね、一応また協議をさせていただかないといけないとは思いますが、いろんなPTA活動とか、そういった中に、こういったようなその顔の見える関係とかですね、そういったものを仕掛けていくことも一つ方法論としてはあるのかなと。そういったものを仕掛けていったほうがいいのかはわかりませんが、今後また教育委員会のほうとも十分協議しながら進めさせていただければというふうに思っております。

また、集合住宅のほうに広報が入らない。こちらのほうも前々からですね、課題というふうになっているところではございますけれども、区長さん方にもですね、お願いしながら、なるべくその集合住宅あたりにも広報を配布していただくようお願いはしているところではございますけれども、なかなかその辺ができていないところもありますので、今後とも区長さん方にもお願いしながらですね、広報の漏れがないような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと職員のほうの、そのいろんなその話し合いの中でランチミーティングあたりなんかはどうかということではございますけれども、確かに、ランチミーティングで、簡単にその話をするということでもいいかと思っておりますけれども、今の震災後の状況でですね、ランチミーティングをするような時間といえますか、その余裕がちょっと今はないというようなことではございます。昼休み時間もですね、お客

様対応したり、あるいはその対応がなくて終わった後もですね、職員もちょっと疲れて少し寝ているとかというような状況が見受けられましてですね、なかなかそこまで、どこまで職員に求めるかとなると、今の状況では少し厳しいのかなと、この震災のほうも少し一段落したらばですね、またそういったようなことも進めさせていただければというふうに思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） すみません、何かランチミーティング、誤解があつて、別に私はですね、ランチミーティングにこだわっているわけではなくって、そのいろんな職員さんのほうから多様な声を吸い上げて、その中から無理ない範囲でできることからやっていくべきではないかと。そうすることによって、この復興計画とか、復興に向けて、自助・共助・協働が必要な中で、もちろんそのやりはじめるときには産みの苦しみではないですけど、一時的に業務負荷はかかりますが、そのあとは結果として楽になる、効率的になる、効果的にできるというところを踏まえた上での考えですので、その上で少し考えていただければと思っているところでございます。

それでは、3つ目の質問に移ります。

第6次振興総合計画の策定状況及び方針についての質問になります。

第6次振興総合計画（8カ年）が平成30年度からスタートします。現行の天津町振興総合計画は、施策の大綱を示した基本構想、具体的な施策や数値目標を示した基本計画、そして実施計画の3層からなっていますが、総合計画とは、地方自治体が策定するすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針であり、当該計画は、町の数十年先までを決めるものと言える重要なものだとして認識しております。また、先ほどの質問でも触れたまちづくり基本条例の第14条においては、この総合計画について、町民の意見の反映と参画、そして新たなニーズに対応できるように、普段の検討と見直しが必要であると明記されております。したがって、施行まで残された時間は多くありませんが、住民参画を最大限に促しながら、行政・議会もともに知恵を絞り、有効かつ実行力のあるものとする必要があります。

さらに、当然ながら、役場庁内の側においても、策定から運用までを実際に担う職員一人一人の意識基盤を整備するためのマインドセットの仕組み、計画に対する当事者意識とオーナーシップを育てるための部課職位を超えた策定段階からの参画及び進捗管理と評価の仕組み、そして、財政や個別計画、さらには人事評価制度などが連動するトータルなシステムとして機能させるための他のシステムの連動を一体的に進めることが不可欠だと考えております。

総合計画は、住民と役場職員がこれから8年間、何度も読み返し、確認し、ときには進路を修正するために用いる天津町のまちづくりの羅針盤の役割を果たすものであるべきであると考えております。しかし、現状、自治体の我々の総合計画をしっかりと読んだことがある住民や何度も読み返しながらか業務に取り組んできた職員はなかなかいなかったのではないのでしょうか。本町において、総合計画が住民のみならず、役場職員にさえあまり活用されず、さらに、時には計画にない大型の事業さえ急に実行されてきた背景には、内容が不完全であること、業務実態とあっていないこと、また、計画づく

りに関わる人が極少数に限られている等の理由で形骸化していることにも要因があったのではないかと考えております。長年住んでいる町にも関わらず、知らないうちに8年後の未来図が完成し、ここに向けて頑張ろうと言われても、やはり当事者、生活者として腑に落ちず、気持ちの乗りにくいのがやはり人身かと思えます。震災の影響もありましたが、前総合計画期間を10年から2年延期しての計画策定ですので、ぜひとも多くの住民の皆様にも何度も読み返してもらえるような、住民と職員が同じ方向を向き、協働できるような、それぞれが夢を描けるような、そしてまちづくりや福祉の充実がより効率的、効果的に進むような、そんな計画にしていきたいと切に願っております。

以上を踏まえ、提案を兼ねて4点伺います。

1点目です。振興総合計画に関しては、昨年12月の定例会でも、まずは既存計画の構成や位置づけ、活用の仕方についての検証と反省が必要ではないかと提案をしております。それも踏まえまして、現在の進捗及び策定手法・スケジュールをお示しください。なお、ここにおいては、先に述べたとおり、まずは既存の計画の検証と反省を十分に行うことはもちろん、何を盛り込み、大切にしながら進めていくかという策定方針、総合計画をどのように使うのかという運用目的、誰をどう巻き込みながら、どのようなスケジュールで進めていくかの策定プロセス、そして職員さんのマインドセットを含めて、策定した計画をどのように活用し、展開していくかの運用手法を明確に定義した上で進めていくことが大前提だと考えております。

2点目です。平成29年度から2カ年をかけて策定する都市計画マスタープランとの連動関係性について伺います。

3点目は、町内には、教育、福祉、防災、安全・安心などゆうに10を超える個別計画がありますが、住民の方々はもちろん、職員さんでも全体像や位置づけ、計画期間等をしっかりと把握されている方はほとんどいらっしゃらないように思います。また、そうした個別計画の中には、形骸化しているものもあると感じております。そして、総合計画がまちづくりの羅針盤として真に機能する計画たるためには、個別計画を一定程度連動させ、体系化する必要があると考えております。

例えば、東京都の三鷹市では、法令等により不可能なものを除いて、基本計画と個別計画の期間が連動するように、同時に策定改定をしております。もちろん、人的や時間的な制約もある中で、同様の取り組みを本町で実施することを今期において強く求めるつもりはございませんが、連動に向けて、中期プランをつくって進めていくのも一手ではないのかと考えております。

最後、4点目です。まず、こちらは3点目の質問と併せてご回答いただいてもかまいませんが、計画に実効性を持たせるとともに、財政の健全性を確保するための財政計画との連動についての考え方をお示しいただきたいと思えます。こちらは以前も出たところですので、簡潔で結構でございます。

また、以前からご指摘しているとおり、基本計画及び実施計画における各種指標設定及び評価・改善フォローの見直しが必要であると考えておりますが、現時点での整理をお伝えいただければと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の総合計画関連等についてのご質問でございますけども、今回の計

画策定にあたりましては、私の施策方針でも述べさせていただきましたように、熊本震災からの復旧・復興計画を土台に、夢のある創造的復興ができるように取り組んでいきたいと考えているところでもあります。

計画においても、今後も成果指標の目標値や達成度を明らかにし、積極的な情報公開に努め、開かれた町政を目指していきたいと思っております。

また、平成29年度から2カ年間で策定を予定しております、都市マスタープランにつきましても、大津町全体のまちづくりを、将来の開発を見据えた土地利用計画を中心とした、夢ある計画にしていきたいと思ひ、推進を、もちろん各分野での策定しております個別計画とも連携を図りながら政策に取り組んでいきたいというふうに考えております。ご指摘のとおり、職員の一人一人がそれぞれの個別関係、あるいは総合計画関連等について目を通したことはないかもしれませんし、とてもそこまでいってないんじゃないかなと思います。そういう組織の中で、若い人の意見を取り入れながら、そして、幹部の職員がしっかりと職員の考え、あるいはそのマスタープラン、あるいは個別プランについての指導をしっかりとやっていけるような、その一日でも、朝礼をやっておりますけども、夕礼のときにちゃんとその辺を一言ずつでもできるような体制をとっていくことが職員に対しての、大津町全体、あるいは町長の思い、考えが行き渡ってくるんじゃないかなというふうに思っておりますけど、なかなか私の思いにしる、幹部の思いが下まで行き届いていないというのは反省しておりますので、今後の職員の人事育成についてもしっかりと捉えていきたいというふうに思っておりますので、議員のご質問につきましての関係について、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

策定方針でございますけども、先ほど町長が申しましたように、今後の大津町における最大の課題は昨年の熊本地震からの復興であり、これまでも復旧・復興計画を土台にして策定するというふうに申し上げてきたところでございますので、そのような方針で策定させていただきたいというふうに思っております。

次に、運用目的及び運用手法でございますが、これは計画をどのように職員が運用していくかということで考えますと、現在の振興計画は、共通の目標ということで成果指標を設定しております。この成果指標につきましては、毎年進行を管理しながら、外部審査委員会のほうにあげておりますので、職員は必ずこの成果指標を確認しながらやっているということでございますので、全然見てないというようなことではないということでございます。ということでございますので、そういったものを通じまして、これまでと同様の手法で、またその振興計画についての管理は行っていくのかなというふうに思っております。修正すべき点がございましたら、議会や外部委員会の方のご意見をお聞きしながら、またその進捗状況についての管理は修正していきたいというふうに考えているところでございます。

現在の策定作業の進捗状況でございますが、熊本地震の影響によりまして策定スケジュールの変更を余儀なくされておまして、作業が遅れておりますけれども、本年度12月の補正予算におきまし

て策定関連費用を計上させていただき、町政の現状分析や社会動向等の調査、内部評価や各課の事業ヒアリングの結果を踏まえた課題の整理、今月開催を予定しております外部評価委員会設置や、住民アンケート準備などを現在行っているところでございます。

今後は、4月から振興総合計画策定審議会での審議を開始しまして、住民参画も得ながら、8月頃までは、まずは基本構想の素案の策定を行いたいというふうに思っております。その後、地区別の懇談会やワークショップ等を開催するなどして、基本計画の案を作成し、審議会の答申を受けた上で、議会に提案させていただければというふうに考えております。

もちろん、議会や住民の皆様方にも策定の段階におきまして十分な説明をさせていただき、ご意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに考えております。

策定の手法についてでございますけれども、まちづくり基本条例でも定めてありますように、やはり計画策定あたっては、広く住民参画を得ながら進めていく必要があると考えております。

都市計画マスタープランとの連動についてでございますけれども、このマスタープランは、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域における都市づくりの課題と、これに対応した整備等の方針を策定するものでございます。

前回のマスタープランは、約20年前の平成12年3月に策定しております。今回の策定は上位計画である次期の振興総合計画の策定と重なりますので、策定に伴う作業については密接に連携しながら作業を進めていきたいと考えております。地域別の意見につきましては、振興総合計画策定の中での意見などを集約することにより、より広い視点からの住民の意見を反映するよう予定しております。これからの町の都市計画に対する基本的な方針となりますので、関連する個別の基本計画なども見据え、作成していきたいと考えております。

また、個別計画との連動についてでございますが、町では振興総合計画とは別に、現在約30件ほどの個別計画がございます。これまで地方自治法で総合計画が最上位計画であることが実質的に規定されておりましたが、現在、その規定は廃止されております。しかしながら、やはり総合計画は町の最上位計画という認識を持っておりますので、総合計画と個別計画の整合性を確保することは、当然必要であると考えておりますので、町の将来像を実現するための基本計画で、重点的な取り組みや分野別の施策体系などで個別計画との連動を図りながら概念を明確にして取り組むことが重要になってくると思います。具体的には、庁内体制を活用しながら、各計画策定に関する情報などを相互に提供しながら両者の整合性を確保し、両者の実態的な連携が可能となるような実務的な対応と体系づくりについて検討してまいりたいと思っております。

個別計画の計画期間などの連動でございますけれども、ご指摘のように、計画期間が連動できていないものが多くありますが、多くは上位法令によって策定しているものも多く、計画期間も上位法令に基づいて設定しているものがあります。ただ中には、計画期間を合わせることもできる計画もありますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

次に、計画に実効性を持たせるための財政計画や行政評価等についてでございますが、本町におけ

る現行の行政評価のシステムについては、各種施策や事務事業の実績を確認し、評価することで、事業の効果などの実態把握を行ったり、補助金等の適正化において活用できていない面もありますが、議員ご指摘のとおり、具体的な政策や予算の見直しに十分な反映がなされておらず、行政評価結果と予算配分が連動していないという課題もございます。逆に、数字に表れない実績や効果があるということも事実でございます。

そこで、客観性が高い数値目標の設定や評価対象の性質に応じた信頼性と合理性の高い適切な指標への見直しと併せて、評価結果の改善への活用など、そのしくみづくりだけでなく、運用面で有効に活用されているような実践例などを研究させていただきたいと考えております。

また、成果指標等につきましては、外部委員会や、また議会のほうにも早めにお示ししながら、ご意見を伺いながら、修正できるものは修正していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

何点かございますが、まず、職員さんのオーナーシップというんですかね、質に関するものなんですけど、職員さん自身が作り上げて、それを職員さんが常に心に留めながら仕事ができるようなところで、ぜひともその総合政策課なり、部課長なりが参加するのではなく、その一般の職員さんの方々もしっかりと声をあげながら、自分たちがつくったんだと思えるような体制にもっていただきたいと思いますと思っております。そこに対する答弁を一ついただきたいのが1点目ですね。

2つ目のところがですね、こちら評価のところ、先ほど事務事業評価等に関わる場所ですので、職員さんも見たことない人はいないと思いますというお話だったんですけど、まあそこは全体を見た人がいるとまた話が違ってくると思います。で、そこは一旦置いとしまして、例えばですね、こちら今の現状の総合政策の大きな目標がありまして、その下に事務事業評価があります。そして、それに基づいて職員さんが働くわけですが、職員さん自身の業績評価というところと連動していないというのが、今の現状かと思えます。ただほとんどの一般企業を見ますと、会社の理念と総合計画があって、各部課の計画があって、それが個人の目標に落とし込まれて、それに基づいて職員さんが評価される。ですので、職員もその一番大きな目標に基づいて活動し、それができれば評価されるような一連のトータルな流れができあがっている企業が多いというのが私の認識でございます。そうした中で、このたび人事評価等も含めて、その総合計画と業績と個人評価のあり方等を見直す時期がきていると思っておりますが、そこに関する答弁を1点いただきたいと思えます。

3点目が、今回8月頃に提供というお話がありましたが、現在、5カ月弱しか余裕がない中で、本来であればもう少し細かいスケジュールが決まっているべきだと考えております。この住民の座談会を開くならそのスケジュールだとか、あるいは広く声を求めるのであればホームページに載せるタイミングだとか、パブリックコメント的なものですね。そういったものでも具体化しているものがあれば、ぜひこの場で示していただきたいと思います。

一旦、以上、3点お願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

一般の職員の方も自分たちがつくった計画と認識できるような計画というような、そのお話でございますので、これはもう全庁あげてやっていくような形の中で進めさせていきたいなというふうにも考えております。

また、職員はその評価の関係で、人事評価と連動したものであるべきだというようなご指摘だったと思います。まあそのような考え方が一般的だというふうには思いますけども、それができてないところもございますので、その辺は今後の検討課題というふうにさせていただければと思います。

それとそのスケジュール関係でですね、ちょっとやっぱりタイトなスケジュールに今なってきているのかなというようなことは、私も一応心配しているところでございますので、なるべく早めのその情報公開といいますか、住民参画、こちらのほうも進めさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 震災の影響もあってなかなか難しい部分もあると思いますが、今のままいくとなし崩し的に進んで、前の計画と同じようなものがあがってくるのではないかという危惧がものすごくしております。今回、先ほど述べたとおり、2年間計画を延ばしての取り組みですので、まずは既存の計画の改善すべき点というのをしっかりと洗い出しまして、それに基づいて住民参画、職員さんの参画を求めながら、なるべく、まずはスケジュールと計画を立てて進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時28分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 1 号	「無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書」の提出について
議案第 24 号	大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結について
議案第 25 号	大津町役場庁舎解体工事請負契約の締結について
議案第 26 号	あけぼの団地 12 号棟改修工事請負契約の締結について
同意第 2 号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 3 号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 9 年 3 月 1 7 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 発議第 1 号 「無料公衆無線 LAN (W i - F i) 環境の整備促進を求め
る意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 新庁舎建設特別委員会の設置について 議決
- 日程第 6 議会広報編集特別委員会の設置について 議決
- 日程第 7 議案第 2 4 号 大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 2 5 号 大津町役場庁舎解体工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 2 6 号 あげぼの団地 1 2 号棟改修工事請負契約の締結について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 0 同意第 2 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 同意第 3 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第14号、15号、16号関連、18号、19号、21号、23号の7件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、3月9日に現地調査を行い、10日、13日の両日、電算室3階のミーティングルームにおいて、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第14号、町道の路線廃止について並びに議案第15号、町道の路線認定についてであります。関連がありますので、2件を一括して質疑を行いました。

委員より、路線廃止及び認定の説明で若干の変更と説明があったが、具体的にはどのようなことかとの問いに、執行部より、今回の路線廃止及び認定につきましては、道路台帳を電子データに切り替えることに伴い、畑総事業や区画整備事業で路線が変更になったものを認定し、現状が道路でないものは廃止を、また路線の起点及び終点の地番が変更になったものを廃止し、再度新たな地番で認定をお願いしているものでありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第14号並びに第15号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号関連、平成29年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、農業委員として各種研修を受けらると思うが、研修を通じて、今後の農業の変革や新たなシステムの導入などの議論はあるのかとの問いに、執行部より、法改正に伴い、新たな農業委員会制度となります。2月に鹿児島県伊佐市におきまして新設される農地利用最適化推進委員の取り組みなどの先進地研修を行いました。

法改正により、農業委員会の業務が許可審議のほか、農地集積、遊休農地の解消、新規参入支援が法に明記されました。大津町は、ネットワーク大津に代表されるように、集落営農組織を法人化し、農地集積を行い、全国的にも注目される水田農業のモデル経営を実践しております。農業委員会としてこのような取り組みを支援することが重要であるとの共通認識を持っているところでありますと答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、有害鳥獣による農作物被害は把握しているのかとの問いに、執行部より、平成27年度は、被害件数16件で、面積で40アール。平成28年度は、現在のところ被害件数7件、33アールとなっておりますと答弁がありました。

また委員より、青年就農給付金の1人当たりの給付金額がいくらか。また、初期投資に対する支援はどのようなものがあるのかとの問いに、執行部より、1人当たりの給付額は年150万円で、夫婦での申請の場合は225万円となっております。また、新規就農者の初期投資に対する支援といたしまして、青年等就農資金があり、施設・機械の取得等に対しまして3千700万円を限度として無利子、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人が不要の融資制度がありますと答弁がありました。

また委員より、矢護川圃場整備の進捗状況はどうかとの問いに、執行部より、平成26年度末は5

0%程度でしたが、平成28年12月末で矢護川地区で約84%、真木地区で約78%となっておりと答弁がありました。

また委員より、畑総地区の農業用施設は今回の震災でどれぐらいの被害があっているのか。また、その修繕費用はどこが支払ったのかとの問いに、執行部より、畑総地区のパイプラインの被害につきましては、57カ所、約500万円となっております。また、今回の地震に関する修繕費は、町が負担しておりますと答弁がありました。

また委員より、町有林の立木売払いは年間どの程度行われているのかとの問いに、執行部より、町有林保育事業の中で、新年度は3ヘクタール程度を伐採して143万4千円の収入を見込んでおりますと答弁がありました。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、商工会助成金について、近隣市町村の助成金額はいくらかとの問いに、執行部より、商工会の規模によって違いがありますが、菊陽町780万円、菊池市2千350万円、合志市1千400万円であると答弁がありました。

また委員より、地域おこし協力隊は来年度で3年目となるが、3年終了した後はどのようなようになるのかとの問いに、執行部より、当初の目的では、3年で独立してもらうことになっており、3名のうち1名は観光協会の事務局長で残り、あと2名については、6次産業化やイベント関係の展開をしているので、そちらの方面で職を探してもらうことになりましてと答弁がありました。

また委員より、雇用対策相談員の相談カウント数はどのような方法で行われているのかとの問いに、執行部より、576件は相談員が面談した延べ人数であり、相談全体の8割がハローワークで行う求人活動の証明、あとの2割が求職活動のみであります。相談員には、企業とのマッチングミスが起こらないように注意してもらっておりますと答弁がありました。

また委員より、からいも君アドバルーン掲揚委託料の経費の内訳は何かとの問いに、執行部より、中学生議会で提案があったものでありまして、町が作成し維持管理した場合と、業者が作成しレンタルした場合を比較した結果、業者よりレンタルが安価であったため、その方法で実施しております。1回10万円の内訳は、7万円がレンタル料、1万円が人件費、2万円が酸素代となっておりますと答弁がありました。

また委員より、ビジターセンターは年間1千500万円の維持管理費が必要であるが、乗り継ぎだけの駅で町にお金が落ちていない。物販などの話はあるが、先日の駅愛称化に伴い利用の考えはあるのかとの問いに、執行部より、ビジターセンターでの物産販売はスペースが狭く、駐車場のスペースに物産館を建設する考え方もあると思います。今、ビジターセンターで取り組んでいるのは、待ち時間を利用したビジターセンター周辺の案内マップ作成と多言語化に取り組んでおります。今後、台湾高雄便の発着、到着の変更に伴い、ビジターセンター周辺の展開を検討いたしますと答弁がありました。

また委員の意見といたしまして、ビジターセンターの駐車場は利益がないため、カフェなどの店舗への変更や民間の活力を利用した手法を検討する必要があるのではないかと思われましてと意見が出ております。

このことにつきまして、我が経済建設委員会におきましては、来月、商工会関係者と会合を持つ予定を組んでおります。

経済部企業誘致課関係におきましては、委員より、企業との交流会の際の食糧費は足りているのかとの問いに、執行部より、立地協定後の交流会で、食糧費を使用しておりますが、それ以外の企業との交流会等は自己負担で対応している状況であります。食糧費は考えながら支出しておりますと答弁がありました。

また委員より、民間では、誘致活動であれば食糧費は営利企業に認められている制度で、必要経費にあたるのではないかと問いに、執行部より、委員の言われるとおり、交流会に参加することで情報も得られ、企業とも身近になれると思えますと答弁がありました。

また委員より、懇親会は誘致活動の成果につながっているのかとの問いに、執行部より、すぐに成果に結びつくというわけではないですが、セミナー後の交流会等に積極的に参加し、いち早く情報を得ることが企業誘致につながると思えます。今後も活動を行いたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員の意見といたしまして、食糧費ではなく、いろいろな意見もあると思われるが、行政活動費のような他の名目にするのも考えていいのではないかと。また、室工業団地内の舗装なども下水道が埋設されている箇所だけ舗装するのではなく、団地内全体の舗装が傷んでいるため、その周りを把握し、協力的姿勢を見せることで企業誘致に繋がると思う。そういうところも企業は見ていると思うと意見が出ました。

執行部より、2月24日に行われました大津町企業連絡協議会主催の「大津町企業と町行政との懇談会」では、道路舗装整備のような小さな要望から町全体計画まで企業と話せる場となっております。このように、行政が企業からの要望に対応しているところは、県内の市町村でも珍しく、今後も継続していきたいと考えておりますと説明がありました。

また委員より、町内に、工業団地がないが、現状をどのように考えているのか。すなわち、工業団地はすべて埋まっているということでもあります。執行部より、まず、現状をお話いたします。今年度は、24件の問い合わせをいただいております。昨年度は20件でありました。企業からの問い合わせは増えております。現在は、1千坪から5千坪の土地を紹介してほしいという問い合わせを週に1件から2件程度いただいております。本田技研工業西側や国道57号線沿いの民地を紹介しております。委員の言われるとおり、工業団地があればいいのですが、すでに中核工業団地は完売しております。工業団地は町にとって負担となる部分もあるため、現在、問い合わせがあった場合は、民地を紹介している状況であります。町としては、道路をつくるなどのインフラ整備を行っていく必要があると思えます。また、室工業団地内には、塗装関連の企業が立地されていますが、工業団地西側に住宅が建ったため、臭いに敏感になっておられ、新たな土地を紹介してほしいとの要望がっておりますと答弁がありました。

また、委員の意見といたしまして、企業と住宅地を道で分断するなど、都市マスで土地利用の方向性を決める必要性があると思われると意見が出ました。

また委員より、水を求めてくる企業は多いのではないかと。状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、工業用水道のある中核工業団地は埋まっており紹介できませんが、食料品関係で立地を予定されている企業は、自前でボーリングを行っている企業もございます。また、半導体関連企業は水を大量に利用しますので、土木部とも協議し、今後の対応を決めていきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、災害時の国の対応として、新設された補助制度などはないのかとの問いに、執行部より、盛土造成事業の制度拡充部分などは新たな制度であり、熊本県を通じて国へお願いしたものでありますと答弁がありました。

委員より、社会資本事業ではありませんかと。の問いに、執行部より、まだありませんと答弁がありました。

委員より、下水道管部分の舗装の凹みは、地震の影響なので何か良い制度があってもいいのではないかと。の問いに、執行部より、建設課で舗装を復旧する場合は単独事業になりますが、下水道課で復旧する場合は起債が充当でき、また、交付税参入もあるため下水道課と調整しながら対応しておりますと答弁がありました。

続いて、土木部都市計画課関係におきましては、委員より、宅地被害の復旧事業について全般的にどのようなになっているのかとの問いに、執行部より、国の既存事業であります「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」につきましては、面積が3千平米以上の盛土の上に10戸以上の家屋があつて、県道や国道、避難路といった公共施設に被害の恐れがあるものとなっております。

今回の熊本地震で創設されました「宅地耐震化推進事業」につきましては、高さが2メートル以上の盛土の上に2戸以上の家屋があつて、県道や国道、避難路といった公共施設に被害の恐れがあるものとなっております。

ただいまご説明しました、国庫負担のある公共事業制度に該当しない個人施工の復旧工事等に対する一部を支援する助成制度が「復興基金による被災宅地復旧支援事業」となります。法面、擁壁、地盤の復旧工事や宅地基盤の傾斜復旧の工事が主な対象となりますと答弁がありました。

また委員より、宅地復旧の事業については、対象が決まっているのかとの問いに、執行部より、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業と復興基金事業につきましてはおおむね決まっておりますが、拡充事業についてはまだ決まっておりません。高さ2メートル以上の2戸くくりの避難路等に接している部分が具体的にどのような場合が2戸のくくりになるのかなど、県の説明では3月中旬頃までにマニュアルをまとめるとなっておりまして、現時点では決まっていない状況でありますと答弁がありました。

委員より、2年間で行われる都市計画マスタープランについて、今後のスケジュールや方針、見直しについてどのようなになっているのかとの問いに、執行部より、平成29年度に行う主な内容といたしましては、現状及び上位関連計画の整理、都市構造の分析、住民意向の整理、基本構想の検討などです。平成30年度は、地域別構想の検討や実現化方策、策定部会、協議会の支援などを予定しております。

現行のマスタープランにつきましては、大津駅周辺の開発や各小学校区の地区別計画を行う2段階の構想でありました。大津駅周辺の開発につきましてはおおむねできましたが、各小学校区の地区別計画につきましては、うまく行かなかった部分もありましたので、まちづくり交付金で南部、北部の位置づけを行ったところであります。

今回は、平成29年度に策定を予定しております町の振興総合計画と併せて、振興総合計画の土地利用版として位置づけ、町の情勢が大きく様変わりしている状況を踏まえ、用途地域などの見直しを行っていききたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、復興まちづくり計画について、町の復旧・復興計画や振興総合計画、都市マスタープランとの関連で、どのような使い方、位置付けになるのかとの問いに、執行部より、防災センターの設置や各地域に防災拠点が必要かといったことを検討することになります。

社会資本整備総合交付金事業の一環で、災害が起きた町を早期に復興するためのソフト事業であります。復興のための公共施設等の整備やまちづくりの活性化につながる公共施設の高質化を図ることができます。高質化、高い質の化けるという字ですが、例えば、学校施設の体育館を避難所として使用するための施設整備であります。また、復興まちづくり施設整備に関する助成として、例えば、地域で整備した公民館などに助成するため、このソフト事業に盛り込んでいく必要がありますと答弁がありました。

また委員より、熊本県住宅耐震改修事業補助金とあるが、どういうものかとの問いに、執行部より、熊本県の基金事業を基に熊本県が直轄で戸建て木造住宅の耐震診断を行うものであります。対象は昭和56年5月末までに工事に着工した住宅または熊本地震で被害を受けた住宅であります。費用は、住宅の図面をお持ちの場合5千500円、お持ちでない場合1万9千円でありますと答弁がありました。最近チラシに入っておりますやつであります。

また委員より、一つの住宅で住宅の被害認定調査と耐震診断の結果について、相違があると不満を持たれる住民の方も出てくるのではないかと問いに、執行部より、被害認定調査については、内閣府の基準で建物の被害を判定するもので、耐震診断は、建築基準法で建物の耐震性を判断するものであります。住民の皆様には、それぞれ判断する基準が違うことを説明していききたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、すでに応急修理を行っている住宅で、耐震診断の結果で改修が必要となった場合、応急修理と一緒に改修もできたのではと、不満を持たれる住民の方も出てくるのではないかと問いに、執行部より、ご指摘のとおり、応急修理等に耐震設計まで済んでいれば同時の施工はできたと思えます。今回の住宅の耐震改修事業の助成事業につきましては、地震発生から時間が経って、策定された制度であるため、住民の皆様にはご迷惑をおかけしています。応急修理は、災害救助法を基に一時的に生活できるように修理するものでありまして、耐震改修事業は、建築基準法を基に地震に耐えられるよう改修するもので、目的の違いがあることは説明していききたいと思えます。また、新たな制度の情報については、できるだけ早く発信していききたいと思えますと答弁がありました。

土木部下水道課関係におきましては、さしたる意見はでませんでした。

採決の結果、議案第16号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、平成29年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

さしたる質疑等はありませんでした。

採決の結果、議案第18号におきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成29年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、公共下水道区域内であり、まだ、下水道の整備が済んでない場合に、震災による被害で家を建て直す場合、合併浄化槽での対応になるが、合併浄化槽補助金が出ないとなっているが、何か対応策はないのかとの問いに、執行部より、復興基金等を活用した補助制度ができないか県に確認しましたが、基金での対応はできないと。生活排水対策重点地域に指定し、下水道整備までおおむね7年以上期間が必要な場合では、浄化槽の補助金を出す制度があるが、7年以内で整備が済むような場所には、現段階では補助制度はないと県からの回答をもらっておりますと答弁がありました。

委員より、企業会計に移行していくうえで、企業として存続できるような料金体系なのかとの問いに、執行部より、平成27年度決算で考えますと、維持管理費から使用料を差し引くと1トン当たり35円程度不足している計算になります。今後、企業会計に移行していくうえで、使用料の見直しも必要になっていきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、農業集落排水施設の耐用年数により改修等の計画はあるのかとの問いに、執行部より、処理場の機械、電気設備については、耐用年数は15年であります。今後、処理場の機能調整業務等を行い、処理場の統廃合や公共下水道への編入等を計画し、経営の健全化・効率化に努めていきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成29年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

委員より、地震で企業がかなり被災しており、収入等で工業用水道に問題になる点は発生していませんかとの問いに、執行部より、企業の被災により工業用水道も減収になりますが、一番使用水量の多い企業が11月頃には地震前の契約水量に戻っておりますので、大地震があつたにも関わらず、今年度も利益があるものと見込んでおります。企業もほぼ震災前の状態に戻っておりますので、来年度移行も利益が出るのではないかと判断しておりますと答弁がありました。

委員より、工業用水道の料金について、値下げの要望はあっていないのかとの問いに、執行部より、今回の地震では、企業から値下げの要望等はあっておりません。なお、将来的に第4水源の増設や設備の更新等の費用も必要になるため、今のところ料金の値下げについて検討は行っておりませんと答弁がありました。

また委員より、今後の増設や更新のために剰余金はどれ位必要ですかとの問いに、執行部より、以前試算した際には、今の施設を現在つくりなおすとしたら概算で8億5千万円程度が必要であり、ま

た、第4水源地の増設につきましては2億円近くの費用がかかりますので、ある程度の剰余金が必要になると思いますと答弁がありました。

採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げて、経済建設常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託された案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号、議案第13号、議案第16号関連、議案第17号、議案第20号、そして議案第22号の6件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、3月9日に関係する9カ所の現地調査を行い、引き続き研修室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約して報告いたします。

議案第10号、大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託に関する基本協定の締結についてであります。

委員より、協定金額と協定の方法について、4億4千万円もの委託費を随意協定で委託するのは問題ではないのか。建設当初から都市再生機構、以下URと言います。URに委託することを前提に考えていたのか。執行部より、被災直後から都市計画と調査を重ね、被災規模が予想以上に大きく、難しい工事であり、かつ、できる限り早急に工事を進めるため何度も協議した結果です。当初は想定していませんでした。

委員より、工事が少額であればURではなく、地元の業者に発注できたのか。執行部より、工事の内容により対応が異なりますと。

委員より、契約の内容は入札を担当する総務委員会ではないのか。執行部より、予算措置は生涯学習課です。

委員より、どうして随意協定なのか。随意協定なら業者の言いなりになる。積算については検証したのか。また、事業金額の妥当性はあるのかという質問に、執行部より、昨年11月、国土交通省所管の現地査定があり、実際に着手してみないとわからない箇所もありますが、復旧する工種内容なども正しく設計され、積算額の妥当性はあります。都市計画とも何度も精査し、委託費用の残金が発生すれば返金されることになると答弁がありました。

意見として、国の査定で金額の妥当性も査定されたと考えられるという意見がありました。

委員より、万が一、協定後に途中で工事を投げ出した場合の措置について契約保障はあるのか。また、地方公共団体の立場からという説明がなされているが、どういう団体か。執行部より、URは、独立行政法人として国が法律で定めた機関であるため、民間ではなくどちらかといえば公営団体です。工事を途中で止めることはあり得ないので、契約保障はないと聞いておりますという答弁がありまし

た。

委員より、総合体育館は避難所として利用できなかったが、今回復旧することにより、同程度の地震に耐えられるようになるのか。執行部より、一番被害の大きかった天井部のつり天井を取り払うことで、落下物をなくし、原形復旧で新耐震基準に沿った工事を行います。

委員より、被災のあったつり天井は、当時から耐震は大丈夫だったのか。執行部より、建設当時の耐震基準はクリアしていると聞いていますが、これまでにない2度にわたる大きな揺れで被災しました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第10号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、平成29年度から特例で土地の譲渡分などが適用になるとのことだが、平成30年度も自動的になるということか。執行部より、そうです。ただし、平成30年度からは第7期計画になり、保険料額は変更になります。

委員より、国保税などは同様に適用になるのか。執行部より、国保税はすでに適用されています。介護保険法では、本来、平成30年4月から適用になりますが、地震の影響もありますので、特例として平成29年度から適用することになります。

委員より、保険料率の表記について詳しく説明を。執行部より、保険料「率」の特例を定めるものでありながら、保険料の「額」を規定しているということで、わかりづらい条文になっているものかと思われます。保険料については、介護保険法では、条例で定めるべきものは「保険料率」となっております。次に、この「保険料率」については、介護保険法施行令で「基準額に、当該各号の定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる」と規定されています。つまり基準額に所得区分に応じて決められた割合を乗じた金額自体を保険料率とし、その額をそのまま保険料額としていることとなります。

また、制度改正の際は、県を通じて国から改正の条例案が毎回示され、全国一律のサービスである介護保険の性質を考慮し、国の示す条例案のとおり改正を行っています。今回の改正案もわかりづらいものかと思いますが、上位法である介護保険法施行令の表現にならったものとしていますということでした。

委員より、特例を適用した場合は、保険料収入が減ることになるが、町としてのメリット・デメリットは何か。執行部より、特別控除が適用されることによって、被保険者の保険料負担の軽減になります。また、通常予定されていない譲渡所得分の保険料が減額されても介護保険の運営には影響はありませんということでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第13号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号関連、平成29年度大津町一般会計正予算についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、放置自転車については、どう対応しているのかと、執

行部より、道路上に放置されている自転車は環境保全課が対応しています。具体的には、警察に防犯登録の有無を確認し、所有者を探すための告示を行い、一定期間を経過しても所有者が現れない場合は、安全な場所に移動し、その後処分を行います。

委員より、スズメバチの駆除は地域別ではどうなっているかということで、執行部より、北部、南部はあまりなく、中心部の住宅街が多いですということでした。

委員より、環境保全組合への負担金が増えている。建設コストはわかるが、経常費のコストが高くなっているのはなぜか。執行部より、今回のコストは平成27年9月から平成28年8月までの実績によります。今回については、大津町の割合が増えていますが、この間に熊本地震が発生し、大津町は菊池市や合志市、菊陽町と比較して被害が大きかったこともあり、地震を原因とするごみが増えているのではないかと思いますとのことでした。

委員より、犬の対応について、犬の避妊、去勢手術の補助がある一方で、野犬の問題もある。野犬の状況や対応はどうか。執行部より、ここ2、3年、野犬の集団が大津町北部にいます。菊池保健所と連携して増えないように対応しています。

委員より、猫の避妊・去勢手術の補助の要望は出ていないのかと。問い合わせは年数回ありますが、補助制度はないことを説明しています。犬については狂犬病予防法により、特に適切な管理が求められることから補助制度を設けていますが、猫は襲ってくることはなく、管理する法律もないためですとのことでした。

委員より、雨水貯留タンクの補助制度の状況はどうか。執行部より、平成27年度から始まった制度で、住宅に設置する方を対象としています。今年度は4件の補助申請がありました。家庭でできる節水対策として有効ですので、引き続き周知を行っていく予定です。

委員より、ごみ減量化補助金として、電動生ごみ処理機の補助を行っているが、成果はどうかと。執行部より、ごみ減量の意識向上を図るために補助制度を実施していますが、予算額に達するまでの申請はあっていません。引き続き周知を図り、電動生ごみ処理機の設置によるごみ減量化を進めてまいります。

住民福祉部住民課関係では、委員より、窓口対応職員について、職員8名と臨時職員2名、非常勤職員1名のあわせて11名だが、仕事の内容の違いはあるか。執行部より、臨時職員と非常勤職員は証明発行業務やパスポート申請の受け付け、交付などを行い、職員はそれ以外に住民票の異動や年金、戸籍の受付業務などを行っています。

委員より、パスポートの発給事務は臨時職員も行っているか。執行部より、申請受付や交付事務は、臨時職員も職員と同じように行っています。県への進達業務や補助金申請などの内部事務は職員が行っています。

委員より、県庁のパスポートセンターでも申請はできるか。執行部より、パスポート発給事務については、現在は権限委譲事務となっており、出発日に間に合わないなど特別な事情がない限り、県庁での受け付けはできないようになっています。住所地の市町村での申請が基本となります。

委員より、国民年金事務費で一般財源がマイナス7万円となっているのはなぜか。執行部より、事

務委託金を交付申請する場合、歳出には専任職員分のみ計上されているが、国民年金事務を兼務している職員の人件費も按分して交付金申請をするため、歳入が上回る結果となるものです。

委員より、歳入に応急仮設住宅維持管理費補助金340万円となっているが、どのような使い方ができるのかと。執行部より、主なものとして、町内6カ所の仮設団地敷地内の外灯及び除草作業や「みんなの家」2棟の光熱水費及びトイレトーパーなどの消耗品費となります。

委員より、仮設団地内の雨水排水対策が心配だが、今後、改善の予定はあるのか。執行部より、仮設住宅敷地については、熊本県が整備を行い、町が管理する協定を締結しています。仮設団地を整備するにあたり、熊本県も雨水排水対策については心配され、慎重に検討を重ね整備が行われたと聞いておりますので、現在のところ改善予定はありませんとのことでした。

委員より、町内2団地に「みんなの家」が2棟あるが、何らかの設置基準はあるのか。小規模団地内のコミュニケーションを図るための「みんなの家」の建設は可能か。執行部より、20戸以上の仮設団地は設置できます。入居者の希望があれば、「日本財団わがまち基金」の予算の範囲内で可能ですとのことでした。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、職員給が13人分となっているが、社会福祉協議会への委託料や補助金もあり、どのような職員体制で何を社教に委託しているのか。また、社協に関する担当はどこなのか。執行部より、13人の内訳は、住民福祉部長、福祉課長、福祉係3名、障害福祉係4名、介護保険係4名です。地域包括支援係は介護保険特別会計で計上しています。社教には、老人福祉センターの指定管理等を委託しており、福祉係が社教に関する事務を担当しています。生活困窮の相談など社教と一緒に関わることはありますが、事業というより委託などの事務に関するデスクワークが主な内容になりますとのことでした。

委員より、社協に委託料が約2千万円ある上に、運営費として補助金も計上されている。一般的に社教は、市町村からの人件費は出ていないと思うが、自主的な収入が少ないということか。執行部より、社協の自主的な収入は、会費、日赤からの共同募金による収入、寄附金のほか、介護保険の事業に関する委託料等があります。社会福祉法人であります。社会福祉法に規定され、営利法人ではないことから地域貢献という本来の目的のもとに事業を行っているため、人件費を賄えるほどの収入ではありません。また、寄附金は、人件費に充てられないなどの制約もあります。近隣の社教も同じように市町村からの補助金により人件費を賄っている状況にありますとのことでした。

委員より、28年度と比べて地域福祉推進事業の委託料の額が500万円ほど減額されているが、理由は何か。執行部より、地域支え合いセンターを担当する職員1名分の人件費を減額し、地域支え合い事業委託の中で計上しているためです。

委員より、避難行動要支援者名簿の同意者数はいつの時点の人数か。執行部より、現在の人数は、去年の4月1日のものです。毎年秋ごろに更新作業を行っていましたが、今年はずれ込んでおり、現在更新作業を進めているところです。民生委員、ケアマネジャーの皆様にご協力をお願いしながら、更新作業を行うとともに、同意を求める予定としております。要支援者に該当する住民の方からの問い合わせもあっており、今回は同意をいただける要支援者が増えるものと期待しています。また、あ

る企業から冷蔵庫に保管する要支援者用の緊急時医療用キットを地域貢献の一環として寄贈したいとの申し出もいただいております。それをPRするなどして同意の数を増やしたいと考えていますとのことでした。

委員より、高齢社会で需要があるにも関わらず、老人クラブの数や会員数が減少している理由は何か。老人クラブの魅力についてもっともPRしなければならないのではないかと。執行部より、老人クラブに新規に加入する若い方が少なく、会員の高齢化が進んでいることでクラブの運営に関わる人材が不足し、会計事務や補助金申請事務等の負担感が増大していると聞いています。その結果、活動自体は続けるものの、町への補助金申請はやめられたクラブもあります。今後は、補助金申請事務の簡素化を図るとともに、補助金対象経費を緩和する方向で見直し、例えば、会員の集いの場での飲食を対象にできないか等を検討しています。先ほど済みません、若い人って言いましたけれども、老人クラブに関係する程度の若い人ということです。

委員より、障害児のサービス費が増えた理由は何か。また今後の方針はどうか。執行部より、障害の疑いを認めず、療育を受けさせたくないという保護者もいますが、診断を受けていなくても、疑いがあれば療育を受けさせたいという意識の保護者が多い状況です。また、学校の先生方も発達障害等の勉強をされているため、先生方から勧められることも増えています。以前は、日中一時事業だけだったので、見守りだけを行っていましたが、放課後等デイサービスが始まり、療育がきるようになりましたので、日中一時事業から放課後等デイサービスへ利用者が移行してきている状態です。早期発見、早期療育が重要ですので、利用を抑制する方向では考えていません。

住民福祉部健康保険課関係では、委員より、妊婦、乳幼児の健診関係で、出生数が平成28年度いきなり減っているが、何か分析などがわかればお願いしたいということで、執行部より、出生数が平成23年から27年までの5年間では年間400人以上が続いていましたが、平成28年1月から12月まで355人とかなり減っている状況です。出生数は一般的に社会情勢によって増減すると言われますが、町の施策を考える上では重要なファクターだと思っています。結果的にはこれといった特定はできませんでしたが、このようなことは考えられるという推測をしてみました。

住民課や健康保険課からの情報によると、妊娠届の件数も出生数に比例し同じように減っているというのが現状です。行政区ごとに0歳児数の推移を調べてみましたが、新興住宅については、如実に減っているのが美咲野地区であり、一丁目については平成23年、24年、25年に20名弱だったものが、平成28年は5名と激減しています。2丁目も同じように年間8名と減っており、大きな新興住宅がある程度埋まってきている中で、出生数も落ち着いてきていると考えます。4丁目は20名程度で、今は多く、今現在も住宅が建設されている地区だと思います。

委員より、出生率はさがっていないのか。現時点では、出生率はわかりません。人口ピラミッドについても調べてみましたが、形自体に変化はあまり見られませんでした。人口ピラミッド自体からは如実な変化はありませんでした。また、人口動態調査で人口の伸び数も最近では減っており、そのことも出生数の減少の要因の一つと考えます。転入と転出の関係も調べてみましたが、平成28年は転出が極端に多くなっています。企業などを含め転勤や震災による業務縮小移転など、社会的情勢として

考えられる要因と思います。

教育部学校教育課関係では、委員より、クラブおおづに水泳教室を委託する話はどのくらいすすんでいるのか。執行部より、この話は昨年5月から進めています。プール監視等はクラブおおづに入ってもらっている学校も多いため、委託を考えています。詳細については、もう少し詰めていきたいと思っておりますとのことでした。

委員より、美咲野小学校のプレハブについて、防音対策は考えていないか。プール西側にプレハブ棟が建つことで、その教室で毎日授業を受けることになり、集中できないと先生方も大変になるので、防音対策をすべきではないか。執行部より、学校と打ち合わせをしたときに、廊下をプール側にするという話もしましたが、学校の要望を優先しました。プールの授業がある場合は、窓を閉めて空調で対応します。建てる場所は位置を示して、学校の先生方と確認のうえ、決定しました。

委員より、地震により心配された通学路の見直しはどのくらい進んでいるのか。震災における通学路の補修・点検の進捗状況はどうか。執行部より、通学路におきましては、学校を5月9日から再開するときに、学校・保護者・道路管理者と安全確認を行い、安全に通学できるという判断で再開させていただきました。補修については、道路管理者が努力しています。交通安全プログラムの方であがっている部分もありますので、29年度の合同点検で精査・検証していきたいと考えていますとのことでした。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、改修工事とは何をするのか。執行部より、壁、天井のカビを削り、防菌性の塗料を塗り直します。

委員より、給食代替分の給食費の徴収はどのように行うのか。また、保護者の負担もどうかするのか。執行部より、毎月徴収している給食費の中から、牛乳代を差し引いた分を町の会計に入金しますので、新たな保護者負担はありませんとのことでした。

教育部生涯学習課関係では、委員より、社会教育委員の交代はあっているのか。長年交代があっていない状況ではないのかとの質問に対して、執行部より、委員選出は、団体からの推薦となりますので、中には年数が長い方もいます。昨年、全国表彰を受けられた方もいますとのことでした。

委員より、歴史文化伝承館の入館者数は何名か。執行部より、平成27年度来館者実績は、約3千名でした。本年度は、熊本地震により5月まで利用があがりませんでした。昨年度同程度を見込んでいます。平成28年度から館長を置き、主催講座等を開催していますので、入場者も増えました。また、文化関係の相談等の来館もあります。

どんな講座があるのか。年間を通じて、歴史教室、古文書教室を実施しています。また、小学校3年生の授業「地域学習」で来館もあります。

委員より、熊本地震による地域生涯学習施設の復旧補助の状況はどうか。9割補助だか、残り1割の負担は難しい地域もある。もっと地元の負担が少なくなるような支援はできないか。それに対して執行部より、現時点で42カ所の施設に何らかの修理が必要との報告が出ています。42カ所の中には、見積もりがまだできていない施設もあり、全体被害額は未定です。町が把握している施設は50施設ありましたが、把握していなかった施設も被害届が出ている状況です。補助率については、

今のところ9割補助が限度となります。近隣も調べましたが、近隣も9割補助で厳しいですということです。

委員より、工夫は何か考えられないのかということで、執行部より、探してみますとのことでした。

意見として、戸数の多い地域、少ない地域で負担が変わるので検討願いますという意見がありました。

教育部生涯学習課公民館関係では、委員より、公民館分館は何カ所あるか。また、地域に移管することはできないのかとの問いに対しまして、執行部より、公民館分館は、大津地区分館、陣内地区分館、錦野地区分館、瀬田地区分館、平川地区分館の5施設があります。ほとんどが地域利用の施設は、地域と相談しながら計画的に地域に移管したいと考えていますとのことでした。

委員より、分館の移管については、期限を決めるべきではないか。執行部より、老朽部分の改修には、予算措置も必要となりますので計画的に予算を計上し、併せてどこまで分館改修を行うのか協議しながら地元移管を進めています。

委員より、瀬田地区分館は、地元にとどのように説明しているのか。執行部より、瀬田地区分館においては、解体で更地になるところまで説明しています。公共施設であるため、今後、何らかの復旧は必要と思いますので、現在、国への要望、補助事業等を含めて検討をしていますとのことでした。

委員より、文化ホール使用料が中学校の吹奏楽部が利用する場合など、他市町と比べ高いように思うが安くできないのか。執行部より、使用料の減免は基本的にありません。町が使用する場合は、同じ機関の負担になるため減免として取り扱います。ただし、特例で教育、子育ての町として、人を育てる教育、文化事業にも繋がることであり、町内の幼稚園、保育園あるいは中学校の吹奏楽部の催しなどにおいては、一部減免として内部規定で定めています。使用料は、町の財源にもなりますので、毎年、全体の見直しを行っていますとのことでした。

教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館協議会の委員は公募しているのか。また、委員構成はどうか。執行部より、任期は2年で2名の公募を行っています。委員は、社会教育委員、司書を含む学校関係、社会教育関係団体に推選依頼しています。学識経験者が4名です。

学識経験者とはどのような人たちか。読み聞かせなど。図書館活動に関わっている方々です。

意見として、雑誌広告のスポンサー制度やくまにちデータベースが使えることなどをもっと周知してほしいという意見がありました。執行部より、広報紙や管内掲示板を利用し、周知を図りますとのことでした。

教育部子育て支援課関係では、委員より、放課後児童健全育成事業補助金の件で、第二よるこび保育園が学童保育所の開所に向け準備をしていると聞いているが、室小から第二よるこび保育園に行くために交通量の多い道路を横断することになり、現状では利用しにくい状態ではないかと思う。ただし、室小学校学童施設でも児童が溢れていると聞いているため、その改善策はあるのか。執行部より、室小学童保育の今後の対策としては、待機児童が発生し、今後も増加する見込みです。現在、受け入れ態勢を整えるよう委託しているNPO法人と調整をしていますが、現状では受け入れが厳しい状況です。また、第二よるこび保育園の学童保育についても、保育園の開園と同時開所は難しい状況とな

るため、早期開所をお願いしています。その中で、交通形態については、社会福祉法人に送迎バスを購入する等検討をお願いしている段階です。今後の待機児童対策としては、例えば、他のクラブで受け入れができないか関係機関と協議を重ねていますとのことでした。

委員より、子育てサポート事業は、現在も増加の傾向があるのか。執行部より、昨年から利用が減少傾向となり、以前は保育園に入れない子どもなどが利用されていたが、昨年、風の子保育園が開園したことなどの影響で減少の傾向にあります。

委員より、保育園の待機児童問題と今後の見通しはどうか。執行部より、今後も施設整備を含め、国は新たな政策を考えていますが、その一つとして町内の熊本セントラル病院が「企業主導型保育事業」を導入し、国から4分の3の助成を受け、10月1日に「あおぞら保育園」が開園されます。定員50人のうち、地域枠25人で取り組まれます。先日も企業連絡協議会の会合の中で、企業主導型保育事業について説明し、企業にも導入していただくようお願いしたところで、引き続き、待機児童解消に向けて検討を重ねますとのことでした。

意見として、第二よこび保育園が開園しても待機児童は解消されないとの話であったが、企業に対して働きかけるという考え方はおかしいのではないかと。本田技研は、浜松製作所で事業所内保育に取り組んで、成功すれば他の製作所も導入を考えると聞いているが、それでは間に合わない。今月、子ども・子育て会議が開催されるので、待機児童解消については委員に報告し、会議の中で議論してほしいという意見がありました。

教育部子育て支援課幼稚園関係では、委員より、前年度より警備委託費の予算が減っているのはなぜか。執行部より、前年度は入札により5年間の長期継続契約を行ったことで、単年度の単価が減額したもので、今後4年間この予算になりますとのことでした。

委員より、備品の中に防災ヘルメットとの説明があったが、園児が使うことを考えれば、ヘルメットより防災頭巾のほうが良いのではないかと。執行部より、災害に対応するためのもので、支援物資でいただいたものがありますが、園児数分に不足しているため購入するものです。県の防災に関する指導で、頭巾よりもヘルメットを推奨されました。今後防災訓練で使い方の練習をしていきますとのことでした。

教育部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、役務費の一時保育、休日保育保険料の補償内容はどのようなものか。執行部より、年間利用者数に基づき算定したものです。補償内容は死亡・後遺症6千万円、入院日額9千円、通院日額6千円ですとのことでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第16号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時03分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 長くなっておりまして申し訳ありません。急ぎます。

次に、議案第17号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、平成30年度から国民健康保険の保険者が県に移管する。どう変わるのかということで、執行部より、保険証については、今が大津町の国民健康保険と書いてありますが、熊本県の国民健康保険となり、発行者が大津町と掲載される予定です。保険証は少し変わります。

委員より、保険者は県になるのか。執行部より、そうです。ただ、大津町も保険者の一部になります。イメージとしては、県が保険者になりますので、例えば、大津町から菊陽町に引っ越した場合、熊本県の国民健康保険の被保険者には変わりませんが、発行者が異なりますので、転入転出の際は、保険証は変わります。資格自体は継続します。

委員より、これからの会計は、熊本県国民健康保険特別会計になるのか。執行部より、大津町の国民健康保険特別会計は、ほぼこのまま続くことになります。会計の中身は、県が示した標準の保険料率を基に、町が保険税を設定して、今と同じように納付書を発行して、町が保険税を集めます。これを負担金として県に納付します。医療費の給付については、市町村から集めた負担金を基に、県が各市町村に実際にかかった給付費を町に払います。それを町が連合会を通して各医療機関に支払います。ただ、この仕組みについては、事務の簡素化として、県が直接連合会に支払うことも以前から検討されています。大津町としては、療養給付費という歳出予算は、残ることになると考えています。制度が確定したら、それにしたがって予算を組みます。

委員より、国保税になるのか、保険料になるのか。執行部より、国保税のままと考えています。

委員より、税率は町が決めるのか、県が決めるのか。執行部より、最終的には町が決めます。ただ、大津町が県に納める納付金から、保険料の基になる数字を示してきますので、それを踏まえて町が決めます。

委員より、町が単独で出せば税率を下げることもできるし、それがなければ、示された税率になるのか。保険者が県になっても、税率は市町村ごとに異なるのかということで、執行部より、県内で統一することには今はなっていません。将来的には統一したいという声もありますが、それがいつになるかは示されていません。

委員より、国保の被保険者の減少が国保の改善につながったという説明があつて、それに対して、どこかに分岐点があるのかという質疑があつたと思う。その話から、健康増進を進めれば国保の会計も安定してくるということになったと思う。被保険者が減るということが国保会計の改善につながるのかという説明、今後の健康増進の充実の考え方を尋ねたい。健康増進事業に対する特別調整交付金の説明で、前年度同額という説明だったが、同じ枠の中で違う事業をやるのか、今の事業を充実させるならこれも膨らむのではないかと、整合性を尋ねたい。それに対しまして、執行部より、国保の被保険者の減少が国保特別会計の安定につながっているかという面については、給付の減少にはつながりますが、歳入も減りますのでマッチしない内容だと考えています。大きな要因として、医療費が減ったことで国保特別会計が安定してきています。平成28年度においては、想定していた給付費よりも

安定して下がってきたので、平成29年度については、今回の当初予算で払えるだろうということで予算計上しています。下がった要因の一つに被保険者の減はありますが、それだけではないと考えています。その他の要因としては、健康増進事業の展開によって、重症化する人が減ったということはいえると思います。例えば、今、我々が取り組んでいるのが、糖尿病で透析になる人を重症化予防ということで食い止めようという取り組みをしています。結果として、透析につながる国保の方は減ってきています。それで、医療給付費全体が下がっているという面はあります。健康増進事業による給付費の減も要因の一つですという説明がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第20号、平成29年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、介護認定者数など震災の影響はどのくらいあっているか。執行部より、地震前の平成28年3月末で認定者数は1千254人で、認定率が18.04%でした。地震後1週間認定事務が停滞したこともあり、4月末で17.89%となっています。その後は認定者数は微増傾向にあり、平成29年1月末現在で18.19%となっています。新規認定者は増えていますが、更新認定者が減少していますので、結果として、認定率への大きな影響とはなっていません。更新認定が減少している理由として、サービスの利用希望がないことや、地震による影響かと思われますが、入院したことによりサービスを利用しなくなったことが挙げられ、そういった方がおられます。

転出者・死亡者とも前年度並みですので、認定率の上昇抑制要因は、サービス未利用と総合事業への移行が考えられますとのことでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第20号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第22号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

討論もなく、採決の結果、議案第22号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますよう、お願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまより、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号、12号、16号関連の3件であります。

当委員会は審議に先立って、3月9日の午前中、関係する2カ所の現地調査を行い、9日の午後、10日、13日に大津町町民交流施設研修室で、執行部の説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告をいたします。

最初に、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、介護時間について、具体的な説明との質疑があり、執行部より、介護時間は1日の勤務時間の一部を勤務しないこととするもので、朝の始業または夕方の終業に連続して30分単位で1日につき2時間まで取れる休暇です。要介護者に必要な介護の仕方に合わせ取得が可能ですとの答弁でした。

委員より、マンパワーに影響があるのではないかと。どういった影響があるのか等、分析を行い、今回の改正を運用する場合の仕組みづくりが必要ではないかと質疑に、執行部より、今後、職員へ周知を図っていきますが、運用する場合は、他の職員の負担増とならないように、臨時職員等での対応を検討をしていきますとの答弁でした。

委員より、職員が休業した場合に、臨時職員を募集してもなかなか集まらないとのことだが、通常、民間では即戦力の人を雇おうとするときは、割増料金を払う。そういったことはできないのかとの質疑に、執行部より、現在、元職員などの即戦力を採用しておりますが、割増賃金については、職種によって賃金を変更して対応しているところでの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第11号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号関連、平成29年度大津町一般会計予算についてであります。

最初に、議会事務局関係で、委員より、庁舎ができるまで4年ほどかかり、その間の議場は仮議場のままだが、何か改善すべき点はないかと質疑に、執行部より、傍聴席が18席しかありません。休日議会をやるとしても、ロビーで傍聴するのは不便かと思えます。町のほかの施設も検討していますが、文化ホールも震災以降は例年の2倍の利用率となっているため、現時点では会場の変更も難しいという状況がございますとの答弁でした。

意見として、議会の情報発信については、ネット環境などについて調査をして、早急にやっていただきたいとの意見がありました。

次に、会計課関係では、質疑はありませんでした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、コミュニティ保険の内容について質疑があり、地域でのスポーツ大会なども対象となるのかの質疑に、執行部より、各地区での除草作業やスポーツ活動など、コミュニティにおける活動におけるケガなどに対応させていただくものですとの答弁でした。

委員より、以前、地区のどんどやでケガがあったが、区長さんをご存知でなかったため、コミュニティ保険を利用できなかった事例があると聞いているが、どうかとの質疑に、執行部より、4月に行う町行政区嘱託員会議で説明をしておりますが、また、広報紙等による住民への周知も行っていきたいとの答弁でした。

また委員より、コミュニティ保険の掛け金は町民の数に対して、年間200万円程度であるので、非常に安価だと思われる。補償の内容を上げることが検討できないかとの質疑に対して、執行部より、検討していきたいとの答弁でした。

次に委員より、今度の熊本地震の経験もあり、災害への対応を含めた職員の採用計画はどうなっているかとの質疑に、執行部より、平成17年に策定した職員適正化計画がありますが、当時は、行財政改革のあおりで目標人数を199人としています。現在は、策定当時よりも人口も増えて、地方分権により自治業務も増えています。また、災害対応もありますので、職員数の増を図ってまいりたいとの答弁でした。

委員より、昨年度まで大津東区への水銀灯の補助金があったと思うのだが、どうなっているのかとの質疑に、執行部より、大津東区につきましては、今年度、水銀灯をすべてLED化されましたので、町のほうにそれを寄附していただいて、今後は町で維持管理を行っていきますとの答弁でした。

委員より、消費生活相談窓口の協定内容はどのようなものかとの質疑に、執行部より、平日におきまして、大津町、菊陽町、西原村のどこかで相談受付をすることができるという協定内容です。例えば、大津町が火曜日、金曜日、菊陽町が月、木曜日、西原村が水曜日のように、それぞれの町村のどこでも相談が受けられるようになるということですとの答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業補助金は、区長さんが申請をするものかとの質疑に、執行部より、行政区でも組単位でも申請ができるようになっていきます。また、南杉水のようにまとまって申請されることもあります。平成28年度は26の団体に活用されており、大林の牛舞いやスポーツ大会なども入っておりますとの答弁でした。

委員より、大津町夢実践支援事業補助金の実績はどうなっているかとの質疑に、執行部より、からもオーナー制度の実施で貯蔵イモの魅力を発信するとともに、地方創生事業と連携しながら特産品のPRや商品開発などにも積極的に取り組んでいます。現在は、完熟をセールスポイントに打ち出した唐芋の新商品お菓子「熟いも」の販売や宣伝などの取り組みに繋がっていますとの答弁でした。

委員より、本会議でも質疑が出ていたが、元気大津づくりの活動交付金について、今後どのように考えているかとの質疑に、執行部より、地域の中で流通していくものが地域通貨の本来の目的です。ショッピングセンターでのポイント化なども検討いたしましたが、かなりのコストがかかってしまうため、導入までは至っておりません。本来のボランティア育成などの目的に立ち返り、改善していく方向で検討をしていますとの答弁でした。

委員より、災害時の災害支援について、他市町村との調整はどのようになっているかとの質疑に、執行部より、派遣職員の要望については、まずは熊本県内の市町村で対応し、不足する職員を九州・山口県に要望、さらには全国の自治体に派遣を要請するようになっている。派遣の申し出があった場合には、熊本県が派遣要望内容に合わせて、派遣職員と派遣先団体とを組み合わせ、派遣元団体と派遣先団体の条件の詳細を詰めることになっている。とりわけ、建築・土木などの技術職の職員は、どこの自治体でも人数が少ないため、派遣がなかなか難しいのが現状でありますとの答弁でした。

委員より、応援協定についての取り組みの現状はどのようになっているか。執行部より、大津市や

大阪府と協定について協議を行っていますが、具体的に締結するまでには至っていませんとの答弁でした。

委員より、今回の町議会議員一般選挙は投票率が悪かったが、期日前投票の状況はどうかとの質疑に、執行部より、期日前投票は浸透してきていると考えているが、町議選については、投票率の低下からか、前回の期日前投票者数を下回っている状況です。20歳代の投票率は25%程度であり、若い世代への啓発が必要であると考えている。まずは、若い方が投票しやすい環境整備という面で、大型ショッピングセンターでの期日前投票所設置を検討してまいりますとの答弁でした。

委員より、高校における期日前投票は、今後も続けるのかとの質疑に、執行部より、参議院選挙では、高校での期日前投票所を開設したが、今回の町議選の時点では、18歳である3年生は卒業直前であり、通学されていない期間でしたので、開設しませんでした。参議院選挙では、近くに住んでいる方で、高校内の期日前投票所に来られた方もいらっしゃいましたので、その点も含めて周知をしてまいりたいとの答弁でした。

委員より、非常備消防費の中の消耗品と備品購入費の違いは何かとの質疑に、執行部より、購入品の対応年数の違いになっており、作業服は消耗品、法被は備品購入費で計上しておりますとの答弁でした。

委員より、東日本大震災時に団員の方が多数亡くなっておられるが、公務災害の関係はどうなっているか。また熊本地震の際に実際の申請はあったかとの質疑に、執行部より、消防補償等組合負担金が公務災害の負担金となります。熊本地震では該当者はありませんでしたが、1分団の方で、防火水槽の管理作業中に熱中症になられたので、1名公務災害の申請を行っているとの答弁でした。

委員より、消防団員福祉共済金制度があるが、けがや入院にも使えるはずだが、どうなっているかとの質疑に、執行部より、入院や大きな手術をされたときに共済金が出るようになっております。平成28年度は、5分団の方で1名対応させていただいておりますとの答弁でした。

委員より、630名の団員が活動されているが、本部団員と地元分団に所属する役場職員の団員数の内訳はどうか。また、出初式の出動率などを見ても少なくなっていると思うが、出動状況について把握をしているかとの質疑に、執行部より、新年度予算になりますが、4月以降の数は変わってきますが、今現在の28年度の数は、本部団員及び分団に所属する役場団員の数は65名となっており、通常の一般団員の数は565名となっている。また、各分団長にお願いして、実働団員の数の調査を行っている。それを踏まえて、機能別消防団の検討も消防団幹部会議の中で進めているので、状況が分ったらまた報告をしたいとの答弁でした。

委員より、美咲野団地の中で消防団立ち上げの議論が始まっているが、自主防災組織から消防団への格上げはどうかとの質疑に、執行部より、現在、630名の定員の中で、8分団体制で活動しており、美咲野団地は4分団管轄となっている。今後、地元の分団と協議して、美咲野班をつくるのかどうか検討を進めていくことになるとの答弁でした。

委員より、熊本地震において、積載車倉庫などが被災し、積載車が外に出ているところがあるが、今後の対応はどうかとの質疑に、執行部より、詰所や積載車の修繕等の対応ですが、被害の大き

いところは、12月議会で補正での予算計上をお願いしておりますが、それに併せて、補助要綱を改正しております。今まで、新築100万円程度の補助でしたが、近隣の自治体を調査して、積載車は町の積載車になりますので、車を入れる車庫の新築については、300万円を限度に100%補助をします。詰所については、約200万円を限度に9割の補助となっております。詰所になりますので、1割負担をお願いしているところですよとの答弁でした。

委員より、防災行政無線が聞こえないとの声をよく聞く。特に梅雨や台風時期は心配である。4月に新しいシステムのテストをされるということであるが、難聴地域については、区長や議員に配ってある個別受信機の全世帯の配付や一部負担などの検討はされているかとの質疑に、執行部より、防災行政無線について、以前デジタル化を行い、町内全域をカバーしているところだが、防災行政無線の入らない地域、いわゆる難聴地域については、個別受信機を配付している。しかし、今の家は密閉となっており、聞き取りにくくなっている。町としてもからいも君便りを推進している。高齢者の方々にとって対応が難しい場合もあるので、今回、モデル的に新システムの実証実験を行いたいと考えている。スマートフォンにアプリを登録して、文字と音声で受診する。また、スマートフォンを持たない方々にはタブレットを配付して実証して、実験してみたい。タブレットであれば、NTTドコモのエリアで受信できるので、スマートフォンを持っていなくても町内はタブレットでカバーができるよとの答弁でした。

委員より、今回の防災訓練は、南小校区で実施され、防災ヘリなどの訓練があったため参加者は多かったが、訓練の反省点、良かった点は何か。防災マップの見直しや今後の訓練のあり方、全体的に地震後の町の考え方を聞きたいとの質疑に、執行部より、今回の防災訓練について、いわゆる参加型の訓練と展示型の訓練とを2つ実施しましたが、地震後であれ、今回の参加者は例年より多かったと思われる。町全体での参加型訓練は難しいので、例えば、それぞれの地域の中で訓練を実施していただくことが一番有益だと考える。そして、長期的な避難に向けての避難所運営訓練の実施を検討させていただきます。今回の防災訓練における反省点については、消防団や区長さんにご意見を聞いたうえで検証していきたい。また、4月14日の熊本地震を風化させないため、毎年復興イベントを行っていきたくて考えている。慰霊式は県で行われるので、町では、午後から復興シンポジウムを行う計画にしているよとの答弁でした。

委員より、地域活動支援事業補助金はどのように使われているかとの質疑に、執行部より、自主防災組織を立ち上げた時や防災資機材を購入されたときに10万円を交付している。今後は、訓練などの時に、補助金によって購入された資機材を活用していただければと考えているよとの答弁でした。

委員より、自主防災組織への補助金が有効に活用できるよう、運営方法や購入資機材のマニュアル化などを検討したらどうかとの質疑に、執行部より、事業計画を提出していただき、検討していきたい。また、地域づくり補助金と合わせて、実施できる分は実施していきたいよとの答弁でした。

委員より、崖崩れの関係、いわゆるレッドゾーンやイエローゾーンの場所は確認できるのか。また、件数はどうかとの質疑に。執行部より、レッドゾーンやイエローゾーンについては、県のホームページで閲覧できます。また、件数はレッド、イエロー合わせて約100カ所程度だと思われよとの答

弁でした。

委員より、駅前交番における人的な配置はどうかとの質疑に、執行部より、錦野にある現在の駐在所は廃止となり、その機能は駅前に統合がされ、24時間体制で巡回を行うこととなる。巡回内容等、詳細については、今現在、警察署と協議をしているところであるとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係では、委員より、全国的にふるさと納税について過剰になってきていると言われているが、町の特産品のPRとしては大変有効な事業である。今後の方針と実績はどうかとの質疑に、執行部より、今年度は、震災の関係で多くのふるさと寄附を受けました。町に直接納付される分と県を通じてくる分。それから大津町分の代理受領事務の協力をしていただいた平戸市と薩摩川内市に申し込まれた分があり、合計477件、1千700万円の納税がありました。納税のお礼の品として、今までは町の特産品4種類からの選択でありましたが、昨年、広報で募集を行い、現在は21品となっています。29年度からは納税額に応じて3段階でお礼の品を選べるようにするなど、制度の拡充を考えています。また、申し込みからお礼の品や納税証明等の発送までの業務を委託し、システムを使用して納税者に対して円滑で迅速な対応を考えていますとの答弁でした。

委員より、地域公共交通会議の開催状況と構成メンバーはどうなっているかの質疑に、執行部より、今年度は、震災の影響により2月に1回会議を開催しました。会議の構成については、法定会議として定められています。協議事項等は要綱で規定をしていますとの答弁でした。

委員より、空港ライナーの運行の現状はどうかとの質疑に、執行部より、アンケートを実施しており、その結果によりますと、利用者の44%が会社員です。利用目的は、仕事が43%、観光が約20%、その他が約33%です。県内からの利用者が約44%で、その内の約4割が熊本市、約2割が大津町、約15%が菊陽町の住民です。また、県外からの利用者が約45%で、約67%が関東、15%が近畿、11%が中部からの利用です。利用した理由は、航空便を利用するため約8割で、その他がバスなどの乗り継ぎとなっていますとの答弁でした。

委員より、空港ライナーの車内での大津のPRについて、何か行っているかの質疑に、執行部より、県と連携して観光パンフレットや大津町の紹介DVDを流すようにしていますとの答弁でした。

委員より、乗り合いタクシーについての質疑があり、運賃を補填をするということでは、赤字ということか。長洲町の乗り合いタクシーは黒字になっている。大津町はなぜ赤字なのか。事前予約の時間設定の見直しやフルデマンド化など、体系を変える必要があると思うがどうかとの質疑に、執行部より、あくまでバスの補完になります。民間のタクシー会社を利用するので、必ず赤字になる運賃設定になっています。体系を変更することで黒字化できるのか、検証していきます。事前予約に関しては、タクシー会社と相談したいと思いますとの答弁でした。

委員より、乗り合いタクシーの乗合率はどうかとの質疑に、執行部より、乗合率は平均4割程度で、1回当たりの乗車率は平均1.7人となっていますとの答弁でした。

委員より、新庁舎建設検討委員会の開催時期と構成はどうかとの質疑に、執行部より、4月から開催していきたいと考えており、内部検討委員会及び外部検討委員会、並びに議会とも情報共有を図りながら審議をお願いしていきたい。外部検討委員会の構成については、まだ固まっていないが、現在、

設置の準備を進めている。公募委員については、3月の広報等で募集をしているところでの答弁でした。

委員より、ホームページを使った「情報発信」は重要と思うが、現状はどうかとの質疑に、執行部より、10年ほど前に広報コンクールで総務大臣表彰を受賞するなど、使いやすく、魅力あるホームページとして認めていただきましたが、その後、現在に至るまで、例えば、「災害用トップページの作成」など、部分的な変更は行っていますが、大幅な変更は行っておりません。情報発信の方向性として、「町外から大津に来る人向け」が良いのか、「町内に住む住民向け」が良いのか考える必要があります。観光協会と連携し、町の観光情報を発信するなど、今後、魅力あるホームページづくりに努めていきたいとの答弁でした。

委員より、事務用パソコン借上料として債務負担行為を計上しているが、予定台数は何台かとの質疑に、執行部より、22台を調達し、リースする計画ですとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、AED借上料は購入した場合はいくらかとの質疑に、執行部より、平成27年度当初予算査定のときに比較をしています。当時40万円ほどでバッテリーの交換などの管理面も考慮しリースにしているとの答弁でした。

また使用実績はあるのかとの質疑に、執行部より、スポーツ関係で使用したことがあると聞いているとの答弁でした。

委員より、AEDの講習は職員に対してやっているのかとの質疑に、執行部より、昨年度AEDを導入した時に職員向けに講習をしている。図書館の臨時職員等にも講習をしているとの答弁でした。

次に委員より、今後地震からの復興を進めるにあたり、大津町としての財政計画を整理し、示していく時期がきているのではいかとの質疑に対して、執行部より、復興基金などの支援も拡充してきていますので、最新の情報を収集し、現段階での見通しをできるだけ早く示していきたいとの答弁でした。

委員より、国・県の動きに左右されると思うが、6月議会頃には出せるか。無理でもできるだけ努力をしてもらいたいとの質疑に、執行部より、6月には大まかにでも出せるよう努力をします。なるべく早く提示をし、状況が変われば見直しをかけていきますとの答弁であり、意見として、金がないから何もやりませんということではいけない。なるべくみんなが元気になるようにしてもらいたいとの意見がありました。

次に委員より、旧役場庁舎の中にはまだたくさんの書類が残っているが、仮設プレハブにすべて入るのかとの質疑に、執行部より、書庫にある書類はそのまま倉庫に移し、各課にある書類も整理してすべて保管する予定ですとの答弁でした。

委員より、庁舎や書庫のリース料について、財源が地方債になっている。地方債が有利であるということだろうと思うが、そうなのかとの質疑に、執行部より、今回、熊本地震の措置として、災害復旧事業債が適用され、元利償還金の47.5%から85.5%が交付税措置されるため、地方債を財源としましたとの答弁でした。

委員より、いづごろ最大の交付税措置となるのかとの質疑に、執行部より、その年の元利償還金の

金額により、交付税算入率が算定されます。庁舎建設関係の起債につきましては、85%近くが算入される見込みを立てています。

算入率は財政力によって変動しないのかとの質疑に、執行部より、財政力も加味されますが、基本的には償還額に応じて算入率が算定されますとの答弁でした。

委員より、県が決める復興基金の仕組みが非常にわかりづらい。宅地復旧の補助金など、事務の流れはどうなるのか。また、復興基金そのものは誰が決めているのかとの質疑に、執行部より、復興基金は、県が要望調査をして、制度上、補助がないものを基金で対応することになっている。基金メニューは県のほうで検討している。また、基金対象の被災宅地の復旧については、県から基金を受け、被災者へは補助金として支払う予定ですとの答弁でした。

委員より、住家被害認定のときのように、自治体によって判断基準が違うことがないようにしなければならない。現場の職員が正しい判断を行えるように指導するのは、各担当課なのか財政課なのかとの質疑に、執行部より、基本的には、担当課が県の各基金事業の担当課の指導により、事業を進めていくので、財政課のほうで指導することはありませんが、実績報告など、基金の受け入れ事務については財政担当で行いますとの答弁でした。

委員より、基金事業については、町民の関心も高いので、復興計画の説明会時に簡単な説明をできないかとの質疑に、執行部より、今回の復興計画説明会の中では、基金の説明はありませんが、メニューも多岐にわたっておりますので、漏れることがないように、今後、周知の方法について工夫をしていきたいとの答弁でした。

総務部人権推進課関係では質疑はありませんでした。

総務部税務課関係で、委員より、たばこ税は、全国チェーン店などの販売店から購入しても税収は同じなのかとの質疑に、執行部より、同じです。大津町内で購入した分のたばこ税は大津町に入りますとの答弁でした。

委員より、公費解体で家を建て替えられない人にも課税されるのかとの質疑に、執行部より、家屋についてはありませんが、土地については課税になります。震災により更地となった宅地の税額で、住宅が建っている宅地の固定資産税は、200平米までが6分の1、200平米を超える部分が3分の1にそれぞれ税額を軽減する特例が適用されています。通常、住宅が撤去されれば、この特例が外れて宅地の課税が数倍高くなりますが、震災でやむなく撤去された更地となった場合は、災害の発生した翌年と翌々年、2カ年に限り、この軽減特例が継続されます。

また、建て替えた家屋や買い替えた償却資産については、固定資産税を軽減しようとする地方税法の改正案が、現在開催中の通常国会において審議されている。可決されれば4年間、税額が2分の1に軽減される予定でありますとの答弁でした。

委員より、住宅の建て替えを迷っている町民はたくさんおられると思う。具体的な例などを示して、わかりやすい文章で周知が必要だと思うがどうかとの質疑に、執行部より、国会で可決後は、広報・ホームページ等でわかりやすく周知を図っていきたいとの答弁でした。

委員より、現在、確定申告の最中だが、何か住民が困っているという声はないかとの質疑に、執行

部より、雑損控除の対策を早めに行いましたので、特に苦情はありませんでした。ただ、プレハブの2階で申告をすることで、体の不自由な方には不便を与えているようなので、来年の検討課題にしたとの答弁でした。

委員より、被害を受けた住宅の29年度の固定資産税はどうあるか。執行部より、一定以上の被害を受けた住宅については、評価の見直しを行うことにしています。評価方法については、被災住宅1棟ごとの詳細な実施調査が基本となりますが、被災住宅が相当数に上がることから、東日本大震災の被災家屋に適用された「簡易評価方式」を採用する予定です。この方式は、罹災証明の判定区分ごとに国が決めた損耗残価率を適用することで、簡易的に評価見直しを行うもので、熊本市や菊池郡市の市、町をはじめ、見直しを行う県内すべての市町村において、同じ率の損耗残価率を適用する予定となっておりますとの答弁でした。

委員より、一部損壊の住宅については、評価の見直しはないのかとの質疑に、執行部より、一部損壊家屋に対する損耗残価率は、国は示しておらず、国は評価見直しの対象外としています。県内の被災地自治体も一部損壊に対する評価の見直しは行わない予定であり、近郊とのバランスも考慮し、大津町だけが一部損壊の評価見直しを行うことは好ましくないと考えています。また、罹災証明書は申請主義であることから、申請すれば一部損壊の判定を受ける住宅は相当数あることから、申請のあった一部損壊住宅だけの評価見直しを行うことは、課税の公平性を欠くことになると考えていますとの答弁でありました。

以上で質疑が終わり、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第16号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願いを申し上げて総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

しばらく休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時53分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 経済建設常任委員長の報告に対して、質疑を行います。

経済建設所管の土木部建設課関係で、道路新設改良費として、吹田団地の裏の猪郷谷の、多分林道だと思いましたが、用地費が3千365万円計上がなされております。また、先般、多分委員会で配付された資料だと思いましたが、航空写真をいただきました。お尋ねしたいのは、先ほどの報告でこれについては触れられておりませんでしたので、現地を確認されたのが一つ。

それから、この谷間を埋めて7万4千平米の何ていうんですかね、埋立地が後で完成するというこ

とらしいですが、立野ダム関係の土捨て場ということですが、ダムの本体工事をする廃土を埋めるのか、あるいは、ダム本体予定地の upstream に貯まった土砂を埋めるのか、こういったことについて、国土交通省あたりから説明があつてしかるべきだと思いますが、国交省からの説明があつたのかどうかです。現地の問題と国交省から説明があつたのかどうかということ。

それから、国交省がここに土砂を埋めさせてくれということでありますならば、そのための道路であるならば、国交省が全額負担をして道路をつくるのが筋ではなかろうかと思うんですけど、そういった議論があつたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） 質疑にお答えいたします。

まず、国交省からそういった説明があつたのかということですが、これはありません。あくまでも職員のほうが説明を受けて、それをまた我々委員会で報告するという、現地に行ってですね、猪郷谷というのはどういったところなのか。そして、その道路の幅員というのはどういうふうになってというような形で、埋立地まではいかないで、その手前ですね、道路のちょうどうちよつといけないかなと、その先に。そこまでは現地に行きました。そして説明を受けたところであります。

この用地当たりのですね、その説明の中で、例えば、その後の使用というもの、もう町が有効利用したいという説明で、何に使うかというものはまだ決められていないという執行部からの説明があつて、道路が幅員されるっていう形だったんで、その道路は町が購入するという形で説明を受けました。ただ埋立地は民有地でありますから、そこはもう持ち主の方に了解を得て、そして使わせていただくということで、あと委員からの質疑で出たのは、やっぱり水の問題ですよ、水害とか、そういったものの対策はきちんとできているのかということに対して、そういったところはもうそのつがなく国のほうで対応をするようにきちんとやっておりますと、そこまでの説明だったかと思ひます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第16号の平成29年度一般会計予算について、幾つかの問題点を指摘して反対の討論を行います。

反対の理由の第1点目は、ただいま質疑を申し上げましたが、大津町内の猪郷谷上流の谷間に立野ダムの廃土を土捨て場にして埋め立てると。谷間を埋めてここからの水をコントロールすること自体は、確かに町民にとって利益かと思ひます。しかしながら、国交省が国の都合で、多分立野ダム予定地の upstream には50万立米もの土砂が雪崩落ちて、一部は流されておりますが、少なくとも国交省の話では30万立米以上、あの白川の川底をさらって、この土砂を捨てなければならないと、そうでないと立野ダム本体工事にかかれぬという事情があるようですが、そうでありますならば、この土砂捨

て場はあくまでも国交省の都合でありますから、用地費も含めてすべて国の責任で用地を買い、また工事をして、国の責任で安全な対策をとるとというのが本来の筋であるという点であります。ですから、町が予算を付けて用地を購入することは筋が通らないということでもあります。しかも立野ダム上流に貯まったこの土砂を廃土することは確かに当然のことではありますが、国交省はこれまでの説明で、立野ダムをつくってもこれから100年間、川底をさらえることは全く必要ありません。土砂が堆積する心配は全くございませんという説明をこれまで我々に繰り返してきたわけではありますが、今度は、確かに熊本地震という予想しない大災害ではあります、たったこの地震の1回だけで護岸が崩れ落ちて、50万立米もの土砂が堆積をする。もし立野ダムが完成をした後、今度の地震が起こったら大惨事が起きたことはもう間違いないことでもあります。立野ダムの放流工が完全に詰まってしまうことは明らかです。すでに仮排水路トンネル直径10メートルの21億円をかけたこの仮排水路トンネルは、この土砂によって完全に埋まって、21億円が水の泡となってしまったわけでもあります。我々の税金です。こういうことが想定できるにも関わらず、国交省は大津町民の命に関わる問題をきちんとした説明責任を果たさないままこういう事業を進めることは到底許されることはないと思うからであります。こうした関連で、大津町の町内に土砂を捨てるのであれば、少なくとも全額負担をするべきであると思うからです。

それから、あと2点、反対の理由として、地域集会所の補助金が計上されております。3回目の復旧・復興の説明会のとき、杉水のある区長さんが、小さい自治会で自分の家の修理費を負担しなければならない。それから、地域の集会所も負担をしなければならない。お宮さんの負担もある。何とかならんのかという、本当に痛切な質問が出されましたが、これに誠実な答えは全く返されませんでした。私も先般質問しましたが、数百年に1回のこの大災害に対して、地域の集会所は大津町民の命を守る場所でありますから、それに自分の家の修理もままならないときに負担を求めることは、とても私は人道的に許されることではないと思います。町が全額責任を持つべきだと思います。

それから、一部損壊被害者に対する見舞金ではありますが、町長は全壊世帯でも300万円しかないけん、300万円じゃとても家が建たない。だから一部損壊は我慢をしろという答弁でありました。300万円というのは、国の法律で決まったやつであります。しかも阪神淡路大震災のときありませんでした。こうした大災害の中で、国民が声をあげて、とりわけ鳥取県の地震のときに、県知事の英断で300万円を出すようになってから、その後法律が決まり、被災者生活再建支援法で最高300万円が出されるようになってきたわけであります。ところが、この法律は本当に不備であります。一部損壊には1円も法的な支援をしないと。だから大津町で1割の見舞金を2倍にしたっていいではないかと。しかも予算は1億ちょっとあればできることであり、これが恒久的に毎年毎年出されるわけではありません。まさに経常的な経費ではないわけです。数百年に1回、大変な被災でですね、苦しんでおられる町民の皆さんに対して、私は大津町にはそれだけの財政力が十分あるし、またそのことが町民の暮らしの復興、住まいの復興、これなくして暮らしの復興はあり得ないという考えからであります。

以上、大きな3つの理由から平成29年度の一般会計予算について反対を表明するものであります。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私は平成29年度一般会計について、16号ですね、について賛成の立場から討論をいたします。

まず、先ほど質疑がありました、猪郷谷先の土捨て場の話でありますけれども、例えば、その国の責任でいろんな形でその国がやるのならば、国の責任でやるべきではないかというふうに言われました。実際ですね、その国の責任において我が大津町も含めて熊本県民のいうならば、安心・安全を高めるためにダムはつくるわけでありますから、その中で大きな水害の後にダムが計画されて、実際、私たち経済委員会もですね、そういった穴あきダムがなんでつくられたのかなということで、いろんなつくられているところに、いろんなところに研修にも行きました。そして、結局そういった場所ってというのは、悲惨な水害が起こった後に何らかの手立てを起こす。アクションを起こして次に備えるという形をやるわけです。ですから、非常に説得力のある地域の方々も含めて、了解を得てつくったということでもあります。また、立野ダムの研修につきましては、国レベルの積算でありまして。我が大津町が特別にその立野ダムに対してよし悪しの専門部会かなんか作ってやっているわけではありません。実際、国・県地方自治体といった形ですね、役割分担は大きくかわってくるわけでありますから、全体の国土保全、そしてその流域の安全を高めるために、国レベルでつくることでありますので、この点について疑う点は非常に少なく、やはりこれは推進に町としては協力すべきではないかなと、そういうふうに考えております。

そしてまた、例えば、集会場の件につきましても、そしてまた、一部損壊家屋につきましても、どこかで線を引かなければ、何もかも税金で賄うという世の中ではないということです。どこかに線を引かなければならない。しかし、その線引きってというのは、 $1 + 1 = 2$ というようなはっきりした数字が出ないのが、この災害の査定でありますから。ですから、これに対して町の税金を乱暴にその金持っとるから出せというのは、またこれがあいまいな積算になりはしないかなと思います。立野ダムが、例えば、今回の地震で50万立米の落石があったりとか、いろんな形でその大変だったんだと。そしてまた30万立米をこういった形で猪郷谷に持って来て土捨て場にするというふうな形かと思えますけれども、例えば、その点について今の反対の意見におきましては、今後100年間そういった川底のそういった堆積したそういったものは搬出しないでいいといいながらも、すぐ起きてしまったというような言い分だったかと思えます。しかしながら、一部家屋損壊の要望につきましては、何百年に一度の災害であるから出すべきだというふうに言われます。また起きたらどうか、何百年に一度の言うならば災害の過程だからと。これ整合性がとれないわけですね。自分の都合のいいように言っているしか思えないと。聞いているほうはそういうふうに捉えます。ですから、そういったところをきちんとまとめられて、一本筋を通して我々は納税者の税金も守らなくてはならない立場にあるということです。ですから、そういった立場から、今回のこの16号関連の議案に対しては、正しいものであり、賛成の立場から討論するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第10号、大津町運動公園総合体育館他復旧工事委託に関する基本協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第11号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、町道の路線廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成29年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第16号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成29年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成29年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成29年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第21号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成29年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに、決定しました。

日程第4 発議第1号 「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4、発議第1号、「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促

進を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号提出者、豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） お疲れさまです。趣旨説明をさせていただきます。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書につきまして、その案文を拝読して趣旨説明とさせていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によりますと、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また、空港や駅、鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンド、訪日観光客のさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設などの災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1、鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館などの宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。

2、日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。

3、防災の観点から、避難所・避難所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月17日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 新庁舎建設特別委員会の設置について

○議長（桐原則雄君） 日程第5、新庁舎建設特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本件について、新庁舎建設の調査については、8名の委員で構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託して、平成33年2月末日まで調査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、8名を委員として構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託して平成33年2月末日まで調査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました、新庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、佐藤真二君、府内隆博君、源川貞夫君、坂本典光君、永田和彦君、津田桂伸君、荒木俊彦君、桐原則雄君の8名を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8名の方を、新庁舎建設特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ご連絡申し上げます。

委員会条例第9条第1項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。委員会の会議室をご案内いたします。集会室です。

念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うこととなっておりますので、よろしく申し上げます。

しばらく休憩いたします。

午後1時33分 休憩

△

午後1時34分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会条例第8条第2項の規定によって、新庁舎建設特別委員会の委員長に津田桂伸君、副委員長に荒木俊彦君が互選されました。

これで報告を終わります。

日程第6 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（桐原則雄君） 日程第6、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本件について、議会広報の発行、調査のため、5名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して、平成33年2月まで調査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議会広報の発行、調査のため5名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託し、平成33年2月まで調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、三宮美香さん、山部良二君、山本富二夫君、豊瀬和久君、金田英樹君の5名を指名します。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名の方を、議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ご連絡申し上げます。

委員会条例第9条第1項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。委員会の会議室をご案内します。集会室です。

念のために申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩します。

午後1時37分 休憩

△

午後1時38分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会条例第8条第2項の規定によって、議会広報編集特別委員会の委員長に豊瀬和久君、副委員長に金田英樹君が互選されました。

これで報告を終わります。

しばらく休憩します。

午後1時38分 休憩

△

午後1時44分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第24号から日程第9 議案第26号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・
討論・採決

○議長（桐原則雄君） 日程第7、議案第24号、大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結についてから、日程第9、議案第26号、あけぼの団地12号棟改修工事請負契約の締結についての3件を一括して議題とします。

お諮りします。

議案第24号から議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第26号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきましてご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後、議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

では、早速追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は、1月16日に条件付き一般競争入札の公告を行い、3月3日に入札を実施いたしました。

入札の結果、議案第24号、大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結については、丸木・荒牧・岩下建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字大林1467番地5、有限会社丸木建設、代表取締役木村俊昭様と4億8千600万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第25号、大津町役場庁舎解体工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は、1月16日に条件付き一般競争入札の公告を行い、3月3日入札を実施いたしました。

入札の結果、議案第25号、大津町役場庁舎解体工事請負契約の締結については、宇都宮・大正建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様と1億7千496万円で工事請負契約を締結いたしたいと思うものでございます。

議案第26号、あけぼの団地12号棟改修工事請負契約の締結についてでございますが、この物件

は、1月16日に条件付き一般競争入札の公告を行い、3月3日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第26号、あけぼの団地12号棟改修工事請負契約の締結については、肥後木村・幸栄・長田特定建設工事共同企業体代表者、菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様と1億7千442万円で工事請負契約を締結したいと思っております。

議案第24号、議案第25号及び議案第26号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第24号、大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページから6ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、大津町運動公園多目的広場改修工事ですが、工事の概要等につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私からは入札関係についてご説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施いたしました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。建設工事の種類は土木一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、甲型の共同施行方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付土木Aとし、構成員2は、町格付土木AまたはBとし、構成員3は、町格付土木Bとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請として日本国内において完成した土木一式工事で、請負金額が5千万円以上の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①左記の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者、この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

平成29年1月16日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、3月3日に入札を実施いたしました。

説明資料の2ページをお願いいたします。入札結果についてご説明いたします。入札参加者は7者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、丸木・荒牧・岩下建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字大林1467番地5、有限会社丸木建設、代表取締役木村俊昭様が4億5千万円で落札され、契約金額は4億8千600万円となっております。

工期は、議会議決承認を得て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成29年10月31日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第25号、大津町役場庁舎解体工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は3ページと4ページ、説明資料集は7ページから10ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、大津町役場庁舎解体工事ですが、説明資料集の9ページをお願いいたします。

最初に、工事の概要等についてご説明いたします。工事は、鉄筋コンクリート造4階建2千769.87平米と、増築部分の鉄骨造4階建1千96.8平方メートル、合計3千866.67平方メートルの建築物の基礎を含む解体、撤去、処分、杭は撤去しないこととしております。また、庁舎にあります書類及び備品等につきましても、保存すべき書類等は、今回別途に設置します。仮設書庫に移動していただくとともに、処分できるものについては、撤去、処分していただくこととしております。

また、解体撤去後の整地、整備一式及び解体前のアスベストやPCB等の事前調査・分析も工事の中に含んでいます。

産廃規模は、コンクリート類が2千89立米、アスファルト類が61.9立米、ガラス陶器類が19.4立米、金属くず類が111トン、プラスチック類35立米、ボード類58.1立米、木くず類38.7立米と見積もっているところでございます。

10ページをお願いいたします。解体後の敷地整備の概要でございます。解体後は、駐車場として利用できるよう、改良材の良質土で埋め戻し、アスファルトで舗装することとしております。なお、南北で1.8メートル程度高低差がありますので、法面を設け、法面上部に仮設ガードレールを設置し、安全対策を行い、東側のスロープの通路は車道として7メートルに拡幅するとともに、歩道を2メートル確保し、安全に通行できるように整備を行うものです。

説明資料の7ページをお願いいたします。入札関係につきましては、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。建設工事の種類は建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、甲型の共同施行方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2及び3は、それぞれ町格付建築BまたはCとしております。営業所の所在は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請として日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①左記の施工

実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者、この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

平成29年1月16日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、3月3日に入札を実施いたしました。

8ページをお願いいたします。入札結果についてご説明をいたします。入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、宇都宮・大正建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様が、1億6千200万円で落札され、契約金額は1億7千496万円となっております。

工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成29年10月31日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第26号、あけぼの団地12号棟改修工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は5ページと6ページ、説明資料集は11ページから14ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、あけぼの団地12号棟の改修工事ですが、工事の概要等につきましては、後ほど土木部長が説明いたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の11ページをお願いいたします。建設工事の種類は建築一式、電気設備、機械設備で、特定建設工事共同企業体の発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、乙型の分担施行方式とし、建設工事の種類に応じ、共同企業体の構成員数は3者としております。代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2及び3は、経営事項審査の総合評定値650点以上としております。営業所の所在地は、代表構成員は、大津町内に主たる営業所（本社）を有することとし、構成員2、3は、大津町内に営業所を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。構成員2は、平成18年度以降、建築物の電気工事で元請として熊本県内において完成した電気設備工事で、請負金額が1千万円以上の施工実績を有することとしております。構成員3は、平成18年度以降、建築物の機械工事で元請として熊本県内において完成した機械設備工事で、請負金額が1千500万円以上の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①先の施工実

績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者、この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

平成29年1月16日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、3月3日に入札を実施いたしました。

12ページをお願いいたします。入札結果についてご説明いたします。入札参加者は4者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、肥後木村・幸栄・長田特定建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様が、1億6千500万円で落札され、契約金額は1億7千420万円となっております。

工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した翌日から平成29年9月29日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

修正いたします。先ほど最後の議案、第26号であけぼの団地の関係で落札金額を1億6千500万円と言いましたけども、1億6千150万円ということで修正いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 議案第24号、大津町運動公園多目的広場改修工事の概要について説明いたします。

今回の工事内容は、運動公園多目的広場の人工芝改修と夜間照明設置です。説明資料3ページの入札参加資格審査会資料をお願いいたします。

(4) 工事概要でございます。工種といたしまして、ロングパイル人工芝舗装工1万7千423平米、ゴムチップ舗装工1千13平米、アスファルト舗装工5千40平米、敷地造成工掘削7千817.4平米、フェンス設置工、高さ1.2メートル、全長599メートル、照明施設工、平均照度77ルクス、4灯タイプ4基、8灯タイプ2基などが主な工種でございます。

なお、工期は10月31日までとしております。

今回改修を行います多目的広場でございますけども、運動公園内の中でも利用が一番多い施設でございます。完成後、19年が経過し、老朽化が進み、3年ほど前から天然芝の劣化により回復ができない状況になり、早急に改修が必要な状況となりました。そこで、天然芝と比べ維持管理費が安く、養生期間や利用制限が不要な人工芝改修を行うものでございます。また、夜間照明を設置することにより、夜間の利便性を高めるものでございます。この事業は、社会資本整備総合交付金事業で、国の交付金4割を受けて行うもので、当初予算で5億円を計上し、本年度の重点施策として準備を進めてまいりましたが、熊本地震の影響により事業着手が遅れたところでございます。広場の活用としましては、熊本地震で被災された町民の皆さんに元気になっていただくための健康、体力づくりの場

として利用いただくこと。それから、熊本地震からの復興を全国にアピールに、大津町に多くの方に訪れていただき、地域経済効果や地域の活性化を図り、大津町復興の起爆剤にしたいと考えております。また、この事業は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金事業5カ年計画の最終年度でございます。本年度に実施しなければ、後年このような有利な補助はないというふうにも聞いておりますので、改修事業を迎えた現状の中で事業を進めさせていただき、大津町の復興に向けた契機の一つにしたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 議案第26号、あけぼの団地改修工事についてご説明申し上げます。

議案集は5ページから6ページ、説明資料は14ページでございます。

今回、工事を行います12号棟は、昭和59年建設、5階建ての30戸の建物でございます。建設後33年を経過し、外壁の劣化が振興し、コンクリート片の落下など確認されております。内部においては、結露が多く、躯体劣化の要因の一つとなっております。バリアフリーの観点からみますと、トイレ入口には段差があり、手摺り等の設置もありません。また、設備面では、給排水管からの漏水、ガス管からのガス漏れなど管の劣化が確認されている状況でございます。

改修内容について説明申し上げます。説明資料の14ページをご覧ください。

まず、内部改修についてでございますが、青色の部分でございますけれども、浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側冊子の二重化ガラス化を行い、居住性の向上を目指します。また、トイレ及び浴室には、手摺りの設置を計画しているところでございます。床の改修範囲はこの青色部分ですけれども、この床下部分で給排水管及びガス管の更新を行います。ガス管、給排水管の更新にあわせて、給湯器の設置を行い、浴室、台所、洗面所にお湯が使えるように行うところでございます。電気設備につきましては、建設当時と現在の生活様式を比べますと、電気製品の使用が増えており、電気容量の増量が必要となっております。今回の改修工事で幹線の改修を行い、電気容量の増量にも対応していきたいと考えているところでございます。

外部の改修について説明いたします。14ページのこの括弧書きの部分をご覧ください。外壁、東西面・北面、外部熱改修、南面が防水塗装改修を行います。屋根につきましては、断熱防水改修、ベランダにつきましては、樹脂防水改修、ベランダ天井、塗装工事、階段につきましては、天井・外壁装、階段灯の取り換え、LEDを付けます。非常ベルの改修ということでございます。外壁の劣化が進んでいるため、今回の工事において、劣化部分の補修を行い、また、結露が多く、内部からも躯体の劣化が進行している状況です。この内部の結露の原因は、建物全体の断熱性能の不足が一つの原因としてあげられております。そのため、今回工事において屋根面、東西面、北面に断熱材の施工を行います。南面は窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率がいいため、窓を二重ガラス化する方法を採択したところでございます。また、断熱材の施工を行うことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネの貢献も期待できるところでございます。さらに、外壁に断熱材を施

工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされるので、これ以上の外壁の劣化は進行しません。また、外部からの施工になりますので、内部からの施工に比べますと入居者の負担も軽いという施工方法で行うところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 先ほどの説明で若干修正をさせていただきたいと思っております。議案第26号の構成員のところでございます。構成員2、構成員3、元請として熊本県内において完成したと言いましたけども、日本国内の間違いでございます。仕様書に書いてあるとおりでございます。仕様書のほうには日本国内と書いてありますので、私のほうが熊本県内ということで、間違えて発言いたしましたので修正いたします。

よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第24号の多目的広場の改修と25号の庁舎の解体についてお尋ねいたします。

まず、多目的広場の改修のほうの3ページになりますですね、設計額の内訳を見ますと、土木工事、人工芝工事、照明工事の3つが大きな工事になっております。この内、人工芝工事がやはり割合として大きくなっていくということですね。そうした場合に、人工芝の工事は、特殊な工事と言いますかですね、その専門の工事をなされるところがたくさんあるということですので、考え方として、この分を分割発注するみたいな考え方というのはできなかったのか。あるいはこうしたほうがメリットがあったんだということについてご説明がいただければと思います。

25号関係に関しては、これちょっと済みません、全協でもしかして説明されたかもしれないですけど、私の記憶がなかったんだとしたら申し訳ありませんが、8ページですね、工事の概要が書いてある中に、工事内容ですね、工事内容として何行目かな、5行目のところから処分の杭の撤去は行わないということになっているわけですね。この杭の撤去を行わないというのがどういう意味を持っているのかと。あるいは、その後どうするのかということについてご説明をいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

工事内訳の中で額的にはですね、人工芝工というのが一番高くなっておりますけども、実際、工事する上で、その人工芝の材料というかですね、そういった部分がメインになってきますので、工事としては土木の部分が工事の中では土木がメインになってくるということで、今回は一括発注させていただいたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○**土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君）** 25号関係の杭の関係でございます。今回、全協のほうでもご説明したと思いますけども、杭につきましては、今回これを入れますとですね、莫大な工事費、1本当たり工事費がかかりますので、今回は一応解体だけでして杭を残すという施工を取りたいということでございます。今後、まだ庁舎の位置等がまだ基本計画で今検討されているところでございますので、位置等が出ましたらですね、場所によっては杭を抜くとか、いう方法が出るかと思えますけども、現在は庁舎の位置等々が基本構想の中でうたわれているところでございますので、今回、こういう形の工事をさせてもらったところでございます。

以上でございます。

○**議長（桐原則雄君）** 佐藤真二君。

○**6番（佐藤真二君）** 済みません、杭の関係は、確かに今お話を聞いてはっきり思い出しました、済みません、私の記憶漏れでした。

24号のほうなんですけれども、先ほどの話、その人工芝の施工というのは、今回この件がありましてずっとあちこちの業者さんのホームページとかで確認したんですけども、基本その人工芝を製造しているところと工事しているところがセットになっているところが多いんですね。そこに対して、この元請さんということになるのでしょうか。元請さんが発注するというような形になるかと思うんですけども、その形態のほう割安になるのかなというところがちょっと引っ掛かりますので、そこについての再答弁をお願いいたしますというのが1件。

それともう一つ、済みません、先ほど一緒に聞けばよかったんですけども、4ページの図面ですね、その中見ますと、周辺にまず外周の道路があります。カラーのところは工事の範囲だと思うんですけども、ここの間の斜面というか、法面というかですね、あそこは今非常に泥が流れたりして、ここが何ていいますかね、大会なんかのときの応援席、応援団の席というかですね、になるわけなんですけども、ここも当初何とか補修しますというお話があったかと思うんですけども、そこについてはどうなったのかというところをお尋ねしたいんですが。

○**議長（桐原則雄君）** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○**土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君）** 先ほど教育部長が言いました分のところでございますけども、今回、土工と人工芝工事ということでですね、工事部分を分けているところでございます。基礎部分は基本として土工、不陸整正で下のほうをならします。基本として、人工芝的なものは、基本的には備品整備工事という感じでございますので、その部分の単価の部分が多くなったということでございます。トータルで見ますと、別々に発注しますと経費が莫大になりますので、今回、土工を中心として、その上に人工芝を貼るという工事になりますので、今回、土工を中心とした経費で人工芝工もそういったふうと一緒に設置するという形の工事をするところでございます。

あとの工事については、教育部長のほうでお答えしたいと思います。

○**議長（桐原則雄君）** 教育部長市原紀幸君。

○**教育部長（市原紀幸君）** 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の工事はですね、あくまでも広場内だけということで、法面の部分については、現状のままと

いうことにしております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 以前、何かここも整備しますと、ちょっと聞いた記憶があったものですから確認したところですが、そういうお答えであればちょっとまた確認していきたいと思います。ありがとうございました。以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 運動公園の多目的広場の改修についてお尋ねをします。4ページの図面を見てみますと、今までと、もちろん人工芝になるというのはあれですけど、大きく変わるのがこの外周をですね、外周に柵ができるフェンスですかね、高さ1.2メートルと、ぐるっと囲んで、要するに、専用の出入口でないと入れないというのはいかがなものかなと思ったんですけど、こういう施設というのはこういうもんなんですかね。お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

今回、ちょっとピッチとですね、法面の間にフェンスを設置しますが、一つは、枯れ葉とかですね、そういった防止、ピッチ内に入ってくるのを防止するという部分も含めたところですね、フェンスを設置しております。よその施設あたりについても、フェンスあたりでですね、仕切られているところが多いというふうに聞いております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 枯れ葉の進入防止というのは、ちょっとフェンスで枯れ葉を止めるのは不可能ではないかと思うんですけど、何か小さい網みたいなを張るんだったらあれですけど、私が心配しているのは、今多目的広場は、結構気軽に中に使っていないときは入って、親子で遊んだり、子どもたちが遊んだり、遊戯したりできると思うんですけど、フェンスで囲んで、許可した人しか入ってはならないと、敷居を高くすることになるのではなかろうかと思うんです。そういう心配はないんですか。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 先ほどの質問ですけども、要するに、フェンスがあると中に入りづらくなるかという部分でございますけど、通常、4カ所の門についてはですね、開けた状態にしておりますので、出入りは自由というふうな形になるというところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） そのいわゆる気軽に使えるかどうかというのを心配するわけです。今まで使ってた人から、これは私苦情がきかぬないと。とりわけこの図面ですね、北側ですね。先ほど質疑があった園内の道路から斜面があって芝生等があって、こちらかも気軽に入れた。真ん中が多分入口かと思うんですけど、ここまで来ないと中には入れない。また、ここまで来ないと出入りができない

ということでは、まさにこれちょっと気軽に立ち入るといふのは全然、だから何ですかね、お金をかけて、払ってここを借りた場合は、門を閉め切って、中には、ほかの人は一般的に入れないということになるんですかね。要するに、気軽に使えるかどうかというのが、どうもこれを見る限り、あとでブーイングが出かねないではなかろうかと思うんですけど。検討なされましたか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 一応、現在のもので、実際、法面を除いたところの通路4カ所ございますので、そこからはいるような形で、今回は設計をしたところでございます。その実際、その入りにくいかと、部分については、ちょっとその辺はちょっとそこまではちょっと検討してはなかったんですけども、実際、そのここ専用でございますね、借りて使われる場合、その目的に応じて、その辺その自由に入りはされるような形には、借られた側でございますね、その辺はその内容で判断されるかというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

お二人の質疑があつてですね、思われるところが、特にこれだけの質疑が出るということは、委員会付託というものをきちんと考えられて、追加議案で出すんじゃなくてですね、当初の提案の中に入れることはできなかったのかという疑義が出てきます。こういった詳細に本当は委員会を持って現地に出向いて、説明を受けて、そして進めていくというのが本来この議会の仕事でありますから、これ姑息に見えるんですよ。だからこういった形でその言うなら切がないぐらい出てくると思いますよ。実際、議員を派遣して、そしてするのがこの今大津町のこの大津町議会の委員会主義を取っている非常にこう有効に働くためのシステムなんですよ。ですから、その入札日の関係もあるかもしれませんが、そういったところは非常に気を付けていただきたいと思います。

3本ともあわせて質疑いたしますけれども、この提案を、追加議案を聞いて思うところは、例えば、教育部長が社会資本整備等の有利な補助金であつて、今年中に提案しなければならないという形で、来年以降はそれが消えてしまうというようなこと言われました。ただそれはそれで、確かに有利な補助金を使ってまちづくりをするというのは、これはですね、執行部の最たる仕事のことです。ですから、町長が思い描くまちづくり、そしてまた、議員の意見をもとに、町民の皆様方の意見をもとにですね、そういった計画を立てていくというのは重要なんですね。これは認めます。しかしながら、今現在ですね、この熊本地震を受けて、そして今最先端、やらなくてはならない復興じゃなくて、復旧ですよ、まだ。復旧をしなければならない家屋やいろんな民間の方々ですね、町民の方々が困っておられる状況でございますね、例えば、町の施策をどんどん進めるという、これはですね、例えば、振興総合計画あたりの計画の中にきちんと災害計画も組み込んでいかなければ、1本にしていかなければままならんよということの、私が言わんとするところは実際そこだったところですね。で、特に施政方針におきまして、これはもう町長に質疑なんですけれども、この3本の追加議案に対しましてはですね、町長は施政方針において、この生活再建支援事業、これについてですね、町民とともに意見を出

し合い、もう一生懸命その前進させますよということを宣言しているんですよ、ここで。ですから、前回、あけぼの団地の問題、この復旧、修理の問題とか、これが出たときにですね、言いましたよね。その急がんでいいところはその後回しにせんと、今現在見れば、例えば、ここで入札をしました。そして期限が設けられております。今年の秋近くのやつが多いですけども、ところがですね、今多くの町民の方々が家が壊れたぞって、ここを修理してほしい、自分じゃできないで、屋根が壊れているんだ、どこか地割れしているんだというときにですね、今申し込んで半年後はできませんよ。この現実をですね、無視して、そのどんだんこう社会資本の整備だ、云々だというのはですね、ちょっとこれは町民目線からすると乱暴になってしまうんですね。ですから、そこがテクニックです。頭を使って、それをきちんとかう長引かせる、言うならば、優先順位はどれかとするならば、まず町民の生活を安定させること、その復旧を早めさせることというのを念頭に置きながら、補助金は補助金でプールしていくような、そういった形で、ですから、この期限をですね、もっと延ばすんですよ、言うならば。そのできあがる期限をずっと延ばして、補助金は補助金で、我々は国税も県税も払っているわけですから、出すと言われたところは有利な補助金は使えばいいんですね。だから、今このときに知恵を使わなければですね、本当にこの地震の復旧・復興はままならんと私は言いたいわけですよ。ですから、役場の解体は、これ外すことできないでしょうね。これはまずできません。ところが、24番と26番は、例えば、今言われたような、こう傷みが激しいとか、例えば、26議案に対してからはですよ、例えば、二重窓にするとか、二重窓どころか風がピューピュー入り込んでいるんですよ、今町民の方々の家屋は。そういった状況の中でですね、その不便かもしれないけれども、ある程度はお互いが譲り合って、そういったところをやっていかないと、本当に復旧・復興は進まない。そう思います。そしてまた、ここの入札にですね、多くのこの建設業者が名を連ねておられるということは、できると言ってるんですね。ところが、民間が請求したらできないと言うんですよ。この今の現状をわかっているかということですよ。ですから、この方々が1カ月、2カ月、できあがりの期間が延ばせることによって、そこで10件、20件とその修理してあげられるところが出てくるというならば、そっちのほうでしょうね、やっぱり、考えるべきは。ですから、そういった実態調査をしながら、こういった追加議案、どうしても追加しなければならぬ議案ですとして出すんですよ、追加議案というのは。ですから、そこのところをきちんと計算して出されたのかなと、町長のこの施政方針とえらくギャップがあるなど、そう感じたところでもあります。これは町長に質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、まさしく議員の言われるとおりでございまして、本当にそこまで我々のほうでしっかりと反省をしていなかったということ、重々、今後についてもしっかりとそういう形で取り組んでいきたいと思っております。もちろん、いろんな今ご指摘ありました件について、我々も例えば、運動公園行きまして、南のほうに門がいるとか、いろんなことを検討しまして、やっぱり駐車場のあるところは、トイレがあるところは、真ん中の本体の玄関口にあるようなところに付けるべきであるなどというような思いもしておりますので、その辺のところについては、今後、十分運動関係の団体のほうとも検討しながら、その辺のフェンス関連等についても若干移動があるか

もしれませんが、十分検討させていただきたいというふうに思います。

もちろん、向こうのほうにつきましてはですね、当初のときから、去年の予算の繰り越しというような形で、議員のほうからもご指摘受けておりましたので、十分我々もしっかりとご相談というか、検討させていただきましても、まさかこんなにですね、災害関係が手間取るというのは見えてこなかったものですから、設計しながら、向こうのほうの改築も、じゃあやろうということでやらせていただいておりますけども、今後につきましても、しっかりと住民の皆さんの家屋関連等の復旧に急がせてできるように、地元の建設業関連等にもしっかりとそういう指示をやっていきたいというふうに思いますので、議員おっしゃることにつきましては、十分今後このようなことないようにしっかりと精査をしながら反省の上、取り組みをさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしときます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号、大津町運動公園多目的広場改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、大津町役場庁舎解体工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、あけぼの団地12号棟改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第2号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議 長（桐原則雄君） 日程第10、同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることに

ついてを議題とします。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ただいま追加提案しました、契約案件につきましては、議員からの指摘事項等関連等については十分関係者の皆さんと相談を進めながらしっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思います。議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、同意第2号でございますけれども、大津町監査委員の選任につきまして同意を求めることについてでございますが、現監査委員の嶋田 純様が平成29年3月31日をもって辞職されますので、この度、菊池郡大津町美咲野2丁目20番3号、松永高春様を監査委員として選任いたしたいと思うものでございます。

松永高春様は、長年、大津町役場職員として勤務され、総務・経済・土木・住民福祉・教育部の様々な分野で要職を努められ、学識・経験ともに豊富であり、監査委員として適任と存じます。選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 質疑いたします。こちら個人の名前あがっておりますが、今回ですね、あくまでもこの方の属性ですね、役場OBだという属性を踏まえた上での質疑と受け取っていただければと思います。この監査委員というもののなのですが、私は2つのことが大事と思っております。一つが、専門性、もう一つが独立性でございます。先ほどおっしゃったところで、専門性というところは、もう元役場の職員で中のこともよく知っておられるのもう問題はないかと思っております。ただ独立性というところで、この個人どうこうではなく、対外的に見た場合としても、役場の方、もともと中の方が監査委員を務めるのがどうかという疑義が生まれてくるかと思えます。実際に、国のほうの動きとしましても、平成18年には、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というところで、監査の公平性を確保するために、職員OBの監査委員への選任は、特に必要がある場合以外に行わないこととし、外部人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と指示が得られる監査委員制度に努めることという、もちろん法令の定めはございませんが、そういったものも出ております。この発端といいますのが、平成18年に夕張市が破たんしまして、そのときに職員のOBの監査の方が黙殺してしまったことが発覚して、身内監査と批判というものがあって、国のほうが動い

たという経緯がございます。そうした中で、法令としても、25万人以上の4名以上置くところになっているところですね、そこは必ず1名以上は役場OB以外の方を入れなければならないという定めまでございます。

それを踏まえた上で、今回、急な辞任等もあってなかなか人を探すの難しかったのかもしれませんが、住民の方への説明というところを踏まえた上で、どういった経緯だとか、どういった視点で人を選任されたのかということと、ここの役場OBという属性を踏まえた上で、どのようにこの独立性ということを考えておられるかということの2点のお答えいただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の監査委員の選任についてでございますけども、一つ目は、もうおっしゃるように、大変地方自治体の業務の関係の多様化というか、複雑多岐にわたっておりますので、専門的に識見のある人を欲しいなというような思いをしております、そういう関係で人を一応2、3あたってみましたが、なかなか個人の事情もありまして、引く受けてくれないというような状況もございましたけども、まずは町民の皆さんにどう説明するかというような状況でございますけども、議員おっしゃるように、私のほうも地方自治法関連でちょっと読ませて、私の解釈でですね、議員おっしゃるように、人口25万以上の市については、監査委員4人のうちの議員が2人と識見者が2人、そのうちの2人の中で1人、OBは1人以下ですよというような話も、私も解釈はしておりますけども、その以下の市町村について、2人の監査委員、その1人が議会議員と、もう1人は識見者を有するというようなことをうたってあるわけですけども、その中における、例えば2人以上の場合には、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であったものは1人以下でなければというような話は、これは私はちょっと25万人のほうの中に入っていくんだなというような思いをして、下のほうについては別にそう選任してもそう問題ないかなというような解釈で、今回提案をさせていただいたわけでございますけども、そういう意味におきまして、監査の委員の空白を空けるわけにもいかなかったものですから、彼にご相談をして、できればお願いでけんかなというようなことで、役場辞めまして1年過ぎておりますので、いかなもんかなというような私の思いで今回お願いをしたということでございます、実際は、やっぱりなかなかこの監査というのは大変厳しい状況でございますので、そういう意味におきまして、やっぱりある程度内容のわかった人にしっかりと行政の監査指導関連をお願いできればなというようなことで、今回、同意のお願いをしたわけでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたしますが、こちら実際にですね、この指針が出たあとなんですが、各自治体等でも未だにやはりOBの方が付いている事例はたくさんあります。ただ、現状としては減ってきております。この18年以降にも第29次地方制度調査会答申においても、今後も地方公共団体、25万人以上に類しないところに関しても、基本的にはOBの方は公平性とかも含めて外すよというお話がございました。ただそこも踏まえて、十分留意した上で、今回県職員の方々だとか、専門性と独立性を担保される方にも十分に当たられてお断り申されて、この方しかいなかったという理解でよろしいかというところを質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 行政関連で詳しいとなると県職員でございますものですから、県職員OBの方関連等にお話を2、3させていただきましても、それぞれの職員の方につきましてもですね、本人の都合でなかなか引き受けてくれないというような状況でございますものですから、基本的には行政内容に詳しい人をというようなことを探したんですけども、ほかに見当がつかなかったというのが本音でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 質疑いたします。

私も先ほどの質疑と同じような意見を持ったところでお尋ねしようと思ってたんですけども、ある程度説明がありましたので、そこを踏まえたところということでお尋ねしたいと思います。

まず一つが、その専門性に関しては、ある程度担保できるというような前提でお話がありましたけれども、確かに、ずっと町のほうですね、ずっと行政の職をなさっているということはそうなんですけれども、そのずっと大津町の中でやってこられたというところがですね、それでいいのかというふうにとちょっと考えるところでお尋ねしたいと思います。

つまり、その専門性というのが、その客観的なですね、どこの市町村においてもっていう考え方をしたときに、基本的にルールは一緒なんです。けれども、運用というのは市町村の中でそれぞれの運用というものがあると。そうした時に、大津町の運用がいいのか、悪いのかを監査する立場のときに、その運用にずっと乗っかってきてお仕事をされてきておられるところは一つ不安なところですね。もっと広いいろんなやり方がある中で、ああこのやり方をしているんですねという見方をすることができるのが監査委員さんじゃないかなと、私思うところですので、そこがきちんとその専門性の担保というところ、もう少し何ていうかな、レベルを上げたところでみてそれでもいいのかというところについて、まず1点です。

それからもう一つがですね、これはちょっと言い方難しいんですが、言ってしまいますと、今町長は、職員のOBです。議長も職員のOBですね。こうしたときに、監査委員まで職員のOBであっていいのかというところも非常に疑義が持たれるところでして、これについて、それでいいんですよということでお答えいただければそれでいいんですが、そこに関しても一言、ご説明があればと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 彼のこれまでの経験というのは、今手元に書いてありますように、その中で、やっぱり彼は広域のほうにも出向いたり、あるいは、合併関連の事務局のほうにも行って、識見はある程度広く持っておるし、彼はしっかりと勉強する人でございますので、きっと経験を基づいたところで、新たな視野を彼は広めて、我々の職員にしっかりと指導してくれるものと確信しております。

また、たまたま私が町長ですし、また、今回もたまたま議長になられるということで、それがいいか、悪いかともかくとして、やっぱりなあなあで行くというのはまずいわけでございますから、議会

は議会の立場で、私は私の立場で切磋琢磨しながらやっていく中で、そういうような気持ちで監査委員になられた彼もきっとその辺はちゃんと線を引いて物を言って職員の指導にあたってくれるものと確信をしております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 済みません、後半のほうの質問は町民の目から見てという意味でしたので、そこは言葉足らずだったなと思いますので、そこは申し訳ありません。

あと最後にちょっと確認的な質問ですけれども、もちろんその監査委員の空白というのは許されないわけでありまして、ただもう一つ気になりましたのが、2、3あたってみてという言葉だったんですね。もう少し粘れんかったのかなという思いが少しあるところでして、エンドラインと言いますか、監査委員がいつまでに決まらないといけないのかというエンドラインについてお答えをいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今回、議会のほうも議員さん代わりましたし、そしてまた、我々が広域の関係の監査関係も大津町で受け持つところもございますので、そういう意味におきまして、その識見の監査委員をそちらのほうに派遣しなくちゃならないというような状況でありますので、こういう大変な厳しい時代でございますので、やはり間を空けるわけにはいかないなというようなことで、ちょっとお話を2月の終わりごろに聞きましてですね、前の監査委員もだいぶ悩んで答えてこられたわけでございますので、それはもう仕方ないですねというようなことで、それから2、3、担当のほうと話しながらやりましたけども、結果が人が、結局は人がいないというような状況でございましたので、適材を探したけどもなかなか状況が厳しかったなというようなことで、無理やりに、無理やりにちゅうか、彼にやってくれるかというような相談しましたところが、私であればしっかり頑張りますというような形の返事いただきましたので、今回彼にお願いをできればなというふうに思っておりますので、皆さんにはいろいろと町民にご迷惑をかけないようにしっかりと彼も頑張っていくものというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（佐藤真二君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 監査委員の選任につきましてお尋ねをしますが、当事者の松永さんがよく存じ上げておりますので、能力は確かに申し分ないとは思いますが、今までちょっと心配がなされましたように、役場OBということは、もし何かあった場合はですね、それはもう取り返しがつかない、今は国では森友学園の騒動も起きてますけど、町長が役場あがり、副町長も役場あがり、議長も役場あがり、聞きたいのはですね、今3月議会ですけど、全く空白があってはダメなのかという法的な問題ですね。これは6月議会まで人選をあたって、どうしてもいないということであれば、そんなときも我々も考えなくちゃいかんと思いますが、6月までほかをあたるのが可能であるのであれば、私はそのくらいの慎重さが必要だと思います。これは松永さんがダメだという、能力がダメだという

ことでは全くございません。よく存じ上げて、尊敬に値する人だということを前提にですね、法的な問題をお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 私の人間的幅が狭いもんですから、なかなか人を探すことができなかつたというような状況で、しっかり荒木議員にも相談しとけばよかったなど、今反省しております。そういう推薦をしていただく方がおればですね、しっかりとその人たちとも相談できるかなと思ったんです。残念ながら私の顔の広さがなかった関係で、県関連についても、なるだけ大津町の人をというようなことで選択させていただきましたもんですから、こういう時期でございますので、1カ月でも2カ月も待つことができないように、一緒にやっぱりこの時期に監査をお願いできればなということで、そういう心情をお願いをしておるところであります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私が聞きたいのは、その法的な背景です。6月まで延ばすことはできるのかと。そこまで努力をして、どうしても見つからないということであれば、またそのとき判断できるのではないかと云ってるわけです。ましてや、今年予算は倍になっているわけですからね、地震関連で。それほど大事な時期だと思いますので、余計慎重には慎重を期すべきではなからうかということで、法的な背景を確認したいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時57分 休憩

△

午後3時03分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員さんのほうの質問にお答えいたします。

空白期間がどれだけというようなその法的根拠ということでございますけれども、法的にはもうそのそういった定めはないということでございます。ただ県のほうに確認しましたところですね、やはり1人というのは好ましくないということで、速やかにその決めたほうが望ましいというようなご意見でございました。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採択します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

日程第11 同意第3号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議 長（桐原則雄君） 日程第11、同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 人事案件の監査委員の案件につきましては、しっかり皆さんのご意見を聞き、今後についてしっかりと監査委員のほうに精を出していただくようお願いを申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

同意第3号の大津町教育委員会委員の任命につきまして同意を求めることについてでございますが、農守典子様から、一身上の都合により平成29年3月31日をもって辞職の申し出があり、教育委員会会議においてもその同意がなされましたので、新たに、菊池郡大津町大字杉水2655番地1の本田みちよ様を教育委員会の委員として任命をいたしたいと思うものでございます。

本田みちよは、保育士及び社会福祉主事の資格を持っておられ、32年間主任保育士として杉水保育園に勤められ、幼児教育に精通されておられます。

また、現在は、もりかわセーフティ・ボランティアとして、子どもたちの登下校の見守り活動等をされており、地域の安全を守るために精力的に活動されるなど、人格が高潔で、教育、学術、文化などに関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じますので、教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する津法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

もう略歴あたりを今見ておりますが、これでその方の資質で、人間性、そういったものわかるわけありませんよね。ただこれで明白にわかるのは年齢です。教育委員会の方向性を考えたときにですね、私、議会もですけども、若い方からある程度のご年配の方までうまいぐあいこう年齢があると、その世代が違いますから、そういった話し自体が非常に濃厚になって、全体がうまく回ると考えております。ここに同意を求められた方につきましては、ご年齢がもう結局退職年齢を過ぎておられるというようなご年齢ですので、ご意見番的な立場かなと、もう経験は豊富というのは重々わかりましたけれども、こうしたときに、一体その教育委員会の平均年齢あたりはかなり上がってくるんじゃないですか。教育に必要なのはですね、この世の中全体を踏まえて、今しなければならぬことをきちんと子どもたちに教えていったりとか、まあ社会教育もありますんで、全体がわからなければ、本当の教育の話し合いにはならないのかなと、私は思います。ですから、教育委員となったときには、いろんな子育て世代から社会全体の方々の意見を広く集められて、そして望まれるはずですので、年齢構成が今現在どういった形で推移しているのか。そういったところをきちんとその踏まえた上での提案なのか。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の彼女の年齢について、今後の大津町の教育行政についていかなもんかというようなご質疑でございますけども、彼女の場合、もう経験豊富というような状況で、現実には若い幼児関連の教育関連もやってきておられるし、その中での自分の経験で、今後の教育関連についてもしっかりと昔のゆとりある教育というか、そういう教育の方向性をまた考えていただければなというような思いもしておりますので、議員おっしゃるように、ご意見番というわけでないんですけども、うまくその大津町の教育の方向性をしっかりとつくっていただければなというような思いをしておりますので、高齢者の立場のほうから意見を出していただければなというような思いで今回お願いをしたわけでございます。

○13番（永田和彦君） この方で体制は充実するということで理解していいんですか。体制、その教育委員会の体制自体が、年齢を踏まえて言いましたけど。

○町長（家入 勲君） そうおっしゃるように、上の年齢を入れてまいりましたので、教育委員の、5人の教育委員さんの中でうまく輪が回っていくものと考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採択します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第2回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月17日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 本 富二夫

大津町議会議員 金 田 英 樹